

昭和 62 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和61年中の総出火件数は6万3,272件で前年に比べ3,407件増加し、火災による死者は2,061人を数え、戦後3番目に高い数となっている。

また、昭和61年中の救急出場件数は234万5,907件、救助活動件数は1万8,079件となっており、それぞれ年々増加している。

昭和61年中は、静岡県における2件のホテル火災、神戸市での社会福祉施設火災などの建物火災のほか、鹿児島市の梅雨前線豪雨災害、北関東から東北地方にかけての広い地域にわたる豪雨災害、伊豆大島における噴火災害などの大規模な自然災害が発生し、昭和62年に入ってから、大規模な林野火災の多発、東京電力大井火力発電所の原油サービスタンク爆発炎上事故、東京都東村山市の特別養護老人ホーム松寿園火災などが発生しており、災害に対する備えは、ますます重要となっている。

来年3月には、自治体消防発足40周年を迎えようとしているが、今年の白書は経済社会の激しい変化の中であって、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及するとともに、主に昭和61年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防防災行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

昭和62年11月

消 防 庁

目 次

第1章 総 説	1
第1節 住民生活の安全確保をめざして	1
1 消防防災行政の現状	1
2 今後の消防防災体制の方向	5
第2節 最近の災害の動向	12
1 火 災	12
(1) 出火件数と出火率	12
(2) 死者数と死因	12
(3) 損害額と焼損面積	13
(4) 出 火 原 因	13
2 地震災害及び風水害等	14
(1) 地 震 災 害	14
(2) 風水害, 雪害等	14
3 その他の災害	15
第3節 当面の諸問題	16
1 消防体制の整備	16
(1) 消防力の重点的整備	16
(2) 消防職団員の教育訓練と処遇	19
(3) 消防団の活性化対策の推進	21
2 救急体制の充実	22
(1) 救急業務実施体制	22
(2) 救急医療体制	23
(3) 住民の自主救護能力の向上等	24
3 救助体制の整備	24
4 防災体制の強化	25

- (1) 防災に関する組織・計画の整備……………25
- (2) 情報通信体制の整備……………26
- 5 広域応援体制の整備……………28
- 6 風水害対策等の推進……………29
 - (1) 風水害対策の推進……………29
 - (2) 土砂災害対策の推進……………30
 - (3) 活動火山対策の推進……………30
- 7 震災対策の推進……………30
 - (1) 震災予防体制の整備……………30
 - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化……………32
- 8 地域防災計画の見直しの推進……………33
- 9 防災意識の高揚と自主防災体制の確立……………33
 - (1) 防災意識の高揚……………33
 - (2) 地域の自主防災体制の強化……………34
 - (3) 事業所の自主防災体制の強化……………36
- 10 予防行政の充実……………36
 - (1) 防火管理制度の充実……………36
 - (2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化……………37
 - (3) 表示・公表制度の普及による防火安全……………38
 - (4) 自動通報システムの構築……………39
 - (5) 消防防災システムのインテリジェント化の推進……………39
 - (6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進……………40
 - (7) 社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進……………41
- 11 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進……………42
 - (1) 危険物の保安の確保……………42
 - (2) 石油コンビナート防災体制……………43
 - (3) 給油取扱所の保安対策……………44

- (4) 石油備蓄基地への対応……………44
- (5) 石油パイプラインの保安……………45
- 12 林野火災対策の推進……………45
- 13 特殊災害対策の推進……………46
 - (1) ガス災害対策の推進……………46
 - (2) トンネル防災対策の推進……………46
 - (3) 原子力災害対策の推進……………47
 - (4) 航空機災害対策の推進……………47
 - (5) 海難救助対策の推進……………49
- 14 研究開発の推進……………49
- 15 国際化への対応……………50
 - (1) 国際協力・国際交流の推進……………50
 - (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備……………51
 - (3) 基準・認証制度の国際化への推進……………52
- 第2章 火災等の災害の実態……………55
 - 第1節 火 災……………55
 - 1 出火件数……………55
 - (1) 出火件数は増加……………55
 - (2) 建物火災は全火災の60.3%……………55
 - (3) 冬季、春季に火災が多い……………55
 - (4) 出火率は5.2……………59
 - (5) 出火率の高いのは三重県、低いのは京都府……………59
 - (6) 火災通報は119番、初期消火は消火器……………60
 - 2 損害額……………60
 - 3 死者……………61
 - (1) 建物火災による死者は156人増加……………62
 - (2) 火災による死者は冬季と真夜中に多い……………62

- (3) 火災による死者の数が多いののは東京都，少ないのは佐賀県……63
- (4) 火災による死者は専用住宅，木造建物が多い……65
- (5) 死因は火傷が49.6%，中毒・窒息が41.0%……68
- (6) 高齢者，乳幼児の死者が過半を占める……68
- (7) 1件で3人以上の死者を出した火災は38件……69
- (8) 放火自殺者は死者総数の39.0%……70
- 4 出火原因……70
 - (1) 「たばこ」による火災が首位……71
 - (2) 「たき火」による火災は増加，「火あそび」による火災は減少……72
 - (3) 「こんろ」による火災は増加……73
 - (4) 「放火及び放火の疑い」による火災も増加……74
 - (5) 「ストーブ」による火災も増加……75
 - (6) 着火物は「枯れ草」が首位……75
- 5 火災種別ごとの状況……76
 - (1) 建物火災……76
 - (2) 林野火災……83
 - (3) 車両火災……85
 - (4) 船舶火災……85
 - (5) 航空機火災……86
- 6 昭和62年上半期における火災の発生状況……86
- 7 外国の火災状況……87
- 第2節 地震災害等……90
 - 1 地震災害……90
 - 2 風水害，雪害等……90
 - (1) 昭和61年中の災害……90
 - (2) 昭和62年上半期の災害……91
- 第3節 ガス等によるその他の災害……93
 - 1 ガスによる災害……93

- (1) 事故の発生件数……93
- (2) 事故による死傷者数……96
- (3) 自損行為によるガス事故……98
- 2 石油コンビナート災害……99
 - (1) 災害件数と被害……99
 - (2) 災害の特徴……99
- 3 危険物施設等における災害……101
 - (1) 火災……101
 - (2) 危険物流出等の事故……103
- 4 海上災害……104
- 5 航空機災害……105
- 第3章 消防行政の現況……107
 - 第1節 消防体制……107
 - 1 消防組織……107
 - (1) 常備消防機関……107
 - (2) 消防団……110
 - 2 消防施設……111
 - (1) 消防機械等……111
 - (2) 消防水利……112
 - (3) 消防通信施設……113
 - 第2節 救急業務……115
 - 1 実施状況……115
 - (1) 救急出場件数及び搬送人員の状況……115
 - (2) 医療機関別搬送人員の状況……116
 - (3) 傷病程度別搬送人員の状況……117
 - (4) 収容所要時間別搬送人員の状況……117
 - (5) 転送の状況……117
 - (6) 救急隊員の行った応急処置の状況……120

- (7) 交通事故に対する実施状況…………… 120
- 2 実施体制…………… 121
 - (1) 実施市町村…………… 121
 - (2) 救急隊…………… 122
 - (3) 救急隊員…………… 123
 - (4) 救急自動車…………… 123
 - (5) 救急指令装置…………… 123
 - (6) 救急医療情報センター…………… 123
 - (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制…………… 123
 - (8) 救急業務等における感染防止対策…………… 124
 - (9) 集団救急事故及び大震災時における救急救護対策…………… 124
- 3 救急医療体制…………… 125
- 第3節 救助活動…………… 127
 - 1 実施状況…………… 127
 - (1) 救助活動件数及び救助人員の状況…………… 127
 - (2) 事故種別救助活動の状況…………… 127
 - 2 実施体制…………… 129
 - (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村…………… 129
 - (2) 救助隊数及び救助隊員数…………… 129
 - (3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材…………… 129
 - (4) 救助隊員の教育訓練…………… 130
- 第4節 防災対策…………… 132
 - 1 防災に関する組織・計画…………… 132
 - (1) 防災会議…………… 132
 - (2) 地域防災計画…………… 133
 - (3) 防災訓練の実施…………… 134
 - 2 情報通信体制…………… 134
 - (1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網…………… 134
 - (2) 都道府県防災行政無線通信網…………… 135

- (3) 市町村の消防・防災無線通信網…………… 135
- (4) その他の防災通信網…………… 137
- 第5節 広域応援体制…………… 138
 - 1 消防広域応援体制の整備…………… 138
 - 2 広域防災体制の整備…………… 140
- 第6節 風水害対策等…………… 142
 - 1 風水害対策…………… 142
 - (1) 防災体制の確立…………… 142
 - (2) 災害危険箇所に対する措置…………… 143
 - (3) 警戒避難体制の整備…………… 143
 - 2 活動火山対策…………… 144
 - (1) 地域防災計画の整備充実…………… 144
 - (2) 関係機関との連携…………… 145
 - (3) 広域的な連絡・協力体制の整備…………… 145
 - (4) 防災行政無線の整備…………… 145
 - (5) 避難体制の整備…………… 145
 - (6) 観光客対策の整備…………… 145
 - (7) 防災訓練の実施…………… 146
- 第7節 震災対策…………… 147
 - 1 消防庁の震災対策…………… 147
 - (1) 震災対策施設等の整備…………… 147
 - (2) 地震防災対策強化地域における震災対策…………… 147
 - (3) その他の地域における震災対策…………… 151
 - (4) 総合防災訓練の実施…………… 151
 - (5) 震災対策に関する研究…………… 152
 - 2 地方公共団体における震災対策…………… 152
 - (1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況…………… 153
 - (2) 避難場所・避難路の指定状況…………… 153

- (3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況…………… 154
- (4) 備蓄物資の状況…………… 154
- (5) 震災対策施設に対する助成措置等…………… 154
- (6) 震災時における相互応援協定等の締結状況…………… 155
- (7) 調査研究の実施状況…………… 156
- 第8節 地域防災計画の見直しの推進…………… 157
 - 1 地域防災計画の現況…………… 157
 - 2 防災アセスメントの推進…………… 157
 - 3 地区別防災カルテの整備…………… 158
- 第9節 防災意識の高揚と自主防災体制…………… 159
 - 1 防災意識の高揚…………… 159
 - (1) 火災予防運動…………… 159
 - (2) 防災知識の普及啓発…………… 161
 - (3) 119番の日の設定…………… 162
 - 2 自主防災体制…………… 162
 - (1) 地域の自主防災体制…………… 162
 - (2) 施設の自主防災体制…………… 164
- 第10節 予 防 行 政…………… 167
 - 1 防火管理制度…………… 167
 - 2 消防用設備規制…………… 170
 - (1) 防火対象物の実態…………… 170
 - (2) 消防用設備等の規制の現況…………… 172
 - (3) 消防用設備等の性能の確保…………… 174
 - (4) 防 炎 規 制…………… 174
 - 3 防火基準適合表示制度…………… 177
 - (1) 「適マーク」交付状況…………… 177
 - (2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場, 百貨店等)…………… 180
 - 4 消防同意及び予防査察等…………… 181
 - (1) 消防同意の実態…………… 181

- (2) 予防査察及び違反状況の改善…………… 182
- 5 消防用機械器具等の検定等…………… 189
 - (1) 検 定…………… 189
 - (2) 鑑定及び受託試験…………… 189
 - (3) 自 己 認 証…………… 189
- 第11節 危 険 物 行 政…………… 192
 - 1 危 険 物 規 制…………… 192
 - (1) 危 険 物 施 設…………… 193
 - (2) 危険物取扱者試験…………… 194
 - (3) 危険物取扱者保安講習…………… 195
 - (4) 自衛消防組織等を設ける事業所…………… 196
 - (5) 仮貯蔵, 仮取扱いの承認…………… 196
 - (6) 仮使用の承認…………… 197
 - (7) 保 安 検 査…………… 197
 - (8) 立入検査及び措置命令等の実態…………… 197
 - 2 石油パイプライン事業の保安規制…………… 199
- 第12節 石油コンビナート災害対策…………… 200
 - 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況…………… 200
 - (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況…………… 200
 - (2) 防災緩衝緑地等の整備状況…………… 200
 - 2 防 災 体 制…………… 202
 - (1) 石油コンビナート等防災本部…………… 202
 - (2) 消 防 本 部 等…………… 202
 - (3) 防災資機材の整備…………… 202
 - 3 自衛防災組織等…………… 203
 - (1) 自衛防災組織等の現況…………… 203
 - (2) 自衛防災体制の充実…………… 203
 - 4 事業所のレイアウト規制…………… 204
 - (1) レイアウト規制対象事業所の実態…………… 204

(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況..... 205

第13節 林野火災対策..... 206

1 林野火災特別地域対策事業..... 206

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施..... 206

(2) 林野火災用消防施設等の整備..... 206

2 広域消防体制の整備..... 207

(1) 広域消防体制の整備..... 207

(2) 空中消火の実施状況..... 207

3 出火防止対策..... 208

(1) 出火防止対策の徹底..... 208

(2) 林野火災に係る調査研究..... 209

第14節 特殊災害対策..... 210

1 ガス災害対策..... 210

2 原子力災害対策..... 210

(1) 原子力発電所等の防災対策..... 210

(2) 放射性物質輸送の安全対策..... 212

3 高層建築物及び地下街等の火災対策..... 213

(1) 高層建築物..... 213

(2) 地下街及び準地下街..... 213

4 海上災害対策..... 214

5 大規模交通災害対策..... 215

(1) トンネル防災対策..... 215

(2) 航空機災害対策..... 216

6 毒劇物災害対策..... 216

第15節 消防の教育訓練等..... 218

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助..... 218

(1) 教育訓練..... 218

(2) 消防学校等に対する技術的援助..... 220

2 消防学校における教育訓練..... 221

(1) 消防学校の設置状況..... 221

(2) 教育訓練の基準..... 221

(3) 教育訓練の実施状況..... 222

(4) 教職員の状況..... 223

3 全国消防救助技術大会の実施..... 224

第16節 消防の国際化..... 225

1 国際協力・国際交流..... 225

(1) アジア諸国等消防職員の研修..... 225

(2) 諸外国からの研修員受入..... 225

(3) 諸外国への専門家派遣..... 227

(4) 国際交流..... 227

2 消防救助隊の海外派遣体制..... 228

3 基準・認証制度..... 229

第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇..... 231

1 活動状況..... 231

2 公務災害の状況..... 231

3 安全衛生体制の整備..... 231

4 処 遇..... 234

(1) 消防職員の処遇..... 234

(2) 消防団員の処遇..... 235

5 消防表彰等..... 240

(1) 叙 位..... 241

(2) 叙 勲..... 241

(3) 褒 章..... 241

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰..... 241

(5) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰..... 241

(6) 退職消防団員報償..... 243

第18節 消防の科学技術の研究..... 245

- 1 消防用機器等の改善に関する研究..... 245
 - (1) 消防活動における自動化に関する研究..... 245
 - (2) 救助隊の個人装備等に関する研究..... 246
 - (3) 1点観測法による早期津波予測システムに関する研究..... 246
- 2 林野火災の出火・飛火危険に関する研究..... 246
- 3 危険物火災対策に関する研究..... 246
 - (1) 防油堤火災の燃焼性状に関する研究..... 246
 - (2) 泡消火剤用有効タンパク成分に関する研究..... 246
 - (3) 危険物等の評価方法に関する研究..... 246
 - (4) 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究..... 247
- 4 建物火災時の人命安全に関する研究..... 247
 - (1) 建物火災時における初期消火法に関する研究..... 247
 - (2) 避難救助時の行動力改善に関する研究..... 247
 - (3) 燃焼ガスの毒性評価手法に関する研究..... 247
- 5 その他経常的研究..... 247
- 6 情報交換等..... 248
- 第19節 消 防 財 政..... 249
 - 1 市町村の消防費..... 249
 - (1) 消防費の決算状況..... 249
 - (2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費..... 249
 - (3) 経費の性質別内訳..... 249
 - 2 市町村消防費の財源..... 250
 - (1) 財 源 構 成..... 250
 - (2) 地 方 交 付 税..... 250
 - (3) 国 庫 補 助 金..... 251
 - (4) 地 方 債..... 254
 - (5) そ の 他..... 255
 - 3 都道府県の消防防災費..... 255
 - 4 国 の 消 防 費..... 256

— 図 表 索 引 —

第2章 火災等の災害の実態

- 第1表 火災の概況.....56
- 第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況.....57
- 第3図 火災の傾向.....57
- 第4表 火災種別出火件数の構成割合.....58
- 第5表 火災種別出火件数の推移.....58
- 第6表 四季別出火状況.....58
- 第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化.....59
- 第8図 都道府県別出火率.....59
- 第9表 覚知方法別出火件数.....60
- 第10表 初期消火器具等の使用状況.....60
- 第11表 損害額の推移.....61
- 第12表 火災による死傷者の推移.....61
- 第13表 火災種別死傷者数.....62
- 第14表 月別死傷者発生状況.....62
- 第15図 時間帯別死者発生状況.....63
- 第16表 人口に対する死者数の割合.....63
- 第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況.....64
- 第18表 建物構造別・死因別死者発生状況.....65
- 第19表 死因別死者発生状況の推移.....65
- 第20表 死に至った経過と年齢別の死者の状況.....66
- 第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数.....68
- 第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況.....69
- 第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況.....69
- 第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況.....70
- 第25表 出火原因別出火件数.....71
- 第26図 出火原因別の出火件数と損害額.....71
- 第27表 たばこによる火災の損害状況.....72

第28表	火あそび及びたき火による火災の損害状況	73
第29表	こんろによる火災の損害状況	73
第30表	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	74
第31表	ストーブによる火災の損害状況	75
第32表	主な着火物別出火件数	76
第33図	建物火災の月別出火件数	77
第34表	用途別建物火災の損害状況	78
第35表	火元建物の構造別損害状況	78
第36表	建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数	79
第37図	建物火災の主な出火原因と経過	80
第38図	建物火災1件当たりの焼損面積	80
第39表	建物火災の放水開始時間別焼損状況	81
第40図	建物火災の鎮火所要時間別焼損状況	82
第41図	林野火災の月別出火件数	83
第42表	林野火災の焼損面積段階別損害状況	84
第43図	林野火災の主な出火原因と経過	84
第44図	車両火災の主な出火原因と経過	85
第45図	船舶火災の主な出火原因	86
第46表	昭和62年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)	87
第47表	1985年諸外国の火災状況	88
第48表	風水害等による被害状況	91
第49図	ガス事故の態様別発生件数	93
第50図	ガス事故の発生場所別発生件数	94
第51図	消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数	95
第52図	ガス事故による死傷者数	96
第53図	ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数	97
第54図	自損行為に起因するガス事故の態様別件数	98
第55表	石油コンビナート災害件数の推移	99
第56表	主な石油コンビナート災害	100
第57表	特定事業所区分別災害件数	101

第58表	業態別災害件数	101
第59表	危険物施設における火災の発生件数と被害状況	101
第60図	危険物施設別火災発生件数	102
第61表	出火原因別(類別品名別等)火災発生件数	102
第62表	危険物施設の火災の拡大状況	103
第63表	危険物施設における流出等の事故発生件数	103
第64図	危険物施設別流出等事故発生件数	104
第65表	主要港湾における消防機関の出動状況	105
第66図	民間航空事故等の推移	105

第3章 消防行政の現況

第1—1表	市町村の消防組織の現況	107
第1—2図	消防本部・消防署所数の推移	108
第1—3図	消防職団員数の推移	108
第1—4表	消防団員の年齢構成	111
第1—5表	消防機械の保有数	112
第1—6表	消防水利(人工水利)の保有数	113
第1—7図	消防通信施設等の状況	114
第2—1表	救急出場件数及び搬送人員の推移	115
第2—2表	急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合	116
第2—3図	医療機関別搬送人員の状況	117
第2—4表	傷病程度別搬送人員の状況	118
第2—5図	収容所要時間別搬送人員の状況	118
第2—6表	転送回数別搬送人員の状況	119
第2—7表	医療機関別転送理由の状況	120
第2—8表	救急隊員の行った応急処置の状況	121
第2—9表	救急業務実施市町村数の推移	122
第2—10図	救急業務実施形態の内訳	122
第2—11表	救急隊数の推移	123
第2—12表	救急病院及び救急診療所の推移	125
第3—1表	救助活動件数及び救助人員の推移	127

第3—2表	事故種別救助出動及び活動の状況	128
第3—3表	救助隊の設置状況	129
第3—4表	救助隊数及び救助隊員数	130
第3—5表	救助隊が搭乗する車両及び主な資機材	130
第3—6表	消防本部における救助隊員の訓練実施状況	131
第5—1表	消防広域応援交付金制度適用事例	139
第7—1表	大震火災対策施設の整備状況	148
第7—2表	地震防災対策強化地域一覧表	149
第7—3図	地震防災対策強化地域指定状況	149
第7—4表	地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)	150
第7—5表	都市における避難場所の指定状況	153
第7—6表	都市における震災訓練の実施状況	154
第7—7表	備蓄物資の状況	155
第7—8表	震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)	155
第7—9表	震災時相互応援協定の締結状況	156
第7—10表	震災対策関係調査研究事業の実施状況	156
第9—1表	テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況	161
第10—1表	全国の防火管理実施状況	168
第10—2表	全国の共同防火管理実施状況	169
第10—3表	防火対象物数	171
第10—4表	全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況	172
第10—5図	過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移	173
第10—6表	地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況	173
第10—7表	消防設備士の数	174
第10—8表	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	175
第10—9表	防災製品の認定件数	176
第10—10表	表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)	177
第10—11表	表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)	178
第10—12表	点検項目別不備率(劇場、百貨店等〔(-)項, (四)項])	179

第10—13表	消防同意事務処理状況	181
第10—14表	火災予防査察実施状況	183
第10—15図	過去5年間の火災予防査察実施回数 of 推移	184
第10—16表	特定違反対象物改善状況推移	184
第10—17表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	185
第10—18表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	186
第10—19表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	188
第10—20表	検定申請数量	190
第10—21表	鑑定及び受託試験の申請件数	191
第11—1図	危険物施設数の状況	192
第11—2表	危険物施設数の推移	193
第11—3図	危険物施設の規模別構成比	194
第11—4表	危険物取扱者試験実施状況	195
第11—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	196
第11—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	196
第11—7表	保安検査の実施状況	197
第11—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	198
第11—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	198
第12—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	201
第12—2表	第一種事業所の新設等の届出の状況	205
第13—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	206
第13—2表	空中消火の実施状況	208
第14—1図	原子力発電所立地図	211
第15—1表	教育訓練課程	219
第15—2表	教育訓練の実施状況	220
第15—3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	222
第15—4表	初任教育期間別消防学校数	222
第15—5表	新規採用者の初任教育受講状況	223
第15—6表	消防学校教職員数	223
第16—1表	アジア諸国等消防職員研修受講状況	226

第17—1表	消防職員及び消防団員の活動状況	232
第17—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	232
第17—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	236
第17—4表	公務上における消防団員の死傷者数の推移	236
第17—5表	補償基礎額改定状況	237
第17—6表	消防協力者等の死傷者数の推移	237
第17—7表	退職報償金支給額	238
第17—8表	消防基金の公務災害補償費の支払状況	239
第17—9表	消防基金の福祉施設の実施状況	239
第17—10表	消防関係者の表彰者数等	244
第19—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	249
第19—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	250
第19—3表	市町村消防費決算額の財源内訳	251
第19—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	251
第19—5表	国庫補助金による年度別消防施設等整備状況	252
第19—6表	市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移	255
第19—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	256
第19—8表	昭和62年度消防庁関係予算主要事項別一覧表	257

附 属 資 料

1	昭和61年度の法令の制定	259
2	昭和61年中の主な火災	261
3	都道府県別火災損害状況	264
4	月別火災損害状況	272
5	出火原因別火災損害状況	274
6	主な出火原因の推移	274
7	用途別の主な火災事例	276
8	昭和21年以降の火災損害状況	278
9	昭和21年以降の火災損害比較	282
10	昭和21年以降の大火記録	284

11	風水害等による都道府県別被害状況	286
12	関東大地震以後の主な地震災害	291
13	昭和21年以降の風水害等の記録	292
14	都道府県の防災訓練の実施状況	294
15	都道府県別市町村消防組織一覧	296
16	消防機関数と消防職員数の推移	298
17	政令指定市町村数の推移	299
18	自主防災組織の都道府県別結成状況	300
19	危険物施設数の推移	302
20	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	304
21	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況	306
22	都道府県別救急業務実施状況	310
23	都道府県別事故種別救急出場件数	312
24	都道府県別事故種別救急搬送人員	314
25	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	316
26	都道府県別救助活動件数及び救助人員	318
27	1986年世界主要都市の火災状況	320

第1章 総 説

第1節 住民生活の安全確保をめざして

第 1 章

1. 消防防災行政の現状

総 説

我が国の消防は、明治初期の消防組合として始まり、昭和8月には、消防法を制定しようとしている。各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済発展の発展に基き、速やかな修正を加えてきたことである。今日では、重大消防を中心とした消防活動はもとより、予防、救急、夜間、防災など非常に広範囲を活動している。また、組織、人員、施設等の整備とともに対応が進展し、今や我が国の消防は、国際的にも高い水準に到達している。以下住民生活について現状を概観することとする。

まず第1に消防力の概況である。昭和42年4月1日現在、消防組合は2,971を数え、全国市町村数に對する消防組合率は91.4%に達し、我が国全人口の98.0%が、消防組合の保護を受けておられる。これに對し、消防職員数は昭和42年4月1日現在で13万4,000名に達している。

一方、消防費は、昭和42年4月1日現在、201億7,000万人の國民を擁し、消防活動ととも消防の消防体制に對する事柄の増加を以て、消防、救急、夜間、防災、消防活動等々大規模な活動に於いては、消防、消防活動費の中心を構成して居る。消防費は、昭和42年4月1日現在、201億7,000万人の國民を擁し、消防活動ととも消防の消防体制に對する事柄の増加を以て、消防、救急、夜間、防災、消防活動等々大規模な活動に於いては、消防、消防活動費の中心を構成して居る。

また、消防施設も、昭和42年4月1日現在、消防組合は、消防、救急、夜間、防災、消防活動等々大規模な活動に於いては、消防、消防活動費の中心を構成して居る。消防費は、昭和42年4月1日現在、201億7,000万人の國民を擁し、消防活動ととも消防の消防体制に對する事柄の増加を以て、消防、救急、夜間、防災、消防活動等々大規模な活動に於いては、消防、消防活動費の中心を構成して居る。

第1章 総 説

第1節 住民生活の安全確保をめざして

1 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和23年に自治体消防として発足して以来、来年3月には、満40年を迎えようとしている。各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済情勢の変化に応じ、幾多の制度改正を加えてきたところであり、今日では、消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助、防災など非常に広範な活動を行っている。また、組織、人員、施設等の各般にわたって着実に整備が進み、今や我が国の消防は、国際的にも高い水準に到達している。以下主な点について現状を概観することとする。

まず第1に消防力についてである。

昭和62年4月1日現在、常備化市町村数は2,981を数え、全国市町村数に対する常備化率は91.6%に達し、我が国全人口の98.6%と、国民のほとんどが常備消防によってカバーされている。これに伴い、消防職員数も昭和62年4月1日現在で13万463人となっている。

一方、消防団は、昭和62年4月1日現在、101万7,807人の団員を擁し、常備消防とともに地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

また、消防施設面についてであるが、常備消防にあっては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、ヘリコプター等の科学消防力を中心とした整備が進められ、また、消防団にあっては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られている。

第2に予防行政についてである。

予防行政は、昭和23年の消防法の施行により火災の予防、危険物、消火の設備等に関する規定が設けられたことによって初めて体系化されたが、その後、社会経済、建築構造の変化や危険物の増加に対応しながら、逐次改善が加えられてきている。

防火対象物における予防対策としては、防火管理制度の整備、一定の防火対象物に係るスプリンクラー設備等の消防用設備等に関する基準の整備、防災規制、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）などの整備充実が図られている。また、危険物については、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵・取扱基準等が整備され、さらに、昭和51年の石油コンビナート等災害防止法の施行により、事業所のレイアウト規制を行うこととするなど総合的な防災体制の確立が図られている。

昭和62年3月31日現在、150m²以上の防火対象物数は256万2,314件、危険物施設数は62万783施設、石油コンビナート等特別防災区域は82地区となっている。また、1万人余りの職員が予防業務に従事し、昭和61年中の各種防火対象物に対する査察件数は約123万件、危険物施設に対する立入検査件数は約48万件余にも達している。

第3に救急業務についてである。

救急業務は、昭和38年の消防法の一部改正により制度化されたが、昭和62年4月1日現在、全市町村の92.8%に当たる3,019団体が実施し、全人口の98.8%をカバーするに至り、ほぼ全国的に普及している。また、昭和61年中の出場件数は、234万5,907件で、全国で13.4秒に1回の割合で救急隊が出場したことになる。このように救急業務が著しい進展をみた背景には、都市化の進展等による急病や交通事故の増加による国民の救急需要の高まりがある。

救急業務の増加と事故や疾病の多様化に対し、救急隊員の資質の向上を図るために救急隊員に一定の講習の終了を義務付けているほか、「救急の日」（9月9日）をはじめ、あらゆる機会をとらえて救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることとしている。さらに、昭和61年4月の法改正に

より、救急業務の対象に、事故による傷病者のほか急病人を加えるとともに、救急業務に応急の手当を行うことが含まれることが明確にされた。

第4に救助活動についてである。

救助活動は、災害に際し、要救護者を安全な場所に救出する活動であるが、沿革的には火災消火に伴う人命救助にその源があり、また、自然災害における救助活動も古くから行われているが、最近では、社会経済活動の複雑多様化に伴って、交通事故、労働災害、水難事故等各種の災害に及んでおり、出動割合もむしろ火災以外の各種災害の割合が著しく高くなっている。消防機関の救助活動件数も近年著しい増加を示し、昭和61年中における救助活動件数は1万8,079件、救助人員は1万8,918人と、それぞれ昭和52年の約1.6倍及び2.4倍となっている。

このような状況を踏まえ、昭和61年4月の法改正により、市町村は一定の基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとされた。また、消防庁では、昭和60年11月に発生したコロンビア噴火災害時における経験にかんがみ、海外で大規模な災害が発生した場合に、我が国における国際緊急援助体制の一環として、我が国の消防救助隊（消防



国際消防救助隊合同訓練（昭61. 4.11実施）

庁ではこれを国際消防救助隊と称している。)を派遣するための体制の整備を進めてきたところであり、既に61年10月のエル・サルバドル地震災害に際しては、国際消防救助隊が被災国民の救助に大きな成果をあげたことは記憶に新しいところである。さらに、昭和62年8月には、救助活動、医療活動等の総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的とした「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が成立し、9月16日から施行された。

第5に防災対策についてである。

我が国は、地形、気象条件等から、地震、風水害等の自然災害に見舞われやすい宿命を有しており、また、都市化の進展や国民の生活様式の変化等により災害の危険性も高まっている。昭和36年に制定された災害対策基本法は、このような災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、国、都道府県、市町村及び住民が一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとしている。各地方公共団体においては、同法の規定に基づき地方防災会議が設置され、地域防災計画の策定又は修正を行い、地方公共団体の長が中心となって防災活動の組織化、計画化を図ることにより各種災害に対処しているところであり、また、災害時に迅速かつ的確に対応するためには日ごろの訓練が大切であることから、防災関係機関及び住民と連携して総合的かつ実戦的な防災訓練が行われている。

世界有数の地震国である我が国においては、地震に対する備えが必要であり、従来から都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策が講じられてきた。特に、昭和53年には大規模地震対策特別措置法が制定され、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定、地震対策緊急整備事業の推進等各般にわたる震災対策が進められている。

また、防災対策を講じていく上で極めて重要な災害情報の収集・伝達手段として、国、都道府県、市町村、集落を通ずる全国的な消防防災無線ネットワークの整備が進められている。

このように、防災対策の整備強化が図られている中で、消防機関は、地域防災に関する豊富な知識と経験を有し、市町村防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として防災対策に大きな役割を果たしている。

一方、住民や事業所の自主防災組織についても、多くの地域や事業所で組織の整備が進められ、防火・防災知識の普及、避難誘導、出火防止や初期消火など地域における消防防災活動の大きな力となっている。

2 今後の消防防災体制の方向

近年、技術革新等が急速に進展し、国民生活の利便性、快適性が高まる一方で、雑居ビル、高層建築物、地下街等の増加、あるいは、新たな危険物施設、危険物品等の出現等により、災害発生の潜在的危険性が增大するとともに、その態様も複雑多様化する傾向にある。

また、我が国は、もともと、地震、風水害等に見舞われやすい地理的、気象的条件下にあることもあり、災害が大規模化、広域化する危険性が高まっている。加えて、人口の高齢化が急速に進むとともに、国民の意識・生活様式の変化等により、地域における防災能力がぜい弱化しつつあるという問題も生じている。

さらに、今や世界有数の経済大国となった我が国が、その地位にふさわしい責任と役割を国際社会において果たすことは、消防の分野においても重要な課題となっている。

このように、我が国の経済社会が高度化、国際化する中であって、国民の生命、身体、財産を守る消防の重要性はますます高まっており、消防防災体制の整備を更に図りながら、安全な地域社会づくりをめざすことが従来にも増して重要な課題となっている。

以上のような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的方向として次の諸点があげられる。

第1は、技術革新の活用による消防防災体制の充実である。

複雑多様化する災害に的確に対応するためには、科学技術の進歩や技術革新の成果を、消防防災対策に更に積極的に取り入れていく必要がある。

まず、消防の施設、装備の面では、コンピューター制御により自動化したはしご付ポンプ自動車、無人走行車付きの化学消防車、より高機能な救助工作車、新素材等を活用した軽量で安全な個人装備等の開発を進めるなど、消

防力の科学化・高度化を一層推進していく必要がある。

新たな技術の活用が最も期待されるのは、情報の分野である。昭和62年6月に発生した松寿園火災の例からも明らかなように、火災情報等の自動通報システムを地域社会において構築することが喫緊の課題となっており、技術革新の成果を活用して、まず、自力避難の困難な者が多数入所する社会福祉施設等からその設置を推進し、順次、旅館・ホテル等に拡大していくことが必要である。さらに、将来においては、住宅を含むすべての防火対象物にまでこのシステムを普及させることをめざし、システムの技術基準等のハード面及び経済性の問題等のソフト面の両面からシステム全体の在り方について早急に検討を行う必要がある。

次に、消防機関が119番通報を受けたら直ちに、予め登録済みの各種消防防災情報、救急医療情報等を活用しつつ、最も適切な出動車両を迅速に選り出し、出動指令を行うことができるように、消防緊急情報システムの整備を進めることも重要な課題であり、今後、このシステムをより高度化していく必要がある。こうした技術開発を進めるためにも、産学官の連携による共同研究の実施体制及び外部の研究者の受入れ体制の整備、国際交流・協力の促進を図る必要がある。

さらにまた、都市構造の変化に適切に対応するためには、最新のエレクトロニクスの技術を活用し、種々の防災設備の制御、作動を自動的に行う消防防災システムのインテリジェント化も推進していく必要があり、インテリジェント化を指向したシステムの開発を更に助長するための融資制度の拡充、特に優れたシステムの評価・表彰等をより一層積極的に行っていく必要がある。

なお、技術革新、高度情報化の進展等に伴う新たなシステムの導入により、利便性が增大する反面において、いったんそのシステムが停止すれば住民生活、経済活動に重大な支障をもたらすこととなりかねないという潜在的危険性が增大しているので、火災面からのコンピュータセキュリティ対策等現代社会のぜい弱性に対する防災面からの対策にも常に考慮を払わなければならない。

第2は、大規模災害対策と広域応援体制の整備である。

地震、風水害、林野火災等その被害が大規模又は広域に及ぶ大災害に対しては、地方公共団体の区域を越えて、所要の人員・資機材を集中的に投入することが必要であるので、今後は、個々の市町村の消防力の整備を進めることに加え、大規模災害等に備えた広域的な応援体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、広域航空消防応援実施要綱の策定、消防広域応援交付金制度の創設を行うなど消防庁長官の出動要請制度の積極的な運用に努めてきたところであるが、今後さらに、応援可能な部隊・資機材のリストアップや災害種別の広域応援マニュアルの作成を図るなどにより広域応援体制の一層の整備を推進する必要がある。また、迅速かつ的確な広域航空消防応援や救急活動の広域的展開が可能となるよう、消防防災ヘリコプターの全国ネットワークシステムの構築も進めていく必要がある。

さらに、大規模災害に際しては、迅速・正確な情報の収集・伝達が特に重要である。このため、通信衛星の高度利用、回線数の増加、多ルート化等を図りながら消防防災無線施設の整備を進め、全国的な消防防災無線のネット



消防航空隊（東京消防庁）

ワークの強化を引き続き推進していく必要がある。

また、大規模災害をはじめとする各種災害に適切に対処するためには、総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を、より実効性のあるものとしていかなければならない。このため、防災アセスメントの実施、防災ビジョンの確立、地区別防災カルテの作成などに留意しながら、社会環境の変化に対応して、計画をより具体的、科学的、総合的なものとするための見直しを絶えず行っていく必要がある。

次に、危険物施設における災害は、大規模災害につながる潜在的危険性を有しているので、危険物の範囲について、時代の変化に即した見直しを行うとともに、危険物施設の位置・構造・設備あるいは、貯蔵・取扱いの基準を整備するなどその保安の万全を図る必要がある。また、最近の事故発生原因として大きなウェイトを占める工事中の事故の安全対策の徹底を図るとともに、石油コンビナート等における企業の自主保安体制の強化を図るため、従業員に対する防災教育の徹底、防災訓練の充実強化等に更に努める必要がある。

第3は、防災意識の高揚と地域ぐるみの防災対策の推進である。

防災については、国民一人ひとりが常に関心を持ち、日ごろから防災に関する基礎知識を身につけておくことが極めて大切である。このような観点から、消防庁では、防災の日、救急の日等を通じ国民の防災意識の高揚を図っているが、自治体消防発足40周年を契機に更に防火思想の普及徹底を図るため、昭和62年から、新たに119番の日を設定したところである。今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し、さらに防災意識の高揚に努めていく必要がある。

地域における防災能力を高めるためには、防災まちづくり事業による消防防災施設や避難路、避難地等の防災基盤の整備の積極的・計画的な推進とあわせて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自立自助の精神と連帯意識に支えられた自主防災体制の整備を進めていく必要がある。

このため、婦人防火クラブや幼年・少年消防クラブの育成強化をはじめ、町内会・自治会などを中心とした自主防災組織の整備を一層強力に進める

必要がある。

さらに、民間事業所も、地域社会の一員としてその安全を確保する社会的責任を有しており、防災上重要な役割を果たすことが期待される場所である。したがって、今後、こうした民間事業所の自主防災組織の整備を促進し、住民及び事業所の自主防災組織が一体となった地域自主防災体制の確立に努めていく必要がある。

また、消防団は、常備消防とともに地域防災の中核として、重要な役割を果たしており、消防団の活性化が極めて重要な課題となっている。このため、市町村において、ソフト・ハードの両面から消防団を活性化するための総合的な計画の策定を進め、その計画に基づく拠点施設や無線機器の整備等消防団に必要な施設・装備の整備を強力に進めるとともに、青年層の加入の促進、若手リーダーの育成、消防団の組織の充実、団員の処遇の改善等を図っていくことが必要である。

第4は、高齢化への対応である。

近年、我が国の人口の高齢化が著しいが、放火自殺者を除けば、火災による死者の半数近くを高齢者が占めるに至っており、また、建物火災による死者の90%以上が住宅火災によるものである。したがって、高齢化が今後ますます進展することを考えると、住宅防火対策の一層の推進を図ることが極めて重要である。このため、各家庭における火災の発見・警報等を自動的に行うホームセキュリティの適切な普及の推進に努めるとともに、高齢者等を火災から守るため、防災物品等の開発普及、さらには、火災を自動的に消火するための住宅用のスプリンクラー等の新しい家庭用消防機器の開発改良とその普及を図っていく必要がある。また、家庭用消防機器のガイドラインの作成等を行い、住民に対する火災予防及び火災時における適切な行動に関する知識の普及を図ることも必要である。

さらに、松寿園火災等最近の事故例を踏まえ、高齢者が多数入居する社会福祉施設・病院におけるスプリンクラー設備の設置の促進、夜間の防火管理体制の強化、自動通報システムの構築等これらの施設の防火安全対策を積極的に推進する必要がある。

救急業務についても、本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる。このため、特に救命率の向上の観点から、消防機関と医療機関との連携・協力関係をより一層密にすることが極めて大切であり、スコアカードの導入、救命救急センター等との間のホットラインの設置等救急体制の整備を更に強力に進めていく必要がある。さらに、高齢者等と消防機関との間のホットラインとして新たな救命通報システムを構築するための検討も進めていく必要がある。

なお、高齢者をはじめ、心身障害者、乳幼児、傷病者などの災害弱者は、災害の発生時に迅速・的確な行動をとることが一般的に困難である。したがって、このような災害弱者の安全を確保するため、消防機関をはじめとする各行政部門、あるいは地域の自主防災組織、ボランティア組織等がそれぞれ果たすべき役割を明らかにしつつ総合的な防災対策プランを作成するなどの災害弱者対策の一層の推進に努める必要がある。

第5は、国際化への対応である。

災害から住民の生命、身体及び財産を守るという消防の役割は、国境や民族を問わず世界各国共通のものであり、国際化の進展に対応し、世界的にもトップレベルに成長した我が国の消防力を国際協力に積極的に役立たせていくことが大きな課題となっている。

国際化への対応の第一は、大災害時の際の国際協力である。既に昭和61年10月のエル・サルバドル地震災害に際して、国際消防救助隊が被災国民の救助に大きな成果をあげたところであるが、62年9月に国際緊急援助体制の整備を図ることを目的とした「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が施行されたことを踏まえ、今後は、国際消防救助隊員を国際緊急援助隊の一員として時機を逸することなく派遣し、国際緊急援助活動を迅速に行わせることができるように、国際協力事業団等との連携強化を図りながら、更に体制の整備に努める必要がある。

また、消防庁では、昭和45年から国際協力事業団の協力の下に、開発途上国に対し、消防職員の集団研修、消防専門家の派遣、個別研修員の受入れ等の消防技術の国際協力を積極的に推進しており、昭和62年度においては、

救急救助技術研修を新設したところでもあるが、今後、これらの施策を更に充実するなど開発途上国を中心とする諸外国の期待に十分応えられるような国際協力体制の整備充実を一層推進していく必要がある。

国際化への対応のもう一つの大きな課題は国際規格の問題である。調和ある対外経済関係の形成に資するという観点から、我が国は、ISO（国際標準化機構）の行っている消火器、スプリンクラー等の消防用機器に係る国際規格の策定作業に、従来から、積極的に参画してきたところである。昭和62年5月には、東京においてISO/TC21（消防機器専門委員会）の全体国際会議を開催するとともに、7月にはISOに係る国内対策の充実強化を図るための協議会を設置したところでもあるので、国際規格の策定作業に我が国が更に重要な役割を果たせるよう、協議会等を通じて国内の消防技術関係者が連携を図るなど今後一層の努力を傾注していかなければならない。

第2節 最近の災害の動向

1 火 災

(1) 出火件数と出火率

昭和61年中の総出火件数は、6万3,272件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万件近く減少したが、前年に比べ3,407件増加している。

昭和61年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万8,121件で、前年比3.4%の増加、林野火災は4,838件で、前年比16.4%の増加となっている。また、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和61年中も5,179件で、前年比3.8%の増加となっている。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で5.2となっており、前年に比べ0.2ポイントの増加となっている。

昭和62年上半期における総出火件数は、3万4,144件で、前年同期に比べ3,268件（8.7%）の減少となっている。なお、昭和62年6月6日、東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」で死者17人、負傷者25人を出す火災が発生した。

(2) 死者数と死因

昭和61年中の火災による死者は2,061人で、前年に比べ314人の大幅な増加となり、戦後3番目に高い数となっている。そのうち、放火自殺者を除いた死者は、1,257人で前年に比べ168人増加した。また、放火自殺者も前年に比べ146人増加して804人となり、戦後、最高の数となっている。また、死者総数に占める割合は依然として4割近くとなっている。

次に死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ156人増加し1,367人（全体の66.3%）となっている。このうち約9割の1,245人が専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない寝たきり

老人など身体の不自由な高齢者に多く、昭和61年中においては放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が592人（前年505人）、5歳以下の乳幼児が98人（同86人）でともに前年より増加しており、この両年齢層の死者で死者全体の54.9%（同54.3%）を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が624人（49.6%）、一酸化炭素中毒・窒息死が515人（41.0%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

(3) 損害額と焼損面積

昭和61年中における火災による損害額は、1,498億円で、前年に比べ52億円（3.3%）減少している。1日当たりの損害額は4億1,032万円、火災1件当たりの損害額は237万円、国民1人当たりの損害額は1,234円となっている。

建物焼損面積は194万 m^2 で、前年に比べ約3万 m^2 （1.7%）減少しており、建物火災1件当たりの焼損面積は51 m^2 で、前年に比べ3 m^2 （5.6%）減少している。

なお、昭和62年上半期の火災による損害額は758億円で、前年同期に比べ154億円（16.9%）減少しており、また、建物焼損面積も103万 m^2 で、前年同期に比べ8万 m^2 （7.2%）減少している。

(4) 出火原因

昭和61年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、4万5,163件で、全火災の71.4%を占めている。なかでも、たばこによるものが7,195件（全火災の11.4%）と最も多く、次いで、たき火の7,135件（同11.3%）、こんろの6,754件（同10.7%）の順となっている。

また、放火が5,194件、放火の疑いが4,032件で両方合わせると9,226件（同14.6%）であり、件数、割合とも前年を上回った。特に、大都市地域（11大都市）においては、放火（放火の疑いを含む。）による火災が全火災の28.2%を占め、その比率は他の地域よりも高く、札幌市、東京都特別区、横

浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の各都市においては、放火（放火の疑いを含む。）が出火原因の第1位となっている。

2 地震災害及び風水害等

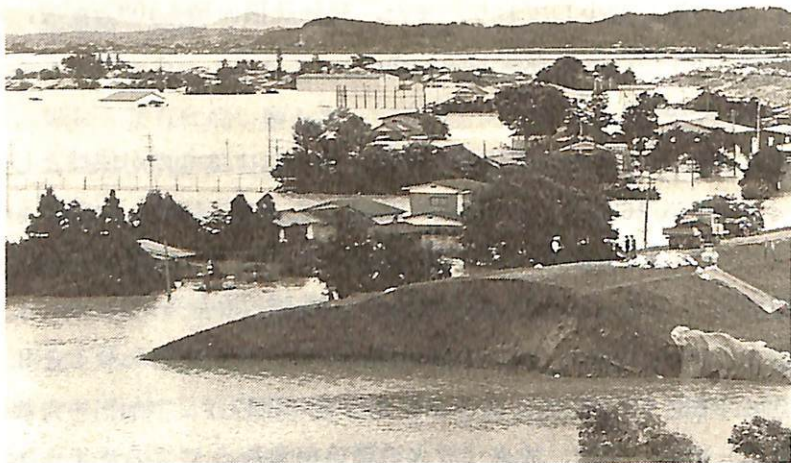
(1) 地震災害

昭和61年中の有感地震は、1,230回（前年654回）を数えたが、幸いにして死者の発生するような地震はなかった。昨年より有感地震が多かったのは、伊豆大島噴火に伴う地震が600回近くも起ったためである。

なお、昭和62年上半年は人的被害を伴った地震が4回発生している。

(2) 風水害、雪害等

昭和61年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者・行方不明者は148人（前年199人）、負傷者は802人（同1,356人）であり、また公共土木施設等の被害総額は8,388億円（同8,762億円）と人的被害及び公共土木施設等の被害は前年より減少したが、住家被害のうち全壊・流失272棟（前年260棟）、床上浸水34,143棟（同9,094棟）、床下浸水92,309棟（同68,220棟）と、それぞれ前年より増加している。



昭和61年台風第10号豪雨災害（宮城県鹿島台町）

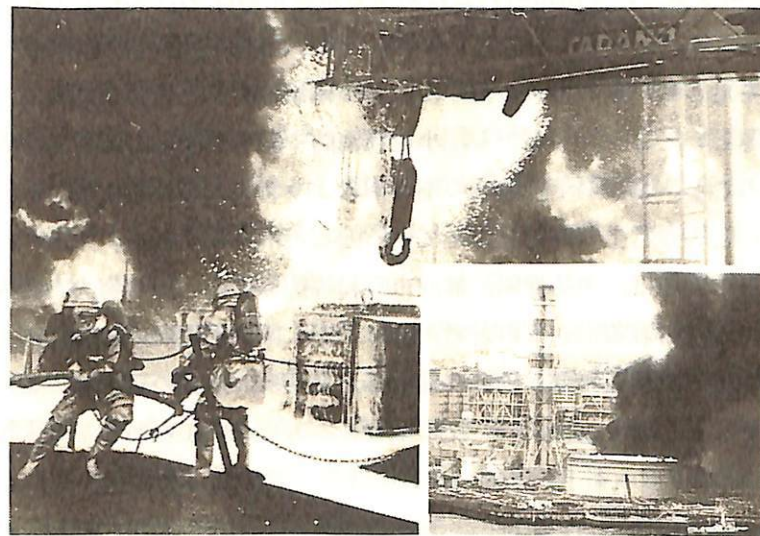
昭和61年の主な災害を見ると、まず、昭和60年12月中旬から昭和61年3月下旬にかけての豪雪により、死者90人の被害が生じたほか、昭和61年6月5日から7月23日までの間の梅雨前線豪雨により、死者31人、負傷者31人、被害総額1,906億円の被害を生じた。特に、7月10日鹿児島市を襲った豪雨は土砂災害等を引き起こし、死者18人の惨事となった。また、昭和61年8月4日から6日にかけての台風第10号及びその後の低気圧により、死者20人、負傷者107人、被害総額3,384億円の被害を生じた。

また、11月には昭和49年以来12年振りに伊豆大島が噴火し、約1万人の全島民がおよそ1ヶ月にわたって島外に避難するという事態が発生した。

3 その他の災害

昭和61年中の石油コンビナート災害の発生件数は59件で、前年に比べ6件（9.2%）減少している。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の56%を占めている。

昭和62年に入ってから、5月に東京都品川区の東京電力（株）大井火力発電所において、原油のサービスタンクが爆発炎上し、4名の死者が発生する事故があった。



東京電力（株）大井火力発電所火災（昭62. 5. 26発生）

第3節 当面の諸問題

1 消防体制の整備

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また、救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これらの消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、昭和62年4月1日現在、常備化市町村数は2,981を数え、全国市町村数に対する常備化率は91.6%に達し、我が国の全人口の98.6%をカバーしているが、その大部分は昭和40年代後半に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は、財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導、助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織の在り方について検討することも必要である。

特に、都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流の

あっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は、消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた性能を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、引き続きその導入を進めていかなければならない。さらに、空からの的確な災害情報を即時に消防本部及び災害現場の消防車両等に電送する通信技術等を活用して、ヘリコプターによる災害情報の収集伝達機能の充実を図る必要がある。

また、昭和61年に行われた消防法及び消防組織法の一部改正に伴い、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が制定されたこととあわせ、消防力の基準の一部改正も行われ、昭和62年1月から施行されたことにより、これらの基準に従った救助体制の充実強化が図られるよう救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急情報システムの設置促進を図る必要があり、昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進しているところである。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規

模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、昭和62年4月1日現在で13万463人となっており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の厳しい増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、昭和62年4月1日現在で101万7,807人となっている。人口移動が鎮静化し、定住化が進行しているものの、団員数は現在なお減少の傾向にある。常備化が進化した今日においても、大規模災害時等における消防団の果たす役割は、極めて大きなものがあるので、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質の向上に努め、その機能の強化を図るとともに、消防団の活性化をより一層促進する必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講ずるとともに、国庫補助金、地方債資金の確保等従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和60年度における市町村の消防費決算額は9,871億円(前年度比549億円、5.9%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は3.4%となっている。

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、国庫補助金の確保のほか、地方債等の活用を図ることにより、従来にも増して消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

さらに、昭和61年度から、地域の特性に応じた災害に強いまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業を創設したところであり、その積極的活用を図る必要がある。なお、昭和62年度からは、防災まちづくり事業をまちづくり特別対策事業から分離し、申請事務手続の簡素化等を図ったところであり、地域の実情に即した安全なまちづくりのため、事業の推進が一層望まれる。

(2) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防本部等で消防職団員に対し、日ごろから行われている各種の教育訓練の充実強化が重要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和61年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が90.0%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職団員の知識、技能の一層の向上を図るため、逐次消防学校の教育訓練の基準の見直しを行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応する

ためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。特に、教育訓練課程については、環境の変化に対応しながら、今後とも消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②仮眠室、食堂等の施設の備品の整備等執務環境の改善を促進すること、③消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、④安全管理体制の整備を図り、事故防止に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

また、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げ等により、今後、消防職員が60歳まで勤務する形態が一般化することを踏まえて、消防本部における職員構成の高齢化の進行が予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題を発生させている。

このため、消防庁では、昭和61年10月に消防職員高齢化対策検討委員会を設置し、①消防装備の軽量化、動力化、安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理について検討を行っているところであるが、各消防本部においてもこれらに適切に対処するため、中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成等を計画的に推進するとともに、消防戦術の見直し、装備及び資機材の軽量化、市町村長部局との人事交流等60歳まで勤務できる環境の整備に積極的に努める必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活

動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(3) 消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、昭和61年11月の伊豆大島噴火災害における消防団の活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

消防庁としては、消防団活性化対策検討委員会により昭和60年7月に取りまとめられた「消防団活性化対策に関する報告書」及び同報告書に対する消防審議会の意見に沿って、消防団の施設・装備の整備、青年層・婦人層の団員への参加促進、住民の理解と協力を得るための施策等の消防団活性化のための施策を積極的に進めることとしている。

このため、昭和61年度から、総合的な消防団活性化計画に基づく消防団拠点施設、無線機器、防火衣の整備等を行う消防団活性化モデル事業を実施しており、昭和62年度においては、実施団体も51団体となり着実にその成果をあげているところである。このほか、防災まちづくり事業の活用により地域住民に密着した地域防災の核となる消防団拠点施設の整備促進、団員の処遇の改善等を図ったところである。

今後とも、①大規模災害時等における消防団の役割にかんがみ消防団の装備の基準を策定し、無線機器、防火衣をはじめとする消防団の装備の充実強化を図る、②地域社会の就業構造の変化、職住分離の進行に対応するため、青年層、婦人層を中心として住民の消防団への加入の促進を図る、③団員の処遇の改善を図る等、引き続き消防団活性化の施策を実施していく必要がある。

2 救急体制の充実

(1) 救急業務実施体制

救急業務は、昭和62年4月1日現在、全市町村の92.8%に当たる3,019団体が実施し、救急隊3,810隊、救急隊員4万4,006人で全人口の98.8%をカバーしており、ほぼ全国的に普及している。

このような状況を踏まえ、昭和61年4月15日には、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和61年法律第20号）が公布され、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして応急手当を行うことが含まれることが明確にされ、また、救急業務の対象として、消防法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第274号）により事故以外の事由として「生命に危険を及ぼし、又は著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病」が定められた（以上の法律及び政令の改正は、いずれも昭和62年1月1日施行）。

このような制度の改正を踏まえて、今後、なお一層、救急隊員の資質の向上を図るため、全国統一の標準教科書に準拠した視聴覚教材の作成、さらに、救急隊員の教育訓練の全国標準的な効果測定基準の設定等により135時間の救急業務に関する講習内容の充実強化に努めるとともに、消防学校及び職場における救急隊員の再教育にも積極的に取り組んでいく必要がある。

また、救急業務の適切な運営と救急隊員の士気の高揚に資するため、救急隊員の服制の改善を進めていく必要がある。

一方、列車、航空機事故、さらに大地震等一たび大事故、大災害が起き、集団的に傷病者が発生した場合の対策（いわゆる集団救急事故対策）は、必ずしも十分とはいえない面がある。消防庁においては、その在り方について、指針を示し、消防機関に対し、救急業務計画の策定、見直しの指導を行っているが、今後とも集団救急事故対策の確立に努める必要がある。

また、集団救急事故対策をはじめ、離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域での救急事故で、通常の体制では十分な活動が行えない場合の対策として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効であることから、

ヘリコプターの活用を積極的に推進していく必要がある。

(2) 救急医療体制

傷病者の救命効率を高めるためには、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。このためには、救急医療機関が適切に配置されているとともに、これら医療機関と消防機関とが緊密な連携体制を保つことが大切である。昭和60年末の医療法の一部を改正する法律（昭和60年法律第109号）により、都道府県が地域医療計画の作成を行うものとされ、その内容として救急医療の確保に関する事項を定めることができることとされたので、今後、救急医療機関の配置の適正化が進むことが期待される。

また、救急医療機関への適切、かつ迅速な搬送を行うため、傷病者観察カード（スコアカード）の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置を進めるなど、医療機関と消防機関とのより一層の連携の強化を図る必要がある。

傷病者を収容する救急告示医療機関の数は、昭和62年4月1日現在、5,728箇所、着実に増加しているが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で必ずしも十分ではない地域がある。昨年の消防法の改正により、救急業務の対象として、一定の要件を満たす急病人が含まれることが明確化されたこと等を踏まえ、厚生省においては、救急病院等について、主として事故による救急患者を対象とする医療機関から救急患者一般を対象とする医療機関にその性格を変更することとし、これに伴い救急病院等を定める省令について所要の改正（昭和62年2月1日施行）を行ったところであり、その成果が期待されることである。

また、昭和52年度から、休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備及び各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後ともこの体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。

(3) 住民の自主救護能力の向上等

住民の間に応急手当の知識と技術を広く普及し、その自主救護能力の向上を図ることは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。応急手当は早く行えば行うほどその効果は大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが救命効率の向上につながり、救急要請をする前に傷病者の観察、緊急度の判断を適切に行うことにより、救急自動車の正しい利用の仕方の徹底が図られるとともに、特に大事故、大災害時においては住民自らが自分たちの生命、身体を守るという考え方が必要となるからである。消防機関は、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」はもとよりあらゆる機会をとらえて、従前にも増して医療機関とも協力し合い、国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。

また、昭和61年の救急の日に財団法人消防科学総合センターに「救急基金(アンビュランス・トラスト)」が創設された。この基金は救急業務及びこれと関連の深い救助活動について、先進的または科学的な調査研究事業を行うとともに、救急自動車をはじめとする救急救助資機材の市町村に対する寄贈事業を行うこととしているが、今後これが幅広い国民の善意の寄附によって拡充し、救急業務の発展に資することが期待される。

3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救助者の生命、身体の危険を排除するために行われており、昭和61年中の救助活動件数は、1万8,079件、救助人員は、1万8,918人となっている。

昭和61年においては、このような状況を踏まえ、また、救助活動の実施体制に市町村による格差が生じている現状にかんがみ、救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、消防法の規定による人命の救助のため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする同法の改正(昭和62年1月1日施行)が行われ、また、昭和61年10月には、市町

村が救助隊を配置する場合の基準を定めた救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が制定された。

これを受け、昭和62年度においては、新たに救助資機材等総合整備事業を創設し、救助隊の整備を促進するとともに、救助活動を行うに当たっての基本的な指針である救助活動に関する基準を制定し、消防機関の救助体制の整備充実を図っているところである。今後、市町村においては、早期に省令の基準に到達するよう救助隊の計画的な配置に努め、救助活動実施体制の整備を図っていくことが緊急の課題である。

また、同時に救助制度のより一層の充実を図るため、引き続き、救助操法の見直し、救助隊員の教育訓練体系の見直し、各種災害に応じた救助活動実施要領の策定等を進めていく必要がある。

4 防災体制の強化

(1) 防災に関する組織・計画の整備

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、災害の多様化を考慮し、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会等の専門部会を設置する等、防災体制の充実が図られており、今後とも地域の防災対策に係る総合調整機能の強化が望まれる。

都道府県及び市町村の防災会議が作成する地域防災計画は、その地域における防災に関する総合計画であり、その内容は随時検討を加え、地域の実態に合うよう年々充実を図る必要がある。なお、震災、火山噴火災害等の特殊な災害については、一般災害と区別して個別の計画を作成することが望まれる。

また、災害時に応急対策が的確に実施されるためには、日ごろから繰り返して防災訓練を実施して、実践的な対応能力をかん養しておく必要がある。このような訓練は逐年充実してきており、昭和61年度においては、都道府県で延べ184回、市町村で延べ3,355回の防災訓練が実施されたところであり、今後とも各地域の実情に即し、実効のあがる訓練が活発に行われることが強く期待される。

(2) 情報通信体制の整備

災害時において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、平素から効率的な情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって、無線通信網の整備を進めてきたが、今後とも、通信衛星の高度利用、回線数の増加、多ルート化等を図りながら、技術の進展に対応した情報通信体制の充実強化に努めることとしている。

ア 消防防災通信ネットワークの整備促進

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線は、電話及びファクシミリによる相互通信及び一斉伝達機能を有し、消防防災ホットラインの幹線として大きな成果をあげている。

しかしながら、この無線通信網は多くの無線局の中継によって構成されており、大規模地震等により中継局が損壊すると通信機能が停止するおそれがあり、また、回線数が限られているため、増大する通信需要を賄いきれないことが予想される。このため消防庁では、昭和58年度から消防防災無線網の非常災害時等のバックアップ回線として、日本最初の実用通信衛星「さくら2号」を用いた衛星通信回線の整備に着手し、昭和59年11月から消防庁と愛知県との間で運用を開始した。この衛星通信回線は、現在、4県との間で運用しているが、地上の災害の影響を受けにくく、回線設定の柔軟性に優れていること等から、今後、その整備を更に進めることとしている。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、なお、昭和62年3月現在、5府県が未整備であるのでこの解消を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和58年5月の日本海中部地震、7月の山陰地方を中心とする豪雨災害、10月の三宅島噴火災害、昭和61年11月の伊豆大島噴火災害等、最近の災害においても実証されたように、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達あるいは被害状況の把握等防災対策を迅速かつ的確に行うための災害情報の伝達媒体として極めて有効であり、その整備の必要性がますます高まっている。消防庁では、昭和53年度から国庫補助制度を設け補助を行ってきており、昭和62年3月現在の整備率（同報系）は38.2%となっているが、今後、一層その整備促進を図る必要がある。

また、市町村の消防機関の通信施設として、消防・救急無線の無線通信施設及び専用回線等による有線通信施設があり、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後とも、これら通信施設の機能向上を図り、より効率的な利用技術の開発あるいは利用形態の改善に努め、緊急時においては、迅速かつ的確な処理を行うため、高度情報システムを活用した消防緊急情報システムの整備推進を図る必要がある。

イ 情報通信体制の強化

あらゆる災害に備え、より迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、前述の各通信システムの整備を積極的に推進するとともに、それぞれの機能の充実強化を図っていくことが重要である。

無線通信は災害の影響を受けにくく、また同報性及び回線設定の柔軟性等の特性を有していることから、現在、災害情報収集伝達の手段として有効に活用されているが、無線通信システムに利用できる周波数には限りがあること等から、利用可能な周波数の確保及び周波数を有効に利用する技術の開発並びに一元的かつ効率的な統制を可能とする接続方式の開発等が望まれる。

さらに、各通信システムについて個々の信頼性を高め、一の機能が停止した場合においてもその代替手段が確保されるよう有機的一体的な整備を図るほか、ファクシミリ、データ伝送及び画像伝送の導入による情報伝達の高度化、高能率化を図る必要がある。

また、近年、技術革新の著しい各種の情報通信システムについて、その特

性に応じた消防防災活動への適用を検討するとともに、地震、水位、雨量等に関する防災センサー、地域雨量等の総合的監視システム、あるいは画像消防情報の伝送・検索システム等が開発されてきていることから、今後これらを含む総合的な消防防災情報システムの構築を検討する必要がある。

さらに、施設の整備のみならず、平素から、施設の適正な維持管理、夜間・休日の連絡体制の確保、研修・訓練による操作・対応の習熟等運用体制の強化に努め、ハード・ソフト両面にわたる情報通信体制の確立を図る必要がある。

5 広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、個々の市町村がその消防力をもって対処することができない場合等に対処するため、広域的な消防防災体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用を図り、大規模特殊災害に円滑に対応できるよう市町村間等の相互応援協定の締結や、地方公共団体間の相互応援制度があり、今後、応援協定等の一層の促進を図る必要がある。なお、全県下を統一した消防相互応援協定は、16県（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）で締結されており、都道府県間の広域防災応援協定は5つある。

地方公共団体における相互応援に係るものとしては、災害対策基本法において災害対策又は災害復旧対策の迅速かつ適切な実施を確保するため、地方公共団体間の相互応援について規定し、さらに地方公共団体の要請に応じて指定行政機関等の国の職員を地方公共団体に対して派遣できることになっている。

また、消防組織法において、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講ずる必要があるとき、都道府県知事は市町村長に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村の消防応援のため必要な措置をとること

を求めることができることとなっている。

昭和61年5月に、消防機関の保有するヘリコプターの広域的応援に関して消防庁長官の出動要請制度の積極的運用が図れるよう、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図ったところである。また、昭和62年度から消防広域応援交付金制度を創設し、消防庁長官の求めに応じて、都道府県の区域を越えて行われる消防応援に対し、消防広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなった。これらにより、昭和62年4月から6月に全国各地で発生した林野火災の際、消防ヘリコプターが出動し空中消火や情報収集活動を実施し被害の軽減に多大の成果をあげたところである。

今後は、消防相互応援協定等の実効性を高めるため既応援協定の見直しや隣接市町村を含めた合同訓練を実施する等の検討をする必要がある。

また、広域航空消防応援並びに地上からの広域応援をより迅速かつ効果的に行うため、必要な人員・資機材を備えた応援部隊の派遣・要請システムの整備、災害の種別・地域の特性に応じた広域応援マニュアルの作成等広域応援体制の整備を進めているところである。

さらに、国内の大規模特殊災害に対しては、常に迅速かつ的確な広域航空消防応援が可能となる消防ヘリコプターの全国ネットワークの構築について検討していく必要がある。

6 風水害対策等の推進

(1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、昭和61年8月の台風第10号及びその後の低気圧による災害にみられるように、毎年のように大きな災害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、雨量等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周

知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

近年、昭和58年7月の山陰豪雨、昭和60年7月の長野市地附山地すべりや昭和61年7月の鹿児島市における梅雨前線豪雨など、豪雨に伴うがけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策のなかでも特に土砂災害の防止、被害の減少を図ることが緊急の課題となっている。

このため、土砂災害の発生するおそれの多い地方公共団体においては、地方防災会議に土砂災害に関する専門部会を設けたり、防災関係機関相互の連携体制を整備するなどして総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

(3) 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸対策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、火山情報伝達体制の整備、住民、観光客等の避難対策の強化、噴火災害を想定した防災訓練の実施等に努める必要がある。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

7 震災対策の推進

(1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県169市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等そ

れぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、東海地震とともに地域内の大規模地震の発生に備えた震災予防対策についてその推進を図っている。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降、毎年総合的な防災訓練を防災週間の主たる行事として、9月1日（防災の日）を中心に実施してきている。また、これらの地域のうち、南関東六都府市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市）においては、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練を実施している。これらの訓練は、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

さらに、石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県の石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、当該特別防災区域内の特定事業者は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

このほか、地震防災対策強化地域及びその周辺地域以外の地域において

も、防災知識の普及、防災訓練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されている。また、全国で23都府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。消防庁においても、昭和60年度から現行地域防災計画の検討を踏まえ、地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる震災対策計画策定マニュアルを作成し、都道府県及び市町村に示し、「震災対策編」の策定について指導を行ってきたところである。さらに、昭和62年度においては、消防機関震災対策計画策定マニュアルの作成について検討を行っており、地域防災計画における「震災対策編」の一層の整備充実が期待されている。これに加え、今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、あわせて、財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。なお、同法律の有効期限は、昭和65年3月31日までとなっている。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備も進めている。

8 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくり、発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に十分対応したものととなるよう、必要に応じて修正、点検を加えていく必要がある。

しかし、今日の地域防災計画には、①経済社会の発展と変ぼう（情報化、都市化、高齢化等）により災害の態様は変化しているが、このような変化が十分に反映されていないこと、②災害予防対策が抽象的な内容となっていること、③地域防災計画が住民にとってより身近なものになっていないこと、④災害の危険性を総合的、科学的に把握する手法がとられていないこと、など依然として多くの問題点がある。

消防庁においては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ、地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導したところであるが、今後、この通達に沿って地域防災計画の内容の充実を図っていく必要がある。

9 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

(1) 防災意識の高揚

防災については、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに、それぞれが自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう、日ごろから防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用し、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等について防災意識の普及啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運

動、昭和57年度から設けられた「防災週間」（毎年8月30日から9月5日）などあらゆる機会をとらえて国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

また、消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年度から新たに毎年11月9日を「119番の日」として設定した。国、地方公共団体、その他消防関係機関は、「119番の日」に、各年度の重点テーマに基づいた広報及び諸行事を地域等の実情に応じて実施することとしている。

地域社会における安全の確保は、火災原因のうち失火が昭和61年中の火災の71.4%を占めていること、また、地震時における出火等の二次災害の抑止や風水害等における緊急避難等の課題からみても国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいので、今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

（2）地域の自主防災体制の強化

地域社会において、災害から人命を守り、財産を保全するためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。地域住民の一人ひとりが災害時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に組織的に行動することにより、相当被害の軽減を図ることが期待できる。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょうは損壊し、電気・ガス施設、水道等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、出火の防止、初期消火、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等地域住民の自主的な防災活動に期待するところは極めて大きい。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、防災知識の普及、防災用資機材の備蓄を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ね



自主防災組織初期消火訓練

ておくことが必要である。

消防庁では、自主防災組織の育成強化を図るため、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っており、昭和61年度からは防災まちづくり事業により、自主防災組織の活動拠点となる防災センターの整備を促進しているところである。自主防災組織は、昭和62年4月1日現在、全国の1,787市区町村で合計5万4,011の組織が結成され1,434万2,079世帯が参加し、組織率(全国の世帯数に対する組織されている地域の世帯数)は36.3%となっている。

また、民間の防火組織として婦人防火クラブ(昭和62年4月1日現在、1万3,224団体、213万9,368人)や少年消防クラブ(同5,589団体、59万4,080人)が全国各地で結成され、幼年消防クラブについてもその組織化が進められており、自主防災組織の育成とともに、これらの防火組織の育成強化を通じて地域の防火防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災活動の充実強化を図る必要がある。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、更なる充実を図っていく必要がある。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制としては、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛防災組織等は、防災教育、訓練等により、その充実・強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要である。

また、このように自衛防災組織等の設置が義務付けられていない施設においても自衛防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域の防災体制の充実のためにも自衛防災組織等の設置の促進を図ることが望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所、施設と密接な連絡を取り、その実態に応じて事業所の自衛防災体制の育成・強化に努める必要がある。

10 予防行政の充実

(1) 防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率は共に十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形が化す傾向も見受けられる。防火管理は、経営管理の重要な一分野であることを踏まえ、実効ある防火管理を実施するためには、経

営者（管理権原者）の防火に関する高い意識が欠かせないところであり、管理権原者への防火管理指導が特に重要である。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例から明らかである。したがって、今後防火管理業務についての指導体制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

消防庁では、このような防火管理上の問題に対処するため、防火管理体制研究委員会を設置し、防火管理制度全般にわたり見直し作業を行った。その結果、防火管理業務を警備会社、ビル管理会社等の第三者に委託する場合の取扱いについて昭和58年10月に消防法施行規則を改正したほか、昭和61年12月の消防法施行令改正、翌年1月の消防法施行規則改正等により、防火対象物の実態に即した実効ある防火管理が行われるよう、防火管理者の資格講習を甲種と乙種に区分するとともに、共同防火管理を要する防火対象物の範囲の見直し、統括防火管理者の意義及び消防計画作成の際の管理権原者の責務等の明確化を図った。

(2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反対象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

このため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置き、全国消防機関に対し、主要な消防用設備等についての違反処理マニュアルを示す等により、悪質な違反対

象物の一掃を図るよう指導しているところである。この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定違反对象物が昭和62年3月には267件へと20.6%に減少する等大きな効果をあげているところであるが、さらに違反処理の推進を図る必要がある。なお、消防用設備等の整備促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図る一方、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導している。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適切な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。このため、防火対象物の関係者に対して点検の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

(3) 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、一方、措置命令に従わない違反对象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。消防庁では、当面の目標を旅館・ホテルにおいて全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透し「適マーク」交付率も向上したことにかんがみ、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大したところである。

昭和62年3月31日現在の適マーク交付率は、旅館・ホテル等にあっては82.4%、劇場、映画館等にあっては51.4%、公会堂または集会場にあっては57.6%、百貨店等にあっては51.9%となっており、利用者に対する情報提供として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実にも大きな成果をあげている。今後とも一層この制度を推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

(4) 自動通報システムの構築

昭和62年6月6日に発生した特別養護老人ホーム松寿園火災において明らかになったように、自力避難困難な者が入所する社会福祉施設等の夜間の火災においては、当直職員だけで入所者全員の避難誘導・搬送を行うことは極めて難しい。したがって、できる限り早期に消防機関に連絡し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにする必要がある。

このため、社会福祉施設等について、これらの施設に設置されている自動火災報知設備の火災信号を、通信回線を介して直接消防機関に送るシステム(自動通報システム)の構築を推進するとともに、順次、同様の危険性のある旅館・ホテル等の他の防火対象物にもこのシステムを拡大させていく必要がある。

さらに、火災、事故等の災害の際に消防機関が迅速的確に対応することが望ましいという観点からすれば、将来においては、一般住宅を含む全防火対象物にまで、このシステムを構築することが望ましい。

また、本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者、持病を有する者と消防機関との間のホットラインとして新たな救命通報システムを構築する必要がある。

このような観点から、これらシステムの技術基準等のハード面及び経済性、消防体制等のソフト面の両面について早急に調査検討を進める必要がある。

(5) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

近年、建築物の大規模・複雑化等が一層進み、火災の様相も複雑多様化する傾向にあり、一方、最近は高度情報化の進展に即応し、インテリジェントビルと称する建築物が出現しつつある。このような動向を踏まえ、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物、一般設備及び防災設備に係るハード面並びにその維持管理に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として、総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

このため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、高度な消防防災システムについては、(財)日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる消防防災システム評価委員会においてその機能の優良性を評価するとともに、高層建築物、地下街等その消防防災システムのインテリジェント化を進める必要性が高いと認められる建築物については、評価制度を積極的に活用し、当該評価を受けた優良な消防防災システムの設置を促進し、技術開発の促進とその活用の推進を図っている。

消防庁としては、今後とも、特に優れた消防防災システムの表彰、消防防災システムの整備・工事に要する経費の融資等を通じ消防防災システムのインテリジェント化を志向した新しいシステムについて、建築業界、電子機器業界、防災機器業界その他広く関係者の開発意欲を一層刺激するための諸施策を展開していくこととしている。

(6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進

高齢者の火災における死者の発生率が若年層に比べ格段に高く、今後、高齢化が進むにつれて、火災による死者の数が増加することが考えられる。一方、ここ数年建物火災による死者(放火自殺者を除く。)のうち90%以上が専用住宅又は店舗等併用住宅の火災により発生しているところである。

こうした見地にたち、特に高齢者等を中心として火災による死傷者の発生を防止するため、住民に対する火災予防及び火災時における適切な行動に関する知識の普及を一層推進していかなければならない。

また、各家庭において、火災の発生を早期に的確に発見し、警報等を行うホームセキュリティについて、その在り方について研究を行い、その適切な普及推進に努めることが大きな課題である。

このような観点から、火災を自動的に消火するための住宅用の簡易なシステム等に必要な性能機能等及びその技術開発並びに推進普及方法等家庭用消防機器の在り方等について、学識経験者等から構成される「住宅防火対策検討委員会」において検討するとともに、家庭用消防機器のガイドラインを作成し、住民に対する火災予防及び火災時における適切な行動に関する知識の

普及を図ることにより、住宅における総合的な防火対策を強力に推進していく必要がある。

(7) 社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進

昭和61年7月31日の社会福祉施設陽気寮火災及び昭和62年6月6日の特別養護老人ホーム松寿園火災においては、自力避難が困難な者等多数の死傷者を伴う被害が発生した。このため政府部内に学識経験者等から構成される「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」を設置し、出火防止、初期消火等の初動対応に重点を置いたスプリンクラー設備等の消防用設備の在り方、寝具類の防災化の推進、夜間、休日等における防火管理体制の在り方等について検討を行ったところである。消防庁では、この委員会における検討結果を踏まえて、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置基準の強化、操作性のよい屋内消火栓設備の基準の策定、119番通報装置の整備等を行い、その設置の促進を図ることとしている。

さらに、社会福祉施設、病院等における夜間、休日等の防火管理体制、避難訓練の在り方等について、指導基準・訓練マニュアルを作成して、これらの施設の実情に即し、一層きめ細かい指導を行うこととしている。



熱川温泉「大東館」火災(昭61. 2. 11発生)

また、昭和61年2月11日に熱川温泉大東館火災、同年4月21日には峰温泉菊水館火災等多数の死者を伴う旅館・ホテル等の火災が発生したが、消防庁では、これらの火災事故を踏まえ、非火災報対策の推進、防火管理体制の強化、消防機関への通報体制の整備等について、指導の強化、徹底を図ったところである。

旅館・ホテル等においては、夜間における防火管理体制の徹底がとりわけ重要であることにかんがみ、夜間の防火管理の整備、夜間において火災が発生した場合をも想定した避難訓練の実施等について指導を強化するとともに、学識経験者等から構成された「旅館・ホテル等の夜間の防火安全対策検討委員会」において、指導マニュアルを作成して、このマニュアルに基づいて実情に即し、一層きめ細かい指導を行っているところである。

11 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

(1) 危険物の保安の確保

危険物の保安を確保するため、昭和34年に消防法による全国的統一規制を実施して以来、様々な危険物施設の事故を教訓とし、また危険物の貯蔵、取扱いの態様の変化に即応して、危険物施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いの基準等を整備し、その保安の徹底を図ってきているところである。

近年においては、科学技術及び産業経済の進展に伴い、危険物流通形態の変容、危険物施設の省力化、大規模化など危険物行政を取り巻く環境の変ぼうが見られるところである。今後の危険物行政は、これらの動向に適切に対応して技術基準等の整備を図っていく一方、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成、危険物施設に対する日常の指導と査察の充実を図るなど消防機関の体制の整備を進めていく必要がある。

また、危険物を取り扱う企業においては、その安全性を確保する社会的責任を有しているが、危険物施設における事故を見ると、従業員の点検不十分、誤操作等危険物施設の管理運用面の欠陥に起因するものも少なくない。このような実態にかんがみ、企業においても、保安教育の徹底等自主保安体

制の確立を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実が強く望まれるところである。

なお、消防法上の危険物は、発火性又は引火性を有する物品として消防法別表に定められているが、近年、発火性又は引火性を有する新しい危険物品が出現するなどその生産、流通形態も変化してきていることにかんがみ、併せて国際的な危険物の試験方法等の検討状況についても配意しつつ、消防法上の危険物の範囲についても調整を図っていく必要がある。

(2) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、現在38都道府県にわたり82地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが、なお一部未整備のところがある。

今後は、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に充実強化し、自衛防災能力の向上を図ることが必要である。特に、近年、特定事業所における整理合理化が進む中で、自衛防災組織等の行う業務を部外者に委託することが増加しており、委託に係る防災体制の整備、強化には十分配意する必要がある。このため、消防庁では、昭和61年9月、委託者の行う防災業務の範囲、実施方法等を明確にして防災業務の適切な実施が確保できるように省令改正を行うとともに、昭和62年3月、防災活動に関する視聴覚教材を作成したところであるが、さらに、受託先の実態を勘案したカリキュラムを策定して教育訓練を実施する等その充実強化を図ることが強く望まれる。

このほか、最近では都市周辺の道路網の整備に伴い、石油コンビナート等特別防災区域を通過する高架道路等が各地で計画されているが、これら道路に係る防災対策を検討する必要がある。また、その態様が多様であり、しかも拡大の危険性を有するという石油コンビナート災害の特性を踏まえ、事故

の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

(3) 給油取扱所の保安対策

近年、ドライバーの給油取扱所に対するニーズの多様化や給油取扱所における設備の防災面からみた安全性が大きく向上していることなどから、昭和61年度消防庁内に設けた検討委員会において業務範囲の拡大とこれに伴う安全対策について検討を行った。その結果に基づき昭和62年5月1日から安全対策として、給油取扱所への人の出入り等を危険物取扱者等が十分に把握できることとするために建築物の用途及び面積について制限を設ける一方、可燃性蒸気への引火防止のための隔離規制の強化、危険物取扱者の安全教育の充実等を図り、取扱商品やサービスの種類に着目した規制は行わないこととしたところである。

一方、建築物内に設置される給油取扱所については、二面の開放を義務付けるとともに、その上階については、不特定多数の人が出入りするような用途には使用しないよう指導しているところであるが、このうち、上階の利用に関する指導については、上階への延焼防止対策の確立を図る等諸般の安全対策を講じつつ、その見直しを行い、また、一面開放型の給油取扱所の設置の可否についても、検討を進めており、昭和62年度中に結論を出す予定である。

(4) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとり、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄や石油公団法に基づく国家備蓄を実施するため、大規模な備蓄基地が建設されてきている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、最近においては、地中備蓄又は海上備蓄の方式による備蓄基地が建設されており、さらに、岩盤備蓄の方式による備蓄基地の関連工事が開始されている。

これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止

法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところであり、今後とも、備蓄の態様に応じた適切な対応を行う必要がある。

(5) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和55年8月に事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

12 林野火災対策の推進

昭和62年4月21日長野県更埴市、上田市、同年4月22日岩手県釜石市及び同年4月24日福島県塙町・鮫川村で連続して発生した林野火災は、異常乾燥に強風が重なるという気象条件の下で急速に延焼、拡大し、大きな被害をもたらした。

林野火災は、これまで火災が発生しやすい気象条件となる3月から5月にかけて比較的多く発生しているが、ここ数年、森林レクリエーションによる入山者が増加する8月にも多く発生する傾向がみられる。

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

第1は、入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識の醸成、林野火災多発期における監視パトロールの強化、異常乾燥、強風時における火の始末の徹底等により出火防止対策を強化することである。

第2は、防火水槽、可搬式散水装置、消防無線等の林野火災用消防施設等の整備を充実するとともに、相互応援協定による広域的な消防体制の確立及び消防団員の確保を図ることである。

第3は、機動的・効果的な防ぎょ活動を実施するため、ヘリコプターによる空中消火体制を整備することである。

さらに、林野火災は特定の地域に集中して発生する傾向があることから、重点的、計画的な地域ぐるみの林野火災対策を一層推進する必要がある。

13 特殊災害対策の推進

(1) ガス災害対策の推進

昭和61年中のガス事故は昭和60年中に比し、更に減少したものの、なお多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において発生しており、なかでも発生原因が消費者に係る場合が大半を占めている。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも、日常の予防査察等を通じ周知の徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

(2) トンネル防災対策の推進

長大トンネルの火災事故に対する防災対策としては、鉄道トンネルについては昭和47年11月の国鉄北陸トンネル火災事故を契機に、また、道路トンネルについては、昭和54年7月の東名日本坂トンネルの自動車火災を教訓として消火設備、避難誘導設備等の設置強化を図るなど、必要な対策が講じられてきたところである。

しかし、昭和63年3月に供用開始予定の青函トンネルについては、従来の防災設備以上の防災設備の整備を図るよう関係機関において検討され、工事

が行われているが、この青函トンネルをはじめ、昭和62年7月に事業が許可された東京湾横断道路に係る東京湾横断トンネル等、従来に例をみない規模、構造の長大トンネルに対しては、トンネル自体における防災対策を講ずることはもとより、発災時の迅速かつ効果的な初期対応、応援体制等に係る防災計画の作成、訓練の実施及び消火活動に有効な防災資機材の整備等について検討を進め、長大トンネルの防災対策のより一層の充実、強化を図る必要がある。

(3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の府県と市町村は、地域防災計画において緊急モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところである。

昭和61年4月26日、ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。当該事故については、原子力安全委員会にソ連原子力発電所事故調査特別委員会が設置され調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見いだされないとの結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

消防庁としては同委員会の報告書について慎重に検討し、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

(4) 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520名を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4名が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を窮めた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

航空機の捜索救難については、従来より「航空機の捜索救難に関する協定」が定められ、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）を中心として、関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところであるが、この協定に消防庁も参画することとなり、既にRCCと消防庁との間に専用電話回線が開設され、その運用が開始されているところである。これによりRCCから専用回線により消防庁に通報された情報を消防庁が関係都道府県を通じ関係消防機関に直ちに連絡できるようになり、その後の消防活動を適切かつ迅速に実施することに大きく寄与するものと期待される。

さらに、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」や「消防広域応援交付金制度」によりその積極的活用を努める必要がある。

また、航空機事故のほぼ半数は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機事故に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約に準拠し定められているが、空港の消防力は、特に地方空港においては、一部を除き、いまだ満足すべき状態になく、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に

備え、空港管理者との連携、協力体制を確保するとともに、周辺市町村との応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

（5）海難救助対策の推進

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」が昭和60年に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

14 研究開発の推進

災害の複雑多様化に対し、消防力の充実、予防対策の徹底、災害に強い安全なまちづくり等の行政施策の推進を図るには、各種災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、時代の要請に応じた課題に重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進しているが、最近においては、津波から地域住民を守るための早期津波予測システムの開発に関する研究、火災時における老人等の弱者保護等のための住宅火災における初期消火用簡易消火装置等の開発に関する研究、建物内における煙の流れを事前に把握することにより人命安全を図るための模擬煙発生装置等の開発に関する研究、消防用機器の自動化に関する研究、林野火災の出火、延焼、飛火危険に関する研究等を行っている。また、昭和62年度からは、一層住民に密着した消防防災に関する科学技術の研究として、人命安全の緊急の課題である建物火災時の燃焼ガスの毒性に関する研究に取り組んでいるほか、消防職員の高齢化対策のための消防装備の軽量化、機械化等に関する研究開発にも取り組んでいる。

国民の安全を確保する上で科学技術の果たす役割が一層増大しつつある現

在,多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として,消防研究所の果たすべき役割は,ますます重要なものとなってきている。

特に,高度化,広範囲化する研究需要に対する研究開発を効率的,効果的に実施するためには,研究施設設備の整備を図ることはもとより,研究課題に密接に関連のある産業界,消防機関,大学等との共同研究等を一層促進する必要がある。また,国際交流,国際協力の促進を図るためには,国際間の情報交換等についての研究体制の一層の強化を図ることも必要である。

15 国際化への対応

(1) 国際協力・国際交流の推進

災害から生命,身体及び財産を守るということは,国境や民族を越えた万国共通のもので,人類普遍の課題である。

消防庁では,この認識の下に今日まで,各国との消防に関する国際交流を行うとともに,①開発途上にある諸国に対し主として国際協力事業団との協力による集団研修(①消防行政集団研修(昭和62年度までに38か国186名),②救急救助技術研修(昭和62年度から実施し,5か国6名)),②インドネシアの消防の在り方に関する調査団の派遣をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか,③韓国消防官の消防大学校での研修等の諸外国からの個別研修員の受入れを行ってきた。

また,財団法人日本消防協会の中国との消防技術交流等,消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

しかしながら,近年,我が国の国際交流の進展,消防技術に対する国際的評価の向上とあわせ,我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため,消防に関して積極的に国際化を推進し,国際社会に貢献することがますます必要となってきている。

このような社会情勢の中で,開発途上国のニーズを的確に把握し,既存の研修の充実はもとより,①消防専門家派遣の充実,②外国政府から派遣された者に対する消防技術協力の充実,③諸外国への消防技術資料の提供等を行うとともに,諸外国の消防事情を把握し,消防技術協力の充実を積極的に推

進する必要がある。

(2) 国際消防救助隊派遣体制の整備

昭和60年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して,消防庁においては,国際救急医療チームとも連携しつつ救助活動を行うため,国際協力事業団と協力して消防救助隊の派遣の準備を進めた経緯がある。この時の経験等を踏まえ,その後,政府においては外務省を中心に,海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとし,本年,「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号)が公布された(昭和62年9月16日施行)。

この法律は,海外の地域,特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し,被災国政府等の要請に応じ,緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続等を明確にし,救助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものであり,このうち消防関係については,外務大臣からの協力要請及び協議に基づき,消防庁長官は,その職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに,市町村に対し,その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し,この要請を受けた市町村は,その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなっている。

消防庁は,これまで政府における国際緊急援助体制の一環として,世界のトップレベルの救助技術を有する我が国の消防救助隊を国際協力事業団と協力して機を失せず迅速に派遣する体制の整備を進めてきており,これを「国際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire Service 略称“IRT—JF”愛称“愛ある手”)と称しているが,昭和61年4月,皇太子殿下のご臨席を得て,大規模な国際消防救助隊としての合同訓練を実施し,同年10月11日(現地時間10日),中米エル・サルバドルで発生した地震災害においては,政府が派遣した国際緊急援助チームに国際消防救助隊登録隊員が参加し,被災国民の救助等に大きな成果をあげたところである。

現在,32の消防本部,385名の救助隊員をその要員として登録し,緊急事態発生時に備えているが,今回の法律の施行により,市町村の消防機関の

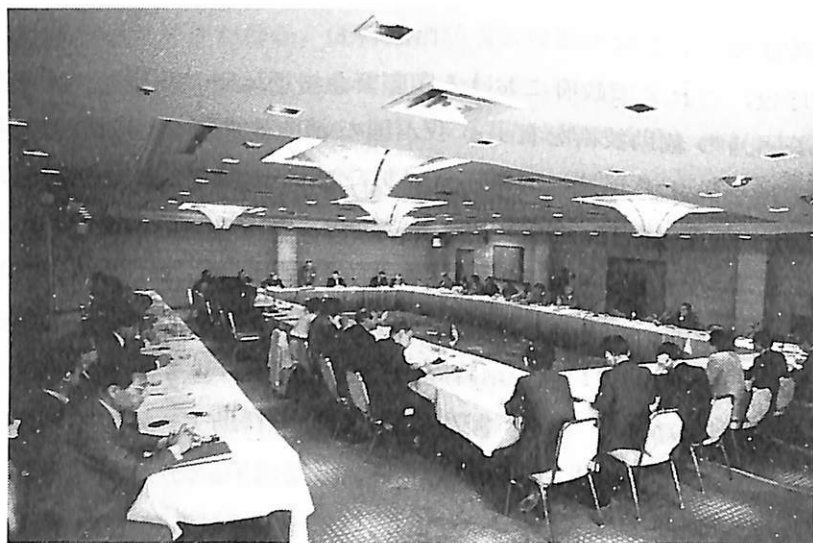
職員が、当該市町村の事務として、この法律の規定に従い、国際緊急援助活動を行う法的根拠が明確にされ、今後、これら救助隊員によって編成される国際消防救助隊は国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、この法律に定める国際緊急援助活動を行うこととなった。

今後は、携行する資機材の整備や隊員の研修訓練の充実等に努め、緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるようにしていく必要がある。

(3) 基準・認証制度の国際化への推進

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由，例外制限」等の視点に立って総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が進められてきたところであるが、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について、この一環として検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善対策を行うことを決定した。

これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となる検定対象機械器具等と新しく創設された



ISO/TC21東京会議（昭和62年5月）

自己認証制度の対象となる自主表示対象機械器具等に区分し、所定の性能等の確保を図ることとされた。

また、更に一段と国際化を推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを採用していくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年5月には、東京においてISO/TC21（消防機器専門委員会）及び関連のSC（分科委員会）、WG（作業委員会）を開催するとともに、7月にはISOの国内対策の充実強化を図るため、ISO/TC21協議会を設置したところである。

今後、我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう最大限の努力を傾注していくこととしている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火災

第2章

火災等の災害の実態

昭和四十年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、建物焼損面積、林野焼損面積及び出火件数、焼損棟数、死者数、けが者数、り災人員等の大半は前年と比べて増加している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は173件、死者は51人と少く、また、昭和39年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3表のとおりであり、横ばい等しくは増減の傾向が見られる。

1. 出火件数

(1) 出火件数は増加
昭和四十年中の出火件数は1万5,272件で、前年の1万4,009件に比べ、1,263件(8.9%)増加している。

(2) 建物火災は全火災の68.3%
火災は第4表のとおり種類に分類されており、その構成比率のついてみると、建物火災が全火災の68.3%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、池沼及び河川の枯れ草、警備、広気等の火災)、車両火災、林野火災が続いている。

また、最近の火災別出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

(3) 冬季、春季に火災が多い
出火件数を月別に見ると、第6表のとおり、火災は11月、12月、1月、2月の火災も増加する傾向のない冬季から春季にかけて多く発生し、昭和四十年では、一年を通じて出火件数の61.9%を占めている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火 災

昭和61年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、建物焼損面積、林野焼損面積及び損害額は前年に比べそれぞれ減少しているが、出火件数、焼損棟数、死傷者数、り災世帯数、り災人員及び出火率は前年に比べいずれも増加している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は173件、死者は5.6人となっている。また、昭和52年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおりであり、横ばい若しくは増加の傾向が見られる。

1 出火件数

(1) 出火件数は増加

昭和61年中の出火件数は6万3,272件で、前年の5万9,865件に比べ3,407件(5.7%)増加している。

(2) 建物火災は全火災の60.3%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の60.3%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

また、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

(3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和61年中では、冬季と春季で総出火件数の61.0%を占めている。

第1表 火災の概況

区 分	単 位	昭和61年	昭和60年	増 減		増 減 率 (C) × 100 (B) (%)
		(A)	(B)	(A) (C)	(B) (C)	
出 火 件 数	件	63,272	59,865	3,407		5.7
建 物	棟	38,121	36,879	1,242		3.4
林 野		4,838	4,155	683		16.4
車 両		5,179	4,988	191		3.8
船 舶		173	160	13		8.1
航 空 機		3	7	△ 4		△ 57.1
そ の 他		14,958	13,676	1,282		9.4
焼 損 棟 数	棟	51,026	49,717	1,309		2.6
全 焼		12,879	12,927	△ 48		△ 0.4
半 焼		4,696	4,582	114		2.5
部 分 焼		33,451	32,208	1,243		3.9
建物焼損面積	m ²	1,944,033	1,977,347	△ 33,314		△ 1.7
林野焼損面積	a	489,257	492,389	△ 3,132		△ 0.6
死 者	人	2,061	1,747	314		18.0
負 傷 者	人	7,731	7,550	181		2.4
り災世帯数	世 帯	36,887	35,833	1,054		2.9
全 損		9,741	9,563	178		1.9
半 損		3,348	3,288	60		1.8
小 損		23,798	22,982	816		3.6
り災人員	人	114,839	112,016	2,823		2.5
損 害 額	百万円	149,766	154,927	△ 5,161		△ 3.3
建 物		143,771	149,982	△ 6,211		△ 4.1
林 野		1,512	1,229	283		23.0
車 両		2,290	1,974	316		16.0
船 舶		526	512	14		2.7
航 空 機		386	281	105		37.4
そ の 他		1,281	949	332		35.0
出 火 率		5.2	5.0	0.2		—

(注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。
以下同じ。

2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。

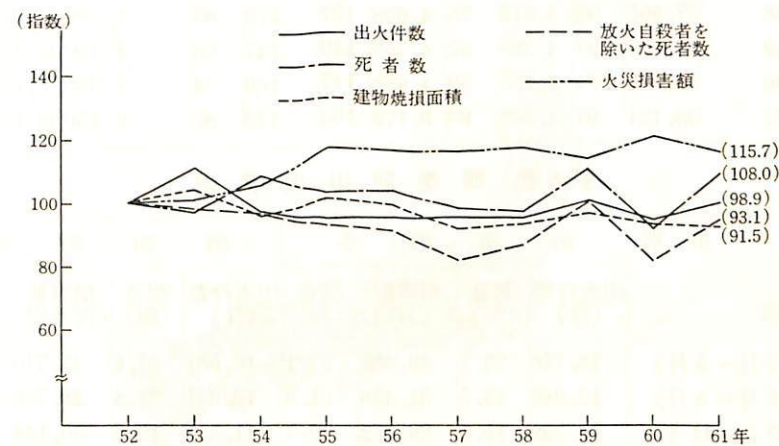
3 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭 和 61 年	昭 和 60 年	
全 火 災 1 日 当 たり	出 火 件 数	173	164	
	損 害 額	410	424	
	焼 損 棟 数	140	136	
	建物焼損面積	5,326	5,417	
	林野焼損面積	1,340	1,349	
	り災世帯数	101	98	
全 火 災 1 件 当 たり	り災人員	315	307	
	死 者	5.6	4.8	
	負 傷 者	21.2	20.7	
全 火 災 1 件 当 たり	損 害 額	万 円	237	259
建 物 火 災 1 件 当 たり	損 害 額	万 円	377	407
	建物焼損面積	m ²	51	54
	焼 損 棟 数	棟	1.3	1.3
	り災世帯数	世 帯	1.0	1.0
林 野 火 災 1 件 当 たり	り災人員	人	3.0	3.0
	損 害 額	万 円	31	30
	林野焼損面積	a	101	119

第3図 火災の傾向

(昭和52年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 61 年	昭 和 60 年
建 物 火 災	60.3%	61.6%
林 野 火 災	7.6	6.9
車 両 火 災	8.2	8.3
船 舶 火 災	0.3	0.3
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	23.6	22.9
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和52年=100)

区 分 年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
52	39,302	100	5,227	100	3,392	100	215	100	2	100	15,836	100
53	39,912	102	7,208	138	3,590	106	254	118	5	250	19,454	123
54	38,291	97	5,534	106	3,639	107	244	113	4	200	16,082	102
55	38,014	97	4,120	79	3,773	111	155	72	2	100	13,821	87
56	38,882	99	3,709	71	4,050	119	157	73	7	350	13,983	88
57	36,996	94	4,579	88	4,417	130	173	80	2	100	14,401	91
58	37,395	95	3,918	75	4,638	137	179	83	4	200	13,606	86
59	38,254	97	4,786	92	4,758	140	147	68	2	100	15,842	100
60	36,879	94	4,155	79	4,988	147	160	74	7	350	13,676	86
61	38,121	97	4,838	93	5,179	153	173	80	3	150	14,958	94

第6表 四季別出火状況

年 別 季 別	昭 和 61 年				昭 和 60 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	18,776	29.7	40,665	27.1	16,531	27.6	47,710	30.8
夏季(6月~8月)	12,342	19.5	31,438	21.0	12,841	21.4	28,746	18.6
秋季(9月~11月)	12,332	19.5	29,472	19.7	11,545	19.3	30,144	19.5
冬季(1月,2月,12月)	19,822	31.3	48,191	32.2	18,948	31.7	48,326	31.1
計	63,272	100.0	149,766	100.0	59,865	100.0	154,927	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入したため、計が各季別の合計と一致しない場合がある。

(4) 出火率は5.2

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で5.2と前年に比べ増加しているが、昭和61年は、昭和52年に比べて、出火件数で1.1%下回り、出火率で0.5ポイント下回っている(第7表)。

第7表 出火率, 出火件数, 人口及び世帯数の変化

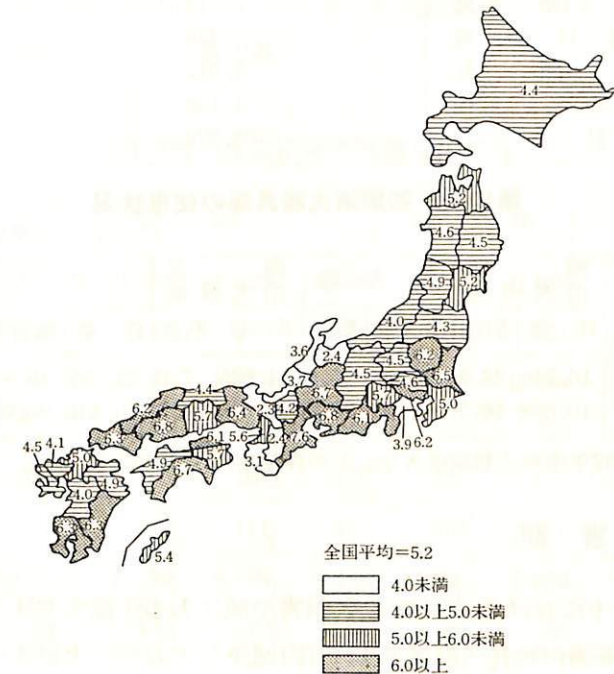
区 分	昭 和 61 年	昭 和 52 年	増減率(%)
出 火 率	5.2	5.7	—
出 火 件 数(件)	63,272	63,974	△ 1.1
うち建物火災	38,121	39,302	△ 3.0
人 口(人)	120,720,542	113,225,921	6.6
世 帯 数(世帯)	38,987,773	34,380,314	13.4

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

(5) 出火率の高いのは三重県, 低いのは京都府

都道府県別の出火件数は、東京都の7,208件を最高に、大阪府, 愛知県,

第8図 都道府県別出火率



兵庫県，神奈川県，順となっており，例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方，少ない方では，富山県の271件を最低に，鳥取県，福井県，奈良県，和歌山県の順となっている（附属資料3）。都道府県別の出火率は，第8図のとおり，全国平均5.2に対して，最高は三重県の7.6，最低は京都府の2.3となっている。

（6）火災通報は119番，初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると，第9表のとおり，火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は，第10表に示すとおりである。

第9表 覚知方法別出火件数 (昭和61年中)

覚知方法別	出火件数(件)	構 成 比(%)
火 災 報 知 機	307	0.5
火災報知専用電話 (119番)	49,366	78.0
加 入 電 話	3,092	4.9
警 察 電 話	1,574	2.5
望 楼 発 見	13	0.0
駆 け 付 け 通 報	755	1.2
事 後 開 知	7,012	11.1
そ の 他	1,153	1.8
計	63,272	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況 (単位：件，%)

年別	簡 易 消 火 用 具		消 火 器		固 定 設 備		そ の 他		初 期 消 火 な し	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
52	16,749	26.2	16,258	25.4	1,685	2.6	29,282	45.8
61	10,588	16.7	16,931	26.7	928	1.5	16,435	26.0	18,390	29.1

(注) 昭和52年中の「初期消火なし」の件数は，「その他」に含む。

2 損 害 額

昭和61年中における火災による損害の額は1,497億6,624万円で前年の1,549億2,748万円に比べ51億6,124万円減少しており，火災1件当たりでは

237万円（前年259万円）となっている。損害額の推移をみると，第11表のとおりである。なお，火災種別ごとの損害額は，建物火災によるものが圧倒的に多く全体の96.0%を占めている（第1表）。

第11表 損 害 額 の 推 移 (昭和52年=100)

区分	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
損 害 額 (億円)	1,294	1,305	1,368	1,507	1,503	1,491	1,506	1,462	1,549	1,498
指 数	100	101	106	116	116	115	116	113	120	116
1件当たり損害額 (千円)	2,023	1,854	2,145	2,517	2,473	2,461	2,521	2,292	2,588	2,367
指 数	100	92	106	124	122	122	125	113	128	117

3 死 者

昭和61年中の放火自殺者を除いた火災による死者は1,257人で，前年(1,089人)に比べ168人増加している。また放火自殺者は804人で前年(658人)に比べ146人増加している（第12表）。

第12表 火災による死傷者の推移

区 分	年 別	46~55 年平均	56	57	58	59	60	61
死 者 数 (人)	放火自殺者を除いた数	1,336	1,226	1,096	1,152	1,338	1,089	1,257
	放火自殺者数	442	745	753	676	751	658	804
	計	1,777	1,971	1,849	1,828	2,089	1,747	2,061
指 数	放火自殺者を除いた数	100	92	82	86	100	82	94
	放火自殺者数	100	169	170	153	170	149	182
	計	100	111	104	103	118	98	116
負 傷 者 数 (人)		8,879	8,004	8,112	7,407	7,858	7,550	7,731
指 数		100	90	91	83	89	85	87

(1) 建物火災による死者は156人増加

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ156人増加して1,367人となり死者総数に対する割合は66.3%となっている。

第13表 火災種別死傷者数 (昭和61年中)

火災種別	死者	割合	負傷者	割合
建物火災	1,367人	66.3%	6,693人	86.6%
林野火災	24	1.2	261	3.4
車両火災	206	10.0	278	3.6
船舶火災	2	0.1	26	0.3
航空機火災	0	0.0	4	0.1
その他の火災	462	22.4	469	6.1
計	2,061	100.0	7,731	100.0

(2) 火災による死者は冬季と真夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、昭和61年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の60.6%に当たる1,248人の死者が発生している。

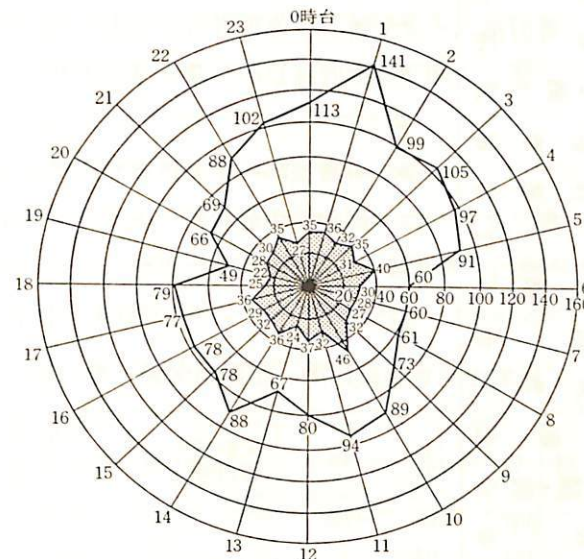
第14表 月別死傷者発生状況 (昭和61年中)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	284	291	222	198	122	92	102	103	87	123	184	253	2,061
割合(%)	13.8	14.1	10.8	9.6	5.9	4.5	4.9	5.0	4.2	6.0	8.9	12.3	100.0
うち放火自殺者(人)	93	73	71	82	71	42	53	48	44	47	90	90	804
割合(%)	11.6	9.1	8.8	10.2	8.8	5.2	6.6	6.0	5.5	5.8	11.2	11.2	100.0
負傷者(人)	845	820	874	783	541	563	486	528	481	500	560	750	7,731
割合(%)	10.9	10.6	11.3	10.1	7.0	7.3	6.3	6.8	6.2	6.5	7.2	9.7	100.0

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり1時台が最も多く141人で、次いで0時台(113人)、3時台(105人)となっている。一方、死者の発生が少ない時間帯は、19時台の49人で、次いで6時台及び7時台(60

人)となっている。

第15図 時間帯別死者発生状況 (昭和61年中)



(注) 1 死亡時刻不明者57人(うち放火自殺者39人)を除く。
2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

(3) 火災による死者の数が多のは東京都、少ないのは佐賀県

都道府県別に死者の発生状況をみると、東京都が148人で最も多く、次の

第16表 人口に対する死者数の割合 (昭和61年中)

率の高い県				率の低い県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
岩手	1,431	43	3.0	滋賀	1,167	11	0.94
栃木	1,879	51	2.71	長崎	1,591	16	1.01
山形	1,262	34	2.70	愛知	6,507	71	1.09
福井	820	22	2.68	佐賀	880	10	1.14
山梨	838	20	2.39	京都	2,569	30	1.16

(注) 人口は昭和61年10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

(昭和61年中)

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況

区 分	計		併 用 住 宅											計 (%)												
	一般住宅	専用住宅	共同住宅	商業店舗・待合	サービス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	その他	劇場	遊技場	飲食店舗・待合		物品販売	旅館・ホテル	寄宿舎	病院・診療所	学 校	工場・作業場	車庫・駐車場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	複合用途	その他
不 明	53	19	2	1	24	1	1	1	1	3		1	4	1	1	1	1				3				1	
1 階	884	680	69	24	15	10	6	2	1	3		6	4	1	1	1	1				3		2		31	
2 階	356	173	69	41	7	10	6	3	10	10	1	10		1	6	2	1				2		1		16	
3 階	31	5	14	2		2			2	2											1				1	
4 階	22	1	10		3				2	2											2				1	
5 階	12	1	9						2	1											2				3	
6 階	2	2	2						1	1											1				1	
8 階	1	1																								
9 階	2	2																								
10 階	1	1																								
地下2階	3												3													
計	1,367	879	176	69	49	23	17	12	1	19	1	1	7	1	1	1	3	2	2	6	8	2	2	2	49	
	(100.0)	1,055	(77.2)				190	(13.9)					(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.5)	(0.2)	(0.1)	(0.9)	(0.4)	(0.6)	(0.1)	(0.1)	(1.5)	(3.6)	

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

で大阪府の128人となっている。一方、死者が少ないのは佐賀県の10人となっている。なお、前年より死者が減少したのは13府県にとどまっている(附属資料3)。

これを、人口10万人当たりの死者数で比較すると、第16表のとおり最も高いのは岩手県で3.0人、最も低いのは滋賀県で0.94人となっている。全国平均は1.69人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物で多い

建物火災の死者1,367人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が792人(57.9%)、部分焼の場合が382人(27.9%)、半焼の場合が193人(14.1%)となっている。

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和61年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
防 火 造	88	78		5	10	181	45	226
簡易耐火造	24	18	1		4	47	19	66
耐 火 造	37	39	1	7	2	86	43	129
そ の 他	11	13			1	25	10	35
計	500	499	4	35	66	1,104	263	1,367

第19表 死因別死者発生状況の推移

死因別 年別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
57	438 (40.0)	574 (52.4)	25 (2.3)	23 (2.1)	36 (3.3)	1,096 (100.0)	753 [40.7]	1,849
58	411 (35.7)	647 (56.2)	5 (0.4)	29 (2.5)	60 (5.2)	1,152 (100.0)	676 [37.0]	1,828
59	594 (44.4)	651 (48.7)	9 (0.7)	39 (2.9)	45 (3.4)	1,338 (100.0)	751 [36.0]	2,089
60	454 (41.7)	550 (50.5)	5 (0.5)	31 (2.8)	49 (4.5)	1,089 (100.0)	658 [37.7]	1,747
61	515 (41.0)	624 (49.6)	4 (0.3)	37 (2.9)	77 (6.1)	1,257 (100.0)	804 [39.0]	2,061

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

第20表 死に至った経過と

年齢区分等	発見が遅れ、気が付いた時は、火煙が回り、既に逃げ道がなくなかったもの。 (全く気が付かなかった場合を含む。)				判断力に欠け、あるいは、悪条件が重なったことによるもの。				延焼が早かったため、避難が間に合わなかったもの。				逃げれば逃げられたが、逃げられなかったもの。				その他			
	熟睡	泥酔	病気の体不自由	その他	乳幼児	泥酔	病気の体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろうばいして	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうち	消火しようとして	人を救助しようとして	その他		
0 ~ 5歳	10		1		70					1										
6 ~ 10	12			3			1	4					1	1	1					
11 ~ 20	19	1	1	1		1		2	2			1	1	1	1	1	1	1		
21 ~ 30	27	7	2	4		2	4	4	4	1	5		1		1	1	1	1		
31 ~ 40	20	10	2	1		6	5	2	1	1	1	1			3	4				
41 ~ 50	28	10	2	6		8	3	1	3	5	2		1		3	3	1			
51 ~ 60	27	7	6	4		5	5	1	4	6	2	1	2	1	5	2	4			
61 ~ 70	19	3	5	7		2	17			2	2			3	7	1				
71 ~ 80	40	5	11	7			44	3	3	1	1		1	4	2	27	2	3		
81 ~	20		5	4			29	8	2		1		2	3	18	1	2			
不明		1																		
計 (%)	222	44	34	37	70	23	109	11	19	14	19	12	7	16	3	66	15	12		
	337 (26.8)				232 (18.5)				45 (3.6)				119 (9.5)							
昭和60年 (%)	151	57	45	34	57	21	77	14	13	12	33	13	19	11	2	60	12	9		
	287 (26.4)				182 (16.7)				58 (5.3)				113 (10.4)							

年齢別の死者の状況

(昭和61年中)

年齢区分等	避難行動を起すことが出来なかったもの。 (一応自力避難しようとしたが、傷り、病等による死亡を含む。)				逃げたが、逃げられなかったもの。 (たき火による死亡を含む。)				着衣着火により死亡したと思われるもの。				放火の巻添え・犠牲				その他		小計	放火自殺(心中の道づれを含む。)	合計	
	身体不自由のため	延焼拡大が早く	逃げ道を間違えて	出入口施錠のため	救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事中	採暖中(たき火を除く。)	たき火中	火あそび中	その他火気取扱い中	その他	放火自殺の巻添え者	放火自殺以外の犠牲者	左記以外の経過等	不明・調査中				
0 ~ 5歳		2		2											1	5		6	98	7	105	
6 ~ 10		8														2		1	34	7	41	
11 ~ 20	1	11	3												1	1		2	5	55	27	82
21 ~ 30		5	2	2	1	1		1		1						2	2	5	8	94	95	189
31 ~ 40		6	3		3	2		1			1				2	3	1	7	17	103	174	277
41 ~ 50	2	5	1		2	3		1			1	1			1	4	2	2	29	130	222	352
51 ~ 60	9	6	2	1	4	2		1		4					2	3	1	6	26	149	150	299
61 ~ 70	7	8	2	1		5	1	1	2	4	3	5			4	2		3	15	131	61	192
71 ~ 80	21	9		2	7	6	2	1	7	4	8	10			8	5		3	14	261	33	294
81 ~	21	7	1	1	5	3	4		5	6	11	13			13	4		1	10	200	12	212
不明																		1	2	16		18
計 (%)	61	67	14	9	22	22	7	3	17	14	28	30	1	31	24	9	4	29	132	1,257 (100.0)	804 (39.0)	2,061 (100.0)
	173 (13.8)				32 (2.5)				145 (11.5)				13 (1.0)				161 (12.8)					
昭和60年 (%)	62	41	9	6	26	27	8	7	9	13	18	25	4	32	18	15	4	22	103	1,089 (100.0)	658 (37.7)	1,747 (100.0)
	144 (13.2)				42 (3.9)				119 (10.9)				19 (1.7)				125 (11.5)					

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅での死者が1,055人(77.2%)、併用住宅での死者が190人(13.9%)で両者で建物火災の死者の9割余を占めている。また、1階での死者が最も多く884人(64.5%)、次いで2階が356人(25.9%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が911人で最も多く66.6%を占め、次いで防火造建物が226人で16.5%となっている。

(5) 死因は火傷が49.6%、中毒・窒息が41.0%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が624人で49.6%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が515人で41.0%となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占める

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが906人で放火自殺者を除く死者総数1,257人の72.1%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが337人と最も多くなっている。

高齢者の死者数は第21表のとおりであるが、さらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち58.3%に当たる733人が高齢者、乳幼児、病气又は身体不自由の者によって占められている。

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数

(昭和58年=100)

区 分 年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当 たりの死者数	
	人口(千人) _A	指 数	死者(人) _B	指 数	B/A×100	指 数
58	15,461	100	608	100	3.93	100
59	15,985	103	681	112	4.26	108
60	16,620	107	598	98	3.60	92
61	17,220	111	698	115	4.06	103

(注) 人口は、昭和60年は10月1日現在の国勢調査(千人未満切り捨て)、それ以外の年は10月1日現在の推計人口による(総理府統計局調べ)。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災は38件

昭和61年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は37件(前年38件)発生し、これによる死者は161人(前年128人)となっている。このうち1件で

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和61年中)

区 分		計	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	24 人
計		37(161)	23(69)	6(24)	3(15)	1(6)	1(7)	2(16)	1(24)
建 物 火 災	全 焼	23(107)	13(39)	5(20)	2(10)	1(6)		1(8)	1(24)
	半 焼	6(21)	4(12)	1(4)	1(5)				
	部 分 焼	6(23)	5(15)					1(8)	
林 野 火 災									
車 両 火 災		1(3)	1(3)						
船 舶 火 災									
航 空 機 火 災									
其 他 の 火 災		1(7)					1(7)		

(注) ()内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火

災の建物用途別死者発生状況

(昭和61年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数							
		計	一 般 住 宅	共 同 住 宅	店 舗	そ の 他	店 舗	ホ テ ル	そ の 他
			専 用 住 宅	併 用 住 宅					
計	35	151	76	14	14	6	3	30	8
			90		20				
1 階	28	53	38	3	2	6		4	
2 階	4	66	38	5	12		3		8
4 階	1	3						3	
5 階	2	6		6					
不 明		23						23	

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

24人の死者を出した火災は、2月に発生した静岡県のホテル大東館「山水」によるものである。

火災種別ごとにみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で35件発生している。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が90人で59.6%を占めている。

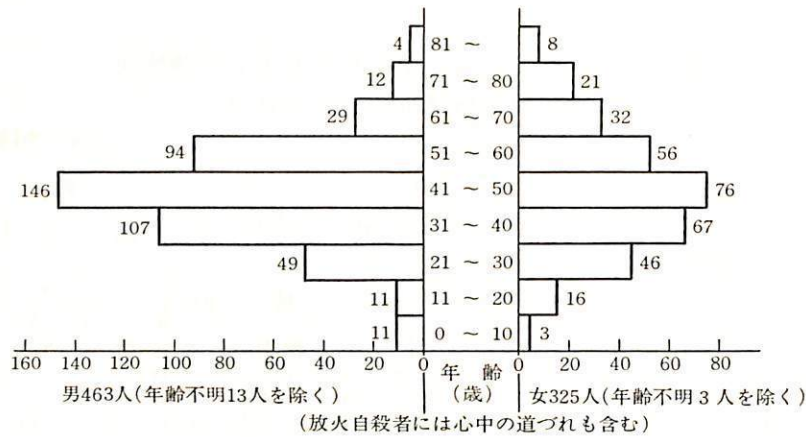
(8) 放火自殺者は死者総数の39.0%

昭和61年中の放火自殺者は804人で、前年(658人)より146人増加しており、死者総数に占める割合は39.0%となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41~50歳が222人(前年172人)と最も多く、全体の27.6%を占めている。性別では男性476人、女性328人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(昭和61年中)



4 出火原因

昭和61年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数6万3,272件のうち、失火による火災が4万5,163件(71.4%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数

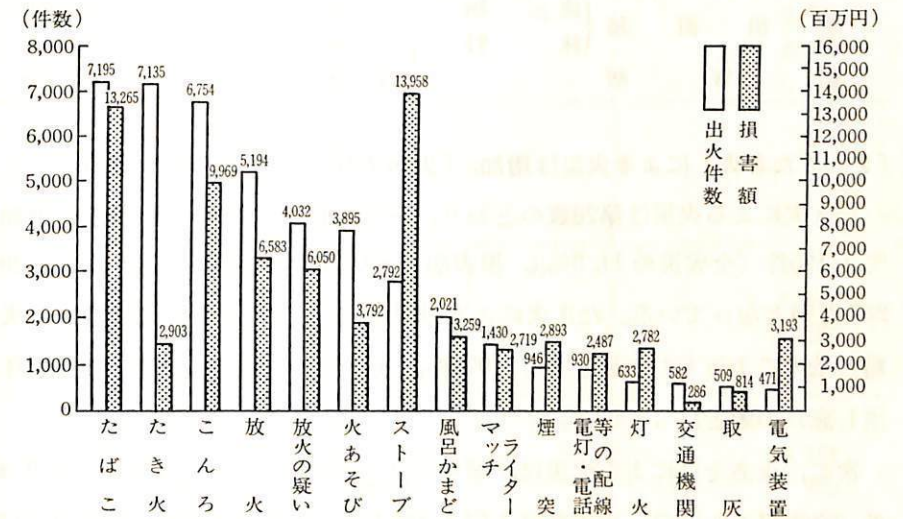
(昭和61年中)

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	45,163	71.4
放火・放火の疑い	9,226	14.6
自然発火・再燃	1,075	1.7
天災	102	0.1
不明	7,706	12.2
計	63,272	100.0

(1) 「たばこ」による火災が首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、たばこによる火災が、7,195件で前年に比べ315件(4.6%)増加し、全火災の11.4%を占め首位、次いで、たき火、こんろ、放火、放火の疑いの順となっている。

第26図 出火原因別の出火件数と損害額



たばこによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は、前年に比べ15億977万円(12.8%)増加して132億6,476万円となっている。たばこによる火災の主な発火源別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く4,088件、次いで火源落下、消し忘れの順となっている。

第27表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 61 年
出 火 件 数	件	7,195
うち 建物火災		3,830
林野火災		878
車両火災		324
船舶火災		19
その他の火災		2,144
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		4,088
火源落下		1,430
消し忘れ		562
焼 損 面 積	m ²	146,948
うち 建物	a	101,638
林野		45,310
損 害 額	百万円	13,265

(2) 「たき火」による火災は増加、「火あそび」による火災は減少

たき火による火災は第28表のとおり、前年に比べ938件(15.1%)増加して7,135件(全火災の11.3%)、損害額も6億706万円(26.4%)増加し29億287万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、火の粉の飛火によるものが最も多く2,972件、次いでたき火の延焼拡大2,074件、消し忘れの順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年と比べ189件(4.6%)減少して3,895件(全火災の6.2%)、損害額は1億7,496万円(4.8%)増加し37億9,242万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く1,439件、次いで、ライター、花火の順となっている。

第28表 火あそび及びたき火による火災の損害状況

(昭和61年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	7,135	3,895
主な発火源別出火件数	件		
火の粉の飛火		2,972	マ ッ チ 1,439
たき火の延焼拡大		2,074	ラ イ タ ー 1,220
消し忘れ		854	花 火 187
焼 損 面 積	m ²	64,660	64,079
うち 建物	a	102,157	49,957
林野		2,903	3,792
損 害 額	百万円		

(3) 「こんろ」による火災は増加

こんろによる火災は、第29表のとおりである。こんろによる火災は、前年に比べ869件(14.8%)増加して6,754件の火災が発生し、損害額も13億1,157

第29表 こんろによる火災の損害状況

(昭和61年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	6,754
うち 建物火災		6,689
林野火災		4
車両火災		23
船舶火災		3
航空機火災		0
その他の火災		35
出 火 件 数	件	6,754
うち ガスこんろ		6,147
電気こんろ		193
石油こんろ		188
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		5,131
使用方法の誤り		353
引火・ふく射		320
建 物 焼 損 面 積	m ²	142,622
損 害 額	百万円	9,969

万円 (15.1%) 増加して99億6,880万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く6,147件で全体の91.0%と大半を占めている。次に、こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが5,131件とその大半(76.0%)を占めている。

(4) 「放火及び放火の疑い」による火災も増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は5,194件で前年に比べ543件(11.7%)増加し、放火の疑いによるものは4,032件で前年に比べ296件(7.9%)増加している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて9,226件(全火災の14.6%)で、前年に比べ839件(10.0%)増加している。放火による損害額は65億8,482万円で、前年に比べ5億6,159万円(7.9%)減少しており、放火の疑いによるものを合わせると126億3,506万円で前年に比べ25億4,474万円(16.8%)減少している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,526件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たばこによるものの順となっている。

また、放火(放火の疑いを含む。)された時間帯をみると、夜間から深夜にかけてピークとなっており、夜間(20時以降翌朝の6時までの間)には、5,758件で62.4%を占めている。

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和61年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	5,194	4,032	9,226
うちライターによるもの		1,390	1,136	2,526
マッチによるもの		801	260	1,061
たばこによるもの		26	28	54
焼 損 面 積	m ²	70,936	67,028	137,964
焼 損 面 積	a	2,324	17,447	19,771
損 害 額	百 万 円	6,585	6,050	12,635

(5) 「ストーブ」による火災も増加

ストーブによる火災は、第31表のとおりであり、前年に比べ138件(5.2%)増加して2,792件発生し、損害額も15億2,797万円(12.3%)増加して139億5,807万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,853件で全体の66.4%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが702件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

第31表 ストーブによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 61 年
出 火 件 数	件	2,792
うち石油ストーブ		1,853
電気ストーブ		539
まきストーブ		159
ガスストーブ		156
石炭ストーブ		13
主な経過別出火件数	件	
可燃物の接触・落下		702
引火・ふく射		636
使用方法の誤り		368
消し忘れ		159
調整不良		136
建物焼損面積	m ²	170,739
損 害 額	百 万 円	13,958

(6) 着火物は「枯れ草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 61 年		昭 和 60 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	10,225	16.2	9,183	15.3
動 植 物 油	5,411	8.6	4,670	7.8
寝 具	3,372	5.3	3,289	5.5
紙くず・わらくず	3,151	5.0	3,134	5.2
袋・紙 製 品	2,961	4.7	2,887	4.8
合成樹脂と成形品	2,675	4.2	2,550	4.3
ガ ソ リ ン	2,209	3.5	2,232	3.7
織 維 製 品	1,936	3.1	1,855	3.1
落 葉	1,510	2.4	1,283	2.1
礦 物 油	1,474	2.3	1,413	2.4

(注) 昭和61年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に104件、14分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万8,121件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和61年は前年に比べ1,242件(3.4%)増加している(第5表)。

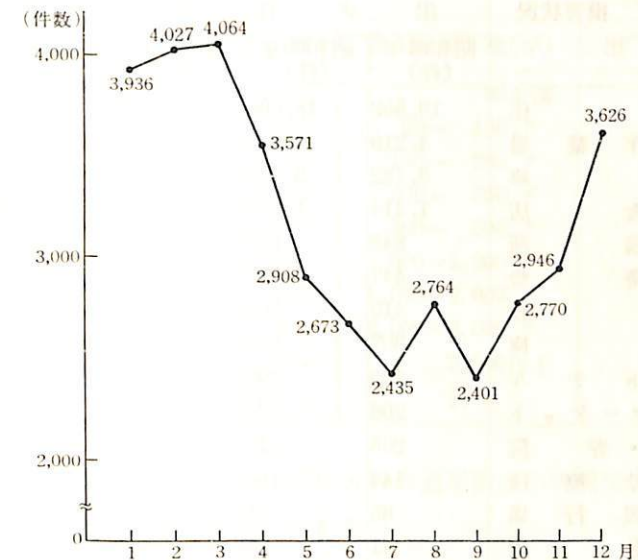
次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万9,552件で最も多く、全体の半数(51.3%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第33図 建物火災の月別出火件数

(昭和61年中)



ウ 木造建物の火災が55.1%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万1,008件で建物出火件数の55.1%を占め、次いで、防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると22.6%(5件のうち1件)が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が64.8㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万2,917

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		昭和61年 (件)	昭和60年 (件)	増減率 (%)		
居	住	19,552	18,660	4.8	772,465	53,035
工場・作業	場	4,219	4,349	△ 3.0	413,238	34,013
倉	庫	3,182	3,105	△ 0.7	236,304	13,539
飲食	店	1,414	1,390	1.7	46,155	4,396
事務	所	843	823	0.2	35,462	3,320
養畜	舎	447	397	12.6	79,619	1,776
学	校	415	363	14.3	13,736	609
車	庫	307	327	△ 6.1	11,334	653
旅館・ホテル		303	293	3.4	16,139	1,415
百貨店・マーケット		206	221	△ 6.8	10,189	3,541
神社・寺院		205	217	△ 5.5	16,155	1,344
病院・診療所		144	150	△ 4.0	4,061	380
劇場・興行場		85	81	4.9	5,738	462
官公署		81	81	1.0	2,461	121
福祉・保険施設		80	69	15.9	3,455	205
浴場		44	47	△ 6.4	1,931	112
その他		6,594	6,306	4.6	266,469	24,103
計		38,121	36,879	3.4	1,934,911	143,024

第35表 火元建物の構造別損害状況

年別	出火件数				昭和61年					
	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	出火件数	延焼率(%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積(㎡)	1件当たり損害額(千円)	
木造	21,060	21,396	21,899	20,638	21,008	22.6	30,586	64.8	3,766	
防火造	6,033	5,890	5,965	5,774	5,948	12.2	7,315	32.1	3,371	
耐火造	4,492	4,630	4,573	4,803	5,121	1.9	4,155	9.9	2,044	
簡易耐火造	3,528	3,595	3,696	3,587	3,642	8.8	5,257	57.4	6,580	
その他・不明	1,883	1,884	2,121	2,077	2,402	45.7	3,180	51.6	3,926	
全建物火災	36,996	37,395	38,254	36,879	38,121	18.3	50,493	50.8	3,752	

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和60年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(㎡)	出火件数
10未満	17,694	50未満	28,531
10~50	5,223	50~100	3,593
50~100	2,284	100~200	3,543
100~500	6,441	200~300	1,226
500~1,000	2,977	300~500	781
1,000~2,000	2,081	500~1,000	331
2,000~3,000	626	1,000~2,000	97
3,000~5,000	421	2,000~3,000	10
5,000以上	374	3,000以上	9
計	38,121	計	38,121

件で全体の60.1%を占めており、建物火災の過半数は小火災である。

オ 建物火災はこんろによるものが多い

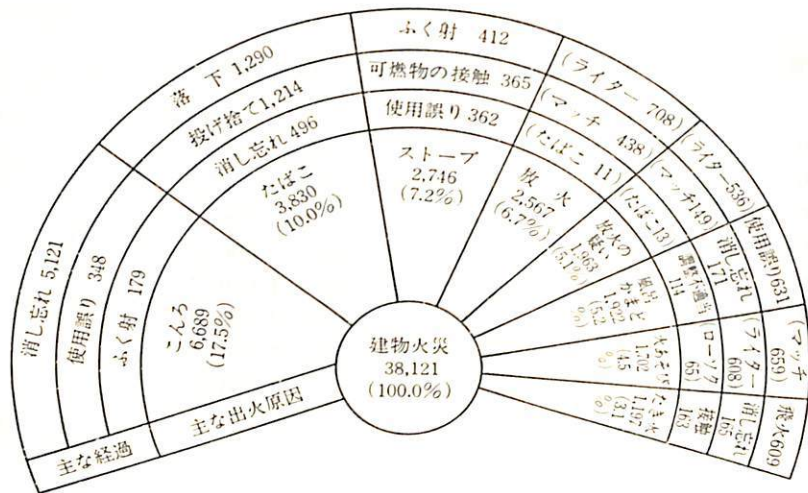
建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが6,689件(全体の17.5%)と最も多く、次いで、たばこ、ストーブ、放火の順となっている。

こんろによる火災6,689件のうち5,121件(76.6%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが348件、ふく射によるものが179件となっている。たばこによる火災は3,830件で、火源が転倒落下するもの1,290件(33.7%)、不適當なところに捨てるもの1,214件、消し忘れによるもの496件となっている。

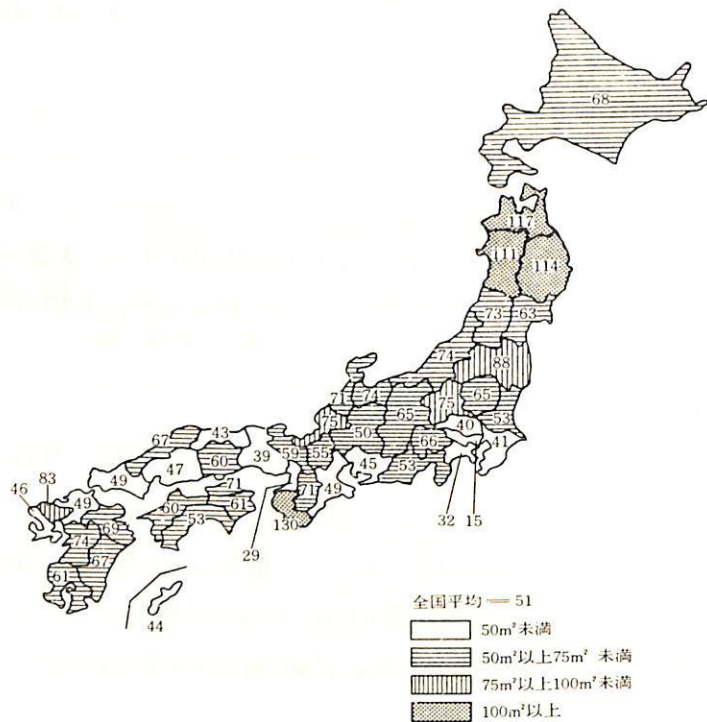
カ 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年に比べ3万3,314㎡(1.7%)減少して194万4,033㎡となった。この面積は3DK(65㎡)の住宅が約3万戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で13万576㎡、次いで、大阪府、愛知県、福岡県、青森県の順となっており、一方、少ない県は鳥取県の8,102㎡を最低に、沖縄県、滋賀県、奈良県、福井県の順となっている。

第37図 建物火災の主な出火原因と経過 (昭和61年中)



第38図 建物火災1件当たりの焼損面積 (昭和61年中)



キ 1件当たりの焼損面積は51m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38図のとおりである。全国平均は51m²で前年に比べ3m²減少している。全国平均を上回るのは、和歌山県の130m²を最高に、青森県117m²、岩手県114m²、秋田県111m²など32道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の15m²を最低に、大阪府29m²、神奈川県32m²、兵庫県39m²、埼玉県40m²など15都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

ク 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,429件(建物火災の56.2%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは9,538件(放水した建物火災の44.5%)、10分以内のものは1万8,507件(同86.4%)となっている。

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和61年中)

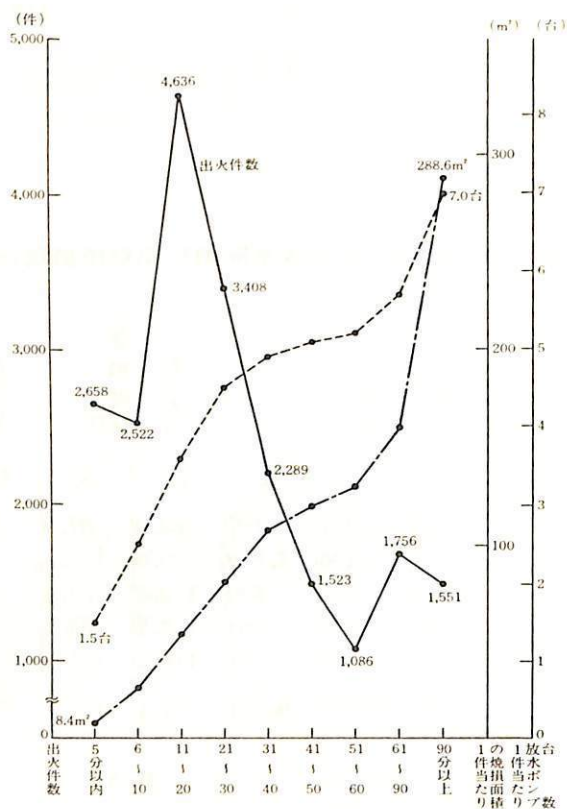
区分 覚知から放水開始まで	出火件数	焼損面積 (m ²)		一放水台あたり平均数 (台)		延焼率 (%)		
		一件当たり		一件当たり				
		計	昼	夜	昼		夜	
5分以内	9,538	5,431	4,107	62.0	87.9	3.6	4.2	29.4
6～10分	8,969	5,100	3,869	80.3	107.9	4.0	4.5	31.1
11～15分	1,918	1,028	890	119.3	133.4	4.5	4.6	30.6
16～20分	543	279	264	123.7	163.5	4.3	4.7	33.0
21分以上	461	220	241	116.2	147.5	3.9	3.5	32.3
放水した建物火災	21,429	12,058	9,371	77.1	104.1	3.9	4.4	30.3
全建物火災 (放水しなかった火災を含む)	38,121			50.8		2.3		18.3

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

ケ 建物火災の45.8%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,636件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は9,816件で全体の45.8%となっている。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



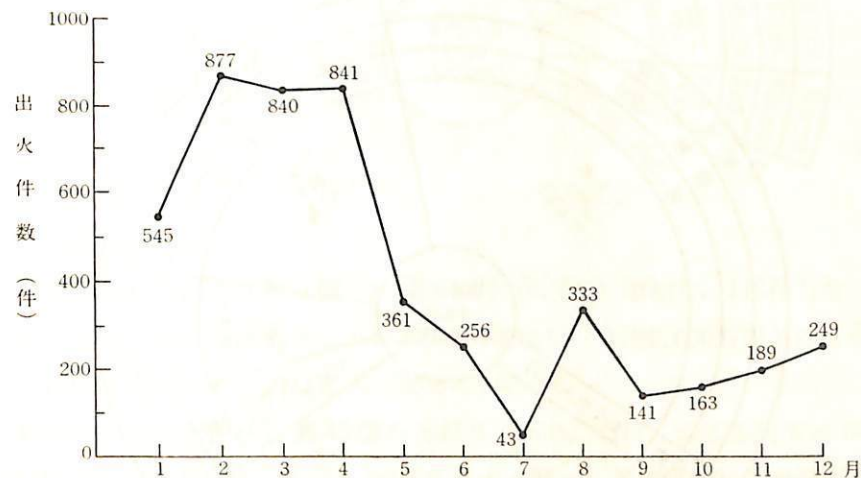
(2) 林野火災

昭和61年中の林野火災の出火件数は4,838件で、前年に比べ683件(16.4%)増加した。焼損面積は4,893haで前年より31ha(0.6%)減少しているが、林野火災の損害額は15億1,237万円で前年より2億8,337万円(18.7%)増加している。損害額の増加は、昭和61年中、瀬戸内地域で大規模な林野火災が発生したことによる。なお、昭和61年中の林野火災による死者は24人で、前年を10人上回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、兵庫県が6,138haで最も大きく、次いで岡山県、福岡県、広島県、沖縄県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、昭和61年中は2月から4月にかけて多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛火等により、出火の危険性が高くなるためである。

第41図 林野火災の月別出火件数 (昭和61年中)



林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,776件で全体の98.7%を占めている。

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

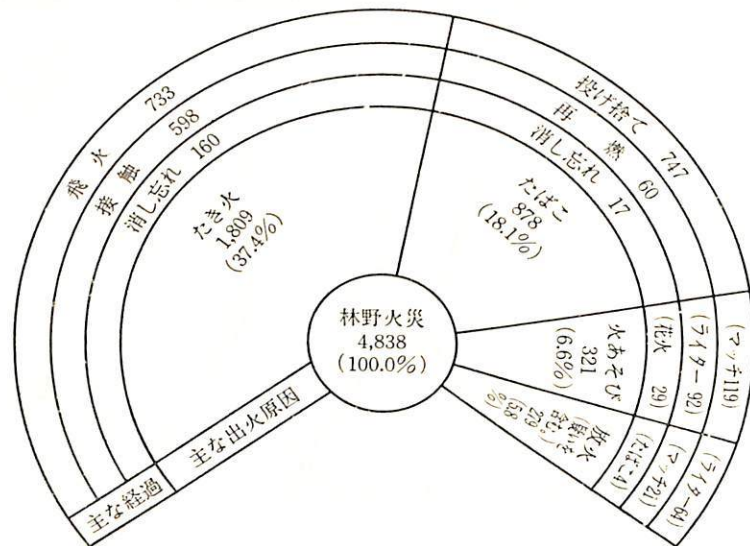
(昭和61年中)

焼損面積 区分	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数 (件)	4,776	25	8	7	3	19	4,838
焼損面積 (ha)	1,477	392	187	241	137	2,459	4,893
損害額 (千円)	763,791	101,352	33,471	161,889	29,538	422,330	1,512,371

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,809件で全体の37.4%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火の順となっている。

第43図 林野火災の主な出火原因と経過

(昭和61年中)



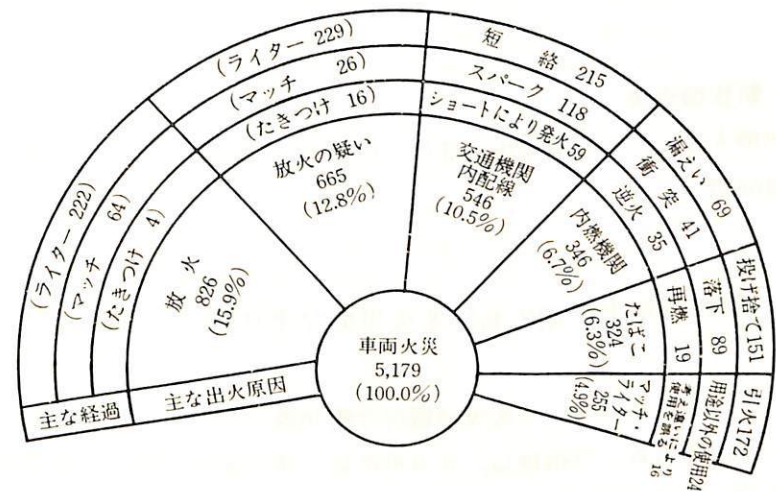
(3) 車両火災

昭和61年中の出火件数は、5,179件で前年に比べ191件(3.8%)、損害額は22億9,000万円で前年と比べ3億1,600万円(16.0%)、それぞれ増加している。一方、車両火災による死者は208人で前年に比べ46人(28.4%)増加している。

車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火によるものが826件(15.9%)と最も多く、次いで放火の疑い、交通機関内配線、内燃機関の順となっている。

第44図 車両火災の主な出火原因と経過

(昭和61年中)

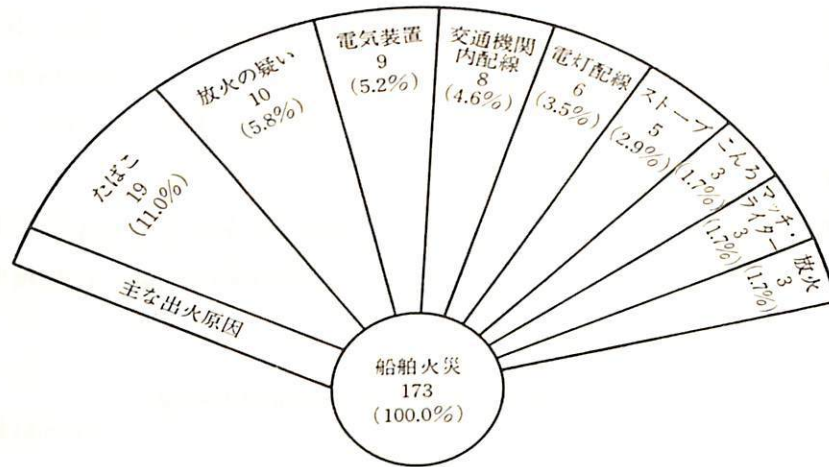


(4) 船舶火災

昭和61年中の出火件数は前年に比べ13件(8.1%)増加し、173件となっている。また、損害額は前年より1,400万円増加し、5億2,600万円となっている。船舶火災による死者は2人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、たばこによる火災が19件(全体の11.0%)と最も多く、次いで放火の疑い、電気装置、交通機関内配線の順となっている。

第45図 船舶火災の主な出火原因 (昭和61年中)



(5) 航空機火災

航空機火災は、昭和61年中に3件（前年7件）発生したが、死者はなかった（第66図）。

6 昭和62年上半期における火災の発生状況

昭和62年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数をはじめ、死者数、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損面積及び損害額は、いずれも前年同期に比べ減少している。しかし、林野焼損面積、負傷者数は増加している。

また、死者は1,128人で前年同期に比べ81人減少している。死者のうち放火自殺者は464人で、前年同期に比べ32人増加しており、放火自殺者以外の死者は前年同期に比べ113人減少している。

なお、昭和62年上半期では、東京都東村山市で、死者17人を出した特別養護老人ホーム「松寿園」での建物火災があり、また林野火災の焼損面積が前年同期に比べて20.6%増加している。

第46表 昭和62年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	昭和62年 上半期 (A)	昭和61年 同 期 (B)	対 前 年 数		増 減 率 (C) (B)×100 (%)				
			増 減 (A)-(B)=(C)						
総 出 火 件 数(件)	34,144	37,412	△	3,268	△ 8.7				
建 物 火 災	19,975	21,180	△	1,205	△ 5.7				
林 野 火 災	3,405	3,741	△	336	△ 9.0				
車 両 火 災	2,601	2,548		53	2.1				
船 舶 火 災	50	81	△	31	△ 38.3				
航 空 機 火 災	3	2		1	50.0				
そ の 他 の 火 災	8,110	9,860	△	1,750	△ 17.7				
焼 損 棟 数 (棟)	27,099	28,384	△	1,285	△ 4.5				
り 災 世 帯 数 (世 帯)	20,276	21,127	△	851	△ 4.0				
焼 損 面 積									
建 物 (㎡)	1,034,777	1,114,912	△	80,135	△ 7.2				
林 野 (a)	469,465	389,426		80,039	20.6				
損 害 額 (千 円)	75,751,894	91,170,799	△	15,418,905	△ 16.9				
死 傷 者 数 (人)	死 傷 者 別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
	計	1,128	4,400	1,209	4,367	△ 81	33	△ 6.7	0.8
	(放火自殺者数)	(464)		(432)		(32)		(7.4)	
	建 物	766	3,781	830	3,728	△ 64	53	△ 7.7	1.4
	林 野	22	208	20	196	2	12	10.0	6.1
	車 両	108	122	108	131	0	9	0.0	△ 6.9
	船 舶	5	9	2	21	3	12	150.0	△ 57.1
	航 空 機	0	0	0	2	0	2	—	皆減
そ の 他	227	280	249	289	△ 22	9	△ 8.8	△ 3.1	

7 外国の火災状況

1985年（昭和60年）における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおりアメリカが圧倒的に多い。日本は、死者数がアメリカ、中国に次いで多いほかは中程に位置している。

次に、これらの数値を出火率（人口1万人当たりの出火件数）等で比較してみると、出火率については、アメリカの99.6件が断然高い。日本の5.0件

第47表 1985年諸外国の火災状況

国名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数	人口100万 人当たりの 死者数	火災1,000 件当たりの 死者数	損害額 (億円)	1件当たりの損害 額 (千円)
日本	59,865	5.0	1,747	14.6	29.2	1,549	2,587
アメリカ	2,371,000	99.6	6,306	26.5	2.7	17,471	737
西ドイツ	131,331	21.5	476	7.8	3.6	2,835	2,158
カナダ	81,145	32.4	598	23.9	7.4	1,624	2,001
中国	34,996	0.3	2,241	2.2	64.0	230	657
オーストリア	21,555	28.5	55	7.3	2.6	238	1,104
ニュージーランド	20,385	60.0	45	13.2	2.2	—	—
デンマーク	18,635	34.5	95	18.6	5.1	—	—
ノルウェー	11,000	27.5	74	18.5	6.7	527	4,790
大韓民国	8,137	2.0	260	6.4	32.0	42	516

- (注) 1 資料については、外国政府等の協力による。
 2 西ドイツの損害額は、概数である。
 3 為替相場は、IMF調べによる。

は、他と比較して極端に低い中国の0.3件、大韓民国の2.0件よりは高いが、最も高いアメリカの約20分の1であり、その他の国と比べてもかなり低い数値といえよう。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの26.5人が最も高く、中国の2.2人が最も低い。日本は、最も高いアメリカの約2分の1であり、最も少ない中国の6.6倍となっているが、全体から見ても中程の数値といえよう。火災1,000件当たりの死者数では、中国が64.0人、大韓民国が32.0人、日本が29.2人とこの3カ国が他の国に比べてかなり高く、日本は、最も少ないニュージーランドの2.2人の約13倍であり、他の西欧諸国に比べてもかなり高い数値といえる。火災1件当たりの損害額については、日本は258万7千円でノルウェーに次いで高く、最も低い大韓民国の約5倍となっている。

火災の定義等に違いがあり一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く国民の防火に関する意識が高い

ことを物語っている。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額も大きいことがうかがえる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、1986年12月31日、プエルトリコのサンファンで起きたホテル火災(死者約100人)、1987年5月6日から3週間以上燃え続けた中国の黒竜江省大規模林野火災などが、いまだ記憶に新しい。

なお、1986年の世界主要都市の火災状況は、附属資料27のとおりである。

第2節 地震災害等

1 地震災害

昭和61年11月13日、北海道北空知地方を震源とするマグニチュード5.3の地震が発生し、雨竜郡沼田町他3市4町で負傷者1人及び住家等に被害が生じた。

なお、昭和61年中に外国において発生した大きな被害を伴う地震の主なものには、10月11日のエル・サルバドルの地震(マグニチュード5.4)により1,000人以上の死者を出したものなどがある。

2 風水害、雪害等

(1) 昭和61年中の災害

昭和61年中の風水害、雪害等による全国及び都道府県別の被害状況は第48表及び付属資料11のとおりである。なお、主な風水害、雪害等の状況は以下のとおりである。

ア 昭和61年豪雪

昭和60年12月中旬から昭和61年3月下旬にかけての豪雪により、各地で死者90人、負傷者678人、住家の全壊15棟、半壊12棟の被害を出した。特に1月26日には、新潟県能生町において雪崩が発生し、死者13人の被害を出した。これに対し、国では政府調査団の派遣を行い、また、4県95市町村において災害対策本部が設置された。

イ 昭和61年梅雨前線豪雨

昭和61年6月5日から7月23日にかけての梅雨前線の停滞により、全国各地で死者31人、負傷者31人、住家の全壊・流失94棟、半壊73棟、床上浸水941棟の被害が生じた。特に、7月10日の梅雨前線豪雨により、鹿児島市内において、主としてシラスの山・崖崩れが発生し、死者18人、負傷者15人、家屋の全壊66棟、半壊28棟の被害を生じた。

第48表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	昭 和 61 年	昭 和 60 年	増 減
人	死 者	147	198	△ 51
	行 方 不 明 者	1	1	—
	負 傷 者	802	1,356	△ 554
住 家	全 壊 ・ 流 失	272	260	12
	半 壊	497	850	△ 353
	床 上 浸 水	34,143	9,094	25,049
	床 下 浸 水	92,309	68,220	24,089
	一 部 破 損	13,256	58,413	△ 45,157
非 住 家 被 害	棟	13,870	20,531	△ 6,661
り 災 世 帯 数	世 帯	41,754	10,580	31,174
り 災 者 数	人	140,082	33,551	106,531
被 害 額	百万円	838,750	876,177	△ 37,427

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。

2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

ウ 台風第10号及びその後の低気圧による大雨

昭和61年8月4日から6日にかけて関東・東北地方を襲った台風第10号及びその後の低気圧に伴う豪雨は、河川の氾濫や土砂崩れを引き起こし、死者20人、負傷者107人、住家の全壊・流失135棟、半壊354棟、床上浸水31,986棟の被害が生じた。これに対し、6県241市町村において災害対策本部が設置され、延べ約13万7,700人の消防職団員が出動した。

(2) 昭和62年上半期の災害

ア 昭和62年梅雨前線豪雨及び台風第5号による暴風雨

昭和62年7月14日から7月21日にかけての梅雨前線の停滞及び台風第5号に伴う豪雨により、死者11人、負傷者25人、住家の全壊・流失15棟、半壊21棟、床上浸水372棟の被害を生じた。これに対し、2県155市町村において災害対策本部が設置された。

イ 台風第12号及びその後の低気圧による暴風雨

昭和62年8月30日から9月1日にかけて強風と豪雨をもたらした台風第12号及びその後の低気圧により、長崎県、北海道をはじめとして各地で被害を生じた。特に、強風による被害が激しく、死者6人、負傷者271人、住家の全壊・流失220棟、半壊1,086棟、一部破損61,305棟のほか被害船舶が3,731隻にも達した。

第3節 ガス等によるその他の災害

1 ガスによる災害

(1) 事故の発生件数

昭和61年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい又は爆発・火災(以下「ガス事故」という。)の総件数は、4,404件(前年4,790件)であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの2,330件(同2,665件)、液化石油ガスに係るもの2,074件(同2,125件)である。

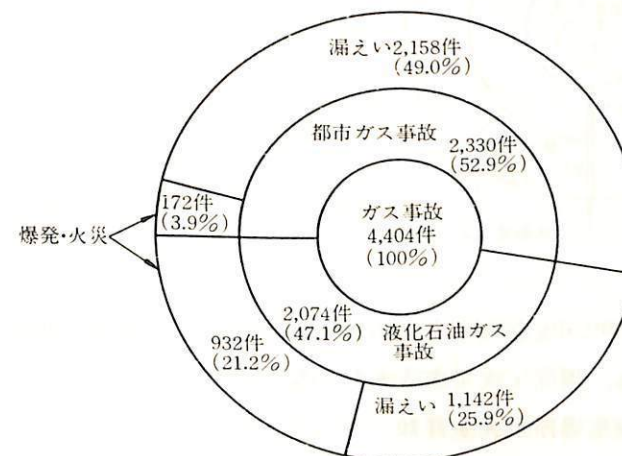
前年と比較すると、ガス事故の総件数は386件(8.1%)の減少になっている。

これをガス種別ごとにみると、都市ガスに係るものが335件(12.6%)の減少、液化石油ガスに係るものは51件(2.4%)の減少となっている。

ア 事故の態様別発生件数

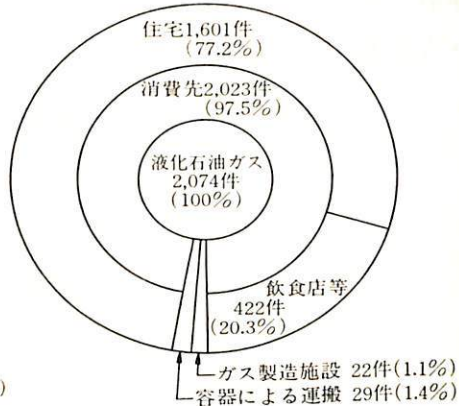
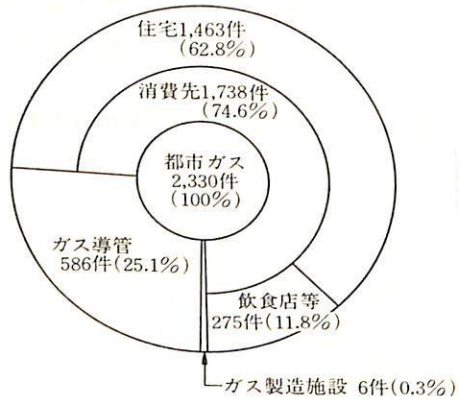
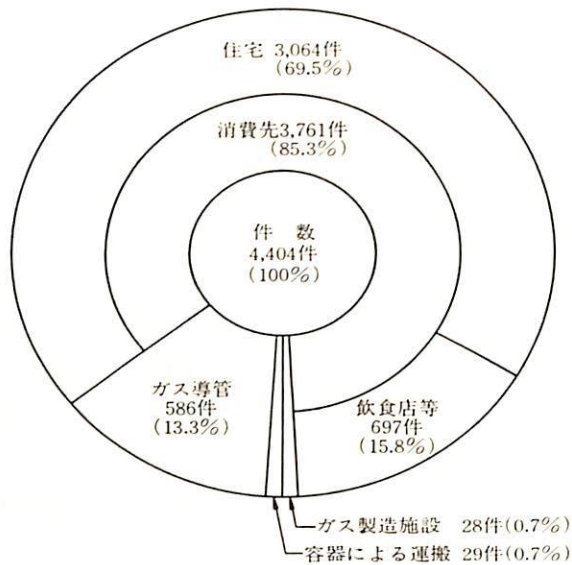
事故を態様別にみると第49図のとおりであり、漏えい事故が74.9%、爆発・火災事故が25.1%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスで

第49図 ガス事故の態様別発生件数 (昭和61年中)



第50図 ガス事故の発生場所別発生件数

(昭和61年中)



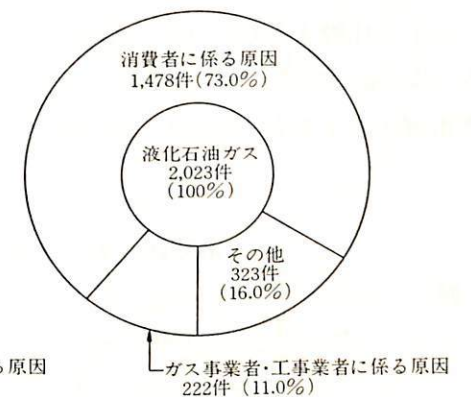
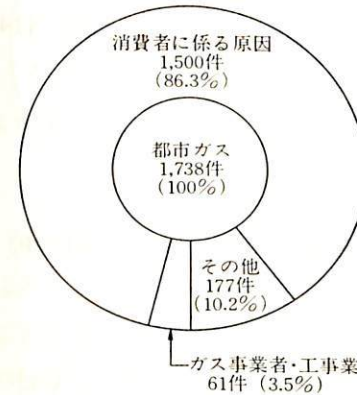
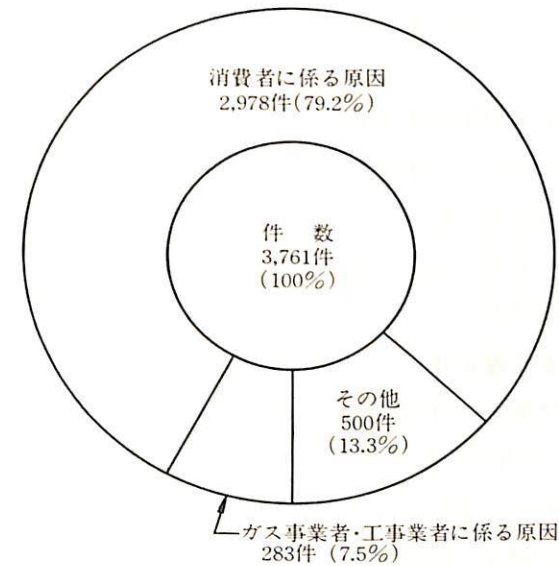
は漏えい事故が92.6%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が55.1%、爆発・火災事故が44.9%である。

イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると第50図のとおりであり、消費先におけるものが

第51図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数

(昭和61年中)



85.3%と大半を占め、ガス導管におけるものが13.3%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが74.6%、ガス導管におけるものが25.1%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで97.5%と大半を占め、容器による運搬中のものは1.4%と

なっている。

消費先における事故の81.5%は住宅において発生しているが、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは84.2%、液化石油ガスでは79.1%となっている。

ウ 事故の発生原因別発生件数

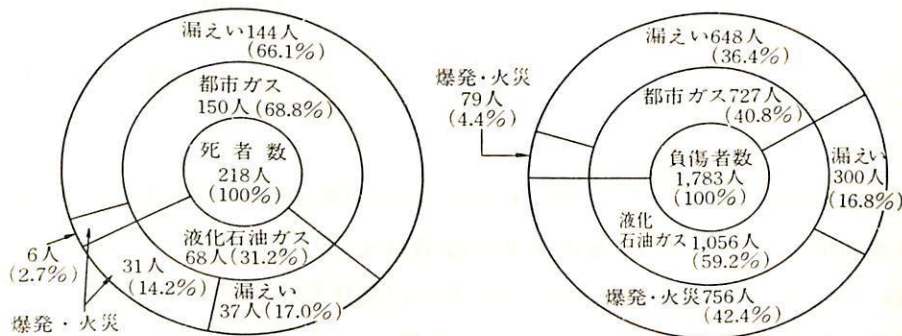
消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第51図のとおりで、発生原因が消費者に係る場合が79.2%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは86.3%、液化石油ガスでは73.0%といずれも大半を占めている。

(2) 事故による死傷者数

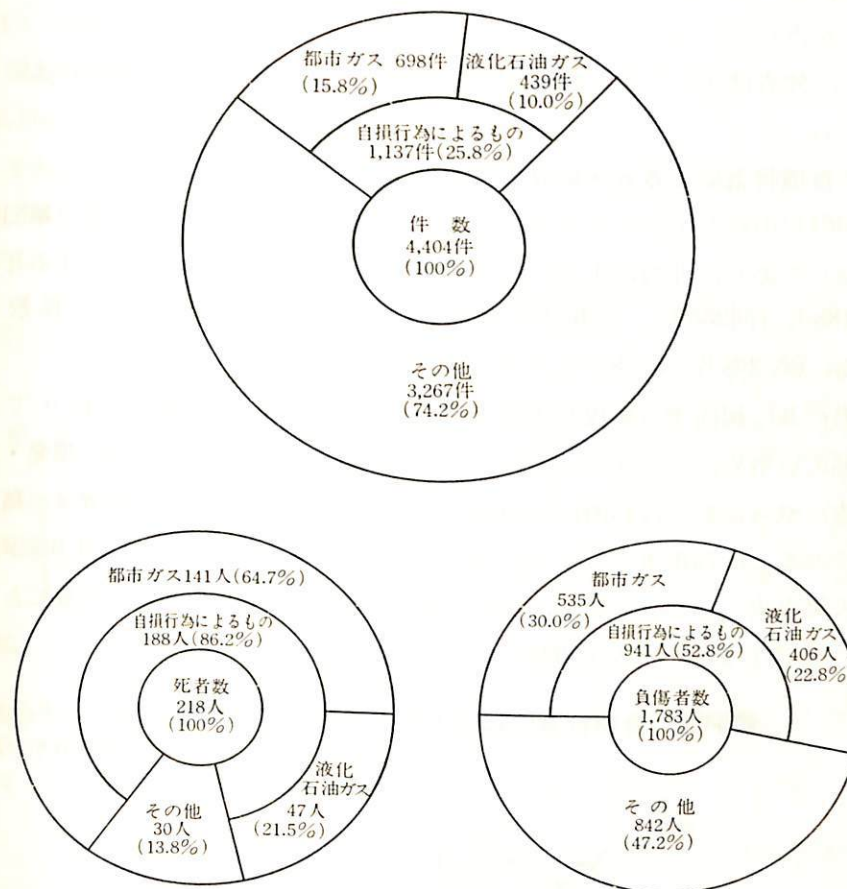
昭和61年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は218人（前年270人）、負傷者数は1,783人（同1,828人）である。死者のうち、都市ガスによるものは150人（同208人）で68.8%を、液化石油ガスによるものは68人（同62人）で31.2%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは727人（同769人）で40.8%、液化石油ガスによるものは1,056人（同1,059人）で59.2%を占めている。

前年と比較すると、死者の総数では52人（19.3%）、負傷者の総数では45人（2.5%）のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは58人（27.9%）の減少となっているが、液化石油ガス

第52図 ガス事故による死傷者数 (昭和61年中)



第53図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数 (昭和61年中)



によるものは6人（9.7%）の増加となっている。また、負傷者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは42人（5.5%）、液化石油ガスによるものは3人（0.3%）のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第52図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが83.1%と大半を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが53.2%、爆発・火災事故によるものが46.8%とほぼ半々である。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ96.0%、89.1%と大半を占めているが、液

化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが45.6%、漏えい事故によるものが54.4%、負傷者では爆発・火災事故によるものが71.6%と大半を占めている。

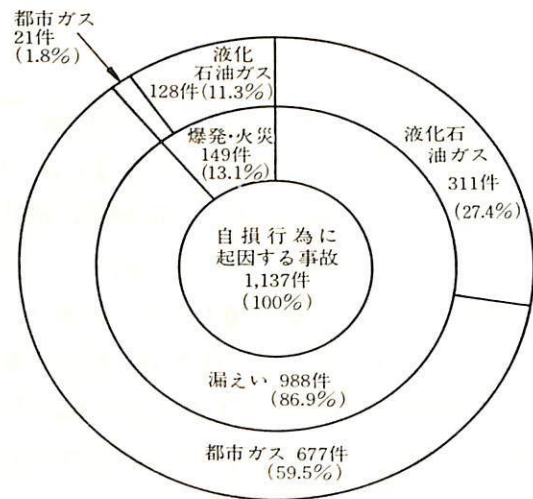
なお、死者はすべてが、負傷者は99.0%が、消費先における事故によるものである。

(3) 自損行為によるガス事故

昭和61年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第53図のとおりであり、件数は1,137件(前年1,171件)、これらの事故による死者数は188人(同235人)、負傷者数は941人(同893人)で、それぞれ総数の25.8%、86.2%及び52.8%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、第54図のとおりであり、漏えい事故にとどまったものは988件(前年1,013件)で86.9%、爆発・火災事故に至ったものは149件(同158件)で13.1%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは97.0%が漏えい事故にとどまり、3.0%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは70.8%が漏えい事故にとどまり、29.2%は爆発・火災事故となっている。

第54図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数 (昭和61年中)



2 石油コンビナート災害

(1) 災害件数と被害

昭和61年中の石油コンビナート災害の発生件数は59件で、前年に比べ6件(9.2%)減少している(第55表)。

また、損害額は1億5,791万円、負傷者は21名であったが、死者はなかった。

第55表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		56		57		58		59		60		61	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
火災	23	26.1	10	13.5	18	14.6	13	16.5	11	16.9	14	23.7	危険物等の火災	
													その他の火災	
爆発	2	2.3	3	4.1	7	5.7	11	13.9	5	7.7	6	10.2		
危険物等の漏えい	34	38.6	33	44.6	50	40.7	27	34.2	22	33.8	19	32.2		
その他	9	10.2	8	10.8	33	26.8	9	11.4	4	6.2	5	8.5		
計	88	100.0	74	100.0	123	100.0	79	100.0	65	100.0	59	100.0		

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第56表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が40件(うちレイアウト規制対象事業所33件)と全体の67.8%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.135件と最も高い(第57表)。

第56表 主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)

発 年 月 日	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中部	チソン石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.2.16	四日市臨海	大崎石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー陸洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 (負傷者6名には負傷後48時間以上経過して死亡した3名を含む。)
58.5.26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸

第57表 特定事業所区分別災害件数

事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所あたりの災害件数 (B/A)
第1種事業所 うちレイアウト対象事業所	517 244	40 33	67.8 55.9	0.077 0.135
第2種事業所	415	19	32.2	0.046
計	932	59	100.0	0.063

イ 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場 (17件)、石油精製所 (9件)、製鉄所 (6件)、油槽所 (5件) の順となっている (第58表)。

第58表 業態別災害件数

化学工場	石油精製所	製鉄所	油槽所
17件	9件	6件	5件
自動車製造業	造船業	発電業	その他
2件	2件	2件	16件

3 危険物施設等における災害

(1) 火災

ア 火災件数と被害

危険物施設における昭和61年中の火災の発生件数は145件 (前年126件)。

第59表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区 分	火災発生数	損害額 (百万円)	死者 (人)	負傷者 (人)
昭和57年	147	4,876	10	273
58	140	1,111	2	50
59	174	799	3	39
60	126	2,309	0	39
61	145	1,739	6	35

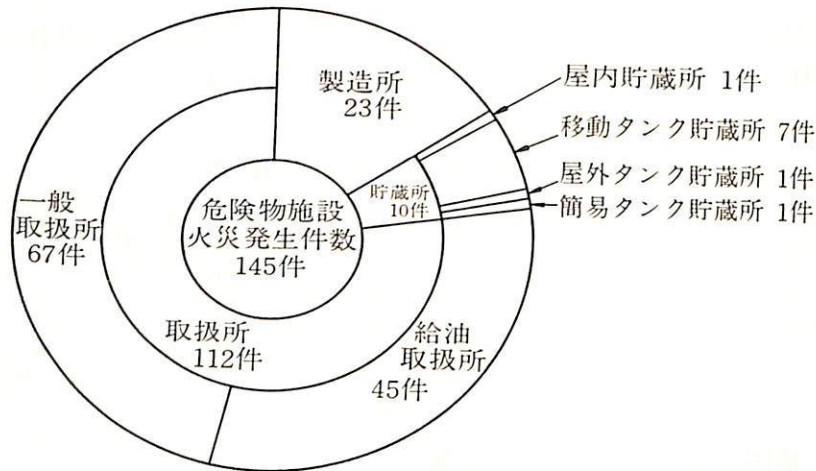
損害額は17億3,900万円（同23億900万円），死者及び負傷者数はそれぞれ6人（同0人），35人（同39人）となっている（第59表）。

火災発生件数は，前年より増加したが，火災による被害は，前年に比べ死者数が6人増加したものの，負傷者数は4人減少しており，損害額も，前年に比べ減少している。

また，危険物施設別の火災発生状況をみると，取扱所での火災が112件と

第60図 危険物施設別火災発生件数

（昭和61年中）



最も多く，その中でも一般取扱所での火災が67件と全体の半数近くを占めている（第60図）。

出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると，第61表

第61表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

（昭和61年中）

分類	危険物									危険物以外のもの	計
	第1類	第2類	第3類	第4類				第5類			
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類		その他		
件数	2	1	3	48	5	14	11	9	1	51	145

（注） 分類は消防法別表の分類による。

のとおり，危険物以外のもの51件，第4類第1石油類48件，第4類第3石油類14件，第4類第4石油類11件の順となっている。

イ 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は，第62表のとおりであり，危険物施設の火

第62表 危険物施設の火災の拡大状況

（昭和61年中）

分 類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみで火災にとどまったもの	132
他の建築物等から類焼したもの	9
危険物施設からの危険物の漏えいにより起因して他の建築物等が火災となったもの	2
他の建築物等に延焼したもの	2
計	145

災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

ウ 無許可施設の火災

製造所，貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は15件で，負傷者は3人（死者なし）となっている。なお，これらの火災による損害額は，3,500万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は5件で，負傷者は1人（死者なし）となっている。

なお，これらの火災による損害額は131万円となっている。

(2) 危険物流出等の事故

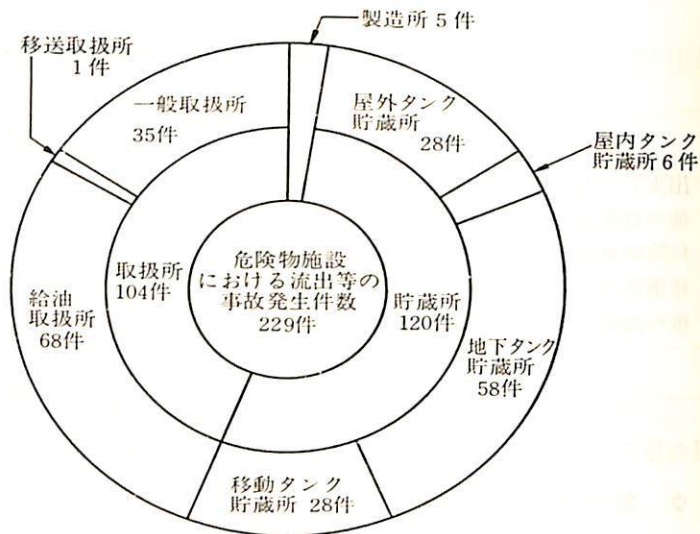
昭和61年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は，229件（前年258件）となっている（第63表，第64図）。

第63表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	57	58	59	60	61
事故件数	287	244	276	258	229

このほか、危険物運搬中に27件、無許可施設において10件、仮貯蔵の承認中において1件の危険物流出事故が発生している。

第64図 危険物施設別流出等事故発生件数 (昭和61年中)



4 海上災害

昭和61年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが昭和61年1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）119港における海上災害で消防機関が出動したものは83件あり、このうち70件（84.3%）が火災、5件（6.0%）が油の流出、1件（1.2%）が爆発によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が71件で85.5%を占めている（第65表）。

第65表 主要港湾における消防機関の出動状況

(昭和61年中)

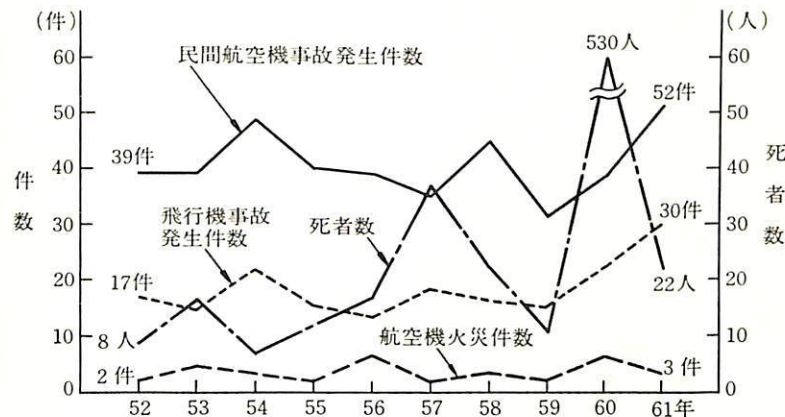
事故種別	事故発生場所別件数							総トン数別事故船舶隻数				
	火災	爆発	流出	その他	海上	係留中 修理・解体中	荷役中 その他	1,000 t未満	1,000 t以上 1万t未満	1万t以上 10万t未満	10万t以上	
	70	1	5	7	11	24	7	41	71	3	7	2

5 航空機災害

昭和61年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は52件発生しており、そのうち飛行機事故は30件で最も多くなっている。また、民間航空事故による死者は22人となっている（第66図）。

昭和61年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、68件あり、このうち飛行場内が63件、飛行場外5件となっている。なお、消火、救難活動を実施したものは7件となっている。

第66図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

第 3 章

消防行政の現況

1. 消防行政の概況

(1) 消防行政の概況

消防行政は、人命の救済と財産の保護を目的として、火災の予防、消火、救助、救急業務を執行する行政である。近年、火災の発生頻度が増加し、被害の拡大が著しいことから、消防行政の重要性はますます高まっている。本節では、消防行政の概況について概説する。

表 3-1-1 消防行政の概況（平成25年度）

項目	数値
消防機関数	1,234
消防員数	12,345
消防用車両数	567
消防用設備数	890
消防用資材数	345
消防用器具数	678
消防用消耗品数	901
消防用備品数	234
消防用什物数	567
消防用雑品数	890
消防用その他	123

以上が消防行政の概況である。消防行政は、人命の救済と財産の保護を目的として、火災の予防、消火、救助、救急業務を執行する行政である。

第3章 消防行政の現況

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

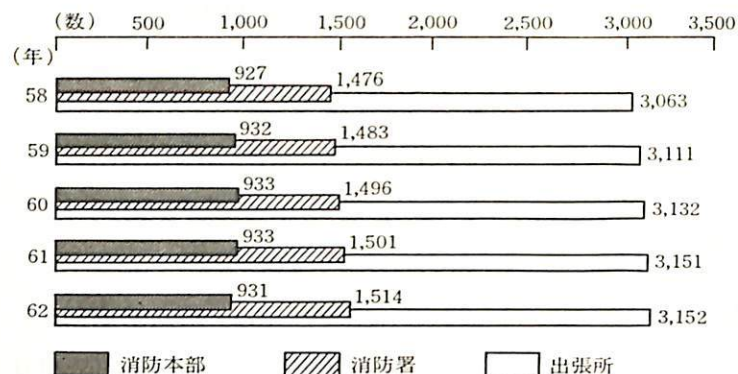
昭和62年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が931本部、消防署が1,514署、出張所が3,152所、消防職員が13万463人となっている。前年と比較すると、消防機関は13署、1出張所、職員は853人増加している(第1-1表)。

第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	昭和62年 4月1日 現在	昭和61年 4月1日 現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
消 防 本 部	931	933	△ 2	0.21
消 防 内 訳	市	359	△ 2	0.55
	町・村	117	△ 1	0.85
	一部事務組合	455	1	0.22
	消防署	1,514	1,501	13
出 張 所	3,152	3,151	1	0.03
消 防 職 員 数	130,463	129,610	853	0.66
消 防 団	3,648	3,650	△ 2	0.05
分 団	25,667	25,701	△ 34	0.13
防 非 常 勤 消 防 団 員	1,017,731	1,026,147	△ 8,416	0.82
消 防 団 常 備 部	7	7	0	—
団 常 勤 消 防 団 員	76	77	△ 1	1.30

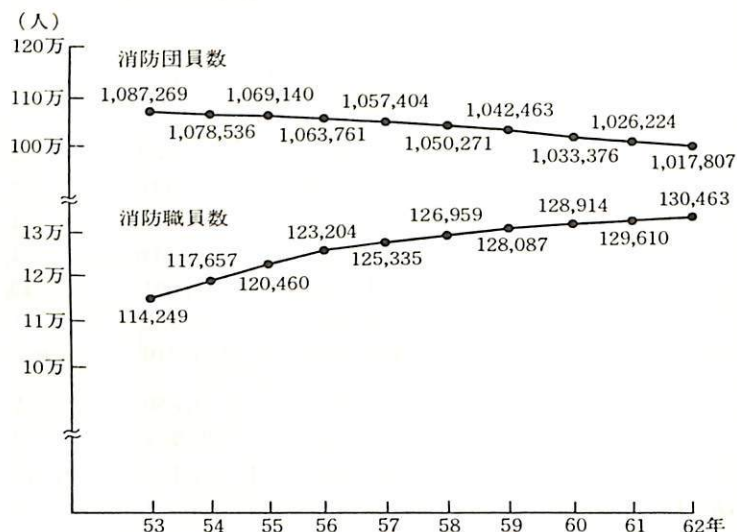
常備化の進展に伴い、消防署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.1倍となっている(第1-2図、第1-3図)。

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1-3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市町村もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

昭和62年4月1日現在、常備化市町村は2,981市町村（うち4町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で91.6%（市は100%、町村は89.5%）に達し、人口の98.6%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎし得ない場合が多い。また、最近は、交通通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても、市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いた

め、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は昭和62年4月1日現在、455組合に達しており、その構成市町村数2,358市町村（271市、1,638町、449村）は常備化市町村数全体の79.1%に相当する。

また、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和62年4月1日現在事務委託市町村数は147市町村（24市、102町、21村）に達している。

なお、消防相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、さらに大規模災害発生時等においてもより有効に機能し得るものとなるよう、既消防相互応援協定の見直しや同協定に基づく関係市町村等による合同訓練の実施等今後検討していく必要がある。

(2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

昭和62年4月1日現在、消防団は3,648団、消防団員は101万7,807人である。団員数は減少傾向にあり、昭和53年4月1日現在に比べ6万9,462人(6.4%)減少している(第1-3図)。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり、40歳以上の団員が

22.5%を占め、また、平均年齢は34.7歳となっている。

第1-4表 消防団員の年齢構成

(昭62.4.1現在)

区分	年齢						計	平均年齢
	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上		
消防団員数(人)	5,622	292,006	491,412	153,700	64,288	10,779	1,017,807	34.7
構成比(%)	0.5	28.7	48.3	15.1	6.3	1.1	100.0	



消防団歳末特別警戒(福岡市西消防団)

2 消防施設

(1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター等の科学消防機械の整備が進められてきている。

第1-5表 消防機械の保有数
(昭62.4.1現在)(単位:台,艇,機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計	比 較	
				増 減 数	増 減 率 (%)
消 防 ポ ン プ 自 動 車	4,584	14,156	18,740		
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	3,016	622	3,638		
は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	1,112	2	1,114		
化 学 消 防 自 動 車	942	10	952		
救 急 自 動 車	4,369	50	4,419		
無 線 指 揮 車	1,783	392	2,175		
消 防 艇	44	2	46		
救 助 工 作 車	473	0	473		
林 野 火 災 工 作 車	41	14	55		
電 源 車	130	10	140		
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	388	23,279	23,667		
手 引 動 力 ポ ン プ	31	1,079	1,110		
小 型 動 力 ポ ン プ	3,067	50,420	53,487		
そ の 他 の 消 防 自 動 車	6,116	894	7,010		
ヘ リ コ プ タ ー	18	0	18		

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考慮することが必要である。

また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.5%を占めており、防火水槽の割合は24.9%にすぎないが、近年、大規模地震に対する

第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭和62年4月 1日現在	昭和61年4月 1日現在	比 較		
			増 減 数	増 減 率 (%)	
全 国 の 現 有 数	1,316,242 (100.0)	1,277,120 (100.0)	39,122	3.1	
消 火 栓	968,012 (73.5)	938,086 (73.5)	29,926	3.2	
防 火 水 槽	327,744 (24.9)	318,154 (24.9)	9,590	3.0	
井 戸	{20~40m ² 未 満	99,033	98,175	858	0.9
	{40m ² 以 上	228,711	219,979	8,732	4.0
井 戸	{20~40m ² 未 満	20,486 (1.6)	20,880 (1.6)	△ 394	△ 1.9
	{40m ² 以 上	10,301	10,479	△ 178	△ 1.7
井 戸	10,185	10,401	△ 216	△ 2.1	

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 火災報知専用電話

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、昭和62年4月1日現在、全国で1万1,232回線が設置され、逐年増加してきている(第1-7図)。

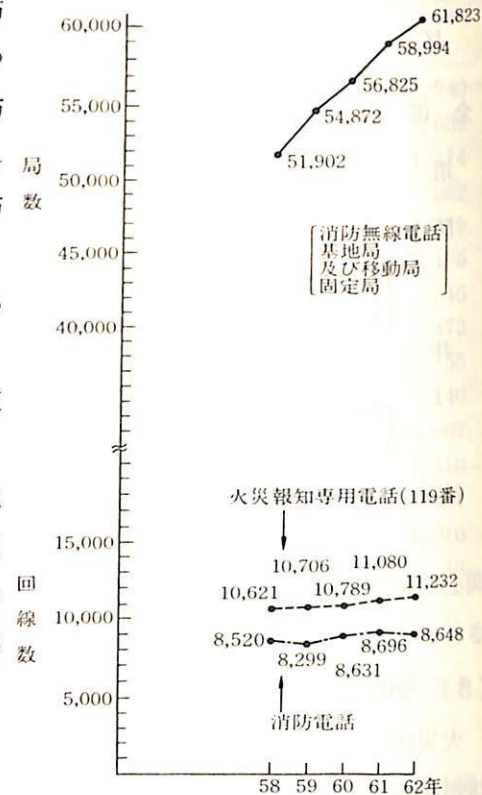
なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和62年4月1日現在、全国で、受信装置が121基、発信機が666基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

イ 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和61年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数234万5,907件、搬送人員227万3,385人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が1万8,539件(0.8%)、搬送人員が1万7,386人(0.8%)増加している(第2-1表)。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件 数 (A)	対前年 増減率 (%)	人 員	対前年 増減率 (%)		(%)		(%)
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
57	2,125,447	3.4	2,049,487	3.7	477,638	22.5	1,018,133	47.9
58	2,227,930	4.8	2,150,796	4.9	515,066	23.1	1,068,950	48.0
59	2,255,113	1.2	2,182,772	1.5	511,763	22.7	1,086,043	48.2
60	2,327,368	3.2	2,255,999	3.4	540,830	23.2	1,133,322	48.2
61	2,345,907	0.8	2,273,385	0.8	548,979	23.4	1,129,725	48.2

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均6,427件(前年6,376件)13.4秒(前年13.6秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、おおむね53人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料23)。

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている(第2-2表)。

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大 都 市				その他の市町村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)
57	330,707	51.2	127,858	19.8	687,426	46.4	349,780	23.6
58	345,454	51.5	137,713	20.5	723,496	46.5	377,353	24.2
59	353,230	51.7	136,279	19.9	732,813	46.6	375,484	23.9
60	368,820	52.2	146,719	20.7	764,502	47.2	394,111	24.3
61	373,837	52.0	147,564	20.5	755,888	46.5	401,415	24.7

(注) 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市(事務委託団体を含む。)、北九州市及び福岡市をいう(第2-4表について同じ。)

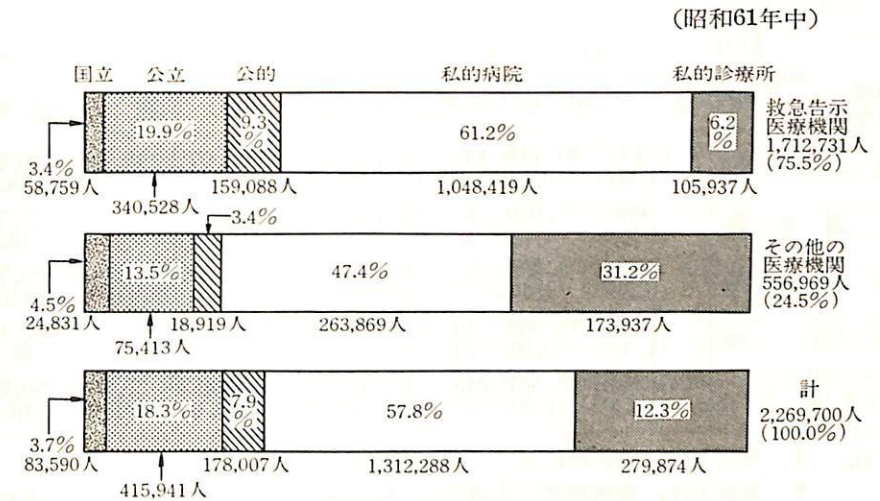


交通事故現場での救急活動(東京消防庁)

(2) 医療機関別搬送人員の状況

昭和61年中の搬送人員 227万3,385人のうち、医療機関に搬送された救急患者は226万9,700人であり、その75.5%に当たる171万2,731人が救急告示医療機関へ、残り24.5%に当たる55万6,969人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている(第2-3図)。

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況



(3) 傷病程度別搬送人員の状況

昭和61年中の搬送人員227万3,385人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した227万60人の状況は第2-4表のとおりであり、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の53.3%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は46.7%となっている。なお、軽症患者の割合は11大都市の方が高くなっている。

(4) 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和61年中の搬送人員227万3,385人の収容所要時間(救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間)の状況は、第2-5図のとおりである。

(5) 転送の状況

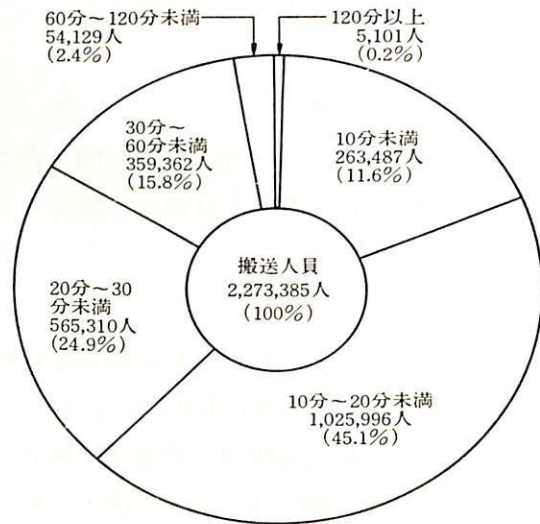
昭和61年中の転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.1%に当たる223万404人で、残りの1.9%に当たる4万2,981人が転送されている。転送された人員の転送回数別の状況は、第2-6表のとおりであり、転送の理由は処置困難、専門外、ベット満床の順となっている(第2-7表)。

第2-4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		5,138 (1.5)	34,715 (10.2)	147,562 (43.1)	154,662 (45.2)	342,077 (100.0)	17,419 (2.5)	130,216 (18.2)
交 通 事 故		630 (0.4)	7,079 (4.5)	37,394 (23.8)	112,131 (71.3)	157,234 (100.0)	4,470 (1.0)	47,799 (10.4)
一 般 負 傷		288 (0.3)	3,502 (4.1)	23,771 (27.8)	58,076 (67.8)	85,637 (100.0)	1,354 (0.8)	20,785 (11.5)
そ の 他		1,188 (1.4)	18,265 (20.9)	40,337 (46.1)	27,695 (31.6)	87,485 (100.0)	4,036 (1.6)	92,199 (37.5)
計		7,244 (1.1)	63,561 (9.5)	249,064 (37.0)	352,564 (52.4)	672,433 (100.0)	27,279 (1.7)	290,999 (18.2)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第2-5図 収容所要時間別搬送人員の状況 (昭和61年中)



搬送人員の状況

(昭和61年中)

他の市町村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
288,885 (40.4)	277,924 (38.9)	714,444 (100.0)	22,557 (2.1)	164,931 (15.6)	436,447 (41.3)	432,586 (41.0)	1,056,521 (100.0)
130,054 (28.5)	274,340 (60.1)	456,663 (100.0)	5,100 (0.8)	54,878 (8.9)	167,448 (27.3)	386,471 (63.0)	613,897 (100.0)
53,997 (29.9)	104,421 (57.8)	180,557 (100.0)	1,642 (0.6)	24,287 (9.1)	77,768 (29.2)	162,497 (61.1)	266,194 (100.0)
99,324 (40.4)	50,404 (20.5)	245,963 (100.0)	5,224 (1.6)	110,464 (33.1)	139,661 (41.9)	78,099 (23.4)	333,448 (100.0)
572,260 (35.8)	707,089 (44.3)	1,597,627 (100.0)	34,523 (1.5)	354,560 (15.6)	821,324 (36.2)	1,059,653 (46.7)	2,270,060 (100.0)

いう。

第2-6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和61年中)

区 分	転送なし	転 送 あ り						計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1	2	3	4	5以上	小計(A)		
急 病	1,035,009	21,832	488	12	0	0	22,332	1,057,341	2.1
交 通 事 故	603,796	10,070	248	11	0	1	10,330	614,126	1.7
一 般 負 傷	261,230	5,139	116	2	0	0	5,257	266,487	2.0
そ の 他	330,369	4,962	97	3	0	0	5,062	335,431	1.5
計	2,230,404	42,003	949	28	0	1	42,981	2,273,385	1.9

第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和61年中)

理由	収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難		11,762 (44.7)	9,655 (54.6)	21,417 (48.7)
専門外		5,486 (20.9)	3,671 (20.7)	9,157 (20.8)
ベッド満床		4,134 (15.7)	1,305 (7.4)	5,439 (12.4)
医師不在		1,370 (5.2)	484 (2.7)	1,854 (4.2)
手術中		802 (3.1)	119 (0.7)	921 (2.1)
その他		2,747 (10.4)	2,460 (13.9)	5,207 (11.8)
計		26,301 (100.0)	17,694 (100.0)	43,995 (100.0)

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

(6) 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和61年中の搬送人員227万3,385人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は131万65人(搬送人員の57.6%、前年は56.7%)であり、前年に比較し、3万631人(2.4%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-8表)。

(7) 交通事故に対する実施状況

昭和61年中の救急出場件数は54万8,979件、搬送人員は61万4,126人で、前年に比較して出場件数が8,149件(1.5%)、搬送人員が8,987人(1.5%)増加している(附属資料23, 24)。

第2-8表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和61年中)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員	621,840	320,241	171,411	196,573	1,310,065
処置項目					
止血	4,886 (0.5)	83,826 (18.5)	42,289 (17.7)	22,137 (7.7)	153,138 (8.2)
固定	4,186 (0.5)	46,295 (10.2)	26,267 (11.0)	17,668 (6.2)	94,416 (5.1)
人工呼吸	21,313 (2.4)	2,800 (0.6)	1,830 (0.8)	4,707 (1.6)	30,650 (1.6)
心マッサージ	26,163 (2.9)	3,113 (0.7)	2,042 (0.9)	5,208 (1.8)	36,526 (2.0)
酸素吸入	191,376 (21.6)	20,939 (4.6)	9,303 (3.9)	59,290 (20.6)	280,908 (15.0)
気道確保	90,187 (10.2)	13,133 (2.9)	6,387 (2.7)	20,751 (7.2)	130,458 (7.0)
保温	439,817 (49.6)	88,107 (19.4)	56,374 (23.6)	92,792 (32.3)	677,090 (36.3)
被覆	6,115 (0.7)	136,124 (30.0)	67,584 (28.3)	32,349 (11.3)	242,172 (13.0)
その他	102,410 (11.6)	59,396 (13.1)	26,475 (11.1)	32,567 (11.3)	220,848 (11.8)
計	886,453 (100.0)	453,733 (100.0)	238,551 (100.0)	287,469 (100.0)	1,866,206 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

2 実施体制

(1) 実施市町村

救急業務実施市町村数は、昭和62年4月1日現在、3,019市町村(654市, 1,870町, 495村)で、前年の3,003市町村(652市, 1,863町, 488村)に比較して16団体増加している(第2-9表)。

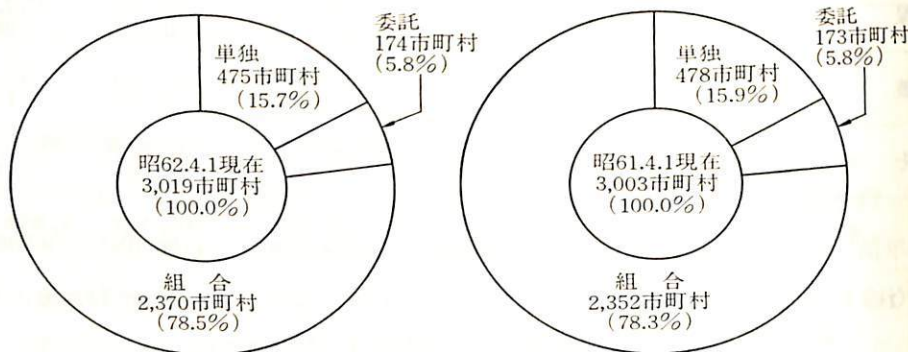
第2-9表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	58	59	60	61	62
市町村数		214	2,965	2,987	3,002	3,003	3,019
対前年増加数		45	39	22	15	1	16
対前年増加率(%)		26.6	1.3	0.7	0.5	0.0	0.5
指数		100	1,386	1,396	1,403	1,403	1,411

(注) 実施市町村数は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

この結果、全市町村3,253のうち、92.8% (前年92.3%) に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.8% (前年98.7%) がカバーされることとなった(附属資料22)。なお、救急業務実施形態の内訳は第2-10図のとおりである。

第2-10図 救急業務実施形態の内訳



また、実施市町村のうち、2,977市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、42町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

(2) 救急隊

救急隊は、昭和62年4月1日現在、3,810隊設置されており、前年の3,738隊に比べて72隊(1.9%)増加している(第2-11表)。

第2-11表 救急隊数の推移

区分	年	58	59	60	61	62
救急隊数		3,502	3,593	3,696	3,738	3,810
対前年増加数		93	91	103	42	72
対前年増加率(%)		2.7	2.6	2.9	1.1	1.9

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

(3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。昭和62年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で6万9,044人となっており、このうち4万4,006人が救急隊員として救急業務に従事している。

(4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和62年4月1日現在、4,372台で前年の4,313台に比べ59台(1.4%)増加している。

(5) 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であり、昭和62年4月1日現在、全国で686基の救急指令装置が整備されている。

(6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和61年度までに厚生省の補助制度を活用し、31都府県に整備されている。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は、昭和62年3月31日現在、総延長3,909.8kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは3,890.3kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは19.5km(中央自動車道恵那山トンネル8.6km、関越自動車道関越トンネル10.9km)である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

(8) 救急業務等における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務をとおして他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、従来から救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の科目を設けるとともに、法定伝染病と疑われる者の取扱い並びに救急自動車及び積載品の消毒について消防機関等を指導してきたところであり、また、昭和57、58年度には、B型肝炎の感染防止対策等について調査研究を行うことにより、救急業務における感染防止対策の確立に努めてきた。

さらに、最近においてはAIDS(エイズ：後天性免疫不全症候群)に対する社会的不安が高まったことを踏まえて、昭和62年2月に消防関係者と医療関係者等からなる「AIDS感染防止対策研究委員会」を設置し、調査研究を行った。その研究報告が同年4月に出されたのを受けて、救急業務等におけるAIDS感染防止対策が万全になされるように消防機関等を指導しているところである。

(9) 集団救急事故及び大震災時における救急救護対策

大事故、大災害による集団的に傷病者が発生するいわゆる集団救急事故対策については、昭和60年度における集団救急事故対策研究委員会の研究成果を踏まえ、救急業務実施基準に基づく救急業務計画の作成、見直しについて地方公共団体を指導してきたが、昭和61年度には、特に大震災時における救

急救護対策についての調査研究を行い、その検討結果を踏まえ、集団救急事故対策の一層の充実に努めている。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、昭和62年4月1日現在、全国で5,728箇所となっている。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—12表のとおりである。

第2—12表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
58	3,471	1,882	5,353	453
59	3,618	1,891	5,509	466
60	3,780	1,879	5,659	479
61	3,868	1,872	5,740	486
62	3,947	1,781	5,728	485

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万以上の市に整備することとし、昭和62年4月1日現在476箇所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和62年4月1日現在360地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下

に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和62年4月1日現在99箇所整備された。

消防庁では、救急患者の救命効率の向上を図るために傷病者観察カード（スコアカード）の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置を進めるなど救急医療機関との連携、協力について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救 助 活 動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和61年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万8,079件、救助人員1万8,918人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1,454件（8.7%）、救助人員が4,300人（29.4%）増加している（第3—1表）。

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率 (%)	人 員	対前年増減率 (%)
57	15,953	10.5	15,016	21.0
58	15,954	0.0	14,407	△ 4.1
59	15,826	△ 0.8	13,690	△ 5.0
60	16,625	5.0	14,618	6.8
61	18,079	8.7	18,918	29.4

(注) 昭和60年以降のデータは、消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下のデータについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は第3—2表のとおりであり、救助出動人員は延べ62万7,205人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の78.0%、消防団員については、火災のみで79.7%を占めるほか、水難事故、自然災害を含めると92.0%となっている。

また、救助活動人員は延べ23万8,724人となっており、救助活動1件当たり13.2人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は自然災害の28.9人が最も多く、次に水難事故の23.7人で以下、火災18.2人、爆発事故16.2人の順となっている（附属資料26）。



列車事故現場での救助活動（東京消防庁）

第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況 (昭和61年中)

区分	事故種別										計
	火災	交通 事故	水難 事故	自然 災害	機 械 による 事 故	建物等 による 事 故	ガス及 び酸欠 事 故	爆発 事 故	その他		
救助活動 件数	5,370 (29.7)	7,617 (42.1)	832 (4.6)	424 (2.4)	670 (3.7)	778 (4.3)	389 (2.2)	23 (0.1)	1,976 (10.9)	18,079 (100)	
救助人員	897 (4.7)	10,105 (53.4)	720 (3.8)	3,218 (17.0)	904 (4.8)	822 (4.4)	280 (1.5)	36 (0.2)	1,936 (10.2)	18,918 (100)	
消防職員	救助出 動人員	253,826 (53.8)	113,981 (24.2)	17,636 (3.7)	5,677 (1.2)	14,076 (3.0)	12,840 (2.7)	8,464 (1.8)	913 (0.2)	43,970 (9.4)	471,383 (100)
	救助活 動人員	88,937 (43.3)	64,904 (31.6)	10,883 (5.3)	4,611 (2.3)	6,418 (3.1)	7,856 (3.8)	4,489 (2.2)	348 (0.2)	16,900 (8.2)	205,346 (100)
消防団員	救助出 動人員	124,144 (79.7)	1,471 (0.9)	9,895 (6.4)	9,230 (5.9)	55 (0.04)	86 (0.06)	440 (0.3)	395 (0.2)	10,106 (6.5)	155,822 (100)
	救助活 動人員	9,011 (27.0)	873 (2.6)	8,865 (26.5)	7,663 (22.9)	24 (0.1)	54 (0.2)	14 (0.1)	25 (0.1)	6,849 (20.5)	33,378 (100)
1件当りの 救助活動 人員	18.2	8.6	23.7	28.9	9.6	10.2	11.6	16.2	12.0	13.2	

(注) () は構成比(「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。)

2 実施体制

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

昭和62年4月1日現在、消防法第36条の2の規定に基づき、及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は696本部となっており、当該消防本部の構成市町村(受託市町村を含む)は2,347市町村であり、昭和62年1月1日前記省令の施行に伴い前年と比較して134消防本部、442市町村に救助隊が新設されている(第3—3表)。

第3—3表 救助隊の設置状況

区 分	救助隊設置 消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (昭和60年国調)
昭和62.4.1現在	696	2,347 (551市, 1,419町, 377村)	107,499,609
昭和61.4.1現在	562	1,905 (487市, 1,123町, 295村)	100,629,579
対前年増減率(%)	23.8	23.2	6.8

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は696消防本部に1,166隊設置されており、救助隊員は1万5,794人となっている。このことは、1消防本部当たり1.7隊の救助隊が設置されており、1隊に13.5人の救助隊員が配置されていることとなっている(第3—4表)。

(3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が搭乗する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、救助隊数に比較して不足している資機材が多い。このため、これらの整備促進を図ることが今後の課題である(第3—5表)。

第3-4表 救助隊数及び救助隊員数

区分	救助隊数			救助隊員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	347	819	1,166	4,582	11,212	15,794
うち 自治省令第4条の規定による救助隊	264	175	439	3,556	2,557	6,113

(注)「専任隊」とは、災害時において専ら救助工作車で出動し、救助活動を行う隊をいう。
 「兼任隊」とは、災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。
 「専任隊員」とは、専任隊の隊員のうち辞令又は職務命令により、専ら救助活動を行う者をいう。
 「兼任隊員」とは、専任隊の専任隊員以外の者をいう。

第3-5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材

搭乗車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計		
		528	252	129	391	298	95	347	2,040	
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬エンジン	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
	省令別表第2	431	59	90	257	806	540	698	294	269

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の教育訓練の基準(昭和45年消防庁告示第1号)により、専科教育の警防科に救助課程を設け、90時間以上の教育訓練を行っている。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的に実施している(第3-6表)。

近年、救助活動は、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となってきた

第3-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区分	体 練 訓	力 成 練	ロ ー プ 基 本 応 用 練	検 救 訓	索 助 練	各種救助器具取扱 訓練	各種救助事象想定 訓練	その他 訓練	計
実施延回数	138,894	60,091	51,781	41,946	25,504	21,644	339,860		
実施人員	1,028,003	452,547	380,625	275,675	154,390	154,390	2,466,397		
実施延時間	202,486	148,306	168,249	76,585	64,087	52,468	712,181		

ており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、救助隊員の教育訓練体系及びその内容の見直しと、そのための教材の開発について検討を行うこととしている。

第4節 防災対策

1 防災に関する組織・計画

災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置し、これらにおいては、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとしている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとしている。

なお、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとしている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

(1) 防災会議

ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

昭和61年度中の開催状況は、都道府県40団体（85.1%）で延べ45回、市区町村1,387団体（42.3%）で延べ1,758回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、19団体が地震対策部会を、8団体が原子力防災部会を設置するなどの措置により防災体制の強化が図られている。

イ 災害対策本部

昭和61年中に、都道府県においては、14団体で延べ19団体、市区町村においては、延べ778団体で災害対策本部が設置されている。

ウ 防災主管部課

全都道府県において、消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

昭和62年4月1日現在の都道府県地域防災計画は全都道府県において作成されており、また市町村地域防災計画は、ほぼすべての団体が作成しているところであって、いずれも我が国の地域の総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は23都府県において震災対策計画が、11府県において原子力災害対策計画が作成されるなど一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画が

作成されている。

(3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和61年度においては、都道府県が延べ184回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ3,355回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンピュータ災害、林野火災、大火災の順になっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料14）。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。昭和62年3月31日現在、全国3,276市区町村のうち、2,379市町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は7,980万人となっている。昭和61年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の支払い状況は合計24件、262万円となっている。

2 情報通信体制

災害時において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種災害情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成を目指し、地方公共団体と一体となって、情報通信体制の整備を進めている。

(1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ無線通信網には、地上通信網と衛星通信網とがある。

地上通信網は、消防庁と47都道府県を結んでいる無線通信網であり、現在消防庁所属の173局の無線局と各都道府県所属の無線局により構成されてお

り、各都道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリの相互通信並びに消防庁からの一斉伝達が可能である。

衛星通信網は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に回線を集中して割り当てることのできる通信網であり、昭和59年度から、通信衛星「さくら2号」を利用して、消防庁と千葉県、愛知県、静岡県及び山梨県との間で運用を行っている。昭和62年9月1日現在で2県が整備中である。

(2) 都道府県防災行政無線通信網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため県の出先機関、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この通信網は、電話等の相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から関係団体に一斉伝達する機能を有しており、また、災害時に、地域の情報を収集するために車両等との通信も可能である。

消防庁は、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備促進を図っており、昭和62年3月31日現在で41都道府県が運用中、1県が整備中で、整備率は89.4%となっている。

(3) 市町村の消防・防災無線通信網

ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村と集落等を結ぶ無線通信網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し地域住民に対して一斉に情報を伝達する同報系無線施設は、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効であり、近年急速に整備が進んでおり、その整備率は、昭和62年3月31日現在で38.2%である。

なお、同報系無線は、一方向の情報伝達手段であり、集落の被災状況を市町村の災害対策本部で迅速かつ的確に把握するためには、相互に通信できる移動系無線施設を併せて整備する必要がある。その整備率は、昭和62年3月31日現在で61.4%である。



防災行政無線統制室(広島市消防局)

消防庁では、防災対策の強化が特に急がれる、台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等において、同報通信機能と相互通信機能を併せ持つ無線施設を整備しようとする市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備促進を図っており、昭和53年度から昭和61年度までの間に545市町村に対し89億3,661万円の補助金を交付した。

イ 消防・救急無線通信網

消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うため無線通信網を整備している。昭和62年4月1日現在におけるこれらの無線局数は6万1,823局でこの一年間に2,829局増加した。

なお、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したTVカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を本部にフェイリングしておき、火災現場等に画像伝送する等機能の高度化が図られている。



指令管制室(名古屋市消防局)

(4) その他の防災通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換のための通信網が必要である。このため、関係機関の間で専用回線あるいは専用共通波による防災相互通信用無線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、これらの通信施設を整備し、特に、無線施設については、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

また、市町村と医療機関、交通機関等の生活関連機関や自主防災組織相互間における連絡体制の確保は、既設の通信システムの有機的な活用とあいまって、災害対策上一層の充実強化が期待できることから、このシステムの導入について検討する必要がある。

第5節 広域応援体制

1 消防広域応援体制の整備

地震・風水害・林野火災等その被害が大規模で広域に及ぶ災害や高層建築物火災・石油コンビナート火災等の特殊災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは充分ではなく、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うことができるよう広域的な消防応援体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防応援を行えるよう消防相互応援協定の締結が進められている。市町村間等の消防相互応援協定の現況は、昭和60年4月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,720、都道府県外を含む協定数445、全国協定総数3,165であり、応援災害別分類（重複計上）では、火災3,032、風水害2,026、救急1,350、救助1,183、その他1,904である。また、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、島根県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び宮崎県の16県が全県下を統一した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）を結んでいる。さらに、現在、特殊な協定として、高速道路（東名高速道路消防相互応援協定他）、港湾（東京湾消防相互応援協定他）、林野火災（四国西南地域消防相互応援協定他）や航空機（大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定他）等がある。

このほか消防組織法においては、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要のあるときは、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関して指示することができ、さらに消防庁長官は都道府県知事からの要請があったとき、他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を求めることができることとされている。

航空消防応援については、昭和61年5月から「大規模特殊災害時における

広域航空消防応援実施要綱』及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」を策定し、消防機関の保有するヘリコプターによる広域的応援について、消防庁長官の都道府県の区域を越えた消防広域応援出動の要請に関する制度の積極的運用が図られるよう、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図ったところである。また、昭和62年度から消防広域応援交付金制度を創設し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防応援に対し、応援市町村に消防広域応援交付金が財団法人全

第5-1表 消防広域応援交付金制度適用事例（昭62.9.30現在）

災害名称	受援市町村	応援消防本部	応援内容
京都府宇治田原町 (御林山)林野火災 (62.4.20)	宇治田原町	神戸市消防局	ヘリコプター1機空中消火
長野県更埴市 (高雄山)林野火災 (62.4.21)	更埴市	東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局	ヘリコプター4機空中消火 東京 2機 横浜 1機 川崎 1機
長野県上田市 (住吉地区金剛寺) 林野火災 (62.4.21)	上田市	東京消防庁 名古屋市消防局	ヘリコプター2機空中消火 東京 1機 名古屋 1機
茨城県筑波町 (小田山)林野火災 (62.4.25)	筑波町	東京消防庁	ヘリコプター1機偵察
栃木県栗山村 (小俣地内) 林野火災 (62.5.10)	栗山村	東京消防庁 横浜市消防局	ヘリコプター3機空中消火 東京 2機 横浜 1機
群馬県上野村 (檜原)林野火災 (62.5.11)	上野村	横浜市消防局	ヘリコプター1機空中消火
長野県王滝村 (三浦)林野火災 (62.6.6)	王滝村	東京消防庁 名古屋市消防局	ヘリコプター2機空中消火 東京 1機(含偵察) 名古屋 1機

国市町村振興協会から交付されることとなった。この交付金制度の適用となった事例は、いずれも林野火災で、昭和62年4月から9月まで7件となっている（第5—1表）。

消防庁では、これら消防広域応援の制度をより有効に活用し、効果的な消防広域応援を確立するため昭和62年5月に消防庁内に「消防広域応援体制検討委員会」を設置し、応援可能部隊・資機材等のリストの作成、応援部隊の派遣・要請システムの整備及び災害の種別に応じた広域応援マニュアルの作成等を行い広域消防体制の整備を図ることとしている。

さらに、消防広域応援体制の実効性を高めるため、既消防相互応援協定の見直しや同協定に基づく関係市町村等による合同訓練の実施等並びに消防ヘリコプターの持つ機動力等を有効に活用し、国内の大規模特殊災害に対して、常に迅速かつ的確な広域航空消防応援が可能となるよう消防ヘリコプターの全国ネットワークの構築について今後検討していく必要がある。

2 広域防災体制の整備

近年、大規模な林野火災、地震、土砂災害、火山噴火災害等、大規模かつ広域的な災害が相次いで発生しており、このような大規模かつ広域的な災害に対し、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るような広域防災応援体制の確立を推進する必要がある。

地方公共団体間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法、地方自治法において、都道府県防災会議の協議会の設置、地方公共団体の長の他の地方公共団体の長に対する応援の要請・職員の派遣の要請、地方公共団体の長が指定行政機関の長等に対して行う国の職員の派遣の要請などの制度が規定されている。しかし、臨時行政改革推進審議会の昭和61年6月最終答申において指摘されているとおり、都道府県レベルの応援協定は現在わずか5協定あるだけであり、これらの協定に関与していない県が17もあること及び各都道府県地域防災計画における広域防災応援の記述は抽象的なものが多いことから、今後は、応援協定の締結の促進、協定内容の充実、地域防災計画の見直しなどにより広域応援体制の一層の整備を図る必要がある。

広域防災応援体制の確立を図るためには、組織間の応援体制（応援手続、経費負担等）、災害現場における指揮体制、関係機関相互の情報連絡体制、職員の派遣、生活必需物資（食糧、飲料水）・資機材・薬品の提供などの応援協力体制を整備するとともに、これらを具体的に地域防災計画の中に明示したり、応援協定の中に盛り込むことにより、具体的かつ実践的なシステムの整備を推進する必要がある。

このため、消防庁においては、地域特性、災害特性に応じた望ましい都道府県間広域応援体制の在り方について調査、研究を進めているところである。

第6節 風水害対策等

1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴う崖崩れ、土石流等土砂災害により、多くの人的被害を生じている。昭和57年7月の長崎豪雨や昭和58年7月に山陰地方を襲った集中豪雨においても、死者・行方不明者の多くが、崖崩れ・土石流によるものであった。また、昭和60年7月の長野市における地すべり、昭和61年7月の鹿児島市における山・崖崩れにおいても、大きな被害が生じている。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報連絡・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害対策、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

(1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに、地域防災計画の内容を具体的、実戦的なものとするよう計画の積極的な見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、昭和62年4月1日現在で、特に、防災会議に風水害関連部会を設置している市町村は120団体であるが、昭和61年度中に、延べ124団体（前年138団体）で災害危険箇所、情報連絡体制等風水害対策の見直しを行い、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、

その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害地における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

さらに、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、昭和61年度中には、都道府県では34団体で48回、市町村では延べ813団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

(2) 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかしながら、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を、地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

(3) 警戒避難体制の整備

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、あらかじめ関係機関との連絡調整を図りつつ、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを、地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底する必要がある。この際、高齢者、心身障害者、乳幼児、傷病者などのいわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達については、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員等の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

2 活動火山対策

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火、昭和61年11月の伊豆大島噴火など近年特に大規模な噴火が見られるところである。特に伊豆大島の噴火は、全島民が島外に避難するという事態が発生しており、活動火山対策のより一層、具体的実戦的な推進を図る必要がある。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに大島町に対し、ヘリコプター離着陸広場、退避壕及び退避舎の避難施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、次のような項目について対策を強化するよう地方公共団体に対し指導を行っている。

(1) 地域防災計画の整備充実

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及

び社会的条件を十分勘案して、地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること。また、整備済の団体においても、最新資料の活用により適宜見直しを行うこと。

(2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、火山観測を行っている気象官署・大学や実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が不可欠であり、地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、日ごろから連携を深めておくこと。

(3) 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数の火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと。特に県境にある火山については、県相互及び県を異にする市町村相互の連絡・協力について配慮すること。

(4) 防災行政無線の整備

火山情報、特に火山活動情報の伝達体制を整備するに当たっては、当該情報の緊急性を踏まえ、迅速に関係機関、住民等に伝達されるよう配慮すること。なお、火山情報、避難勧告・指示等の災害情報の伝達手段として防災行政無線は極めて有効であり、その整備を積極的に推進すること。

(5) 避難体制の整備

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行うこととし、あらかじめ、その伝達体制を確立しておくこと。

また、避難誘導については、あらかじめ各防災機関の役割、誘導方法、避難先等をきめ細かく定めておき、計画的な誘導が行えるよう努めること。その際、身体不自由者、幼児、老人など自力避難が困難な者の避難についても配慮しておくこと。また、火山島にあっては、住民の島外移送も含めた避難体制を検討しておくこと。

(6) 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応

じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと。

(7) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に定期的な実戦的な防災訓練を実施するよう努めること。その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮すること。

第7節 震 災 対 策

1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年（1983年）日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究の結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進について指導を強化した。

(1) 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、応急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。昭和61年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第7—1表のとおりである。

(2) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域（第7—2表、第7—3図）においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画

第7-1表 大震火災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～昭和61年度		左のうち昭和61年度分	
	数	量	数	量
耐震性貯水槽(60m³)	230	602	62	166
	(185)	(509)	(48)	(137)
〃 (100m³)	3,207	9,400	171	583
	(533)	(2,216)	(33)	(140)
〃 (飲料水兼用100m³)	92	386	18	78
	(33)	(168)	(6)	(34)
〃 (飲料水兼用1,500m³)	25	1,788	3	230
可搬式小型動力ポンプ	5,007	1,925	205	87
	(1,759)	(916)	(72)	(40)
電源車(大型)	49	429	1	10
〃 (小型)	15	54	1	4
起震車	55	158	5	16
防災指導車	12	81	1	7
震災救援車	7	34	0	0
備蓄倉庫	11	304	1	24
その他	8	224	—	—
計	—	15,385	—	1,205
		(3,809)		(351)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。
 2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

を、また、病院、百貨店、劇場、鉄道事業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約3万の対象事業所のうち8割強の事業所において作成済みとなっている。

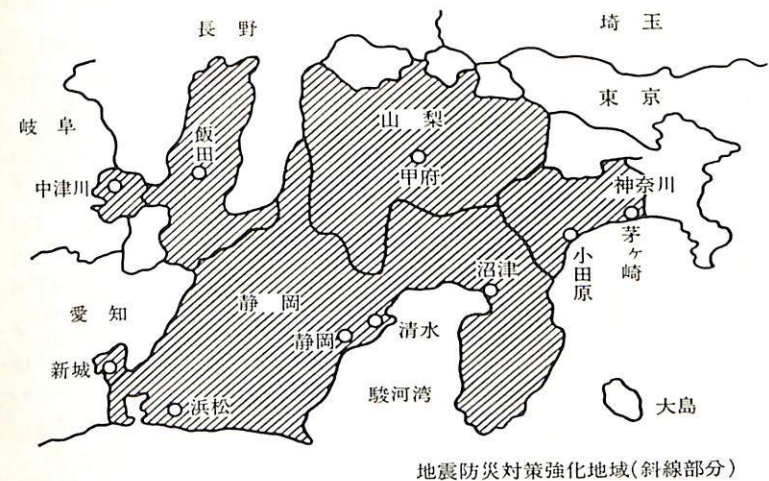
さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施

第7-2表 地震防災対策強化地域一覧表

県 名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全 域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。
 なお、長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併している。

第7-3図 地震防災対策強化地域指定状況



設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、昭和60年3月、同法の一部改正法が成立したことにより、5年間延長され、昭和65年3月31日までとなった。地震防災対策強化地域内の知事は、この法律に基づき、地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けているが、この計画には、昭和55年度からの10年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められており、計画の総事業費は5,653億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7—4表のとおりである。このうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほかに小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1（通常は3分の1）とされている。

また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準

第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 自 動 車	78
小 型 動 力 自 動 車	6
防 火 水 槽	124
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 自 動 車 付 積 載 車	9
耐 震 性 貯 水 槽	73
可 搬 式 小 型 動 力 自 動 車	19
そ の 他	39
計	350

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

（3） その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施など震災対策に万全を期すよう指導している。

（4） 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生すると想定の下に、防災週間の主たる行事として、昭和62年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、20指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び



総合防災訓練(初期消火訓練状況)

発災後の訓練も併せて行った。また、同日、南関東六都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市）においても、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練が実施された。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。

(5) 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画上震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度に引き続き、昭和61年度においても、市町村の地域防災計画において「震災対策編」を定めるための市町村震災対策計画策定マニュアルの作成について調査研究を行った。

なお、昭和62年度には、消防機関の震災対策計画を策定するに当たってのマニュアルの作成について調査研究を行っている。

2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年（1982年）浦河沖地震、昭和58年（1983年）日本海中部地震及び昭和59年（1984年）長野県西部地震等の大規模な地震による教訓を踏ま

え、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和61年度における都道府県及び調査対象都市（道府県庁所在市、道府県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計125団体。以下「都市」という。）を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

(1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画のなかで、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが23都府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが24道県という状況となっている。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが70都市、「節」等を設けているものが49都市、「その他災害等」として扱っているものが6都市となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で12団体、都市で47団体となっている。

(2) 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、昭和62年4月1日現在、調査対象団体125都市のうち124団体において12,027箇所が指定されている。その内容は第7-5表のとおりである。

また、避難路の指定については、23特別区のほか22都市が指定している。

第7-5表 都市における避難場所の指定状況

(昭62. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
12,027 (指定している都市124団体)	32,424 ^{ha} (公有地27,218 私有地5,206)	20ha以上	301	17,418 ^{ha}	学 校 (校庭・グラウンド)	6,433	8,569 ^{ha}
		20ha未満 10ha以上	236	3,432	公 園・広 場	3,920	11,380
		10ha未満	11,490	11,574	河 川 敷	120	2,557
					グ ラ ン ド (学校グラウンドを除く)	171	1,243
					そ の 他	1,383	8,675

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和61年度においては、44都道府県と110都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第7-6表)。

第7-6表 都市における震災訓練の実施状況

(昭和61年度)

区分	総合訓練	個別訓練							
		職員参加訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練
訓練実施延回数	162	36	2,511	9,061	5,928	3,477	1,019	10	4,069
参加人員	2,912,332	18,048	463,879	996,365	1,410,122	389,534	167,468	1,078	497,304

(注) その他の訓練には、起震車体験訓練等が含まれている。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、35都道府県と103都市において、起震車による地震体験等のほか、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

(4) 備蓄物資の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和62年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-7表のとおりである。

(5) 震災対策施設に対する助成措置等

昭和61年度において、市町村における震災対策施設の整備促進のため、都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は、第7-8表のとおりである。

第7-7表 備蓄物資の状況

(昭62.4.1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	10	5	34	7	9	26	27	5
都市	71	26	93	63	51	98	97	28

区分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	12	—	3	8	—	—	1	3
都市	53	8	27	17	—	1	6	4

第7-8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)

(昭和61年度)(団体数)

事業名	都道府県
防災行政無線整備事業	11
自主防災組織の整備育成事業	6
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ整備事業	4
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む)整備事業	3
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む)	2
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	1
コミュニティ防災センター整備事業	1
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	0
その他の整備事業	3

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち

都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第7—9表のとおりである。

第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況
(昭62. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨, 長野, 静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山, 石川, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山, 香川 (2)

なお、地方公共団体のほか、応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

(7) 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和61年度には14都道府県と30都市が調査研究を実施している。なお、その内容等は第7—10表のとおりである。

第7—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況
(昭和61年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地・避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
都道府県	10	5	—	1	1	1	5
都 市	13	3	2	13	—	4	6

第8節 地域防災計画の見直しの推進

1 地域防災計画の現況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、昭和61年度においては、都道府県では41団体が、市町村では974団体が、それぞれ修正を行っている。

地域防災計画の修正、充実については、これまでも消防庁及び関係省庁により指導が行われてきたところである。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的、実戦的なものとするとともに地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する方策を検討するため、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等を行ってきたところであるが、これらの成果を踏まえたうえで、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

今後とも関係省庁と連携協力して、このような地域防災計画の見通しの推進及びその実効性の確保に努めていく必要がある。

2 防災アセスメントの推進

①の防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業である。地域の災害危険性を地域の実情に即して的確に把握することは、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための大前提であり、したがって、防災アセスメントは地域防災計画を見直す場合の基本

的な作業であるといえる。

そこで、消防庁においては、昭和58年度に取りまとめた防災アセスメントに関する調査研究の成果を踏まえて、地方公共団体に対し防災アセスメントを実施して地域防災計画を見直すよう指導しているところである。

3 地区別防災カルテの整備

⑤の地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の災害対策の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

地区別防災カルテに盛り込むべき内容としては、(1)災害危険箇所（土砂災害危険箇所、浸水危険区域、地盤液状化地域、危険物施設等）、(2)防災施設の所在地（避難地、避難路、防災資機材倉庫、消火栓、防災関係機関等）、(3)住区の状況（面積、人口、世帯数、家屋、土地利用等）、(4)災害がおきた時に住民がとるべき行動などがある。

消防庁においては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により地方公共団体に対し、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するように指導するとともに、地区別防災カルテのマニュアル作成、活用方法等について調査研究を進めている。

第9節 防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動（昭和61年11月26日～12月2日）

昭和61年秋季全国火災予防運動では、「防火の大役 あなたが主役」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児・老人などの身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に死傷防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、家庭での出火を防止するため、主婦を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大な人命危険が予想されることから、防火安全体制の確立及び消防法違反対象物に対する法的措置の強化を図るとともに、表示・公表制度の普及の徹底を図ること。また、消防用機械器具に係る型式承認の失効制度による失効期日が到来している消防用機械

器具等の取替えを推進すること。

④ 一般家庭において、防火安全を更に向上させるため消火器、ガス漏れ警報器、防災製品等の家庭用防災機器等の普及推進を図ること。

b 春季全国火災予防運動（昭和62年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、昭和60年春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとしている。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

イ 全国山火事予防運動（昭和62年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防運動をより効果的なものとするため、昭和62年の全国山火事予防運動では、「なくすな緑！なくそう山火事！」を統一標語として、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（昭和62年2月28日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、昭和62年の車両火災予防運動では、車両、駅舎等について査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、車両火災防止の徹底を図った。また、車両に対する消火器の普及を図った。

エ 文化財防火デー（昭和62年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

昭和62年の文化財防火デーは、第33回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報、避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火対策に努めている。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ及びラジオ放送を利用して、地震・風水害・火災対策を中心とした防災知識の普及啓発を行っており、昭和61年に行った普及啓発事業の内容は、第9-1表のとおりである。

第9-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況

(昭和61年度)

放送内容等	放送局	放送月日
テレビ5分番組（ご存じですか？ 防災ミニ百科）	日本テレビほか30局	毎週木曜日（4月から1年間）
防災特別30分番組	TBSほか30局	昭和61年9月1日から9月5日（各局1回）

(3) 119番の日の設定

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年度から新たに毎年11月9日を「119番の日」として設定した。

国、地方公共団体、その他消防関係機関は、「119番の日」に、各年度の重点テーマに基づいた広報及び諸行事を地域等の実情に応じて実施することとしている。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

昭和62年4月1日現在では、全国3,275市区町村のうち、1,787市区町村で5万4,011の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は36.3%となっている。組織率の高いところは、山梨県97.4%、静岡県97.3%、神奈川県78.7%、東京都75.4%、岐阜県71.6%、宮城県70.1%、愛知県64.6%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方組織率が10%未満のところも12道県あり、地域によって差が著しい（附属資料18）。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防火巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出、救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出、救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ1,223市区町村において、資

機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,031市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和61年度で合計18億4,335万円に達している。消防庁としても、防災センター等に備える資機材に対して補助を行ってきたほか、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っているところであり、今後とも関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

自主防災組織の育成を図るためには、平常時は防災訓練や防災知識の普及を行う場として使用し、災害時には自主防災活動の拠点となる防災センター及び平常時は高度の防災教育・訓練を行うとともに広域的に防災用資機材等を備蓄し、災害時には物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備を促進する必要がある。消防庁においては、昭和60年度まで、これらの整備について補助を行ってきたところであり、この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事業により、整備を図っているところであり、昭和61年度には同事業により、11箇所の防災センターが整備された。

イ 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

民間の防火組織には、家庭の主婦等を対象とした婦人防火クラブと小・中学生を対象とした少年消防クラブがあり、それぞれの地域における防火思想の普及等に貢献している。消防庁としても、自主防災体制整備の一環として、両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加に努めるよう地方公共団体を指導しており、昭和62年4月1日現在（少年消防クラブについては5月1日現在）の組織数は、婦人防火クラブが1万3,224団体、213万9,368人、少年消防クラブが5,589団体、59万4,080人となっている。

婦人防火クラブは、日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。



婦人消防操法大会

また、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められており、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行っている。なお、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年優良なクラブと指導者の表彰を行っており、昭和62年3月には、17クラブに対して表彰旗、52クラブに対して表彰楯及び指導者19名に対して記念品を授与して表彰を行った。

さらに、広く幼年期からの防火教育の徹底を図るため、消防機関等の指導の下に、幼年消防クラブの組織化が進められており、婦人防火クラブ、少年消防クラブとともに、地域の防火防災意識の高揚に大きく寄与することが期待されている。

(2) 施設の自主防災体制

ア 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の充実、消防用設備等の整備だけでは十分でなく、

国民が自らを守るため自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の施設に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は必ずしも施設の実態に即したものとなっていないこともあり、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できない場合もあり得る状況となっている。

今後施設やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

イ 危険物施設の自衛消防組織

一定の危険物施設からなる事業所のうち、一定数量以上の危険物を取り扱うものにあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただし、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。



石油コンビナート防災訓練

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

第10節 予 防 行 政

1 防火管理制度

消防法第8条は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

昭和62年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第10—1表のとおりであり、防火管理者選任率75.9%(前年同期75.9%)、消防計画作成率60.7%(前年同期59.9%)となっており、前年に比較し若干の改善はみられるものの、依然として十分とはいえない状況にある。業種別にみると、表示制度の実施もあって旅館等の改善が進んでいる一方、公会堂、キャバレー、飲食店、複合用途防火対象物が低率となっている。しかし、この種の用途に供される防火対象物は、階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するため、火災の際の人命損傷の危険性が高いため、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防

第10—1表 全国の防火管理実施状況

(昭 62. 3. 31 現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数	選任率 (%)	消防計画を作成して いる防火 対象物数	
					作成率 (%)	
(一)	劇場等 公会堂等	2,394	2,083	87.0	1,809	75.6
		42,538	27,316	64.2	20,447	48.1
(二)	キョロバレー等 遊技場等	1,962	1,076	54.8	752	38.3
		10,456	7,788	74.5	5,985	57.2
(三)	料理店等 飲食店等	6,796	5,341	78.6	3,878	57.1
		48,577	33,887	69.8	24,468	50.4
(四)	百貨店等 旅館住宅等	57,306	40,273	70.3	32,308	56.4
		50,301	44,652	88.8	39,410	78.3
(五)	共同住宅等 旅館住宅等	86,287	59,914	69.4	43,830	50.8
		21,991	19,633	89.3	17,799	80.9
(六)	病院等 社会福祉施設等	31,930	30,194	94.6	28,577	89.5
		14,851	13,860	93.3	12,875	86.7
(七)	学校	44,023	41,647	94.6	39,371	89.4
(八)	図書館	2,304	1,855	80.5	1,583	68.7
(九)	特殊浴場等 一般浴場等	1,447	1,170	80.9	1,065	73.6
		6,524	5,981	91.7	5,097	78.1
(十)	停車場	902	747	82.8	620	68.7
(十一)	神社・寺院	17,243	12,365	71.7	8,861	51.4
(十二)	工場等 テレビスタジオ等	43,827	37,829	86.3	30,540	69.7
		129	121	93.8	112	86.8
(十三)	自動車場等 航空機格納庫等	1,014	854	84.2	713	70.3
		39	24	61.5	22	56.4
(十四)	倉庫	3,934	3,044	77.4	2,494	63.4
(十五)	事務所	70,128	56,960	81.2	45,592	65.0
(十六)	特定複合用途 防火対象物	151,432	97,729	64.5	70,151	46.3
			(110,512)	(73.0)	(82,044)	(54.2)
(十七)	一般複合用途 防火対象物	22,997	15,972	69.5	11,514	50.1
			(17,989)	(78.2)	(13,416)	(58.3)
(十八)	地下街	62	55	88.7	51	82.3
(十九)	文化財	825	688	83.4	577	69.9
	計	742,219	563,058	75.9	450,501	60.7

- (注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

火対象物全体の安全の確保を図ることとしている。

昭和62年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第10—2表のとおりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

第10—2表 全国の共同防火管理実施状況

(昭62. 3. 31現在)

項目	区分	高層 建築物	複合用途防火対象物		指 定 地下街	準地下街	計
			特 定 (3階以上)	一 般 (5階以上)			
防火対象物数		4,631	54,526	8,918	53	7	68,135
協議事項届出数		2,506	24,523	3,628	50	5	30,712
届出率(%)		54.1	45.0	40.7	94.3	71.4	45.1

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率は共に十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形が化す傾向も見受けられる。防火管理は、経営管理の重要な一分野であることを踏まえ、実効ある防火管理を実施するためには、経

営者（管理権原者）の防火に関する高い意識が欠かせないところであり、管理権原者への防火管理指導が特に重要である。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平常の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例から明らかである。したがって、今後防火管理業務についての指導体制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

消防庁では、このような防火管理上の問題に対処するため、防火管理体制研究委員会を設置し、防火管理制度全般にわたり見直し作業を行った。その結果、防火管理業務を警備会社、ビル管理会社等の第三者に委託する場合の取扱いについて昭和58年10月に消防法施行規則を改正したほか、昭和61年12月の消防法施行令改正、翌1月の消防法施行規則改正等により、防火対象物の実態に即した実効ある防火管理が行われるよう、防火管理者の資格講習を甲種と乙種に区分するとともに、共同防火管理を要する防火対象物の範囲の見直し、統括防火管理者の意義及び消防計画作成の際の管理権原者の責務等の明確化を図った。

2 消防用設備規制

(1) 防火対象物の実態

昭和62年3月31日現在における全国の防火対象物の数（消防法施行令別表第1(一)項から(其の三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(七)項及び(八)項に掲げるもの。第10—3表において同じ。）は256万2,314件である。また、11大都市の防火対象物数は69万2,068件で、全国の防火対象物数の27.0%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(74.2%)、一般複合用途防火対象物(63.1%)、準地下街(57.1%)等である(第10—3表)。

第10—3表 防火対象物数

(昭62.3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		計
	劇場等	公会堂等	ギョーキヤ等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	神社・寺院等	工場等	
全 国	2,895	44,142	2,608	11,446	8,718	53,798	80,163	85,583	523,556				49,260
11 大 都 市	390	2,705	577	1,954	1,545	10,193	10,606	7,282	200,403				7,326
割 合 (%)	13.5	6.1	22.1	17.1	17.7	18.9	13.2	8.5	38.3				14.9
防火対象物の区分	(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		計
	社会福祉施設	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	地下街	準地下街	文化財	アケド	
全 国	38,779	20,056	117,975	3,152	1,713	10,010	3,167	40,095	463,600				248
11 大 都 市	3,828	3,125	16,225	398	690	4,044	959	6,354	70,351				140
割 合 (%)	9.9	15.6	13.8	12.6	40.3	40.4	30.3	15.8	15.2				56.5
防火対象物の区分	(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)		計
	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アケド	アケド	アケド	
全 国	22,617	363	225,814	268,772	255,703	221,703	62	7	4,845	1,464	2,562,314		
11 大 都 市	5,350	42	36,949	74,275	84,947	139,974	46	4	862	524	692,068		
割 合 (%)	23.7	11.6	16.4	27.6	33.2	63.1	74.2	57.1	17.8	35.8	27.0		

注) 消防法施行令別表第1(一)項から(其の三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(七)項及び(八)項に掲げるもの。

(2) 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第10-4表に示すとおりであり、昭和62年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率が93.1%(前年92.5%)、スプリンクラー設備の設置率が99.0%

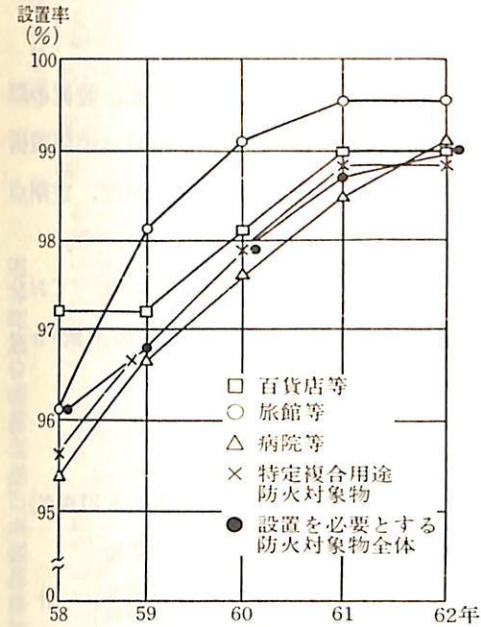
第10-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭62.3.31現在)

特定防火対象物	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
劇場等	1,499	1,400	99	93.4	266	259	7	97.4				
公会堂等	4,164	3,902	262	93.7	337	335	2	99.4				
キャバレー等	89	76	13	85.4	7	6	1	85.7				
遊技場等	853	806	47	94.5	291	288	3	99.0				
料理店等	714	562	152	78.7	5	5	0	100.0				
飲食店	1,060	875	185	82.5	40	40	0	100.0				
百貨店等	9,439	8,139	1,300	86.2	2,385	2,362	23	99.0				
旅館等	13,336	12,453	883	93.4	724	721	3	99.6				
病院等	8,861	8,641	220	97.5	1,302	1,290	12	99.1				
社会福祉施設	2,913	2,784	129	95.6	48	47	1	97.9				
幼稚園等	1,738	1,607	131	92.5	23	23	0	100.0				
特殊浴場	74	70	4	94.6	4	3	1	75.0				
特定複合用途防火対象物	13,598	12,980	618	95.5	3,067	3,033	34	98.9				
地下街	59	58	1	98.3	54	54	0	100.0				
準地下街	0	0	0	—	6	6	0	100.0				
計	58,397	54,353	4,044	93.1	8,559	8,472	87	99.0				

(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

第10-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

(同98.8%) になっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第10-5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物の防火対策の改善状況は、第10-5図にも示すとおり顕著である。

第10-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況

(昭62.3.31現在)

防火対象物の区分	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
地下街	52	52	0	100.0
準地下街	6	6	0	100.0
大規模特定防火対象物の地階	2,878	2,843	35	98.8
計	2,936	2,901	35	98.8

(注) 「違反数」は、法令に違反し、ガス漏れ火災警報設備が設置されていない防火対象物数である。

なお、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務付けられたガス漏れ火災警報設備の設置状況は第10—6表のとおりである。

(3) 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格（消防設備士）制度、点検を行う者に対する資格（消防設備点検資格者）制度、定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和62年3月31日現在、消防設備士の数は延べ54万2,562人となっており（第10—7表）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（消火設備系統）5万3,370人、第2種（電気系統）5万1,301人になっている。

第10—7表 消防設備士の数

(昭62.3.31現在)

種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	(泡消火設備)	(二酸化炭素消火設備等)	(自動火災報知設備等)	(金属製避難はしご等)	(消火器)	(漏電火災警報器)	
甲種(工事)	70,594	19,996	16,847	165,534	12,708	—	—	285,679
乙種(整備)	15,033	4,811	4,357	24,106	6,692	85,274	116,610	256,883

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であることから、消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、準地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物（防災防火対象物）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けら

第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(昭62.3.31現在)

防火対象物の区分	使用状況区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を用いている対象物数	左のうちに防火物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防火物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び展示用合板を使用している対象物数	左のうちに防火物品を全部使用しているもの(適合率%)
(一) 劇場	劇場	2,860	2,057	1,711(83.2)	999	805(80.6)	181	133(73.5)
(二) 公会堂	公会堂	43,624	29,387	22,660(77.1)	13,076	9,229(70.6)	1,653	1,171(70.8)
(三) 遊技場	遊技場	2,439	1,538	1,060(88.9)	1,382	812(58.8)	55	44(80.0)
(四) 飲食店	飲食店	11,267	5,133	3,986(77.7)	2,978	2,066(69.4)	211	167(79.1)
(五) 百貨店	百貨店	8,715	5,738	4,001(69.7)	4,220	2,575(61.0)	146	100(68.5)
(六) 旅館	旅館	54,461	31,166	22,771(73.1)	19,709	12,610(64.0)	1,033	710(68.7)
(七) 病院	病院	81,396	34,519	24,386(70.6)	21,422	13,215(61.7)	3,096	2,095(67.7)
(八) 福祉施設	福祉施設	84,869	69,818	56,168(80.4)	52,568	38,634(73.5)	2,440	1,474(60.4)
(九) 幼稚園	幼稚園	48,859	39,646	32,960(83.1)	16,816	12,101(72.0)	943	724(76.8)
(十) 特殊浴場	特殊浴場	38,484	31,667	26,450(83.5)	15,331	10,767(70.2)	967	685(70.8)
(十一) テレビスタジオ	テレビスタジオ	19,784	15,854	12,833(80.9)	7,008	4,828(68.9)	558	376(67.4)
(十二) 特定複合用途防火対象物	特定複合用途防火対象物	1,784	1,412	1,164(82.4)	1,443	1,018(70.5)	15	13(86.7)
(十三) 一般複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	621	425	261(61.4)	345	235(68.1)	126	64(50.8)
(十四) 地下街	地下街	229,751	127,196	86,250(67.8)	84,740	51,647(60.9)	4,394	3,150(71.7)
(十五) 準地下街	準地下街	4,223	1,083	706(65.2)	531	308(69.3)	70	48(68.6)
(十六) 高層建築物	高層建築物	62	55	43(78.2)	46	37(80.4)	10	10(100.0)
計	計	8,852	5,911	3,350(56.7)	4,726	2,825(60.0)	270	205(75.9)
		642,058	402,612	300,764(74.7)	247,346	163,775(66.2)	16,168	11,169(69.1)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

れている。

なお、昭和61年8月5日より防災対象物品から展示用の繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板が削除された。

昭和62年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第10—8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和62年7月31日までの防災表示者の認定数は2万3,661業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.4%をしめている。）で、前年同期と比較すると452業者（1.9%）の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

なお、昭和61年9月より衣服類、布張家具等の2品目が新たに防災製品に追加されている。

昭和61年度の防災製品認定数は第10—9表のとおりである。

第10—9表 防災製品の認定件数

(昭和61年度)

ふ と ん 類										布張家具等		合 計
側地敷布カバー類	わた・プラスチック発泡体等	ふとん・ド・マット・枕	座・ベッド・マット	毛布・ドドケ	ベッセル・タオル	テント類	シー・幕	非常持出袋	防災頭巾	衣服類	完成品	
38	22	112	27	29	1	3	1	0	5	238		

3 防火基準適合表示制度

昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年に発足した「防火基準適合表示」制度は、当初旅館・ホテル等を一齐に実施する対象として始めたが、昭和58年には新たに劇場・百貨店等を追加し、これら防火対象物の防火安全に関する不備事項の是正推進に大きな効果をあげてきた。

(1) 「適マーク」交付状況

ア 旅館・ホテル等

防火基準適合表示制度の対象とされた収容人員30人以上、3階以上の旅館・ホテル等の数は全国で1万9,270件であり、そのうち、立入調査を完

第10—10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)

区 分	表示制度の対象となった旅館・ホテル等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した旅館・ホテル等の数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された旅館・ホテル等の数 (C)[C/B]
昭57.9.30 現在	16,754	16,700 [99.7%]	11,016 [66.0%]
昭58.3.31 現在	16,873	16,873 [100.0%]	12,435 [73.7%]
昭58.9.30 現在	17,078	17,072 [99.9%]	13,165 [77.1%]
昭59.3.31 現在	17,410	17,379 [99.8%]	13,646 [78.5%]
昭60.3.31 現在	17,998	17,916 [99.5%]	14,397 [80.4%]
昭61.3.31 現在	18,662	18,586 [99.6%]	15,083 [81.2%]
昭62.3.31 現在	19,270	19,175 [99.5%]	15,797 [82.4%]

第10—11表 表示制度の実施状況(劇場, 百貨店等)

区 分	表 示 対 象 物 数 (A)	左のうち, 立入調査を 完了した表 示対象物数 (B)[B/A]	「適マーク」 が交付され た表示対象 物数 (C)[C/B]	
(一)項イ (劇場, 映画館等)	昭 59. 9. 30 現在	2,658	2,374 [89.3%]	836 [35.2%]
	昭 60. 3. 31 現在	2,705	2,495 [92.2%]	1,048 [41.8%]
	昭 61. 3. 31 現在	2,704	2,524 [93.3%]	1,207 [47.8%]
	昭 62. 3. 31 現在	2,677	2,530 [94.5%]	1,301 [51.4%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭 59. 9. 30 現在	4,241	3,771 [88.9%]	1,498 [39.7%]
	昭 60. 3. 31 現在	4,337	4,057 [93.5%]	1,907 [47.0%]
	昭 61. 3. 31 現在	4,484	4,234 [94.4%]	2,293 [54.2%]
	昭 62. 3. 31 現在	4,550	4,362 [95.9%]	2,511 [57.6%]
(四)項 (百貨店等)	昭 59. 9. 30 現在	13,595	11,337 [83.4%]	4,596 [40.5%]
	昭 60. 3. 31 現在	13,908	11,940 [85.8%]	5,209 [43.6%]
	昭 61. 3. 31 現在	14,147	12,220 [86.4%]	6,033 [49.4%]
	昭 62. 3. 31 現在	14,360	12,554 [87.4%]	6,510 [51.9%]
計	昭 59. 9. 30 現在	20,494	17,482 [85.3%]	6,930 [39.6%]
	昭 60. 3. 31 現在	20,950	18,492 [88.3%]	8,159 [44.1%]
	昭 61. 3. 31 現在	21,335	18,978 [89.0%]	9,533 [50.2%]
	昭 62. 3. 31 現在	21,587	19,446 [90.1%]	10,322 [53.1%]

第10—12表 点検項目別不備率(劇場, 百貨店等〔(一)項, (四)項〕)

(昭 62. 3. 31 現在)

点 検 項 目	不 備 率 (%)			
	合 計	(一)項 イ 劇場、映画 館等	(一)項 ロ 公会堂又は 集会場	(四) 項 百貨店等
1 防 火 管 理 等				
(1) 防 火 管 理 者	6.8	5.6	5.8	7.5
(2) 消 防 計 画	12.7	14.1	11.5	12.8
(3) 避 難 訓 練	30.9	31.9	28.4	31.6
(4) 共同防火管理協議事 項	10.7	12.3	11.4	10.0
(5) 防火避難施設等	14.4	8.4	6.7	18.2
(6) 裸 火 使 用	2.8	2.4	0.8	3.4
(7) 防炎対象物品	16.7	16.2	16.8	16.8
(8) 点 検 報 告	15.0	18.4	10.5	15.8
2 消 防 用 設 備 等				
(1) 消 火 器	4.1	5.5	3.2	4.2
(2) 屋内(外)消火栓設備	12.6	12.9	7.3	14.4
(3) スプリンクラー設備	8.0	6.8	4.2	8.9
(4) 自動火災報知設備	11.0	12.9	7.3	11.9
(5) 漏電火災警報器	8.0	14.8	3.0	6.7
(6) 非常ベル・サイレン	4.2	6.4	2.3	4.3
(7) 放 送 設 備	6.3	9.9	6.4	5.3
(8) 避 難 器 具	8.0	10.1	4.1	10.6
(9) 誘 導 灯	9.5	14.9	8.9	12.5
3 危 険 物 施 設 等	6.3	5.4	6.1	6.6
4 少量危険物, 準危険 物, 特殊可燃物	6.3	8.9	4.8	6.4
5 火気使用設備・器具	3.0	3.7	2.8	2.9
6 電 気 設 備	2.4	2.3	1.5	2.6
7 建 築 構 造 等				
(1) 建 築 構 造	12.4	14.3	5.8	14.4
(不適合)	3.2	7.4	1.5	2.9
(2) 防 火 区 画	18.9	20.7	16.5	19.6
(不適合)	8.5	13.7	9.8	7.0
(3) 階 段	7.0	8.2	4.1	7.8
(不適合)	2.6	3.6	2.4	2.4

了したものは1万9,175件(99.5%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万5,797件(交付率82.4%)である(第10—10表)。

イ 劇場、百貨店等

劇場、百貨店等の表示対象物数は全国で2万1,587件であり、そのうち、立入調査を完了したものは1万9,446件(90.1%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万322件(交付率53.1%)である(第10—11表)。



ホテルのフロントに掲示されている「適マーク」

(2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場、百貨店等)

表示基準に基づく24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「避難訓練の未実施」(該当する対象物全体の30.9%)、「防火区画の不備」(18.9%)、「防災対象物品の未使用」(16.7%)などとなっている(第10—12表)。

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めるために設けられた制度であり、その性格上、建築物について個別的、かつ、具体的な判断が要求されることから、建築物の防火に関する法令の規定について、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう行政組織の充実と連携の強化を図っている。

なお、昭和58年5月、消防法及び建築基準法が改正され、防火地域及び準防火地域以外の区域における戸建専用住宅等については、消防同意を建築主事から消防機関への通知に切り替えることにより、より人命危険の高い対象物に対する重点的な執行を図ることとされ、これに伴い、昭和59年2月に消

第10—13表 消防同意事務処理状況

(昭和61年度)

申請 要旨	同 意			不 同 意				計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
新 築	412,022	288,553	123,469	496	36	359	14	92	412,518
増 築	96,129	67,882	28,247	150	10	105	2	33	96,279
改 築	7,094	5,645	1,449	3	0	3	0	0	7,097
移 転	593	466	127	0	0	0	0	0	593
修 繕	110	64	46	0	0	0	0	0	110
模 様 替	152	77	75	1	0	1	0	0	153
用途変更	1,518	596	922	4	0	3	0	1	1,522
その他	13,278	11,293	1,985	5	0	0	0	5	13,283
計	530,896	374,576	156,320	659	46	471	16	131	531,555

(注) 不同意の理由が1件について2以上におたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

防火施行令の改正が行われて、昭和59年4月1日から施行された。

昭和61年度の全国における消防同意事務処理状況は、第10—13表のとおりである。

(2) 予防査察及び違反状況の改善



立入検査時における消防設備の点検（東京消防庁）

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和61年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第10—14表のとおりであり、過去5年間の推移は第10—15図のとおりである。

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第4項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等の措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生した際人命に危険があると認める場合は、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第10—14表 火災予防査察実施状況

(昭和61年度)

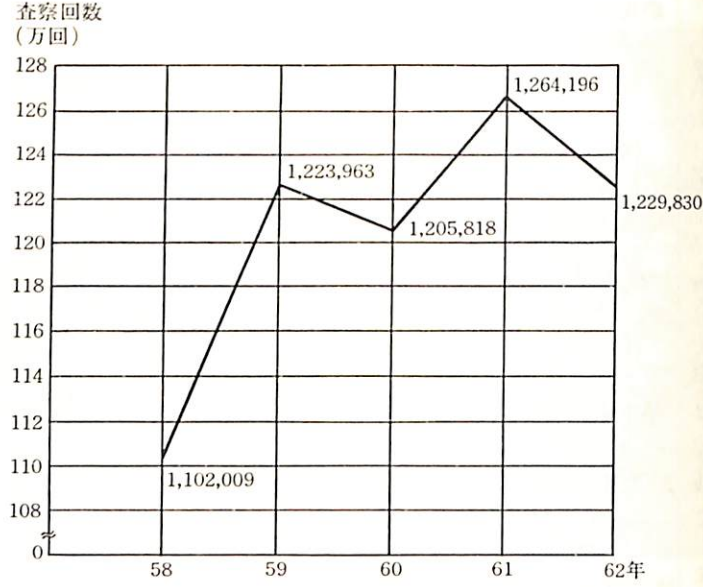
防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,466	24,586	1,051	7,035	5,510	35,696	62,591	85,073	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	228,821	33,261	31,618	14,191	60,997	1,737	1,281	4,723	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	
査察回数	1,841	17,110	201,942	294	9,945	925	85,873	103,128	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林		舟車
査察回数	140,997	57,637	206	10	4,049	462	0	3,774	1,229,830

消防庁では、悪質な防火対象物を一掃するため、昭和58年以来違反処理指導官を設置し、これらの規定に基づき消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われるよう違反処理マニュアルの作成、ブロック会議の開催等により強力に指導している。

特に、1,500m²以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置である特定違反対象物については、昭和59年以来重点的に是正の推進を図り、この結果、当初1,296件であった特定違反対象物が昭和62年3月31日現在では267件へと改善されてきている(第10—16表)。昭和61年度にこれらの規定に基づき発せられた

命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第10—17表、第10—18表及び第10—19表のとおりである。

第10—15図 過去5年間の火災予防査察実施回数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第10—16表 特定違対象物改善状況推移

区 分	特定違対象物に係る設備毎の違反状況			特定違反対象物数	改善状況の推移 (%)
	スプリンクラー設備違反	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反		
58年12月31日	277	881	338	1,296	—
60年1月31日	174	564	157	762	41.2
61年3月31日	71	293	72	372	71.3
62年3月31日	60	210	58	267	79.4

第10—17表 防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況 (昭和61年度)

防火対象物の区分	防火管理に関する命令等		違反件数		是正件数	
	命令	違反	命令	違反	命令	違反
防火対象物の区分	防火管理者選任命令	2	1	2	1	2
	(是正件数)					
	防火管理業務適正実施命令					
	(是正件数)					
	共同防火管理協議事項作成命令					
	(是正件数)					
	命令の計					
	(是正件数の計)					
	公会堂等					
	劇場等					
	キャバレー等					
	遊技場等					
	遊技場等					
	料理店等					
	飲食店等					
	百貨店等					
	旅館等					
共同住宅等						
病院等						
社会福祉施設						
幼稚園等						
学校						
図書館等						
特殊浴場						
一般浴場						
停車場等						
神社・寺院等						
工場等						
テレビスタジオ等						
駐車場等						
航空機格納庫						
倉庫						
事務所等						
特定複合用途防火対象物						
一般複合用途防火対象物						
地下街						
地下街						
標準地下街						
文化財						
高層建築物						
計						
防火管理に関する命令等						
防火管理者選任命令						
(是正件数)						
防火管理業務適正実施命令						
(是正件数)						
共同防火管理協議事項作成命令						
(是正件数)						
命令の計						
(是正件数の計)						

(注) 是正件数欄の数は、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までに発せられた命令に基づき、昭和62年3月31日までに是正された件数である。

第10—19表 防火対象物に関する命令等（消防法第5条）の状況（昭和61年度）

防火対象物の区分 命令の内容等	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	計							
	劇場等	公会堂等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社説	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等		ビル等	駅前等	倉庫等	事務所等	特定火災対象物	防火対象物	
改修								1																	1	
(是正件数)								1																	1	
移転																										
(是正件数)																										
除去																										
(是正件数)																										
小計(A)								1																	1	
(小計)								1																	1	
使用制限					3	1	1															1	4	1		12
禁止					3	1	1															1	4	1		13
工事の停止																										
その他																										
計					3	1	1	1	1	2												1	4	1		14
(A)+(B)+(C)+(D)					3	1	1	1	1	2												1	4	1		14

(注) 是正件数欄の数は、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までに発せられた命令に基づき、昭和62年3月31日までに是正された件数（昭和62年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

5 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消防法施行令第37条に定められている。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一であることを確認する検定）とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和61年度の検定申請数量は第10—20表のとおりである。

(2) 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は 検定対象機械器具等の 検定業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

昭和61年度のこれら品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第10—21表のとおりである。

(3) 自己認証

昭和60年7月30日のアクション・プログラムの骨格に従い、昭和60年12月24日に消防法を改正し、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付することができるいわゆる自己認証制度を導入し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、昭和61年12月1日から施行することとされた。

これに伴い、消防法第21条の16の4の規定により、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付しようとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、昭和61年12月1日現在において、動力消防ポンプにあっては329件、消防用吸管にあっては25件なされている。

第10—20表 検 定 申 請 数 量

(昭和61年度)

種 別	区 分	型式試験		個 別 検 定 個
		型式試験 件	型式変更試験 件	
① 消 火 器	大 型	1	1	14,671
	小 型	56	49	3,342,432
② 消火器用 消火薬剤	大 型	—	—	25,612
	小 型	8	—	1,427,383
③ 泡 消 火 薬 剤		2	—	101,909
④ 動 力 消 防 ポンプ	消防ポンプ自動車	5	57	976
	手引消防ポンプ	—	—	—
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	—	2	4,521
⑤ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引	30	21	446,407
	濡 れ	—	—	565
⑥ 消 防 用 吸 管		—	—	5,379
⑦ 結 合 金 具		4	—	449,721
⑧ 火 知 報 備	感 知 器	67	41	5,463,272
	発 信 機	4	10	301,117
⑨ 中 継 器		11	5	53,227
⑩ 受 信 機		40	35	109,529
⑪ 漏 電 火 災 警 報 器		2	5	108,942
⑫ 閉鎖型スプリンクラー ヘッド		13	6	1,260,205
⑬ 流 水 検 知 装 置		16	14	5,940
⑭ 一 斉 開 放 弁		4	—	13,573
⑮ 金 属 製 避 難 は し ご		10	2	157,021
⑯ 緩 降 機		3	—	11,467
計		276	248	13,303,869

第10—21表 鑑 定 及 び 受 託 試 験 の 申 請 件 数

(昭和61年度)

(その1)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定							その 他の 鑑 定	受 託 試 験	計
水 槽 付	化 学	は し ご 付	屈 折 は し ご 付	大 型 化 学	大 型 高 所 放 水 車	は し ご 水 槽 付			
259	79	21	8	10	2	1	36	488	904

(その2)

種 別	区 分	型式試験		個 別 鑑 定 個
		型式鑑定試験 件	型式変更鑑定 試験 件	
簡 火 災 警 報 器 型 器	差 動 式	—	—	3,190
	イ オ ン 化 式	—	—	—
	光 電 式	1	—	12,428
予 備 電 源		9	—	131,323
音 響 装 置		3	—	9,480
消火器及び消火器加圧用ガス 容器の容器弁		2	—	31,962
消火器加圧用ガス容器		6	—	3,997,972
蓄圧式消火器用指示圧力計		2	—	312,900
エアゾール式簡易消火具		2	—	300,318
蓄 積 付 加 装 置		8	1	3,983
計		33	1	4,803,556

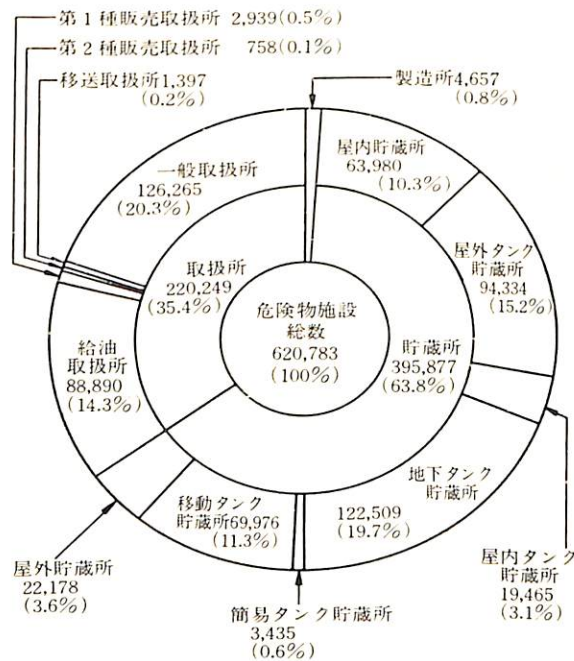
第11節 危険物行政

1 危険物規制

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品を危険物とし、これらの危険物について保安上の規制を定めている。消防法別表は、危険物はその性質により6種類に分類しているが、貯蔵量、取扱量がともに圧倒的に多い物品は、ガソリン、灯油、軽油、重油等の石油類である。

一定数量以上のこれらの危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所に分類される危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を政令で定める一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないものとされている。また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取

第11—1図 危険物施設数の状況
(昭 62. 3. 31 現在)



扱いは、政令で定める基準に従って行わなければならないものとされている。

(1) 危険物施設

ア 危険物施設の数

昭和62年3月31日現在における危険物施設の総数は、62万783施設で前年同期(61万7,540施設)に比べて3,243施設(0.5%)増加している。施設別にみると、一般取扱所が12万6,265施設(全体の20.3%)と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所の12万2,509施設(19.7%)、屋外タンク貯蔵所の9万4,334施設(15.2%)等となっている(第11—1図)。なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は60万4,709施設と全体の97.4%を占めている。

第11—2表 危険物施設数の推移

施設	年					増減率(%)		
	58 (A)	59	60	61 (B)	62 (C)	(C/A) -1 ×100	(C/B) -1 ×100	
製造所	4,435	4,477	4,560	4,598	4,657	5.0	1.3	
貯蔵所	屋内貯蔵所	63,440	63,598	63,878	64,081	63,980	0.9	△ 0.2
	屋外タンク貯蔵所	96,341	96,057	95,685	94,998	94,334	△ 2.1	△ 0.7
	屋内タンク貯蔵所	19,955	19,878	19,831	19,621	19,465	△ 2.5	△ 0.8
	地下タンク貯蔵所	115,724	117,715	119,749	121,254	122,509	5.9	1.0
	簡易タンク貯蔵所	3,871	3,742	3,638	3,531	3,435	△ 11.3	△ 2.7
	移動タンク貯蔵所	58,662	61,019	64,393	66,998	69,976	19.3	4.4
	屋外貯蔵所	24,921	24,397	23,651	22,936	22,178	△ 11.0	△ 3.3
小計	382,914	386,406	390,825	393,419	395,877	3.4	0.6	
取扱所	給油取扱所	87,678	88,143	88,582	88,882	88,890	1.4	0.0
	第一種販売取扱所	3,284	3,221	3,124	3,040	2,939	△ 10.5	△ 3.3
	第二種販売取扱所	705	729	744	739	758	7.5	2.6
	移送取扱所	1,380	1,391	1,400	1,402	1,397	1.2	△ 0.4
	一般取扱所	121,509	122,673	124,129	125,460	126,265	3.9	0.6
	小計	214,556	216,157	217,979	219,523	220,249	2.7	0.3
計	601,905	607,040	613,364	617,540	620,783	3.1	0.5	

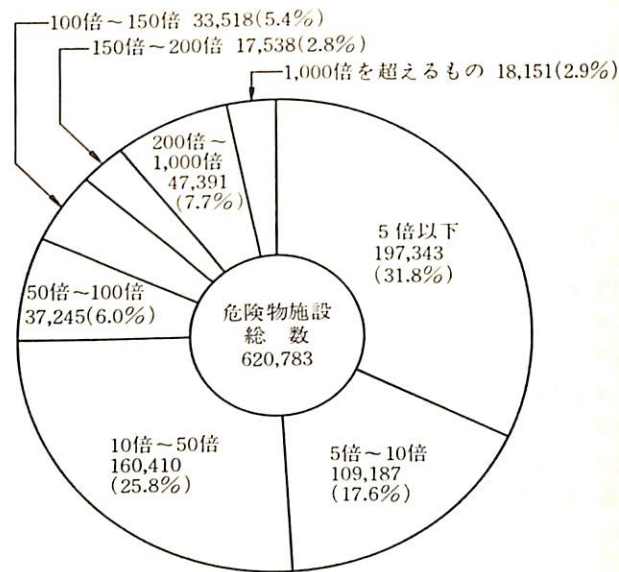
(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

危険物施設数の最近における推移は第11—2表にみられるとおり、移動タンク貯蔵所、第二種販売取扱所及び地下タンク貯蔵所が高い伸びを示しているが、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、第一種販売取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は減少傾向にある。

イ 危険物施設の規模別構成

昭和62年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は第11—3図のとおりであり、規模別の構成比は、前年同期とほとんど変わっていない。

第11—3図 危険物施設の規模別構成比
(昭 62.3.31 現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

(2) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者は、危険物取扱いの資格を得ることができる。

昭和61年度において危険物取扱者試験は全国で216回（前年度200回）実施されている。受験者数は37万4,649人（同33万9,953人）、合格者は18万1,421人（同16万1,318人）で平均の合格率は48.4%（同47.5%）となっている（第11—4表）。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では丙種が18万2,652人（全体の48.8%）と最も多く、次いで乙種第4類の16万6,365人（44.4%）となっており、この両者で全体の93.2%を占めている。合格者数でも丙種が10万4,846人（57.8%）、乙種第4類が6万2,071人（34.2%）となっており、この両者で全体の92.0%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和62年3月31日現在、332万505人となっている。

第11—4表 危険物取扱者試験実施状況

(昭和61年度)

種別 区分	甲種	乙種						小計	丙種	計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	10,396	2,720	2,215	2,608	166,365	1,395	6,298	181,601	182,652	374,649
合格者数	3,183	2,101	1,803	1,897	62,071	1,253	4,267	73,392	104,846	181,421
合格率 (%)	30.6	77.2	81.4	72.7	37.3	89.8	67.8	40.4	57.4	48.4

(3) 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内（昭和62年5月1日以降は原則として3年以内）ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和61年度において、保安講習は、全国で延べ563回（前年度578回）実施され9万9,239人（同10万2,414人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第11—5表のとおりである。

第11—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	乙 種								丙種	種類別 総計
		甲種	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
57	90,792	4,724	2,169	2,025	2,218	76,157	1,020	5,761	89,350	9,840	103,914
58	105,959	5,727	2,259	2,022	2,280	89,481	1,092	6,046	103,180	11,142	120,049
59	106,825	5,976	2,620	2,528	2,481	89,123	1,393	7,641	105,786	10,168	121,930
60	102,414	5,481	2,487	2,375	2,481	87,530	1,480	7,203	103,556	10,165	119,202
61	99,239	5,060	2,314	2,307	2,196	84,300	1,768	6,557	99,442	10,262	114,764

(4) 自衛消防組織等を設ける事業所

一定の危険物施設の所有者等で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和62年3月31日現在における事業所総数26万4,063のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、1万3,828であり、その状況は第11—6表のとおりである。

第11—6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭和58	236	1,623	12,130	62
59	244	1,669	12,481	71
60	257	1,718	12,825	58
61	261	1,727	13,481	58
62	265	1,732	13,828	62

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として

許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められている。

昭和61年度においてこの承認を受けた件数は、仮貯蔵が7,246件（前年度7,081件）、仮取扱いが7,979件（同7,657件）となっている。

(6) 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないが、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和61年度においてこの承認を受けた件数は、4万7,712件（前年度4万8,484件）となっている。

(7) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。昭和61年度に実施された保安検査は281件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは272件、特定移送取扱所に関するものは9件となっている（第11—7表）。

第11—7表 保安検査の実施状況

区分	年度	57	58	59	60	61
特定屋外タンク 貯蔵所に関するもの		418	437	327	242	272
特定移送取扱所 に関するもの		10	9	10	8	9
計		428	446	337	250	281

(8) 立入検査及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要がある

と認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和61年度においては、38万4,309（前年度38万7,808）の危険物施設について、延べ48万411回（同48万8,967回）の立入検査が行われている（第11—8表）。

第11—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区 分	年 度	57	58	59	60	61
検 査 施 設 数		361,941	371,896	380,500	387,808	384,309
検 査 延 回 数		477,555	483,783	483,506	488,967	480,411

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造、設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。

昭和61年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、1,098件（前年度1,797件）となっている（第11—9表）。

第11—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分 年度	危険物の貯蔵、取扱いに関する措置命令 (法第11条の5)	施設の位置、構造、設備に関する措置命令 (法第12条第2項)	製造所等の使用停止命令 (法第12条の2)	製造所等の緊急使用停止命令 (法第12条の3)	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令 (法第16条の6)	計
57	1,126	899	39	97	312	2,473
58	964	780	25	68	233	2,070
59	727	644	34	46	237	1,688
60	695	815	23	68	196	1,797
61	386	479	17	42	174	1,098

2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の規定に基づき、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている新東京国際空港航空燃料パイプラインについては、昭和53年9月に基本計画が告示され、同年10月には工事計画が、昭和57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統については、昭和58年3月に完成検査が完了し、同年8月からその事業用施設の供用が開始され、残る一系統については昭和59年6月に完成検査が完了し、同年8月から供用されている。また、パイプライン供用後は毎年、運輸省とともに、保安検査を実施するとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの保安の確保に努めている。

なお、石油パイプライン事業法の適用対象は、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインのみであり、これ以外のパイプラインは別途消防法において移送取扱所として規制されている。

第12節 石油コンビナート災害対策

危険物，高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては，災害の発生及び拡大を防止するため，危険物の貯蔵所，取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法，高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置，海上火災の発生に対する措置，海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて，石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ，総合的な防災体制の確立が図られている。

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について，石油コンビナート等災害防止法に基づき，石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域の現況は，第12—1図のとおりであり，33都道府県にわたって82地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

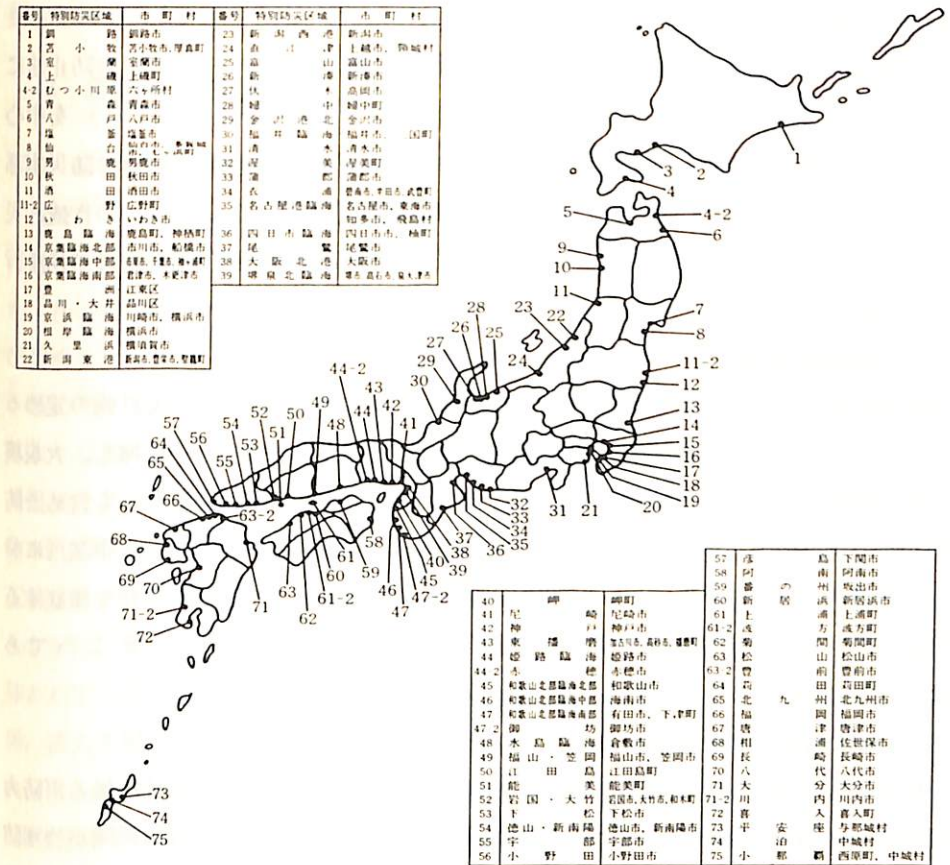
特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は，昭和62年4月1日現在，第一種事業所が509事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は240），第二種事業所が417事業所となっている。なお，各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については，附属資料21のとおりとなっている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで，緑地

第12—1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭62. 8. 1現在)



帯が果たす役割は大きい。このため，石油コンビナート等災害防止法では，地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について，国，地方公共団体及び第一種事業者の費用負担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月，宮城県塩釜地区において塩釜港緩衝緑地が設置された。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が存在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の発生について消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するため、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にしたところである。

(3) 防災資機材の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正して、これを強化した。

昭和62年4月1日現在、特別防災区域所在市町村には、大型化学消防車101台、大型高所放水車88台、泡原液搬送車100台、泡消火薬剤4051kl、消防艇37艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備20基、泡原液搬送車13台、泡放水砲36基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域所在市町村に対し、大型化学消防車

等の整備について補助を行っている。この補助を受けて昭和61年度までに、78団体で、大型化学消防車74台、大型高所放水車77台、泡原液搬送車68台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和62年4月1日現在、926の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか104の共同防災組織、63の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7617人の防災要員、208台の大型化学消防車、155台の大型高所放水車、168台の泡原液搬送車、45隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。昭和62年4月1日現在、流出油等防止堤が214事業所に、消火用屋外給水施設が665事業所に、非常通報設備が926の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所のすべてに必要な防災設備が設置されている。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方を調査研究し、その結

果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年には屋外タンク編を、また、昭和59年にはプラント編を取りまとめ、昭和61年度にはこれら手引の内容をより効果的に周知するための視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等の充実について指導している。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が警備会社等の部外者に委託される事例が増加している。このような委託防災組織についてその実態を調査し、問題点の把握、委託する場合の要件等について調査研究し、昭和60年度にその内容を取りまとめ、消防機関を通じて委託防災組織等の充実強化について指導を行った。さらに、消防機関において、このような委託の実態を常時的確に把握し、特定事業者の防災業務の実施に関して適切な指導を行うことができるように、昭和61年8月に関係省令の一部改正を行ったところである。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は240事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては64%、高圧ガスにあっては98%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況

昭和61年度における事業所の新設及び変更の届出件数は38件であった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和61年度における確認件数は40件であった(第12-2表)。

第12-2表 第一種事業所の新設等の届出の状況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数					確認件数				
		57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
新設		1	1	4	0	1	3	1	6	2	0
変更		23	36	33	40	37	61	39	33	31	40
計		24	37	37	40	38	64	40	39	33	40

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度において、レイアウト規制に係る審査指針を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

第13節 林野火災対策

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、昭和61年度までに、31都道府県の735市町村にわたる169地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数ある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に消防無線、防火水槽、可搬式消火機材及び林野火災用工作機器の整備に補助を行っている。

昭和59年度に自然水利利用施設、受令機、可搬式送水装置及び空中消火等補給基地を、また、昭和62年度から新たに有蓋防火水槽(40m³)及び小型ポンプ付水槽車を補助対象としている。

第13—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	消防無線	受令機	防火水槽	自然水利利用施設	林野火災用可搬式消火機材			林野火災用工作機器	空中消火等補給基地
					可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ		
数量	799台	18組	1,874基	7施設	341組	39組	56組	51台	5基

昭和61年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は、第13—1表のとおりである。

2 広域消防体制の整備

(1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

林野火災の空中消火方法は、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て開発したものであり、昭和50年から実用化されている。

空中消火方法は、従来の林野火災の消火が多数の消防職団員による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、極めて効果的な消防戦術である。

昭和61年4月1日現在、41都道府県において空中消火用の消火薬剤とその散布装置、混合資機材等が整備されている。

なお、消防庁では、昭和59年度からヘリコプター離着陸用広場、貯水槽資機材保管等施設及び空中消火等資機材からなる空中消火等補給基地の整備について国庫補助を行っており、同年度においては、岩手県宮古市及び岐阜県下呂町において、昭和60年度においては岩手県三陸町において、昭和61年度においては北海道釧路市及び岩手県二戸市において整備された。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁で

は昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、地方公共団体が保有している消防ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されてきており、過去10年間の空中消火の実施状況は第13—2表のとおりである。

なお、要請に基づき消防ヘリコプターが応援出動した件数は、次のとおりである。

- ・昭和61年 1機（神戸市）
- ・昭和62年1月から7月 14機（東京都7，横浜市3，川崎市1，名古屋市2，神戸市1）

また、昭和52年以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、北海道12件、大阪府7件、広島県7件の順である。

第13—2表 空中消火の実施状況

年	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
実施件数	9	22	11	36	15	42	32	51	26	36

3 出火防止対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ、火遊び、マッチによる失火によるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き次の事項を強力に推進している。

- ア 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ウ 「火入れ」にあたっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で春季火災予防運動期間中の2月28日から3月

6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項を取りまとめ、林野火災の多発期を前に、昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発したところである。また、昭和62年4月、5月に同時多発した大規模林野火災に対し、直後に出火防止対策の強化等について都道府県を通じ市町村に示達し、林野火災対策をより一層推進するよう指導しているところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災の発生及び拡大の動態を気象、地況、林況等の自然条件との関連から分析し、出火危険及び延焼拡大を予測する手法の作成並びに林野火災の拡大範囲や拡大形態を予測する林野火災延焼シュミレーションモデルの開発を行うとともに、林野庁と共同して、昭和58年4月の東北地方を中心とした大規模林野火災について、昭和58、59年度の2年度にわたって、火災状況、気象状況及び消防活動からみた特性を調査分析し、異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和60年度は、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発し、昭和61年度は、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、効果的な消火剤散布方法等について総合的に検討を行い、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルを作成した。

さらに、昭和62年度は、レクリエーションによる入山者の多様化、増大に対する効果的な林野火災対策（火災予防の啓蒙、資機材等の整備等）に関して検討を行っている。

第14節 特殊災害対策

1 ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、また、消防法により、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めてきたところである。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し、事故の再発防止に努めているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

2 原子力災害対策

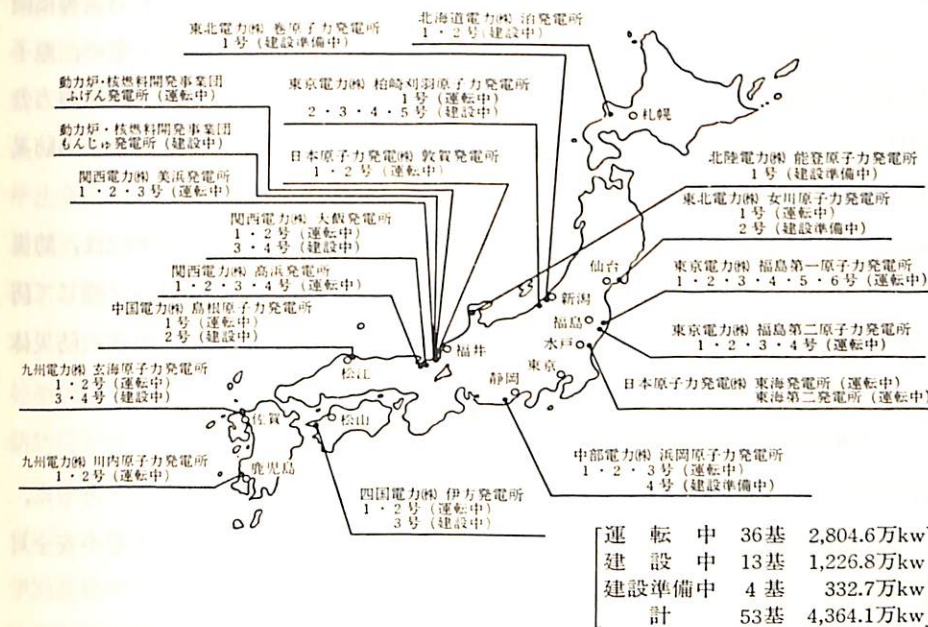
(1) 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっ

ているが、原子力発電所（第14—1図）等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

第14—1図 原子力発電所立地図

(昭和62年9月1日現在)



(注) 科学技術庁、資源エネルギー庁の資料による。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時の医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対

策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の府県及び市町村においては、「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル（昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知）」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引（昭和56年1月消防庁通知）」等に基づき、その地域防災計画に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害発生時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めてきた。

昭和61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等に関する情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の充実を努めることとしている。

（2）放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素（R I）の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月4日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」がまとめられ、消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図ったところである。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

3 高層建築物及び地下街等の火災対策

（1）高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

また、高層建築物については、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する防災センターを中心とした消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

このため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、（財）日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を新たに創設し、技術開発の促進とその活用の推進を図ることとしている。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

（2）地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥いることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、昭和48年以後、建設省、消防庁、警察庁、運輸省、資源エネルギー庁（昭和55年10月から加わる）等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設又は増設は厳に抑制し、原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないとして認めるものについては、あらかじめ十分な措置を講ぜしめること等、厳しい規制を行ってきている。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性と、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため、地下街中央連絡協議会において、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設又は増設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ、地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

4 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してき

ており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

5 大規模交通災害対策

(1) トンネル防災対策

消防庁は、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル所在市町村における消防対策の強化を図ってきた。

また、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示した。

この後、昭和56年4月建設省により「道路トンネル非常用施設の設置基準」が定められたこと等に伴い、管内に当該基準に該当するトンネルを有する消防機関においては、車両火災予防運動等の機会に、警察機関及び道路管理者との共同でトンネル内における非常用施設の点検及び火災等の発生を予想した各種訓練を実施して、トンネルの安全確保に努めている。

さらに、今後、青函トンネル、東京湾横断道路トンネル等従来にない規模、構造のトンネルが出現することにかんがみ、消防庁では、長大トンネルの防災対策の充実のための研究会を設け、調査検討を進めているところである。

(2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、特に地方空港においては、一部の空港を除き整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、昭和54年に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っているところである。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和62年4月1日現在、空港所在市町村の79消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に新たに関係機関として参加することが決まり、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めているところである。

6 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、道路法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和61年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は72件（前年73件）、死傷者数は118人（同169人）であり、前年に比べて事故件数、死傷者数のいずれも減少した。事故の形態としては、漏えいが46件と最も多く、半数以上を占めている。

事故発生の際に消火、救急救助及び事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

第15節 消防の教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことを任務としている。



消防大学校における授業風景

(1) 教育訓練

ア 教育訓練課程

教育訓練を行うために、現在設置されている課程は2部8学科である(第15-1表)。

第15-1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合 教 育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹 部 研 修 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上 級 幹 部 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消 防 団 長 科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専 科 教 育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

イ 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む。)の卒業生は昭和61年度末現在16,650人であり、昭和62年度の計画人数は774人である(第15-2表)。

ウ 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

エ 実務講習

複雑多様化した火災に対処するため、火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって火災調査体制を強化するた

第15—2表 教育訓練の実施状況

学 科	卒 業 生			61 年 度		62年度計画	
	昭23.6~ 昭34.3 (消防講 習所)	昭34.4~ 昭62.3 (消防大 学校)	合 計	実施 回数	人数	実施 回数	人数
本 科	796人	1,630人	2,426人	1	55人	1	55人
幹 部 研 修 科	—	107	107	2	107	2	105
上 級 幹 部 科	668	1,908	2,576	2	93	2	115
消 防 団 長 科	453	937	1,390	1	39	1	50
警 防 科	—	2,848	2,848	2	116	2	115
予 防 科	386	2,636	3,022	2	114	2	140
救 急 科	—	1,516	1,516	2	112	2	98
救 助 科	—	537	537	2	93	2	96
危 険 物 保 安 科	—	327	327	—	—	—	—
教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
合 計	3,120	13,530	16,650	14	729	14	774

め、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査の指導的立場にある者に対して火災調査講習会を実施しているほか、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度な知識を修得させ、防災体制の強化に資することを目的として、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

(2) 消防学校等に対する技術的援助

ア 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、消防行政、予防技術、警防技術及び救助技術等の実務面の指導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

イ 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を作成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改訂作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出して

いる。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情 その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されている。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- (ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- (イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- (ロ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- (ハ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- (ニ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(ハ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされてお

り、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第15—3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第15—4表のとおりであり、昭和61年度は前年度から1校減少し、53校が実施している。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは、今年度初任教育を実施した消防学校53校すべてであり、前年度に比べると1校減少している。

新規採用者の初任教育受講状況は、第15—5表のとおりであり、昭和61年

第15—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人，%)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度
初 任 教 育	2,808(12.5)	2,535(11.0)
専 科 教 育	11,048(49.3)	10,241(44.4)
警 防 科	3,665(16.3)	3,582(15.5)
予 防 科	3,163(14.1)	3,154(13.7)
機 関 科	711(3.2)	530(2.3)
救 急 科	3,509(15.7)	2,975(12.9)
幹 部 教 育	3,399(15.2)	4,620(20.0)
特 別 教 育	5,153(23.0)	5,688(24.6)
計	22,408(100.0)	23,084(100.0)

第15—4表 初任教育期間別消防学校数

(単位：校)

初任教育の期間	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度
6 か 月	54	53
5 か 月	—	—
4 か 月	—	—
計	54	53

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

第15—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区 分	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度
初受 任 教 育 者 を	6 か 月 2,227(80.5)	2,007(82.3)
	5 か 月 209(7.5)	188(7.7)
	4 か 月 —	—
	小 計 2,436(88.0)	2,195(90.0)
初任教育を受けなかった者	331(12.0)	243(10.0)
計	2,767(100.0)	2,438(100.0)

度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,195人で前年度に比べ241人減少したが、これは新規採用者が減少したためであり、受講率は90.0%と前年度より高くなっている(前年度88.0%)。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を受講した者は、2,007人で前年度に対し220人減少したが、新規採用者に占める割合は82.3%と前年度より高くなっている(前年度80.5%)。

(4) 教職員の状況

昭和61年度の消防学校教職員数の状況は第15—6表のとおりである。専任教員611人のうち派遣教員が129人に及んでいる。これは、消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動等に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも、消防学校の教職員については、消防大学校への研修や市町村消

第15—6表 消防学校教職員数

(昭62.4.1現在)(単位：人)

教 員		事 務 職 員			そ の 他			計			
専 任	兼 任	小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計		
実員	派遣		実員	派遣		実員	派遣				
482	129	43	—	654	121	13	134	89	7	96	884

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

防機関との交流等を通じて、中長期的観点から育成と確保を図っていく必要がある。

3 全国消防救助技術大会の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ練成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第16回大会は昭和62年8月21日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた175消防本部から873名が参加して千葉市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、陸上の部、水上の部とも種目内容、施設、用具及び安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。



全国消防救助技術大会

第16節 消防の国際化

1 国際協力・国際交流

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政集団研修及び救急救助技術研修を実施している。消防行政集団研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和62年度においても例年どおり約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は第16—1表のとおりである。また、救急救助技術研修は、昭和62年度から新たに実施しており、5か国（バングラデシュ、シンガポール、トルコ、パプアニューギニア、ブラジル）6名が受講している。



東京消防庁特別救助隊員から救助器具の説明を受ける救急救助技術研修員

(2) 諸外国からの研修員受入

消防庁は、韓国政府の要請に基づき、1名の幹部消防職員について昭和61年12月から本年5月まで東京消防庁及び消防大学校において予防、査察及び

第16—1表 アジア諸国等消防職員研修受講状況 (単位:人)

国・地域名	年度	45~52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	計
1	アフガニスタン	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
2	バングラデシュ	—	1	1	1	1	1	—	1	1	1	—	8
3	ビルマ	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	3
4	インド	6	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	8
5	インドネシア	11	1	1	1	—	1	2	1	1	—	1	20
6	カンボジア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
7	ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
8	マレーシア	9	1	1	—	1	1	—	1	1	1	1	17
9	ネパール	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
10	パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
11	フィリピン	8	1	2	1	1	1	1	—	—	—	—	15
12	シンガポール	9	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	17
13	スリランカ	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	2
14	タイ	6	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	11
15	ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
16	韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17	台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
18	エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
19	イラン	4	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	6
20	ヨルダン	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—	3
21	サウジアラビア	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
22	スーダン	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	3
23	トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
24	バブアニューギニア	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
25	ブラジル	2	—	1	3	3	2	2	2	2	2	1	20
26	チリ	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2
27	香港	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	5
28	シリア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
29	リベリア	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
30	コロンビア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
31	ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2
32	ソロモン	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
33	アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2
34	パラグアイ	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3
35	パナマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
36	フィジー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
37	イラク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
38	ブルネイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	計	80	10	10	8	11	12	12	12	11	10	10	186

危険物等についての研修及び大阪、京都の各消防本部において視察研修を行った。さらに、本年度においては同国の要請に基づき消防大学校へ3名入校させた。

また、国際協力事業団と協力して、ブラジル幹部消防官、シンガポール等の研修員を受け入れ、東京消防庁等において消防行政に関する研修及び視察研修を行った。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、昭和61年6月に国際協力事業団と協力して実施したインドネシアの消防技術指導調査に基づき、昭和62年3月に国際協力事業団と協力し、同国へ消防関係法令及び制度並びに警防関係の助言、指導を行うため、専門家5名を派遣し、同年3月には、シンガポールに対しても国際協力事業団と協力し、消防関係法令及び制度、火災安全教育、建築物の防火機能検査並びに火災原因調査の助言、指導のため専門家4名を派遣した。

また、国際協力事業団と協力して、昭和62年4月にバングラデシュへ専門家2名を、同年9月にブラジルへ消防技術専門家2名を派遣した。

以上のように、近年開発途上国への消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

(4) 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立され、昭和61年9月にはアメリカ合衆国ニューヨーク市において第3回総会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立され、昭和63年11月にはシンガポールにおいて第15回総会が開催される予定である。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日(現地時間13日)に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後政府においては、外務省を中心に海外で大災害が発生した場合のための国際緊急援助体制の整備を進めてきたが、本年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号)として公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、救助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。



携行した検索機ファイバースコープを使用して要救助者の検索を行う救助隊員(エル・サルバドル地震)

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、その職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとされた。今後は、迅速に派遣する体制の整備を進め、昭和61年8月22日(現地時間22日)カメルーン共和国ニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害や、同年10月11日(現地時間10日)に発生したエル・サルバドル地震に際して、政府派遣の国際緊急援助総合チームの一員として、国際消防救助隊登録隊員が参加し、チームの支援活動や救助活動を行った経験を生かして、国際消防救助隊を国際緊急援助隊の一員として参加させ、積極的に協力する方針である。現在、32の消防本部、385名の救助隊員が国際消防救助隊員として登録され、緊急事態発生時に備えており、本年は、国際消防救助隊の出動体制(出動手続き、隊員及び資機材の輸送方法等)の整備を図ったところであるが、消防庁としては、今回の法律整備を踏まえ、今後とも外務省、国際協力事業団と密接な連携を保ちながら、携行資機材の整備や隊員の教育訓練のより一層の充実に積極的に努めていくこととしている。

3 基準・認証制度

昭和55年5月、第91回通常国会において、ガット東京ラウンドのスタンダードコード(貿易の技術的障害に関する協定)が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一

層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策——最近の決定と今後の政策方向——」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを、原則3年以内を対象期間として策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

これを受け、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度を導入するための消防法改正を行い、ついで昭和61年8月に消防法施行令を改正し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、展示用繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板を防災規制の対象から除外している。また、消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減する等所要の改善措置を講じたところである。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年5月には、東京においてISO/TC21及び関連のSC、WG会議を開催したところである。我が国は、今後もこのような国際規格策定作業に積極的に参画し、消防機器等の国際標準化を推進していくこととしている。

第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

1 活動状況

昭和61年中における全国の消防職団員の活動状況は、第17-1表のとおりである。

そのうち、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は66万8,904回で、前年を2万6,095回上回り、また、出動延人員では933万4,431人である。1日当たりの出動回数は1,833回、47秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が24.6%で一番多く、次いで火災出動が17.0%となっている。

2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

昭和61年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は19人、同じく負傷した者は3,729人である。前年に比べて殉職者は同数であり、負傷者は105人増加している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが37.4%と最も多く、次いで演習訓練によるものが27.2%、救急によるものが3.7%となっている（第17-2表）。

3 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和58年7月に消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整

第17-1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	63,541	1,256,781	23,923	240,638	5,874	39,288
消防団員	50,497	2,112,777	842	22,708	3,291	204,208
計	114,038	3,369,558	24,765	263,346	9,165	243,496
火災等構成比(%)	17.0	36.1	3.7	2.8	1.4	2.6
構成比(%)	2.1	11.7	0.4	0.9	0.2	0.8

区分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	298,167	2,154,494	179,376	787,786	526,651	1,757,866
消防団員	106,324	4,265,545	28,050	626,962	23,014	331,968
計	404,491	6,420,039	207,426	1,414,748	549,665	2,089,834
構成比(%)	7.5	22.4	3.8	4.9	10.2	7.3

第17-2表 消防職員及び消防

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	4	2,183	1	643	0	6	0	137
消防団員	15	1,546	5	752	0	29	0	0
計	19	3,729	6	1,395	0	35	0	137
構成比(%)	100.0	100.0	31.6	37.4	0	0.9	0	3.7

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

備についての準則をそれぞれ示し、また、昭和59年8月に訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備促進を図るとともに、事故防止の徹底を指導している。

消防団員の活動状況

(昭和61年中)(単位:回,人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
97,970	600,021	1,303	10,961	242,869	1,060,796	435,480	3,208,485
66,504	1,861,241	1,162	45,188	111,128	1,879,824	233,424	6,125,946
164,474	2,461,262	2,465	56,149	353,997	2,940,620	668,904	9,334,431
24.6	26.4	0.4	0.6	52.9	31.5	100.0	100.0
3.0	8.6	0.1	0.2	6.6	10.3	12.4	32.5

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
64,540	252,095	1,219,064	2,279,240	2,270,697	6,694,596	4,993,975	17,134,562
234	1,767	4,889	180,079	4,760	11,904	400,695	11,544,171
64,774	253,862	1,223,953	2,459,319	2,275,457	6,706,500	5,394,670	28,678,733
1.2	0.9	22.7	8.6	42.2	23.4	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(昭和61年中)(単位:人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
1	481	0	6	0	1	2	909
5	534	1	22	0	4	4	205
6	1,015	1	28	0	5	6	1,114
31.6	27.2	5.2	0.8	0	0.1	31.6	29.9

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、昭和58年3月に衛生管理体制の整備についての準則を示し、その整備の推進を図っている。

4 処 遇

(1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、昭和61年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢35.1歳で22万439円であり、一般行政職員の場合は平均年齢38.2歳で23万4,884円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が7万1,854円であり、一般行政職員は5万3,089円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、東京消防庁を始め一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

4週5休制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところであるが、さらに国において昭和61年11月から4週6休制が試行され、各地方公共団体においても順次試行に入っている。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、

原則どおり画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法で順次実施している。

ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員を取り巻く勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和61年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,202件であり、職員1,000人当たりの受理件数は16.9件となっている。ちなみに、警察職員は25.9件、清掃事業職員は61.5件である。

(2) 消防団員の処遇

ア 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの職員に対し、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和62年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第17-3表のとおり改善措置が講じられた。

第17-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項 目	年 度	
	61	62
報 酬		
団 員 (年 額)	16,500	17,500
団 長 (年 額)	56,000	57,000
出 動 手 当 (1回当たり)	4,500	4,600
県 内 出 張 旅 費 (1回当たり)	5,780	5,890
公 務 災 害 補 償 負 担 金		
人 口 1 人 当 た り	3	3
団 員 1 人 当 た り	1,900	1,900
退 職 報 償 金 負 担 金		
団 員 1 人 当 た り	11,570	11,570

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第17-4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

第17-4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区 分	年				
	57	58	59	60	61
死 者	14	17	7	15	15
負 傷 者	1,638	1,358	1,408	1,407	1,546
計	1,652	1,375	1,415	1,422	1,561

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第17-5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第17-5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年 度	階 級	勤 務 年 数		
		10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上
60	団 長, 副 団 長	8,900	9,600	10,300
	分 団 長, 副 分 団 長	7,500	8,200	8,900
	部 長, 班 長, 団 員	6,100	6,800	7,500
61	団 長, 副 団 長	9,340	10,070	10,800
	分 団 長, 副 分 団 長	7,870	8,600	9,340
	部 長, 班 長, 団 員	6,400	7,140	7,870
62	団 長, 副 団 長	9,570	10,330	11,100
	分 団 長, 副 分 団 長	8,040	8,800	9,570
	部 長, 班 長, 団 員	6,500	7,270	8,040

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第17-6表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防

第17-6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

区 分	年 度				
	57	58	59	60	61
死 者	10	3	2	2	1
負 傷 者	247	200	185	205	164
計	257	203	187	207	165

(注) 昭和62年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、療養、せき髄損傷者等に対するアフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤続年数5年以上10年未満の団員で6万円、勤続年数30年以上の団長で70万円となっている（第17—7表）。

第17—7表 退職報償金支給額
(昭和62年度)(単位：円)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	
団長	105,000	210,000	300,000	410,000	550,000	700,000	
副団長	90,000	190,000	260,000	350,000	490,000	640,000	
分団長及び副分団長	80,000	170,000	230,000	310,000	430,000	580,000	
部長及び班長	70,000	150,000	210,000	280,000	380,000	520,000	
団員	60,000	140,000	200,000	260,000	350,000	490,000	

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払いについても消防基金の共済制度が確立し、さら

に、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

昭和62年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,912市町村（全市町村の89.5%）、退

第17—8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況
(昭和61年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	2,028	304,474
休業補償	1,088	193,062
傷病補償年金	6	8,545
障害補償	154	207,695
遺族補償	447	570,541
葬祭補償	12	5,092
計	3,735	1,289,409

第17—9表 消防基金の福祉施設の実施状況
(昭和61年度)

福祉施設の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
外科後処置費	7	108
補装具費	3	222
療養費	7	1,403
アフターケア費	5	12,733
休業援護金	992	58,894
介護料	13	5,598
奨学援護金	127	20,783
就労保育援護金	6	375
障害特別支給金	22	12,210
遺族特別支給金	12	36,000
障害特別援護金	3	8,410
遺族特別援護金	12	36,000
傷病特別給付金	4	1,368
障害特別給付金	138	42,481
遺族特別給付金	348	104,238
計	1,699	340,823

職報償金支払業務については3,227市町村（全市町村の99.4%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の昭和61年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第17—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第17—9表のとおりである。

消防基金の昭和61年度の退職報償金の支払額は、7万4,679人（遺族を含む。）に対し131億7,152万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消



昭和61年度消防功労者表彰式（昭62. 3. 4）

防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

(1) 叙 位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

(2) 叙 勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

(3) 褒 章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

ア 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

イ 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

(5) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年におたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

ア 随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。
- e 表彰状 災害現場において功労顕著な者で上記三章（a～c）を授与されるに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体に授与される。
- f 賞状 災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。

イ 定例表彰

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。
- b 永年勤続功労賞 25年以上勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。

- d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。
- e 表彰状 国民安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章、顕功章又は功績章が授与されたときに支給される。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章が授与されたときに支給される。

c 報賞金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(6) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第17—10表のとおりである。

第17—10表 消防関係者の表彰者数等 (単位:名)

表彰等の種類		57	58	59	60	61
叙 位	叙 勲	92	85	89	107	88
特 別 叙 勲 等	生 存 者 叙 勲	88	88	92	104	119
銀 杯	木 杯 章	—	—	—	—	—
褒 章	紅 綬 褒 章	—	—	—	—	—
	黄 綬 シ	(58.4.29) 1	(59.4.29) 3	(60.4.29) 2	(61.4.29) 2	(62.4.29) 2
	藍 綬 シ	(58.4.29) 50	(59.4.29) 42	(60.4.29) 57	(61.4.29) 58	(62.4.29) 58
	紺 綬 シ	14	16	12	9	10
総 理 大 臣 表 彰	安 全 功 勞 章	5	5	5	5	5
	防 災 功 勞 章	9	9	6	3	3
消 防 庁 長 官 表 彰	安 全 功 勞 章	15	16	20	25	20
	防 災 功 勞 章	7	20	3	6	5
消 防 庁 長 官 表 彰 (随 時)	特 別 功 勞 章	3	2	1	—	2
	頭 功 勞 章	5	4	2	2	1
	功 績 章	11	5	3	3	11
	頭 彰 状	3	4	1	1	—
	表 彰 状	9	5	5	3	—
	賞 状	—	1	—	1	5
消 防 庁 長 官 表 彰 (定 例)	功 勞 章	140	144	145	153	175
	永 年 勤 続 功 勞 章	1,618	1,897	1,899	1,918	2,114
	表 彰 旗	43	42	45	47	49
	竿 頭 綬	76	78	81	81	78
賞 じ ゅ つ 金		11人 6,410万円	11人 6,100万円	6人 2,950万円	3人 1,480万円	5人 4,320万円
報 賞 金		5人 190万円	5人 280万円	1人 50万円	2人 250万円	—
退 職 消 防 団 員 報 償						
1 号 報 償		10,003	8,008	8,868	9,206	8,096
2 号 報 償		19,736	17,036	18,538	19,258	16,745

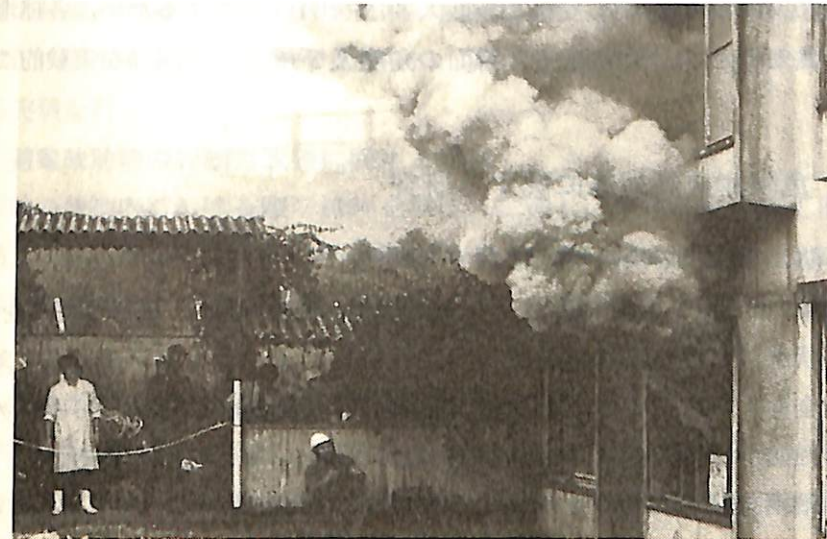
(注) 「安全功勞・防災功勞」は個人及び団体を含み、「表彰旗」,「竿頭綬」は団体(機関),「賞状」は隊である。

第18節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に創立されて以来、社会及び消防行政の要請に応じた課題に重点を置いた研究を行っている。

昭和61年度においては、職員数55人(うち研究職員36人)、予算5億4,192万円(科学技術庁からの移し替えによる原子力試験研究費966万円、科学技術振興調整費852万円を含む。)となっている。

昭和61年度に実施した主な研究は、次のとおりである。



旧静岡県立富士見病院(清水市)における火災実験(合成系混入可燃物を多用した室のフラッシュオーバー直後の状況)

1 消防用機器等の改善に関する研究

(1) 消防活動における自動化に関する研究

高温、濃煙、爆発等の悪条件下で活用できる無人消火システムの技術開発を行うため、火災判断機能・火源輪郭決定機能を有する移動放水自動システムを試作実験を行い、技術的基礎資料を得た。

(2) 救助隊の個人装備等に関する研究

危険な火災環境下で活動する救助隊員の救助服、防火衣等の性能向上の基礎資料を得るため、要所に熱流計を埋め込んだ実験用耐熱マネキンと火炎暴露装置を製作し、防火衣に対する熱影響測定の実験を行った。

(3) 1点観測法による早期津波予測システムに関する研究

津波に対する住民の早期避難に資するため、一地点での地震観測から、早期に、かつ、自動的に津波に関連する情報を得ることができるシステムを製作し、検証実験を行った。

2 林野火災の出火・飛火危険に関する研究

林野火災における出火・飛火等拡大要因を明らかにするため、各種地被可燃物の燃えやすさ、延焼速度と斜面の角度及び風速との関係を実験的に研究した。

3 危険物火災対策に関する研究

(1) 防油堤火災の燃焼性状に関する研究

防油堤内火災について防災上の基礎資料を得るため、防油堤模型を用い種々の状態における防油堤内火災実験を行い、オープンタンク火災を含む防油堤内全面火災時における重量燃焼速度及び放射熱は防油堤からタンクを取り去った防油堤内全面火災のそれらにほぼ等しい等の知見を得た。

(2) 泡消火剤用有効タンパク成分に関する研究

タンパク系泡消火剤の長寿命化、高性能化を図るため、各種限外ろ過膜及び逆浸透膜を用いて、タンパク系泡消火剤の消火に有効な成分を分離濃縮し、これに第一鉄塩、弗素系界面活性剤を加えたものについて消火性能実験等を行いタンパク系泡消火剤の長寿命化、高性能化に関する基礎資料を得た。

(3) 危険物等の評価方法に関する研究

各種危険物の火災、爆発物等の危険性について、合理的な危険度分類に必要な資料を得るため、塩素酸塩類のような酸化性物質、可燃性液体のうちの

塗料、可燃性固体のうちの金属粉について種々の試験研究を行った。

(4) 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

放射性物質輸送容器の火災時における耐火性及び安全性評価に必要な資料を得るため、輸送容器モデルをより実規模に近い規模の火災による試験を行い、容器への熱影響を求めるとともに模型トンネルを製作し、火災実験を行い、トンネル内の火災環境把握のための研究を行った。

4 建物火災時の人命安全に関する研究

(1) 建物火災時における初期消火法に関する研究

火災時における老人等の弱者保護等を図るため、一般住宅初期消火用簡易自動消火装置(簡易スプリンクラー)の開発に必要な火災時の第一着火物の燃焼状況に関する調査分析を行ったほか、第一着火物の消火に必要な水量に関する実験を行った。

(2) 避難救助時の行動力改善に関する研究

火災時の建物内における煙の流れを事前に把握し、避難計画の適正化等火災予防及び警防対策に資するため、無煙のトレーサーガスを拡散させることにより模擬煙流とする模擬煙発生装置を試作し、模擬煙流の検出実験を行った。

(3) 燃焼ガスの毒性評価手法に関する研究

科学技術振興調整費による「米国・カナダとの協力による火災時の燃焼ガスの毒性評価と建材等の安全性向上に関する研究」の一環として、各種市販の建材を室モデル内で炎に包まれた条件下で燃焼させ、各種有毒ガスの発生について試験研究を行い、有毒ガスの発生に関する基礎資料を得た。

5 その他経常的研究

以上のほか経常的研究として、火災識別の高度化に関する研究、火災シミュレーションに関する研究、建物内収納物の火災安全に関する研究、漏えい液化ガスの不活性化に関する研究、石油系液体の帯電に関する研究、プラスチック火災の水消火に関する研究、消防活動の評価に関する研究、軽量積載

はしごの強度に関する研究，コーティングを施したタンク底板の劣化に関する研究を行った。

6 情報交換等

昭和 61 年 10 月，第34回全国消防技術者会議を開催し，同会議においては 580 名の消防防災関係者の参加の下に，2 日間にわたり有意義な意見交換及び討議が行われた。また，他省庁の研究機関及び地方公共団体等における各種委員会，研究会に積極的に参加し，情報交換を活発に行うことにより，研究開発の効果的な推進を図っている。

第19節 消 防 財 政

1 市町村の消防費

(1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第19—1表のとおりである。昭和60年度の消防費歳出決算額は 9,871 億円（前年度 9,322 億円）で，前年度に比べ 549 億円（5.9%）の増加となっている。

なお，市町村の普通会計歳出決算額 28 兆 7,077 億円（前年度 27 兆 6,104 億円）に占める消防費決算額の割合は 3.4%（前年度 3.4%）となっている。

(2) 1世帯当たり及び住民 1人当たりの消防費

昭和60年度の 1 世帯当たりの消防費の全国平均額は 2 万 5,318 円（前年度 2 万 4,240 円）であり，住民 1 人当たりでは 8,177 円（前年度 7,768 円）となっている（第19—1表）。

第19—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民 1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決 算 額 (百万円)(B)	1世帯当 り消 防 費 (円)	住民 1人当 たり消 防 費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
58	26,852,158	894,899	23,591	7,500	3.3
59	27,610,368	932,209	24,240	7,768	3.4
60	28,707,693	987,105	25,318	8,177	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は，当該年度の 3 月 31 日現在の数値を用いた。

2 各決算額は純計額であり，消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いてある。

(3) 経費の性質別内訳

昭和60年度消防費決算額 9,871 億円の性質別内訳は，人件費 7,251 億円（全体の 73.5%，前年度 73.1%），物件費 827 億円（同 8.4%，前年度 8.5%），

普通建設事業費1,334億円（同13.5%，前年度13.6%），その他458億円（同4.6%，前年度4.8%）となっている。

これを前年度と比較すると，人件費が437億円（6.4%），物件費が35億円（4.5%）それぞれ増加し，普通建設事業費は65億円（5.2%）増加している（第19—2表）。

第19—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円，%）

区 分	昭和58年度		昭和59年度		昭和60年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100
人 件 費	6,406	71.6	6,814	73.1	7,251	73.5	437	6.4
物 件 費	785	8.8	792	8.5	827	8.4	35	4.5
普通建設事業費	1,310	14.6	1,269	13.6	1,334	13.5	65	5.2
補助事業費	503	5.6	491	5.3	499	5.1	9	1.7
単独事業費	803	9.0	776	8.3	834	8.4	58	7.4
受託事業費	4	0.0	2	0.0	1	0.0	△1	△38.0
そ の 他	448	5.0	447	4.8	458	4.6	11	2.4
計	8,949	100.0	9,322	100.0	9,871	100.0	549	5.9

（注） 単位未満四捨五入のため，合計，増減額等が一致しない場合がある。

2 市町村消防費の財源

（1）財源構成

昭和60年度の消防費決算額の財源内訳は第19—3表のとおりである。一般財源等（地方税，地方交付税，地方譲与税等用途が特定されていない財源）が8,932億円（全体の90.5%，前年度90.3%），次いで地方債525億円（同5.3%，前年度5.5%），国庫補助金163億円（同1.6%，前年度1.7%）となっている。

（2）地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，市町村における消防費の実情を勘案して算定しており，第19—4表のとおり逐年増加している。昭和61年度の単位費用は6,310円（対前年度伸び率5.0%），基準財政需要額は1兆584億円（対前年度伸び率6.4%）であったが，昭和62年度は，作

第19—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円，%）

区 分	昭和58年度		昭和59年度		昭和60年度		対前年度比較		
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100	
決 算 額	8,949	100.0	9,322	100.0	9,871	100.0	549	5.9	
一 般 財 源 等	8,009	89.5	8,420	90.3	8,932	90.5	512	6.1	
特 定 財 源	国庫補助金	176	2.0	161	1.7	163	1.6	1	0.8
	地方債	526	5.9	516	5.5	525	5.3	8	1.6
	使用料，手数料	26	0.3	27	0.3	26	0.3	△1	△3.7
	そ の 他	212	2.4	198	2.1	226	2.3	28	14.4
計	940	10.5	902	9.7	939	9.5	37	4.1	

（注） 単位未満四捨五入のため，増減額等が一致しない場合がある。

第19—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
58	5,520	3.0	909,116	3.7
59	5,670	2.7	936,143	3.0
60	6,010	6.0	994,593	6.2
61	6,310	5.0	1,058,379	6.4
62	6,460	2.4	1,084,171	2.4

業衣の難燃化に係る経費を新たに算入したほか，消防団員の処遇改善等により単位費用は6,460円（対前年度伸び率2.4%）に引き上げられ，基準財政需要額は1兆842億円（対前年度伸び率2.4%）に増加している。

（3）国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては，国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は，消防施設強化促進法による補助及び予算補助により，市町村の消防施設の整備について，補助基準額の3分の1（人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は7分の3，地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1，過疎地域，離島地域，地域改善対策地域，新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対し

第19—5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 59 年 度		昭 和	
	数 量	補 助 金	数 量	
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	790	2,713,637	807
	手引動力ポンプ	—	—	—
	小型動力ポンプ	897	405,103	955
	火災報知機	—	—	—
	（発信機）	—	—	—
	（受信機）	—	—	—
	消防専用無線電話装置	381	79,917	352
	消防積水装置	4,946	6,354,756	4,732
	（槽車）	810	765,306	810
	（散水車）	18	139,513	22
	可搬式散水装置	50	36,654	48
	ガス災害対策用資材	19	19,000	18
	消防団活性化モデル事業	—	—	—
消防訓練	9	44,451	7	
小 計	—	10,558,337	—	
科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	36	274,990	42
	はしご付消防ポンプ自動車	44	826,426	48
	救急消防艇	16	20,496	15
	ヘリコプター	—	—	2
	（ヘリコプター）	2	131,432	—
	（救助工）	—	—	—
	（折放水塔）	24	136,264	24
	（高野発火工）	—	—	1
	（林野発火工）	5	23,670	1
	（ブッシュカッター）	1	6,678	—
	大型化学消防ポンプ自動車	—	—	—
	大型高所放水車	3	38,535	1
	（泡原液搬送車）	2	35,912	3
	（原子力災害広報車）	2	8,440	2
	空港災害用化学消防ポンプ自動車	—	—	—
	消防団緊急伝達システム	—	—	—
	（自然水利利用施設）	2	12,545	4
	（空中消火等補給基地）	2	1,938	1
	（消防緊急情報システム）	2	31,000	1
小 計	—	—	—	
救急指令装置	—	1,548,326	—	
救急業務用地図等検索装置	35	122,841	24	
救急医療情報収集装置	11	32,668	15	
消防吏員待機宿舎	—	—	—	
合 計	—	12,262,172	—	

(注) 1 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。
 2 可搬式散水装置については、昭和59年度から可搬式送水装置及び軽可搬

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

60 年 度	昭 和 61 年 度		昭和28年度～昭和61年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,650,366	865	2,686,823	26,400	42,527,500
—	—	—	507	79,787
414,509	471	251,741	44,420	9,080,547
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
69,889	387	74,138	21,262	3,381,157
5,871,288	2,747	3,924,197	92,189	68,261,222
774,883	891	831,420	12,911	10,420,873
134,755	23	134,712	260	1,586,516
32,349	49	30,266	390	272,896
18,000	18	18,000	176	175,868
—	26	173,450	26	173,450
31,123	11	54,329	43	216,631
9,997,162	—	8,179,076	—	136,227,883
311,824	39	263,366	956	3,917,093
945,788	52	908,836	1,141	14,587,900
18,540	15	18,100	529	456,295
106,176	1	53,088	38	1,000,763
—	1	109,800	17	817,734
—	—	—	1	50,000
142,080	24	136,992	420	1,655,687
11,592	—	—	19	150,472
4,734	2	9,468	45	132,142
—	—	—	51	181,768
—	—	—	1	2,980
16,515	3	37,570	74	977,031
69,340	—	—	77	1,602,635
9,405	1	4,925	68	271,408
—	—	—	11	24,375
—	—	—	4	80,222
18,526	10	50,039	16	81,110
1,162	4	3,844	7	6,944
15,500	2	31,000	5	77,500
—	49	381,439	49	381,439
1,671,182	—	2,008,467	—	26,455,498
11,668,344	—	10,187,543	—	162,683,381
109,896	—	—	473	1,364,855
43,556	—	—	33	96,772
—	—	—	3	20,979
—	—	—	1,820	995,777
11,821,796	—	10,187,543	—	165,161,764

ポンプを含む。

ては3分の2、ただし、昭和61年度から63年度までは特例措置として、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和61年法律第46号）により、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の市に対しては10分の6）以内の補助を行っている。

昭和61年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第19—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和62年度の市町村に対する国庫補助金予算額は、国の厳しい財政状況を反映し、前年度より3.3%減の131億3,200万円（前年度135億8,000万円）となったが、限られた補助金を重点的、効率的に配分することとし、特に、ヘリコプターの機動性等の特性を活用し、空からの的確な災害情報を消防本部及び災害現場の消防車両等に電送するヘリコプターテレビ電送システム及び改正された消防力の基準により救助体制の充実強化を図るため救助資機材等総合整備事業をそれぞれ新たに補助対象に加えた。さらに、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防防災活動に資するためヘリコプター、緊急時における消防防災情報の迅速、的確な処理を行い、適切で効果的な消防救急活動を行うため消防緊急情報システム、危険物施設における火災等に対処するため化学消防ポンプ自動車、高層建築物における災害防ぎょ、人命救助のためはしご付消防ポンプ自動車及び情報通信体制の充実強化のため市町村消防防災無線通信施設について数量の増を図った。

なお、都道府県に対する補助対象施設としては、消防防災無線通信施設（昭和62年度予算額4億7,800万円）がある。

（4）地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第19—6表のとおりである。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを

第19—6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（一般単独事業、指定都市及び市町村分）

（単位：百万円、%）

年 度	58	59 (A)	60 (B)	対前年度比較	
				増 減 額 (B)-(A) (C)	増 減 率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	5,592	6,430	7,771	1,341	20.9
共 済 組 合 資 金	10,345	11,745	10,385	△ 1,360	△ 11.6
損 保 資 金	6,689	6,261	8,913	2,652	42.4
市 有 物 件 資 金	4,948	4,237	4,857	620	14.6
全 国 自 治 協 会 資 金	3,283	3,610	3,793	183	5.1
共 済 農 協 連 資 金	2,987	3,000	3,000	0	0.0
そ の 他	5,440	5,484	5,242	△ 242	△ 4.4
合 計	39,284	40,767	43,961	3,194	7.8

積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行を認め、特別分の元利償還金については、地方交付税措置を講ずることとしている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム等の消防防災施設及び避難路（防災車両の進入のための道路を含む。）、避難地の防災基盤整備がある。

（5）そ の 他

市町村の消防の財源としては、前記(2)～(4)のほか、特に消防費に関係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第19—7表のとおりである。昭和60年度における歳出決算額は349億1,500万円であり、昭和60年度都道府県普通会計

第19—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移
(単位：百万円，%)

年 度	普 通 会 計 額 決 算 額 (A)	消 防 防 災 費 決 算 額 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に 対するもの	
				補 助 金	貸 付 金
58	28,149,289	33,625	0.12	8,198	662
59	28,963,180	35,971	0.12	7,191	775
60	30,430,899	34,915	0.11	6,756	1,002

(注) 地方財政統計年報による。

歳出決算額に占める割合は0.11%である。その内容は、危険物及び高压ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

昭和60年度における補助金の総額は67億5,600万円で、前年度に比べて4億3,500万円(6.0%)の減少となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は10億200万円で前年度より2億2,700万円(29.3%)増加している。

4 国の消防費

消防庁の昭和62年度予算額は、第19—8表に示すとおり、前年度より3.0%減の156億3,644万円となっている。

総額のうち136億1,000万円(対前年度比95.8%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

第19—8表 昭和62年度消防庁関係予算主要事項別一覧表
(単位：千円，%)

事 項	昭和62年度 当初予算額 (A)	昭和61年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 比 (A)/(B)×100
〔主 要 事 項〕				
1 大震火災対策施設等整備 に必要な経費	3,196,627	3,444,117	△ 247,490	92.8
(1) 大震火災対策施設等整備 費補助金	1,127,627	1,338,117	△ 210,490	84.3
(ア) 一 般 分	540,197	750,687	△ 210,490	72.0
(イ) 地震防災対策強化地 域分	587,430	587,430	0	100.0
(2) 消防防災無線通信施設 整備費補助金	2,069,000	2,106,000	△ 37,000	98.2
(ア) 都道府県分及び政令 市分	753,000	970,000	△ 217,000	77.6
(イ) 市 町 村 分	1,316,000	1,136,000	180,000	115.8
2 消防施設等整備費補助に 必要な経費	10,413,373	10,755,883	△ 342,510	96.8
(1) 消防施設等整備費補助 金	10,105,691	10,442,064	△ 336,373	96.8
(2) 特殊災害用消防施設等 整備費補助金	307,682	313,819	△ 6,137	98.0
(ア) 石油コンビナート分	46,922	61,555	△ 14,633	76.2
(イ) 林 野 分	260,760	252,264	8,496	103.4
(小 計)	13,610,000	14,200,000	△ 590,000	95.8
〔その他の経費〕	2,026,436	1,913,345	113,091	105.9
【合 計】	15,636,436	16,113,345	△ 476,909	97.0

附属資料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

-又は空欄	: 皆無 (該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料 1 昭和61年度の法令の制定

昭和61年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和61年法律第20号）	62. 1. 1 一部 61. 4. 15	危険物保安技術協会及び日本消防検定協会について経営の効率化を行うとともに、救急業務の対象及び応急の手当の明確化、移動タンク貯蔵所に係る基準遵守命令及び応急措置命令権者の拡大、救助器具を装備した消防隊の配置の義務化を行い（消防法改正部分）、あわせて、消防庁の事務及び都道府県の消防事務の範囲について所要の措置を講じた（消防組織法改正部分）。
地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（昭和61年法律第109号）—消防法及び災害対策基本法の一部改正—	61. 12. 26	都道府県知事に委任されている消防設備士の講習について、自治大臣の指定する市町村長その他の機関にも行わせることができるものとする（消防法改正部分）、市町村長及び都道府県知事に委任されている災害の状況等の報告事務を市町村及び都道府県の団体事務とした（災害対策基本法改正部分）。

昭和61年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
自治省組織令の一部を改正する政令（昭和61年政令第104号）	61. 4. 5	消防庁に審議官1人を置くとともに、技術監理官1人を廃止することとした。
自治省組織令の一部を改正する政令（昭和61年政令第117号）	61. 4. 15	消防庁消防課の所掌事務に国際協力に関する事務の総括及び調整に関することを加えることとした。
消防法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第274号）	61. 12. 1 一部 61. 8. 5 62. 1. 1	防災対象物品の範囲から展示用の繊維板等を除くとともに、動力消防ポンプ等を検定の対象から除き、自主表示対象機械器具等として新たに定めることとし、あわせて、救急業務の対象として一定の疾病を追加した。

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
消防法施行令の一部を改正する政令(昭和61年政令第369号)	61. 12. 9	防火管理に関する講習を甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習に区分するとともに、共同防火管理を要する防火対象物の範囲について見直しを行い、あわせて非常コンセント設備の設置及び維持に係る技術上の基準の合理化を図った。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第33号)	62. 4. 1	第一種事業所の新設等に係る確認手数料及び特定防災施設等に係る検査手数料の額の引き上げを行った。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(昭和62年政令第77号)	62. 3. 27	石油コンビナート等特別防災区域として、福山地区について区域の拡張を行うとともに、上磯地区等について区域の縮小等の改正を行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和62年政令第86号)	62. 5. 1	給油取扱所について所要の安全対策を講じつつその業務範囲の拡大を図るとともに、岩盤タンク等に係る屋外タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の技術上の基準等について規定の整備を図ったほか、製造所等の許可等に係る手数料の額を改定した。

附属資料2 昭和61年中の主な火災

月 日	事 項
1 9	兵庫県猪名川町の専用住宅から出火、3人死亡、原因は電気ストーブの転倒。
1 17	兵庫県尼崎市の併用住宅から出火、焼損面積3,607m ² 。
2 2	愛知県岡崎市の紡績工場から出火、焼損面積3,419m ² 。
2 3	東京都墨田区の住宅、物置から出火、損害額3億3,903万円。
2 6	秋田県若美町の住宅、居間付近から出火、3人死亡。
2 11	静岡県東伊豆町のホテル大東館1階中央部から出火、24人死亡、損害額1億712万円。
2 11	愛知県東海市で自動車運搬専用船のボイラー煙道部分から出火、12人負傷。
2 12	大阪市西成区の共同住宅から出火、5人死亡、1人負傷。
2 12	岩手県玉山村の合板製造工場から出火、8人負傷、損害額4億6,454万円。
2 19	岐阜県岐阜市の住宅から出火、3人死亡、1人負傷。
2 20	宮城県蔵王町のきのこ製造工場から出火、損害額3億1,355万円。
2 20	北海道千歳市の住宅、居室から出火、4人死亡。
2 22	神奈川県綾瀬市の厚木基地内の倉庫から出火、焼損面積4,045m ² 。
2 22	静岡県浜松市の住宅、居室から出火、4人死亡、1人負傷。
2 27	北海道大樹町の住宅、風呂場から出火、3人死亡、原因は風呂かまどの再燃。
2 28	大阪市生野区の併用住宅、飲食店から出火、8人死亡、2人負傷。
3 11	山形県高島町の専用住宅、老夫婦部屋から出火、4人死亡、1人負傷、原因は石油ストーブ。
3 26	福島県福島市の旅館、客室から出火、3人死亡、2人負傷、原因はガスストーブ。
4 1	福岡県苅田町の原野から出火、焼損面積13,500アール。
4 1	北九州市小倉南区の原野から出火、焼損面積5,800アール。
4 6	兵庫県赤穂市の天然林から出火、焼損面積32,000アール、原因はライターによる火遊び。
4 6	岡山県日生町の天然林から出火、焼損面積11,000アール、原因はライターによる火遊び。
4 6	高知県中村市の普通林から出火、焼損面積16,000アール、原因はたばこの投げ捨て。
4 6	愛媛県新居浜市の天然林から出火、焼損面積23,900アール、原因はたばこの投げ捨て。
4 16	福井県勝山市の住宅、居室から出火、3人死亡、1人負傷、原因は石油ストーブ。
4 21	静岡県河津町の旅館「菊水館」から出火、3人死亡、56人負傷。
4 27	岐阜県瑞浪市の住宅、和室から出火、3人死亡、1人負傷。
4 30	熊本県熊本市の住宅、和室から出火、5人死亡。
5 13	北九州市八幡東区の新聞販売店から出火、3人死亡。

月 日	事 項
5 24	岡山県岡山市の化粧品卸売業倉庫から出火、1人負傷、損害額3億2,549万円。
6 5	京都府宇治市の店舗から出火、損害額6億277万円。
6 14	千葉県船橋市の東武デパート変電室から出火、3人死亡、損害額17億8,690万円。原因は配電用変圧器。
6 17	静岡県湖西市の紡績工場から出火、1人負傷、損害額3億2,200万円。
6 29	福島県二本松市のニット製造工場から出火、1人死亡。
7 11	北海道江別市の菓子小売業作業場から出火、3人死亡、1人負傷。
7 20	愛知県平和町の工場、倉庫から出火、損害額3億561万円。
7 23	札幌市西区で乗用車、車体下部から出火、3人死亡、原因は衝突の火花が引火。
7 26	愛知県豊田市の倉庫、商品車から出火、損害額3億8,806万円。
7 28	青森県尾上町の一般倉庫から出火、損害額8億1,854万円。
7 31	神戸市北区の寄宿舎居室から出火、8人死亡。
8 16	岡山県倉敷市の自動車工場から出火、損害額5億8,100万円。
8 17	北海道小樽市の合板製造工場から出火、焼損面積6,244m ² 、損害額3億8,806万円。
9 2	神奈川県藤沢市の自動車製造工場から出火、損害額3億2,782万円。
9 2	宮崎県西都市で自衛隊機から出火、2人負傷、損害額4億912万円。
9 2	和歌山県高野口町の毛織物工場から出火、6人負傷、損害額4億1,478万円。
9 10	沖縄県粟国村の原野から出火、焼損面積17,200アール。
9 13	福岡県粕屋町の共同住宅、居室から出火、14人負傷。
9 21	北九州市八幡西区の共同住宅から出火、3人死亡。
9 30	福岡県北野町の住宅、風呂場から出火、3人死亡、原因は風呂かまどの火源が動いて接触。
10 13	岐阜県羽島市の住宅から出火、3人死亡、1人負傷。
10 16	神戸市東灘区の工場、作業場から出火、1人死亡、2人負傷、損害額3億7,711万円。
10 20	岩手県九戸村の住宅から出火、3人死亡。
11 1	和歌山県和歌山市の浜の宮海岸で7人が焼身自殺。
11 4	茨城県山方町の住宅から出火、4人死亡、1人負傷、原因は風呂かまどの火源の漏洩。
11 16	新潟県見附市の燃糸製造工場から出火、焼損面積3,280m ² 。
11 21	大阪市西成区の共同住宅から出火、3人死亡、1人負傷。
11 25	大阪市箕面市の自動車部品製造工場から出火、損害額4億6,457万円。
11 27	広島市安佐北区の住宅、天井裏から出火、6人死亡、1人負傷、原因は煙突。
11 29	岐阜県岐阜市の住宅、和室から出火、3人死亡。
12 1	北海道美幌町の住宅、1階居間床面から出火、3人死亡、1人負傷、原因はマッチの火あそび。

月 日	事 項
12 2	埼玉県草加市の専用住宅、居室から出火、3人死亡。
12 6	北海道東川町の住宅、居間から出火、3人死亡、1人負傷、原因はストーブ。
12 9	青森県鯉ヶ沢町の住宅、仏間から出火、5人死亡、原因は電燈の絶縁劣下による発熱。
12 16	大阪府四條畷市のミシン製造工場から出火、損害額3億8,872万円。
12 19	北海道茅部郡森町の住宅、居室から出火、3人死亡、原因はマッチによる火あそび。
12 21	東京都国分寺市の共同住宅、居室から出火、3人死亡、原因はマッチによる放火。
12 23	兵庫県小野市の住宅、居室から出火、4人死亡、原因は石油ストーブの輻射を受けて発火。
12 23	兵庫県西脇市の住宅寝室から出火、4人死亡。

(注) この表には、原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積3,000m²以上、林野焼損面積150ha以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料3 都 道 府 県 別

区分 都道府県	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2 481	1 916	89	212	23	—	241
青森	802	620	73	38	10	—	61
岩手	646	481	82	36	3	—	44
宮城	1 116	714	84	83	8	—	227
秋田	583	424	64	23	—	—	72
山形	613	481	32	29	—	—	71
福島	902	640	97	55	1	—	109
茨城	1 782	970	172	119	1	1	519
栃木	1 159	640	130	95	—	—	294
群馬	869	583	71	73	—	—	142
埼玉	2 675	1 701	102	259	—	—	613
千葉	2 585	1 353	217	250	2	—	763
東京都	7 208	4 177	24	713	6	—	2 288
神奈川県	2 936	1 821	35	373	15	—	692
新潟	993	756	54	73	2	—	108
富山	271	222	13	29	—	—	7
石川	414	273	37	37	2	—	65
福井	298	214	21	39	4	—	20
山梨	476	273	58	40	—	—	105
長野	962	640	88	59	—	—	175
岐阜	1 357	715	114	81	—	—	447
静岡県	2 172	1 161	148	197	3	—	663
愛知県	4 341	1 931	193	344	4	—	1 869
三重	1 328	520	169	64	3	—	572
滋賀	480	273	30	48	—	—	129
京都	592	433	40	70	—	—	49
大阪	4 727	3 197	134	568	7	—	821
兵庫県	3 347	1 797	426	265	11	—	848
奈良	311	223	23	38	—	—	27
和歌山	339	211	55	23	—	—	50

火 災 損 害 状 況

(昭和61年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m ²)	林 野(a)
2 181	589	342	1 250	130 576	14 507
845	350	140	355	72 368	3 266
757	368	61	328	54 859	2 729
996	320	68	608	45 244	1 425
622	259	55	308	47 017	3 848
603	195	62	346	35 093	961
866	364	80	422	56 286	5 210
1 312	490	111	711	51 166	4 728
904	376	91	437	41 641	5 334
806	318	67	421	43 814	1 145
2 365	593	213	1 559	67 298	949
1 789	481	168	1 140	55 633	2 949
5 712	444	360	4 908	60 742	474
2 373	426	191	1 756	57 416	486
991	279	90	622	55 870	2 240
271	73	31	167	16 505	305
373	94	32	247	19 327	958
299	97	27	175	16 079	486
378	140	28	210	18 013	2 180
811	280	94	437	41 487	4 627
922	220	97	605	35 898	1 539
1 554	384	145	1 025	61 431	10 376
2 605	473	239	1 893	87 692	3 352
703	187	67	449	25 487	4 981
331	92	48	191	14 964	1 027
665	181	92	392	25 381	992
4 076	427	349	3 300	91 864	14 428
2 234	375	198	1 661	70 119	61 383
306	113	45	148	15 757	983
370	159	50	161	27 354	7 740

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
鳥 取	275	189	25	15	—	—	46
島 根	495	266	92	17	3	—	117
岡 山	1 095	702	198	54	2	—	139
広 島	1 904	964	310	106	9	—	515
山 口	1 002	550	151	59	6	—	236
徳 島	483	297	57	27	1	—	101
香 川	621	349	109	30	4	—	129
愛 媛	759	526	84	36	8	—	105
高 知	571	310	102	34	4	—	121
福 岡	2 340	1 551	168	190	13	1	417
佐 賀	360	276	15	30	—	—	39
長 崎	715	442	102	35	9	—	127
熊 本	732	549	58	48	2	—	75
大 分	611	405	90	40	2	—	74
宮 崎	747	469	116	28	2	1	131
鹿 児 島	1 153	682	158	44	2	—	267
沖 縄	644	234	128	53	1	—	228
都 道 府 県 計	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3	14 958
札 幌	513	387	6	55	—	—	65
東 京	5 405	3 271	—	542	6	—	1 586
川 崎	417	297	—	64	2	—	54
横 浜	1 048	644	—	148	7	—	249
名 古 屋	1 234	583	27	134	1	—	489
京 都	221	170	4	39	—	—	8
大 阪	1 604	1 122	—	202	7	—	273
神 戸	873	490	70	95	3	—	215
広 島	623	358	45	51	1	—	168
北 九 州	414	299	36	40	6	—	33
福 岡	456	349	8	64	5	—	30
11大 都 市 計	12 808	7 970	196	1 434	38	—	3 170

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都特別区である。

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和61年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建 物(m ²)	林 野(a)
245	67	27	151	8 102	956
383	146	26	211	17 871	7 833
958	292	104	562	42 002	59 871
1 386	317	114	955	45 567	38 771
716	189	59	468	27 156	3 766
425	128	43	254	18 045	19 953
481	152	56	273	24 879	26 529
772	250	68	454	31 603	28 089
424	157	40	227	16 465	21 403
2 025	474	182	1 369	75 319	54 964
358	130	40	188	22 837	340
551	178	44	329	20 196	2 687
757	273	60	424	40 500	6 142
543	202	52	289	27 879	8 424
679	266	49	364	31 216	2 293
1 013	417	49	547	41 831	6 272
290	94	42	154	10 184	35 352
51 026	12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257
419	41	45	333	7 753	9 383
4 398	252	269	3 877	43 389	—
388	43	34	311	7 510	—
808	132	64	612	16 879	—
836	81	56	699	14 453	850
312	69	42	201	8 614	110
1 470	112	117	1 241	29 053	—
599	57	43	499	12 501	475
504	70	29	405	8 471	4 316
386	81	29	276	14 572	32 281
479	73	43	363	12 828	3 074
10 599	1 011	771	8 817	176 023	50 489

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
北海道	127	303	1 608	491	247	870	4 595
青森	31	93	580	226	84	270	2 116
岩手	43	79	405	169	46	190	1 436
宮城	29	140	578	164	30	384	2 090
秋田	29	63	401	150	33	218	1 487
山形	34	110	378	106	44	228	1 469
福島	43	106	490	185	52	253	1 804
茨城	55	160	702	224	56	422	2 569
栃木	51	120	503	192	40	271	1 710
群馬	37	93	445	160	29	256	1 557
埼玉	108	341	1 711	492	129	1 090	5 496
千葉	82	253	1 242	294	119	829	3 952
東京都	148	1 108	4 955	771	499	3 685	12 847
神奈川県	100	394	2 023	503	159	1 361	6 100
新潟	43	133	694	204	56	434	2 500
富山	21	53	174	49	15	110	668
石川	22	63	239	74	17	148	870
福井	22	47	176	45	20	111	619
山梨	20	58	201	70	13	118	645
長野	31	137	437	132	47	258	1 598
岐阜	45	134	597	124	69	404	2 106
静岡県	82	288	914	233	79	602	3 218
愛知県	71	366	1 920	369	173	1 378	6 019
三重	22	95	381	89	32	260	1 275
滋賀	11	69	215	62	26	127	801
京都	30	120	536	142	64	330	1 428
大阪	128	628	3 975	889	322	2 764	11 147
兵庫県	105	362	1 831	405	164	1 262	5 656
奈良	24	59	184	68	30	86	666
和歌山	25	62	232	86	37	109	722

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和61年中)

計	損 害 額 (千円)									
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		
	建 物	収 容 物	小 計							
8 364 945	3 885 528	4 269 243	8 154 771	14 004	109 324	41 212	—	45 634		
4 611 484	2 599 392	1 893 092	4 492 484	14 597	18 767	79 899	—	5 737		
2 584 120	1 586 726	926 757	2 513 483	17 586	40 540	9 644	—	2 867		
3 843 753	1 861 143	1 876 454	3 737 597	11 255	61 908	3 745	—	29 248		
2 306 107	1 382 531	887 259	2 269 790	21 149	14 355	—	—	813		
2 062 384	1 155 342	880 065	2 035 407	5 307	15 306	—	—	6 364		
3 281 436	1 752 705	1 460 904	3 213 609	40 561	18 699	3 572	—	4 995		
3 947 258	2 075 918	1 685 319	3 761 237	26 293	52 554	560	3 839	102 775		
2 883 176	1 357 543	1 423 482	2 781 025	31 285	52 316	—	—	18 550		
2 788 314	1 147 959	1 532 152	2 680 111	3 963	88 054	—	—	16 186		
7 372 938	3 828 250	3 335 474	7 163 724	3 489	141 358	—	—	64 367		
6 860 488	2 903 787	3 695 825	6 599 612	20 701	131 696	228	—	108 251		
12 926 421	4 263 446	8 330 761	12 594 207	518	229 987	1 248	—	100 461		
6 256 172	3 271 586	2 585 739	5 857 325	2 915	170 279	166 574	—	59 079		
3 558 912	1 949 048	1 520 702	3 469 750	4 534	64 931	13 785	—	5 712		
703 238	485 553	199 791	685 344	2 051	14 111	—	—	1 732		
1 190 674	653 926	481 011	1 134 937	40 674	9 627	2 884	—	2 552		
914 502	448 337	439 770	888 157	4 043	19 438	1 338	—	1 476		
1 127 432	633 492	447 958	1 081 450	15 365	16 398	—	—	14 219		
2 622 312	1 289 793	1 276 433	2 566 226	17 937	28 266	—	—	9 883		
1 915 259	1 000 172	837 327	1 837 499	5 996	61 026	—	—	10 738		
5 196 415	2 562 241	2 354 845	4 917 086	67 918	138 982	667	—	71 762		
7 111 406	3 542 632	3 356 236	6 898 868	24 236	106 358	19 905	—	62 039		
1 886 534	991 950	810 337	1 802 287	44 792	15 794	1 431	—	22 230		
920 094	572 529	307 435	879 964	5 313	22 731	—	—	12 086		
2 220 330	1 295 799	878 542	2 174 341	8 325	31 338	—	—	6 326		
9 621 373	4 236 603	5 162 330	9 398 933	20 548	144 617	798	—	56 477		
6 357 249	2 863 409	3 265 103	6 128 512	28 747	73 947	11 878	—	114 165		
1 495 919	794 674	660 276	1 454 950	13 411	21 891	—	—	5 667		
2 371 203	1 047 488	1 288 478	2 335 966	18 817	8 733	—	—	7 687		

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	13	47	171	42	23	106	637
島 根	14	50	225	73	16	136	772
岡 山	32	134	620	192	64	364	1 984
広 島	49	197	937	206	53	678	2 926
山 口	34	99	510	140	34	336	1 659
徳 島	13	68	254	69	27	158	876
香 川	20	80	264	80	28	156	891
愛 媛	29	96	518	212	36	270	1 455
高 知	13	57	228	77	21	130	669
福 岡	76	293	1 596	468	99	1 029	4 789
佐 賀	10	87	256	102	30	124	1 022
長 崎	16	79	387	127	28	232	1 222
熊 本	27	94	470	155	32	283	1 640
大 分	25	72	360	116	28	216	1 121
宮 崎	20	92	484	179	39	266	1 381
鹿 児 島	30	122	706	266	36	404	2 036
沖 縄	22	27	174	69	23	82	593
都道府県計	2 061	7 731	36 887	9 741	3 348	23 798	114 839
札 幌	31	63	366	52	48	266	950
東 京	106	841	3 801	564	387	2 850	9 653
川 崎	14	87	375	94	23	258	1 082
横 浜	32	119	772	204	53	515	2 268
名 古 屋	19	109	687	78	62	547	2 017
京 都	14	38	279	56	42	181	516
大 阪	56	238	1 646	361	166	1 119	3 924
神 戸	29	116	640	147	53	440	1 812
広 島	23	70	374	53	15	306	1 121
北 九 州	25	53	359	137	16	206	932
福 岡	22	81	448	106	26	316	1 183
11大都市計	371	1 815	9 747	1 852	891	7 004	25 458

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和61年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収 容 物	小 計					
397 057	289 194	102 814	392 008	1 833	2 443	—	—	773
828 848	550 990	225 280	776 270	32 725	5 145	3 573	—	11 135
3 760 783	1 483 998	2 055 798	3 539 796	141 035	60 812	830	—	18 310
3 000 664	1 449 399	1 351 497	2 800 896	66 056	29 194	45 079	—	59 439
1 345 328	791 943	485 813	1 277 756	10 137	42 734	1 950	—	12 751
1 079 067	555 969	401 312	957 281	67 757	8 144	12	—	45 873
2 244 470	931 674	1 127 920	2 059 594	151 056	11 363	940	—	21 517
1 642 072	803 739	687 676	1 491 415	100 366	12 464	22 922	—	14 905
1 059 223	475 012	430 626	905 638	119 101	7 480	20 065	—	6 939
5 114 108	2 607 926	2 228 448	4 836 374	133 018	108 000	7 207	—	29 509
1 341 678	839 443	488 156	1 327 599	4 105	7 097	—	—	2 877
1 001 792	540 930	424 518	965 448	19 544	4 310	6 976	—	5 514
1 991 359	1 100 263	849 497	1 949 760	15 563	13 270	57	—	12 709
1 371 010	696 834	562 403	1 259 237	69 402	14 637	6 160	—	21 574
1 857 601	792 859	644 409	1 437 268	14 008	12 881	274 382	210	10 960
1 773 657	1 046 984	671 428	1 718 412	24 468	10 324	310	—	20 143
655 875	382 547	184 955	567 502	5 867	16 490	50 000	—	16 016
149 766 240	72 779 256	70 991 650	143 770 906	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022
1 311 812	475 299	818 846	1 294 145	—	14 848	—	—	2 819
10 215 022	3 105 257	6 850 275	9 955 532	—	174 244	1 248	—	83 998
1 109 709	528 019	470 589	998 608	—	21 839	80 670	—	8 592
1 820 469	1 022 743	641 365	1 664 108	—	47 719	77 680	—	30 962
1 282 474	563 598	655 413	1 219 011	13 909	28 707	6 000	—	14 847
676 343	386 857	262 926	649 783	768	20 730	—	—	5 062
2 401 659	967 655	1 397 619	2 365 274	—	23 709	798	—	11 878
1 520 949	643 733	842 598	1 486 331	19	27 057	2 741	—	4 801
708 144	325 215	312 471	637 686	11 372	12 813	—	—	46 273
657 302	354 437	287 393	641 830	—	12 382	1 056	—	2 034
1 016 688	430 474	556 966	987 440	11 658	8 852	5 800	—	2 938
22 720 571	8 803 287	13 096 461	21 899 748	37 726	392 900	175 993	—	214 204

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数							
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
1 月	6 883	3 936	545	444	12	0	1 946	
2 月	7 553	4 027	877	395	18	0	2 236	
3 月	7 621	4 064	840	446	10	1	2 260	
4 月	6 603	3 571	841	473	10	0	1 708	
5 月	4 552	2 908	361	421	20	0	842	
6 月	4 198	2 673	256	373	11	1	884	
7 月	3 376	2 435	43	395	11	0	492	
8 月	4 768	2 764	333	487	15	0	1 169	
9 月	3 647	2 401	141	390	15	1	699	
10 月	4 213	2 770	163	460	16	0	804	
11 月	4 472	2 946	189	426	18	0	893	
12 月	5 386	3 626	249	469	17	0	1 025	
計	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3	14 958	

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建
					小 計		
1 月	4 423	1 316	399	2 708	13 379	16 203 964	15 705 327
2 月	4 197	1 256	352	2 589	12 907	17 410 202	16 750 689
3 月	4 128	1 105	404	2 619	12 931	16 846 239	16 199 090
4 月	3 412	914	326	2 172	10 624	14 249 133	13 402 747
5 月	2 599	609	254	1 736	8 368	9 569 188	9 251 537
6 月	2 326	551	201	1 574	7 458	12 290 642	11 849 701
7 月	2 174	438	185	1 551	6 936	8 695 955	8 471 129
8 月	2 477	590	223	1 664	7 715	10 451 708	9 914 630
9 月	2 227	518	149	1 560	6 988	8 496 739	7 823 843
10 月	2 433	622	225	1 586	7 479	9 385 568	8 966 708
11 月	2 877	778	284	1 815	8 923	11 590 074	11 252 507
12 月	3 614	1 044	346	2 224	11 131	14 576 828	14 182 998
計	36 887	9 741	3 348	23 798	114 839	149 766 240	143 770 906

損 害 状 况

(昭和61年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
5 406	1 431	537	3 438	215 437	27 324	284	845
5 530	1 546	497	3 487	233 499	55 412	291	820
5 540	1 504	537	3 499	223 532	69 088	222	874
4 837	1 278	460	3 099	184 122	191 880	198	783
3 876	981	344	2 551	137 138	20 052	122	541
3 506	820	317	2 369	128 342	22 265	92	563
3 118	604	273	2 241	103 618	1 867	102	486
3 677	852	331	2 494	125 533	45 167	103	528
3 094	685	237	2 172	109 263	31 109	87	481
3 610	910	289	2 411	132 923	4 972	123	500
3 964	1 012	380	2 572	157 098	8 034	184	560
4 868	1 256	494	3 118	193 528	12 087	253	750
51 026	12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731

損 害 状 况 (つづき)

(昭和61年中)

害 額 (千円)							
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
						計	小 計
8 047 155	7 658 172	77 725	165 172	41 709	0	214 031	
8 074 308	8 676 381	231 315	208 497	101 878	0	117 823	
9 042 125	7 156 965	281 341	194 420	54 010	3 839	113 539	
7 158 211	6 244 536	469 483	199 073	45 691	0	132 139	
4 873 020	4 378 517	91 087	148 355	36 468	0	41 741	
5 173 036	6 676 665	71 147	194 939	14 796	0	163 059	
4 258 178	4 212 951	2 817	158 509	25 329	0	38 171	
4 564 853	5 349 777	143 489	238 834	14 161	0	140 594	
3 764 859	4 058 984	12 064	161 885	22 738	382 210	93 999	
4 506 682	4 460 026	16 619	219 703	61 496	0	121 042	
5 929 908	5 322 599	21 709	201 240	66 323	0	48 295	
7 386 921	6 796 077	93 575	199 542	41 124	0	59 589	
72 779 256	70 991 650	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022	

附属資料 5 出 火 原 因 別

出火原因	区 分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り 世 帯 災 数	損 害 額 (千円)
たばこ	火	7 195	10 310 748	4 972	4 571	13 264 760
たき火	火	7 135	10 280 360	1 692	453	2 902 870
こんろ	火	6 754	153 022	7 837	7 297	9 968 797
放火の疑い	火	5 194	303 336	3 416	2 329	6 584 818
火あそび	火	4 032	1 811 728	2 591	1 233	6 050 245
ストーブ	火	3 895	5 059 779	2 240	1 506	3 792 420
風呂かまど	火	2 792	172 239	3 887	3 754	13 958 065
マッチ・ライター	火	2 021	64 596	2 421	2 176	3 259 383
煙突・煙道	火	1 430	471 751	1 058	901	2 718 685
電灯・電話等の配線	火	946	119 235	1 193	815	2 892 540
灯	火	930	32 301	857	545	2 486 812
交通機関内配線	火	633	48 215	857	813	2 781 510
取	灰	582	1 280 819	25	5	286 220
電	灰	509	43 696	569	285	814 140

附属資料 6 主 な 出 火

出火原因	昭 和 56 年			昭 和 57 年			昭 和 58 年		
	順位	件 数	構成割合 %	順位	件 数	構成割合 %	順位	件 数	構成割合 %
たばこ	1	7 510	12.4	1	7 556	12.5	1	7 344	12.4
たき火	3	5 407	8.9	3	6 013	9.9	3	5 488	9.2
こんろ	4	5 190	8.5	4	5 166	8.5	4	5 344	9.2
放火の疑い	5	3 856	6.3	5	4 258	7.0	5	4 479	8.9
火あそび	8	2 673	4.4	6	3 123	5.2	6	3 300	7.5
ストーブ	2	6 148	10.1	2	6 103	10.1	2	5 718	5.5
風呂かまど	7	2 780	4.6	8	2 341	3.9	8	2 506	9.6
マッチ・ライター	6	3 261	5.4	7	2 673	4.4	7	2 519	4.2
煙突・煙道	9	1 666	2.7	9	1 672	2.8	9	1 507	4.2
電灯電話等の配線	10	1 097	1.8	10	1 012	1.7	10	1 004	2.5
灯	11	751	1.2	11	712	1.2	11	781	1.7
交通機関内配線	13	565	0.9	12	627	1.0	12	654	1.3
取	16	432	0.7	14	465	0.7	15	445	1.1
電	12	600	1.0	13	544	0.9	13	512	0.7
電	14	536	0.9	15	425	0.7	14	463	0.8
		60 788			60 568			59 740	

火 災 損 害 状 況

(昭和61年中)

出火原因	区 分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り 世 帯 災 数	損 害 額 (千円)
電気装置	器具	471	18 073	368	102	3 192 589
配線	器具	468	11 246	419	295	1 164 263
内燃機	関	443	136 874	73	27	344 573
こたつ	つ	345	39 738	482	413	1 271 346
電灯・ネオン	ど	331	10 644	306	191	702 507
かまど	ど	254	37 099	336	138	627 256
炉	ど	140	4 169	142	21	476 826
電気アイロン・電気こて	て	94	7 052	132	118	715 617
いり	り	36	2 925	40	17	94 569
火ばち	ち	27	1 783	39	24	85 836
その他の電気	気	1 582	78 012	1 583	863	4 623 507
その他の不明	明	15 033	20 370 293	13 491	7 995	64 706 086
計		63 272	50 869 733	51 026	36 887	149 766 240

原 因 の 推 移

構成割合	昭 和 59 年			昭 和 60 年			昭 和 61 年		
	順位	件 数	構成割合 %	順位	件 数	構成割合 %	順位	件 数	構成割合 %
12.3	2	7 601	12.1	1	6 880	11.5	1	7 195	11.4
9.2	1	7 713	12.1	2	6 197	10.4	2	7 135	11.3
8.9	3	5 946	11.9	3	5 885	9.8	3	6 754	10.7
7.5	5	4 506	7.7	4	4 651	7.8	4	5 194	8.2
5.5	6	3 182	5.0	6	3 736	6.2	5	4 032	6.4
9.6	4	4 894	9.3	5	4 084	6.8	6	3 895	6.2
4.2	7	2 940	4.6	7	2 654	4.4	7	2 792	4.4
4.2	8	2 566	4.0	8	2 064	3.4	8	2 021	3.2
2.5	9	1 449	2.3	9	1 295	2.2	9	1 430	2.3
1.7	10	1 086	1.7	11	851	1.4	10	946	1.5
1.3	11	848	1.3	10	881	1.5	11	930	1.5
0.7	12	594	0.9	12	619	1.0	12	633	1.0
0.7	14	481	0.8	13	561	0.9	13	582	0.9
0.8	13	588	0.9	14	541	0.9	14	509	0.8
0.8	15	479	0.7	17	445	0.7	15	471	0.7
		63 789			59 865			63 272	

附屬資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業	業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大	タカヤ	6	14	7,061,300	放
昭和48年11月29日	大阪府高槻市	大	ピッパ	100	124	1,747,396	不明
昭和49年2月7日	大阪府高槻市	熊	パ	1	5	192,400	疑
昭和49年7月17日	大阪府高槻市	熊	パ	1	40	1,036,574	の
昭和51年1月2日	大阪府高槻市	熊	マ	1	1	247,000	明
昭和54年6月22日	大阪府高槻市	熊	マ	1	1	211,720	明
昭和54年11月9日	大阪府高槻市	熊	マ	1	4	213,266	明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	熊	マ	1	4	356,954	明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	熊	マ	1	1	330,228	明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	熊	マ	1	1	353,929	明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業	業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福和	磐日	ホ	30	41	1,098,261	石
昭和44年5月18日	福和	寿	山	16	16	2,321,732	不
昭和45年1月2日	福和	取	口	6	15	216,637	た
昭和48年10月11日	福和	千	ホ	4	5	14,919	不
昭和50年3月10日	福和	日	ホ	7	64	99,477	不
昭和53年6月15日	福和	川	ホ	45	22	533,751	ア
昭和55年11月20日	福和	未	ホ	32	34	1,726,126	た
昭和57年2月8日	福和	庄	ホ	2	8	472,780	不
昭和58年11月18日	福和	藏	ホ	11	2	308,563	不
昭和58年2月21日	福和	大	ホ	24	2	17,120	調
昭和61年2月11日	福和	大	ホ	3	56	112,810	査
昭和61年4月21日	福和	大	ホ	3	56	112,810	査

(病院)

出火年月日	出火場所	事業	業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川	日本	院	16	1	19,122	石
昭和35年3月19日	福岡	立	院	11	1	1,536	不

出火年月日	出火場所	事業	業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年10月29日	神奈川	精神	院	5	5	2,270	放
昭和39年3月30日	神奈川	毛	院	9	3	7,015	不
昭和44年11月19日	神奈川	病	院	6	5	10,908	放
昭和45年8月29日	神奈川	病	院	17	1	2,365	放
昭和45年6月6日	神奈川	病	院	5	1	2,793	放
昭和46年2月2日	神奈川	病	院	6	1	3,782	不
昭和48年3月8日	神奈川	病	院	13	3	57,593	蚊
昭和52年5月13日	神奈川	病	院	7	5	7,178	取
昭和59年2月19日	神奈川	病	院	6	1	1,328	取

(社会福祉施設)

出火年月日	出火場所	事業	業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和30年2月17日	神奈川	母	院	99	9	15,340	か
昭和43年1月14日	神奈川	老	院	6	1	2,793	ア
昭和45年3月20日	神奈川	養	院	4	1	不明	電
昭和48年3月14日	神奈川	小	院	2	1	234	不
昭和61年2月8日	神奈川	村	院	2	6	5,352	た
昭和61年7月31日	神奈川	東	院	8	1	56,702	調

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業	業所名(火元事業所名)	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府大東市	大	ビ	118	81	1,649,693	た
昭和48年12月19日	大阪府大東市	大	ビ	5	1	256,336	不
昭和50年3月1日	大阪府大東市	大	ビ	6	17	57,789	不
昭和51年12月16日	大阪府大東市	大	ビ	3	2	7,810	放
昭和53年3月10日	大阪府大東市	大	ビ	15	8	10,270	放
昭和54年11月19日	大阪府大東市	大	ビ	4	2	38,781	不
昭和55年8月20日	大阪府大東市	大	ビ	4	3	17,685	明
昭和56年2月16日	大阪府大東市	大	ビ	4	2	48,988	明
昭和56年8月28日	大阪府大東市	大	ビ	14	223	554,226	爆
昭和59年11月15日	大阪府大東市	大	ビ	3	2	140,964	不
昭和61年6月14日	大阪府大東市	大	ビ	8	13	68,954	不
昭和61年6月14日	大阪府大東市	大	ビ	3	1	1786,895	不

附属資料 8 昭和 21 年 以 降

区分 年	出 火 件 数							焼 計
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7 13 676	49 717	...
61	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3 14 958	51 026	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の 火 災 損 害 状 況

損 棟 数	焼 損 面 積		死 傷 者 数			
	全 焼	半 焼	建 物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550
12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	り災世帯数			り災人数	損	
	計	全焼	半焼		計	建 小計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	(全損) 15 506	(半損) 4 502	(小損) 19 525	145 372	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	21 265	151 103	83 387 083
46	42 636	15 158	4 588	22 890	148 152	78 569 529
47	40 176	13 291	4 266	22 619	137 966	84 106 133
48	43 464	14 458	4 507	24 499	147 650	113 795 975
49	40 153	12 305	4 371	23 477	135 595	112 305 713
50	39 030	11 976	3 921	23 133	128 561	110 148 495
51	40 716	13 034	4 002	23 680	134 604	160 953 944
52	39 693	11 614	4 023	24 056	129 990	129 393 052
53	39 789	11 770	3 933	24 086	131 927	130 538 604
54	37 801	10 617	3 701	23 483	123 051	136 827 438
55	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467	150 707 250
56	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120	150 302 972
57	37 717	9 507	3 376	24 834	120 562	149 072 798
58	36 794	10 052	3 378	23 364	117 678	150 579 160
59	37 764	10 295	3 383	24 086	119 822	146 210 317
60	35 833	9 563	3 288	22 982	112 016	154 927 483
61	36 887	9 741	3 348	23 798	114 839	149 766 240

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害		額(千円)					
建 物	取 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その 他	
							小 計
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164		...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008		...
...	...	152 172	227 993				...
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985		...
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293		...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282		...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803		...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958		...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906		...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776		...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518		...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090		...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463		...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466		...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958		...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697		...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361		...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961		...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520		...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883		...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662	...
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638	...
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283	...
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442	...
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182	...
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665	...
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419	...
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549	...
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112	...
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960	...
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173	...
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175	...
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568	...
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719	...
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996	...
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	0	1 356 824	...
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499	...
72 779 256	70 991 650	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022	...

物の評価額に対する当該建物の焼損損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	123	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4 493	60.2	7.6	8.2

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)					
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...
7.1	98.3	0.7	...	1.0
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	96.8	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9

附属資料10 昭和 21 年 以 降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数	気 象 状 況										
								天 気	風 向	平均風速	最大風速	相対湿度						
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337											
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515											
3	飯田町	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198											
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594											
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315											
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742											
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508											
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488											
9	宮崎県崎市	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65											
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180											
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238											
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721											
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334											
14	山梨県海部町	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461											
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615											
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599											
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376											
18	松山県取市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155											
19	鳥取県岩内町	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240											
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299											
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345											
22	新名市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892											
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361											
24	福井県芦原町	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475											
25	大館市	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737											
26	大津市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344											
27	新潟県分水町	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677											
28	鹿兒島県瀬戸内町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378											
29	岩手県新里村(三陸大火)	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628											
30	八戸市	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062											
31	北海道森町	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720											
32	福江市	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554											
33	新潟市(昭和石油KK)	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486											
34	新潟市(川崎航空KK工場火災)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346											
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6											
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585											
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282											
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281											
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68											
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774											
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2											

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡(1万坪)以上の火災をいう。

の 大 火 記 録

焼損面積	損害額	出火原因	気 象 状 況				
			天 気	風 向	平均風速	最大風速	相対湿度
135 231 m ²	16 541 千円	煙突の火の引火	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙の過熱	曇	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	たばこの吸が熱	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の引火	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の引火	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄雲	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	ターターの過熱	薄雲	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が熱	薄雲	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が熱	晴	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機械の飛火	薄雲	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不始末	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が熱	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんころ	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72 498	建物5 088 259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野32ha	林野143 000	こたつ	曇	SE	8.7	12.2	87
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SSW	9.3	17.0	53
175 966	1 590 140	不始末	曇	SW	7.4	...	82
36 274	360 000	煙突	曇	SW	7.4	...	82
建物66 314	建物1 000 000	七りんころの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野600ha	林野980	七りんころの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物53 047	建物2 155 350	かまど	晴	WSW	30.0
林野40 366ha	林野3 784 596	かまど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放たばこ	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不始末	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	たばこ	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	スバ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	たばこ	曇	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不始末	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不始末	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

区分	人的被害(人)				建物	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
			重傷	軽傷		
北海道						
青森	14	—	38	40	—	8
岩手	5	—	33	48	—	—
宮城	2	—	2	—	—	1
秋田	5	—	4	8	68	194
山形	2	—	28	26	—	—
福島	5	—	22	25	2	—
茨城	5	—	1	7	15	33
栃木	4	—	—	14	8	20
群馬	6	—	7	59	37	100
埼玉	—	—	—	1	—	1
千代田	1	1	1	11	—	2
東京都	—	—	2	7	8	3
神奈川	2	—	1	8	6	1
新潟	—	—	2	27	3	7
富山	42	—	114	85	8	4
石川	3	—	12	8	—	—
福井	3	—	22	18	—	1
山梨	4	—	15	34	1	1
長野	—	—	—	—	—	—
岐阜	1	—	5	8	—	—
静岡	1	—	—	—	1	4
愛知	1	—	1	9	1	3
三重	—	—	—	1	—	5
滋賀	—	—	1	—	—	—
京都	3	—	1	4	13	31
大阪	—	—	—	—	—	—
兵庫	8	—	6	—	—	1
奈良	—	—	—	—	4	—
和歌山	2	—	—	—	1	—
鳥取	—	—	—	—	—	2
島根	—	—	—	—	—	—
岡山	5	—	—	—	—	5
広島	1	—	—	2	1	—
徳島	—	—	—	—	—	—
香川	—	—	1	—	2	1
愛媛	—	—	—	1	—	1
高松	—	—	—	—	—	—
福岡	1	—	—	—	1	2
佐賀	—	—	—	—	2	1
長門	2	—	—	—	1	6
熊本	—	—	—	—	—	1
大分	—	—	—	—	2	1
宮崎	—	—	1	1	1	—
鹿児島	18	—	7	17	80	43
沖縄	1	—	1	2	5	14
合計	147	1	328	475	272	498
地震災害を除いた計	147	1	328	474	272	497

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和61年中)

被害(棟)				り災世帯数	り災者数
一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家		
253	182	777	180	228	649
5	20	97	4	21	60
11	68	869	—	70	221
722	8 828	18 947	9 575	11 080	38 978
35	24	146	106	24	79
5	8	193	109	9	30
134	5 526	8 732	1 421	5 649	19 969
32	6 980	8 062	35	7 092	25 400
83	1 849	4 992	102	1 929	7 399
2	50	560	110	51	142
10 757	6 138	21 739	99	6 280	21 076
70	2 006	4 853	806	2 097	6 935
26	756	6 341	42	5 181	12 979
70	7	145	79	25	90
316	25	245	95	37	138
6	25	627	—	25	90
56	1	89	16	2	6
91	2	16	99	4	15
2	—	1	—	—	—
245	44	623	1	44	203
4	1	204	114	6	12
21	21	223	47	25	97
41	3	72	15	8	33
2	1	75	2	2	6
48	8	429	35	8	34
26	165	3 406	159	192	793
1	44	1 922	3	—	—
3	8	401	13	7	25
5	3	221	2	7	27
—	14	279	—	15	42
1	—	42	—	—	—
9	11	215	1	13	45
11	27	592	1	27	83
6	10	226	8	16	48
3	38	766	4	39	98
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	7	4	2	7
6	—	2	28	1	1
30	73	875	14	81	223
8	71	866	1	174	258
67	114	608	55	127	373
—	46	956	18	47	157
7	9	141	1	12	32
—	1	26	—	2	5
423	293	1 048	328	473	1 250
50	643	653	142	682	2 216
13 693	34 143	92 309	13 874	41 814	140 324
13 256	34 143	92 309	13 870	41 754	140 082

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

区分	その					
	田 (ha)		畑 (ha)		の	
	流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	道路(箇所)	
北海道	3	306	94	1 930	1 605	
北海	22	358	88	70	1 297	
青森	20	2 619	4	680	2 753	
岩手	2 655	31 422	394	4 606	2 448	
宮城	—	11	—	3	1 034	
秋田	—	3 175	—	654	716	
山形	248	10 254	48	2 741	3 885	
福島	72	21 078	35	2 322	939	
茨城	5 595	16 805	113	2 450	1 954	
群馬	2	504	1	135	777	
埼玉	—	1 967	—	444	142	
千代田	54	5 558	9	1 295	1 204	
東京都	—	—	—	—	90	
神奈川県	—	—	—	—	31	
新潟	36	—	—	—	1 442	
富山	—	44	—	—	142	
石川	—	34	—	—	298	
福井	21	2	—	12	184	
山梨	2	—	1	—	387	
長野	—	—	—	—	1 506	
岐阜	5	1	1	2	306	
静岡	—	278	—	30	128	
愛知	—	—	—	—	14	
三重	—	159	—	1	412	
滋賀	—	549	—	64	85	
京都	25	1 291	53	192	764	
大阪	—	12	—	5	61	
兵庫	—	3	—	1	—	
奈良	11	50	11	—	655	
和歌山	8	142	4	146	443	
鳥取	—	—	—	—	226	
島根	—	498	—	93	1 146	
岡山	8	—	—	—	594	
広島	135	7	—	3	635	
山口	31	—	13	—	675	
徳島	—	—	—	—	150	
香川	—	—	—	—	1	
愛媛	—	—	—	—	1 176	
高松	—	—	—	—	976	
福岡	129	1 834	69	67	840	
佐賀	201	2 350	32	5	633	
長門	—	—	—	—	907	
熊本	—	—	—	—	1 158	
大分	37	—	3	—	817	
宮崎	—	—	—	—	780	
鹿児島	36	—	1	—	382	
沖縄	39	43	57	62	85	
合計	9 395	101 354	1 031	18 013	36 883	
地震災害を除いた計	9 395	101 354	1 031	18 013	36 826	

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和61年中)

他				
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)
10	1 126	46	—	19
2	889	7	—	—
50	1 296	—	—	—
45	1 924	1 104	12	50
4	1 690	—	—	—
9	800	—	7	—
78	3 473	—	8	—
39	1 358	325	38	5
36	1 967	66	3	—
6	1 038	24	—	—
20	284	16	18	—
9	314	332	4	2
—	6	24	21	8
—	6	35	—	—
8	666	—	—	—
1	79	—	—	—
156	157	1	—	12
1	114	2	1	19
7	351	6	—	—
21	575	1	1	—
7	430	64	—	—
2	97	25	—	1
—	28	—	—	—
10	415	54	12	—
3	311	38	—	—
11	705	231	5	18
1	20	43	—	—
—	—	—	1	—
2	533	—	—	—
3	693	19	1	—
1	179	12	1	—
14	1 117	6	—	13
4	564	—	4	—
3	991	156	2	—
6	945	2	1	1
—	55	—	—	—
1	364	—	—	—
6	216	26	—	6
14	652	253	—	—
3	935	2 026	—	—
1	640	133	—	6
11	1 206	—	1	—
6	1 073	22	—	—
2	589	4	—	—
2	672	101	18	12
—	55	28	—	45
615	31 598	5 232	159	217
609	31 594	5 229	159	217

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(昭和61年中)

区分 都道府県	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
	都道府県(回)	市区町村 (団 体)			
北海道	—	5	—	2 551	45 278
北 海	1	26	—	10 530	31 026
道 森	1	22	—	10 187	35 012
手 城	1	63	11	33 749	97 380
宮 田	—	—	—	922	20 052
秋 形	1	—	—	4 456	13 655
山 島	1	41	7	36 025	109 552
福 茨	1	47	14	30 813	41 204
栲 城	1	17	3	11 351	56 085
群 木	—	5	—	1 961	20 809
埼 馬	—	27	1	2 204	7 041
千 葉	—	31	1	10 201	17 003
東 京	1	1	2	24 313	5 895
神 奈	1	16	—	3 924	3 870
新 潟	1	23	22	14 022	25 174
富 山	—	—	—	5 881	2 474
石 川	—	12	—	339	6 066
福 井	—	12	—	2 196	5 160
山 梨	—	—	—	70	9 129
長 野	—	9	—	4 324	23 050
岐 阜	—	—	—	608	7 397
静 岡	1	3	—	1 592	12 216
愛 知	—	—	—	35	391
三 重	3	243	—	595	6 117
滋 賀	—	—	—	436	11 119
京 都	—	19	—	6 760	25 076
大 阪	—	—	—	—	74
兵 庫	—	1	—	500	4 721
和 歌	—	1	—	30	19 937
山 陰	—	1	—	608	8 568
鳥 取	—	—	—	88	4 864
島 根	—	1	—	1 508	13 985
岡 山	—	—	—	2 700	5 300
広 島	—	6	—	725	8 410
山 口	—	—	—	328	9 976
山 西	—	—	—	—	1 955
徳 島	—	—	—	—	21
香 川	—	—	—	—	108
愛 媛	4	70	—	108	12 721
高 知	—	—	—	—	8 810
福 岡	—	17	—	4 240	12 665
佐 賀	—	7	—	2 241	12 115
長 崎	—	1	—	3 014	14 297
熊 本	—	1	—	2 110	11 574
大 分	—	10	—	477	11 700
宮 崎	—	—	—	55	10 927
鹿 児 島	1	40	1	1 994	24 844
沖 縄	—	—	—	628	6 990
合 計	19	778	62	241 399	841 685
地震災害を 除いた計	19	776	62	239 657	838 750

(注) 出動延人数は、災害出動に係るものうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュー ド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日 年 月 日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住宅被害(棟)			
				死者	行方不明者	負傷者(流失)	全壊	半壊	床上浸水 床下浸水	
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9. 15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手 九州から東北南部, 特に鹿児島, 愛媛	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6. 18~22	台風	九州, 四国	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8. 13~18	台風	東日本, 特に関東	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8. 31~9. 1	台風	九州, 北陸, 関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1. 10~14	風害	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本, 特に近畿	398	141	26	19 131	101 792	93 116	308 980
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10. 13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6. 22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7. 10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	28. 6. 23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7. 16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8. 11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	9. 22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	風害	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9. 10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9. 24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2. 19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4. 17~18	風水害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320

22	32. 7. 25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	33. 1. 26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9. 26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8. 12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9. 26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	35. 5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6. 24~7. 5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9. 15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10. 25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7. 17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9. 10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9. 23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 894	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8. 26~29	水害	新潟, 東北南部	88	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8. 17	水害	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	水害	全国, 特に北九州, 島根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49. 5. 29~8. 1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54. 10. 17~20	台風	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55. 12~56. 3	雪害	東北, 北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨	全国, 特に長崎, 熊本, 三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7. 20~29	集中豪雨	山陰以東, 特に島根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264
47	58. 12~59. 3	雪害	東北, 北陸, 特に新潟, 富山	131	—	1 366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

区分 都道府県	回数	災 害 想						
		台風等の 風水害	地震	コンピナ ート災害	大火災	林野火災	噴火災害	
北海道	5	4	2	—	—	1	—	
青森	3	1	3	1	1	—	—	
岩手	1	—	1	—	1	—	—	
宮城	5	—	1	—	—	—	—	
秋田	3	2	2	1	—	1	—	
山形	3	—	2	1	1	—	—	
福島	8	6	7	1	6	—	—	
茨城県	2	1	1	—	—	1	—	
栃木	2	—	2	—	—	—	—	
群馬	1	1	1	—	—	1	—	
埼玉県	6	1	3	—	—	1	—	
千葉県	3	—	1	1	—	1	—	
東京都	52	1	2	1	—	—	—	
神奈川県	1	—	1	—	—	—	—	
新潟県	3	—	2	—	—	—	—	
富山県	2	1	1	1	—	—	—	
石川県	2	1	1	1	—	1	—	
山梨県	1	—	1	—	—	—	—	
長野県	2	1	2	—	1	1	—	
岐阜県	3	—	2	—	—	—	—	
静岡県	3	1	2	1	—	—	—	
愛知県	3	1	2	—	—	—	—	
三重県	1	—	1	—	—	—	—	
滋賀県	3	1	2	—	—	1	—	
京都府	—	—	—	—	—	—	—	
大阪府	5	1	2	1	—	1	—	
兵庫県	3	1	2	1	1	—	—	
奈良県	2	1	1	—	—	1	—	
和歌山県	4	1	2	1	—	1	—	
鳥取県	1	—	—	—	—	—	—	
島根県	2	1	—	—	—	—	—	
岡山県	5	1	—	1	—	—	—	
広島県	2	1	2	1	—	—	—	
山口県	7	5	1	1	1	1	—	
徳島県	3	1	1	1	—	—	—	
香川県	1	1	1	—	—	—	—	
愛媛県	4	1	1	1	—	1	—	
高知県	3	1	3	—	—	—	—	
福岡県	2	1	1	1	1	1	—	
佐賀県	3	1	1	—	—	—	—	
長門県	2	1	1	1	—	1	—	
熊本県	5	2	2	2	—	—	1	
大分県	2	1	1	1	1	1	—	
宮崎県	2	1	2	—	—	—	—	
鹿児島県	4	1	—	1	—	—	1	
沖縄県	2	1	1	1	—	1	—	
計	184	48	71	27	16	21	2	

訓練の実施状況

(昭和61年度)

定 形	訓 練 形 態				
	その他	総合 (実働)	図上	通信	その他
		2	—	—	—
		1	—	—	—
		1	—	—	—
原子力災害		5	—	—	—
		2	—	—	—
原子力災害		1	2	—	—
		8	—	—	—
		2	—	—	—
		1	—	—	—
高圧ガス災害		1	1	—	—
		1	—	—	—
高圧ガス災害		6	—	—	—
防災行政無線運用訓練		3	—	—	—
		2	2	—	48
		1	—	—	—
原子力災害		3	—	—	—
雪害		2	—	—	—
		—	—	—	—
		1	—	—	—
		2	—	—	—
高圧ガス災害		2	—	—	—
		2	—	—	—
		3	—	—	—
		3	—	—	—
		1	—	—	—
		2	—	—	—
高圧ガス災害		4	—	—	—
		—	—	—	—
高圧ガス災害		3	—	—	—
津波災害		3	—	—	—
		3	—	—	—
原子力災害		1	—	—	—
高圧ガス災害		—	—	—	—
		4	1	—	—
		2	—	—	—
		4	—	—	—
		—	—	—	—
		2	—	—	—
		1	—	—	—
		1	—	—	—
		3	—	—	—
		1	—	—	—
原子力災害		2	—	—	—
		2	—	—	—
		2	—	—	—
		1	—	—	—
		2	—	—	—
原子力災害		1	—	—	—
		2	—	—	—
		2	—	—	—
		4	—	—	—
		2	—	—	—
		—	—	—	—
		104	6	66	—

附属資料15 都道府県別市

区分	消防本部					消防署	出張所
	計	市	町	村	組合		
北海道	72	20	8		44	115	399
青森	16	1	2		13	35	49
岩手	14	3	1		10	18	55
宮城	14	4	1		9	27	74
秋田	17	2	1		14	20	66
山形	15	8	2		5	15	49
福島	12	2			10	26	70
茨城	29	9	6	1	13	55	59
栃木	15	4	1		10	17	52
群馬	12	2			10	24	51
埼玉	49	28	6		15	53	118
千葉	33	20	4		9	60	118
東京都	6(3)	3(1)	2(2)	1(1)	7	77	214
神奈川	28	19	7		2	53	188
新潟	36(1)	11	8(1)		17	44	74
富山	22	9	11		2	29	23
石川	11	3	3		5	17	39
福井	12	1	3		8	16	40
山梨	10	2	1		7	17	29
長野	20	8	2		10	42	36
岐阜	24	8	2		14	45	51
静岡	31	14	3		14	39	95
愛知	46	28	6		12	62	119
三重	15	8	1		6	19	51
滋賀	11	3			8	24	18
京都	16	9	4		3	30	54
大阪	32	22	6		4	71	164
兵庫	32	18	1		13	55	90
奈良	12	5	1		6	21	16
和歌山	21	7	6		8	28	13
鳥取	3				3	13	13
島根	11	2	1		8	13	39
岡山	14	5			9	21	56
広島	22	6	4		12	38	68
山口	16	8	1		7	23	32
徳島	11	3			8	22	27
香川	11	4	1		6	15	23
愛媛	16	4			12	17	34
高知	15	6			9	19	20
福岡	27	9	2		16	46	91
佐賀	10	3			7	15	21
長門	10	3			7	16	73
熊本	14	1			13	20	55
大分	15	4	1		10	18	37
宮崎	9	6			3	12	21
鹿児島	21	5	1		15	28	48
沖縄	23	9	3	2	9	24	20
計	931(4)	359(1)	113(3)	4(1)	455	1 514	3 152

(注) () 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。
 ○ 内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

町村消防組織一覽

(昭62.4.1現在)

消防職員	消防団	分	団	消防団常備部				消防団員
				計	市	町	村	
8 056	235		1 071				29 825	
2 011	68		798				22 450	
1 477	62		493				26 908	
2 170	77		509	1		1	24 763	
1 585	67		639	1		1	23 097	
1 342	44		360				30 986	
1 938	90		634				40 213	
3 209	92		1 165				28 576	
1 875	49		349				16 429	
2 028	70		491				13 734	
5 829	89		599				15 941	
6 156	72		885				32 559	
18 244	98		716				25 305	
7 826	62		541				19 248	
2 718	112		817				50 066	
1 139	41		298				9 745	
1 202	39		224	4		4	5 330	
983	32		245				5 485	
882	64		237				18 847	
1 746	121		893				45 758	
2 046	101		538				24 318	
3 464	75		653				26 010	
6 411	345		781				28 848	
1 741	69		482				14 624	
1 088	50		195				9 350	
2 811	73		399				21 355	
8 844	39		397	1		1	10 046	
4 578	104		617				53 904	
1 138	47		345				10 415	
1 130	50		329				12 636	
600	41		248				5 865	
796	59		392				15 242	
1 726	80		461				33 936	
2 948	93		705				26 521	
1 469	56		523				15 150	
805	46		472				11 891	
1 042	43		270				7 779	
1 298	70		524				22 675	
934	53		292				8 585	
3 921	110		729				27 638	
887	49		203				23 583	
1 523	79		885				24 187	
1 787	98		821				42 981	
1 360	58		460				18 633	
903	44		131				17 494	
1 672	96		732				17 281	
1 125	36		119				1 595	
130 463	3 648		25 667	7		7	1 017 807	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部				消 防 団				
	消防本 部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60	933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376
61	933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026 224
62	931	455	1 514	3 152	130 463	3 648	25 667	7	1 017 807

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60	5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311
61	15	—	15	△ 1	2	△ 3	2 977	654	2 323
62(見込)	11	—	11	—	—	—	2 988	654	2 334

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災		
						防 災 訓 練	防 災 知識の啓 発	防 火 巡 視
北海道	212	81	949	193 861	9.6	322	311	127
道 森手	67	40	168	76 123	16.3	57	79	45
青 岩手	62	61	391	162 132	38.7	337	366	265
岩 手 城	74	67	2 233	456 463	70.1	1 776	2 184	1 354
宮 田	69	52	1 627	117 577	32.7	1 461	1 426	1 230
秋 山	44	42	754	84 904	25.2	628	589	420
山 福	90	77	837	225 542	38.3	478	677	577
茨 城	92	32	494	68 346	8.7	362	279	272
栃 木	49	23	217	46 145	8.5	182	150	139
群 馬	70	44	403	180 135	32.0	741	219	195
埼 玉	92	47	1 072	560 421	30.6	554	422	363
千 葉	80	34	1 352	394 071	23.8	1 213	1 228	1 014
京 都	64	49	4 933	3 551 044	75.4	4 000	3 349	2 465
神 奈 川	37	37	6 293	2 071 711	78.7	6 260	6 097	1 765
新 潟	112	39	1 385	196 855	28.9	143	187	53
富 山	35	25	312	56 360	18.4	280	119	203
石 川	41	38	1 034	92 779	27.3	528	343	126
福 井	35	28	743	62 491	28.0	413	284	251
山 梨	64	64	2 432	244 301	97.4	2 379	2 098	1 049
長 崎	121	61	1 837	261 613	41.5	1 405	991	511
岐 阜	99	69	2 809	407 300	71.6	1 811	1 532	869
静 岡	75	75	4 935	1 037 389	97.3	4 848	4 689	3 640
愛 知	88	57	4 322	1 307 186	64.6	4 151	3 481	602
三 重	69	55	905	156 858	29.6	492	284	383
滋 賀	50	48	1 351	154 951	47.4	923	860	898
京 都	44	22	492	212 649	23.2	222	206	106
大 阪	44	19	653	325 469	10.9	630	69	56
兵 庫	91	38	1 004	283 876	16.3	768	762	193
和 歌 山	47	19	353	101 643	25.5	87	109	125
鳥 取	50	15	189	18 819	5.5	64	54	14
島 根	39	38	1 046	62 600	34.3	523	241	251
岡 山	59	21	393	34 561	14.5	60	272	105
広 島	78	44	1 010	128 743	21.2	600	501	176
山 口	86	28	1 816	453 286	47.0	1 777	1 772	76
徳 島	56	36	361	69 040	12.9	141	157	57
香 川	50	17	121	10 363	4.0	30	30	20
愛 媛	43	26	241	23 983	7.4	113	33	40
高 知	70	16	158	79 098	15.4	74	73	71
福 岡	53	18	368	27 586	9.2	94	102	90
佐 賀	97	18	321	31 427	2.0	156	118	125
長 崎	49	6	94	18 940	7.6	8	92	7
熊 本	79	28	640	85 465	16.8	308	323	3
大 分	98	24	89	38 508	6.7	22	17	11
宮 崎	58	27	282	57 441	14.3	172	188	145
鹿 児 島	44	32	357	55 487	14.2	67	74	79
沖 縄	96	46	186	48 143	7.3	87	93	74
全 国	3 275	1 787	54 011	14 342 079	36.3	41 266	37 534	20 643

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭62.4.1現在)

災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
	初 期 消 火	負 傷 者 等 の 救 護	住 民 の 難 誘	給 食 給 水	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他
69	99	132	330	332	340	382	471	81		
12	13	9	22	37	30	26	40	7		
161	58	43	101	293	90	127	345	21		
1 100	554	1 025	1 120	1 657	1 223	1 130	2 050	269		
177	195	272	712	1 222	542	729	748	51		
183	1	305	535	652	575	585	519	10		
355	32	342	502	670	538	530	727	4		
238	89	251	301	461	315	347	250	23		
101	98	98	132	165	130	130	132	34		
81	66	44	49	110	52	51	51	2		
211	61	103	362	661	364	366	350	25		
852	512	874	1 206	1 212	1 208	1 220	1 193	463		
670	549	1 881	3 106	3 110	3 115	3 105	2 943	401		
3 597	2 622	2 409	5 948	6 180	6 137	6 148	6 089	1 071		
34	77	36	44	239	84	19	68	2		
42	30	19	34	257	100	124	69	9		
69	51	61	47	544	118	86	88	21		
37	137	197	208	374	208	201	1	137		
1 011	202	1 738	2 191	2 316	2 202	2 330	2 001	325		
589	312	871	1 326	1 379	1 295	1 300	891	347		
522	122	978	1 508	1 686	1 510	1 570	1 531	24		
1 673	526	3 526	4 848	4 848	4 836	4 848	4 538	518		
252	1 456	468	2 932	3 801	3 343	3 723	3 086	1 950		
244	60	311	313	526	320	351	323	20		
184	178	308	106	1 160	316	414	193	24		
107	25	31	85	184	88	91	123	5		
16	22	—	32	55	33	40	31	3		
87	73	279	678	700	679	726	348	52		
145	—	53	14	224	14	66	50	—		
6	1	6	1	63	41	7	46	—		
24	46	155	191	656	185	228	91	3		
69	66	77	78	209	115	186	177	63		
101	21	133	137	604	69	91	161	—		
25	31	15	1 754	1 778	1 715	1 758	16	21		
7	26	14	13	197	81	90	32	10		
6	19	15	9	112	8	10	13	5		
86	19	8	6	141	10	12	3	2		
49	2	3	13	72	60	58	58	75		
15	31	81	73	108	73	146	79	20		
115	44	116	116	136	119	117	118	—		
—	7	88	84	89	86	85	85	4		
283	—	245	287	290	281	295	281	—		
1	5	11	15	27	19	18	10	—		
39	12	151	168	179	88	168	95	—		
44	27	25	149	100	170	175	76	—		
36	25	39	44	84	34	57	47	1		
—	—	—	—	6	—	—	—	—		
13 725	8 602	17 846	31 930	39 906	32 959	34 266	30 637	6 118		

る。

附屬資料19 危 険 物 施

施設 年	合 計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋 内 タンク 貯 蔵 所	地 下 タンク 貯 蔵 所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254
62	620 783	4 657	395 877	63 980	94 334	19 465	122 509

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460
3 435	69 976	22 178	220 249	88 890	2 939	758	1 397	126 265

附属資料20 容量別，都道府県別屋外

都道府県	容量		合計	1000kl未満の屋外	1000kl以上の屋外
				タンク貯蔵所	タンク貯蔵所
1	北海道	北青森	4 298	3 550	748
2		岩手	969	762	207
3		宮城	774	742	32
4		秋田	1 136	946	190
5		山形	938	830	108
6		福島	798	760	38
7		茨城	1 580	1 439	141
8		栃木	3 355	3 089	266
9		群馬	1 608	1 583	25
10		埼玉県	2 407	2 388	19
11		千葉県	2 306	2 269	37
12		東京都	5 811	4 774	1 037
13		神奈川県	1 505	1 410	95
14		新潟	5 800	4 484	1 316
15		富山	2 723	2 469	254
16		石川	1 524	1 421	103
17		福井	945	880	65
18		山梨	858	772	86
19		長野	466	457	9
20		岐阜	2 117	2 094	23
21		静岡県	2 255	2 245	10
22		愛知県	3 866	3 649	217
23		三重	6 442	5 780	662
24		滋賀	3 728	3 301	427
25		京都	1 255	1 242	13
26		大阪	579	548	31
27		兵庫県	4 095	3 535	560
28		徳島	4 654	4 121	533
29		香川	359	359	—
30		愛媛	1 560	1 214	346
31		高松	360	330	30
32		鳥取	700	688	12
33		岡山	2 993	2 441	552
34		広島	2 030	1 860	170
35		山口	3 083	2 404	679
36		徳島	652	624	28
37		香川	829	703	126
38		愛媛	1 668	1 357	311
39		高松	547	510	37
40		福井	3 383	3 097	286
41		佐賀	614	600	14
42		長崎	1 063	967	96
43		熊本	1 031	971	60
44		大分	1 323	1 123	200
45		宮崎	816	761	55
46		鹿児島	1 700	1 599	101
47		沖縄	831	616	215
計			94 334	83 764	10 570
構成比 (%)			100.0	88.8	11.2

タンク貯蔵所の施設数

(昭62.3.31現在)

左 の 内 訳					
1000kl ~5000kl	5000kl ~10000kl	10000kl ~50000kl	50000kl ~100000kl	100000kl以上	
392	123	125	18	90	
125	20	11	—	51	
24	8	—	—	—	
103	24	46	17	—	
74	5	15	—	14	
27	6	5	—	—	
93	14	18	12	4	
118	36	73	17	22	
25	—	—	—	—	
19	—	—	—	—	
35	2	—	—	—	
448	295	168	106	20	
81	2	12	—	—	
627	315	296	74	4	
148	40	47	13	6	
61	9	26	7	—	
48	17	—	—	—	
50	2	—	4	30	
9	—	—	—	—	
23	—	—	—	—	
10	—	—	—	—	
181	27	4	5	—	
315	160	133	40	14	
235	65	89	26	12	
13	—	—	—	—	
29	2	—	—	—	
243	129	153	30	5	
278	131	108	16	—	
—	—	—	—	—	
151	71	85	24	15	
27	3	—	—	—	
12	—	—	—	—	
292	105	123	17	15	
122	17	19	12	—	
292	145	182	45	15	
16	—	12	—	—	
37	53	29	—	7	
155	94	49	9	4	
37	—	—	—	—	
227	37	14	—	8	
11	—	—	3	—	
66	19	6	—	5	
58	1	1	—	—	
79	52	55	10	4	
52	3	—	—	—	
40	1	4	2	54	
51	34	47	23	60	
5 559	2 067	1 955	530	459	
5.9	2.2	2.1	0.5	0.5	

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区域

区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高压ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1 釧路小	773	7(1)	2	32	143
	2 苫小牧	19 824	12(5)	6	1 043	4 415
	3 室蘭	7 231	2(2)	9	207	24 097
	4 上磯	495	2(—)	1	69	12
青森	4-2 むつ小川	2 508	2(—)	—	621	—
	5 青森	123	5(—)	—	18	—
	6 八戸	1 251	9(2)	7	52	318
宮城	7 塩釜	297	8(5)	3	26	709
	8 仙台	4 598	3(1)	5	276	3 707
秋田	9 男鹿	1 040	1(1)	1	65	3
	10 秋田	1 699	8(—)	7	56	187
山形	11 酒田	3 165	5(—)	3	27	17
福島	11-2 広野	1 099	1(—)	—	22	—
	12 いわき	7 435	11(2)	9	184	918
茨城	13 鹿島臨海	23 835	12(10)	10	711	24 096
千葉	14 京葉臨海北部	2 587	10(1)	4	55	851
	15 京葉臨海中部	44 660	38(27)	33	2 120	158 516
	16 京葉臨海南部	12 512	3(2)	1	16	1 626
東京	17 豊洲	891	3(—)	1	27	—
	18 品川・大井	322	3(—)	—	15	—
神奈川	19 京浜臨海	34 278	54(29)	48	1 422	103 432
	20 根岸臨海	6 340	4(2)	6	493	31 792
	21 新横浜	708	1(—)	—	58	—
新潟	22 新潟東西	18 551	9(3)	4	234	11 462
	23 新潟津	6 975	5(3)	8	158	8 275
	24 直江津	2 723	4(—)	2	12	57
富山	25 富山	754	2(1)	3	119	384
	26 新伏木	447	1(—)	—	25	—
	27 伏木	171	4(—)	1	12	89
	28 婦木	571	1(1)	—	1	4 560
石川	29 金沢港北	341	6(—)	4	28	481
福井	30 福井臨海	2 633	7(—)	1	410	—
静岡	31 清水	1 138	4(1)	8	77	1 081
愛知	32 渥美	1 079	1(—)	—	115	—
	33 蒲衣	168	3(—)	2	18	199
	34 名古屋港臨海	8 914	4(1)	8	34	1 555
	35 名古屋港臨海	25 712	32(10)	25	966	44 498
三重	36 四日市臨海	10 745	19(16)	21	730	65 265
	37 尾鷲	797	2(1)	1	78	36
大阪	38 大阪北港	4 470	10(1)	17	73	1 160
	39 堺北臨海	18 180	21(11)	28	676	105 229
	40 岬	557	2(2)	—	29	3

(注) 第一種事業所欄の()は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭62.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポン プ自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	イン ス 張 (張)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	—	2	91.0	5 780	2	—	—
6	1	5	5	171.0	11 100	2	2	—
3	2	2	9	160.0	3 520	2	1	—
2	2	2	2	94.0	2 240	3	—	—
2	2	2	3	227.0	2 400	1	1	1
1	1	1	—	49.0	3 240	5	—	—
1	1	1	—	148.0	7 360	4	—	—
—	—	—	2	101.0	5 640	14	—	—
2	2	2	3	103.0	5 060	4	1	2
1	1	1	2	32.0	1 720	1	—	—
1	1	1	2	102.0	7 450	2	—	—
1	1	1	2	49.0	3 840	1	—	—
1	1	1	—	38.0	2 200	1	1	—
2	2	2	7	266.0	7 460	1	1	—
5	4	3	18	218.0	11 620	3	1	1
2	2	2	1	151.0	6 510	5	—	—
25	10	16	41	672.0	34 800	10	1	1
1	1	1	2	37.0	2 700	1	—	—
2	1	1	—	73.0	4 400	3	—	—
1	1	1	1	34.0	2 700	2	—	—
20	10	10	34	713.0	46 240	8	1	1
6	5	5	7	121.0	9 730	4	1	1
1	1	1	—	11.0	1 620	1	—	—
2	2	2	1	112.0	8 870	1	1	—
5	2	2	1	164.0	4 780	3	—	1
—	—	—	7	52.0	3 000	1	—	—
2	1	1	1	67.8	3 160	1	1	—
1	1	1	1	19.0	1 620	1	—	—
—	—	—	2	75.0	2 700	1	—	—
—	—	—	2	7.0	—	—	—	—
1	1	1	—	76.0	4 140	1	—	—
2	2	2	3	154.0	10 760	3	2	1
2	1	1	1	122.0	5 400	2	—	—
1	1	1	—	14.0	2 160	1	1	—
1	1	1	—	34.0	2 160	4	—	—
1	1	1	6	36.0	4 620	5	—	1
10	8	8	21	433.0	29 875	12	2	—
4	4	4	19	946.0	19 391	1	2	5
1	1	1	4	128.0	6 960	3	2	2
2	1	1	10	174.0	8 000	1	—	—
12	8	9	24	468.0	25 320	10	1	—
1	1	1	—	32.0	2 280	1	—	—

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
兵庫	41	尼崎	4 309	6(3)	13	45	543
	42	神戸	2 851	10(3)	6	108	2 589
	43	東播磨	11 376	6(4)	10	60	5 905
	44	姫路臨海	18 600	10(9)	9	389	15 768
	44-2	赤穂	533	1(1)	—	24	4
和歌山	45	和歌山北部臨海	5 083	3(2)	—	13	3 234
	46	和歌山北部臨海中部	1 491	3(3)	—	94	600
	47	和歌山北部臨海南部	3 071	3(1)	—	595	11 551
	47-2	御坊	350	1(1)	—	34	3
岡山	48	水島臨海	25 580	15(14)	10	974	94 603
広島・岡山	49	福山・笠岡	10 504	4(2)	2	24	5 342
	50	江田	186	1(—)	1	21	—
広島	51	能美	394	1(—)	—	84	—
山口・広島	52	岩国・大竹	5 019	6(5)	7	241	16 741
山口	53	下徳山	2 699	2(1)	3	133	136
	54	山・新南陽	8 125	9(9)	10	417	68 819
	55	宇小野	4 726	5(4)	7	20	12 520
	56	彦野	1 929	1(1)	—	464	7 648
	57	小彦	124	3(—)	—	26	—
徳島	58	阿南	800	1(—)	1	25	16
香川	59	番の州	4 225	3(2)	1	335	10 628
愛媛	60	新居浜	4 440	5(3)	5	20	5 040
	61	上波	112	1(—)	—	26	—
	61-2	波菊	299	1(1)	—	35	5 287
	62	松方	565	2(1)	—	159	1 237
	63	松方	2 496	4(3)	1	122	9 471
福岡	63-2	豊前	465	1(1)	—	18	1
	64	北九州	1 043	1(—)	3	3	0
	65	北九州	23 594	16(8)	15	81	19 980
	66	福岡	455	9(1)	15	29	634
佐賀	67	唐津	336	3(1)	1	20	857
長崎	68	相浦	239	1(1)	—	19	1
	69	長崎	170	6(—)	3	14	91
熊本	70	八代	156	6(—)	—	13	—
大分	71	大分	10 649	10(9)	4	325	37 814
鹿児島	71-2	川内	437	2(2)	1	13	475
	72	喜入	1 922	1(—)	—	884	—
沖縄	73	平座	4 102	3(1)	—	784	6 004
	74	安泊	186	1(1)	—	27	501
	75	小覇	818	1(1)	—	197	1 661
合	計	447 056	509(240)	417	18 325	944 877	

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭62. 4. 1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	その 他の 消防ボ ンプ自 動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	イン ス張 展(隻)	油回収 船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	1	8	70.0	5 550	5	—	—
2	2	3	6	126.0	11 840	5	—	—
1	2	1	18	62.0	8 860	9	—	—
4	5	4	19	243.0	15 230	11	1	—
1	1	1	—	17.0	1 620	1	—	—
1	1	—	9	52.0	5 240	4	1	2
2	2	2	4	88.0	6 340	4	—	—
5	5	5	2	231.0	7 800	3	2	—
1	1	1	—	17.0	1 800	2	—	—
4	5	7	32	303.0	25 340	14	2	—
—	—	1	7	68.0	4 360	6	—	—
2	2	2	—	40.0	3 970	5	—	—
1	1	1	—	37.0	4 420	3	—	—
1	1	3	23	239.0	12 200	5	1	—
2	1	1	2	95.0	3 780	1	1	—
9	2	2	18	306.0	10 800	9	1	—
1	1	1	7	44.0	4 300	1	—	—
2	2	2	2	103.0	2 190	1	1	1
—	—	—	—	44.0	3 240	2	—	—
1	1	1	—	19.0	2 380	2	1	—
3	3	3	4	120.0	11 520	6	1	—
2	1	1	4	75.0	4 000	1	—	—
1	1	1	—	16.0	1 820	1	—	—
1	1	1	—	44.0	3 320	3	—	—
2	2	2	1	32.0	2 200	4	1	1
2	1	1	6	96.0	5 400	4	1	—
1	1	1	—	12.0	2 140	1	—	—
—	—	—	3	27.0	1 920	2	—	—
3	4	3	12	166.0	14 820	8	—	—
2	1	2	—	119.0	7 590	1	—	—
1	1	1	4	20.0	3 320	2	—	—
1	1	1	—	15.0	1 620	1	—	—
—	—	—	1	73.0	3 840	5	—	—
1	1	1	—	61.0	3 780	1	—	—
4	4	4	11	227.0	8 280	5	1	—
1	1	1	—	20.0	1 620	1	—	—
2	2	2	2	167.0	8 340	4	3	5
2	2	3	7	68.0	5 610	4	2	6
1	1	1	—	30.0	1 840	1	1	1
2	2	2	3	30.0	2 400	1	1	1
208	155	168	461	10 396.8	571 166	281	45	34

附属資料22 都道府県別救急

区分 都道府県	市町 村数	人口 (昭和60年国勢 調査)	救急業務実施市町村 ^①	
			市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)
北海道	212	5 679 439	212	5 679 439
青森	67	1 524 448	67	1 524 448
岩手	62	1 433 611	62	1 433 611
宮城	74	2 176 295	74	2 176 295
秋田	69	1 254 032	69	1 254 032
山形	44	1 261 662	44	1 261 662
福島	90	2 080 304	90	2 080 304
茨城	92	2 725 005	91	2 722 210
栃木	49	1 866 066	49	1 866 066
群馬	70	1 921 259	70	1 921 259
埼玉	92	5 863 678	90	5 857 291
千代田	80	5 148 163	74	5 065 322
東京	42	11 829 363	36	11 820 344
神奈川	37	7 431 974	37	7 431 974
新潟	112	2 478 470	106	2 415 503
富山	35	1 118 369	32	1 113 386
石川	41	1 152 325	37	1 108 993
福井	35	817 633	35	817 633
山梨	64	832 832	64	832 832
長野	121	2 136 927	94	1 988 034
岐阜	99	2 028 536	88	1 999 793
静岡	75	3 574 692	67	3 526 968
愛知	88	6 455 172	77	6 389 920
三重	69	1 747 311	51	1 603 868
滋賀	50	1 155 844	50	1 155 844
京都	44	2 586 574	36	2 497 771
大阪	44	8 668 095	39	8 597 470
兵庫	91	5 278 050	89	5 254 265
奈良	47	1 304 866	36	1 236 347
和歌山	50	1 087 206	39	1 039 117
鳥取	39	616 024	39	616 024
島根	59	794 629	49	739 530
岡山	78	1 916 906	75	1 891 080
広島	86	2 819 200	67	2 687 397
山口	56	1 601 627	53	1 580 923
徳島	50	834 889	36	774 379
香川	43	1 022 569	42	1 017 535
愛媛	70	1 529 983	69	1 520 800
高松	53	839 784	52	835 076
福岡	97	4 719 259	97	4 719 259
佐賀	49	880 013	49	880 013
長門	79	1 593 968	78	1 591 740
熊野	98	1 837 747	98	1 837 747
大分	58	1 250 214	58	1 250 214
宮崎	44	1 175 543	31	1 099 709
鹿児島	96	1 819 270	80	1 718 010
沖縄	53	1 179 097	41	1 158 248
合計	3 253	121 048 923	3 019	119 589 685

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年増減率 $\frac{③-②}{②} \times 100$ (%)	①内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)
市町村数 (%)	人口 (%)	60年中 ^② (件)	61年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	103 209	102 823	△ 0.4	181
100.0	100.0	23 444	23 289	△ 0.7	153
100.0	100.0	21 118	20 573	△ 2.6	144
100.0	100.0	28 625	29 722	△ 3.8	137
100.0	100.0	15 733	15 416	△ 2.0	123
100.0	100.0	17 078	17 307	△ 1.3	137
100.0	100.0	33 208	33 496	△ 0.9	161
98.9	99.9	46 203	45 020	△ 2.6	165
100.0	100.0	29 489	30 137	△ 2.2	162
100.0	100.0	32 802	33 023	△ 0.7	172
97.8	99.9	107 365	107 888	△ 0.5	184
92.5	98.4	100 696	102 080	△ 1.4	202
85.7	99.9	321 443	330 155	△ 2.7	279
100.0	100.0	175 871	178 192	△ 1.3	240
94.6	97.5	38 917	39 171	△ 0.6	162
91.4	99.6	14 403	14 689	△ 2.0	132
90.2	96.2	16 113	15 881	△ 1.4	143
100.0	100.0	12 236	12 316	△ 1.3	151
100.0	100.0	16 981	17 204	△ 1.3	207
77.7	93.0	32 970	33 551	△ 1.8	169
88.9	98.6	32 587	32 915	△ 1.0	165
89.3	98.7	63 548	64 488	△ 1.5	183
87.5	99.0	111 880	111 532	△ 0.3	175
73.9	91.8	27 158	27 160	△ 0.0	169
100.0	100.0	22 287	22 381	△ 0.4	194
81.8	96.6	53 689	54 249	△ 1.0	217
88.6	99.2	220 320	219 101	△ 0.6	255
97.8	99.5	97 260	97 586	△ 0.3	186
80.0	94.7	24 799	25 217	△ 1.7	204
78.0	95.6	22 082	21 987	△ 0.4	212
100.0	100.0	10 025	9 843	△ 1.8	160
83.1	93.1	11 364	11 532	△ 1.5	156
96.2	98.7	31 649	31 875	△ 0.7	169
77.9	95.3	49 882	49 499	△ 0.8	184
94.6	98.7	31 221	30 934	△ 0.9	196
72.0	92.8	14 163	14 091	△ 0.5	182
97.7	99.5	20 358	20 006	△ 1.7	197
98.6	99.4	29 585	29 922	△ 1.1	197
98.1	99.4	18 028	17 936	△ 0.5	215
100.0	100.0	86 149	87 905	△ 2.0	186
100.0	100.0	14 198	14 302	△ 0.7	163
98.7	99.9	25 754	25 870	△ 0.5	163
100.0	100.0	28 356	29 067	△ 2.5	158
100.0	100.0	20 291	20 771	△ 2.4	166
70.5	93.5	17 552	17 663	△ 0.6	161
83.3	94.4	29 760	30 246	△ 1.6	176
77.4	98.2	25 519	25 896	△ 1.5	224
92.8	98.8	2 327 368	2 345 907	△ 0.8	196

附屬資料23 都道府県別事故

都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	950	5	134	16 159	1 865	1 252
青森	197	4	62	4 620	317	251
岩手	146	4	33	4 185	384	257
宮城	333	4	66	6 601	434	253
秋田	26	3	32	2 939	316	202
山形	151	2	33	3 501	370	169
福島	62	2	69	7 439	562	402
茨城県	219	13	108	13 817	807	443
栃木	225	5	24	9 439	484	278
群馬	61	2	21	9 708	688	367
埼玉	819	4	61	29 775	2 187	1 188
千代田	749	3	118	25 341	1 624	874
東京都	2 240	13	210	70 161	4 704	3 081
神奈川県	1 616	4	200	40 706	2 846	1 540
新潟県	96	11	102	9 263	992	402
富山	24	1	32	3 599	412	140
石川	33	3	33	3 872	392	203
福井	27	2	55	3 291	333	157
山梨県	168	1	20	4 455	332	356
長野	159	0	39	7 671	685	510
岐阜	132	0	59	9 735	883	435
静岡県	468	4	160	17 770	1 454	617
愛知県	1 023	0	97	30 438	2 461	963
三重県	40	2	58	7 824	632	293
滋賀県	94	0	43	6 301	654	289
京都府	332	2	47	17 376	765	593
大阪府	2 757	0	98	41 967	3 976	1 595
兵庫県	578	2	128	22 256	1 768	874
奈良県	90	2	10	6 235	573	253
和歌山県	86	1	41	5 329	410	256
鳥取県	84	0	29	2 299	193	132
島根県	15	0	33	2 688	315	173
岡山県	62	3	65	9 625	678	276
広島県	177	2	76	12 244	1 028	508
山口県	156	1	54	6 965	512	340
徳島県	36	0	31	3 800	299	151
香川県	105	0	41	5 619	372	280
愛媛県	133	2	38	7 814	646	383
高知県	128	0	50	3 873	405	184
福岡県	288	3	183	18 578	1 266	735
佐賀県	37	2	41	3 654	244	200
長崎県	36	3	80	4 391	456	265
熊本県	163	1	57	6 910	474	381
大分県	29	1	35	4 470	317	237
宮崎県	126	1	30	4 036	246	237
鹿児島県	255	15	71	5 657	448	365
沖縄県	150	2	83	4 583	306	301
合計	15 881	135	3 190	548 979	42 515	23 641

種別救急出場件数

(昭和61年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	送器材等輸	その他	計
11 825	1 115	1 594	50 689	15 188	282	70	1 695	102 823
2 489	226	314	11 244	3 142	99	48	276	23 289
2 383	177	288	9 993	2 382	66	3	272	20 573
2 816	326	421	13 158	4 411	335	21	543	29 722
1 825	91	247	8 116	1 400	33	2	184	15 416
1 958	131	238	8 952	1 529	101	1	171	17 307
3 899	309	458	16 834	2 884	166	111	299	33 496
4 349	543	669	19 672	3 441	242	69	628	45 020
2 680	286	466	13 169	2 560	129	7	385	30 137
3 436	305	492	14 811	2 684	143	9	296	33 023
11 638	1 672	1 427	49 977	6 062	932	102	2 044	107 888
12 091	1 844	1 205	47 365	8 404	409	186	1 867	102 080
46 349	7 513	3 805	172 602	16 578	594	801	1 504	330 155
22 479	3 035	1 856	88 906	11 441	1 024	305	2 234	178 192
5 119	270	563	17 380	4 264	168	46	495	39 171
1 680	101	172	6 975	1 176	54	30	293	14 689
2 169	151	231	7 404	1 194	33	3	160	15 881
1 682	91	170	5 553	780	48	10	117	12 316
2 098	135	242	7 865	1 122	154	26	230	17 204
4 414	236	386	15 690	2 987	337	39	398	33 551
3 681	266	403	14 123	2 626	98	101	373	32 915
6 812	678	799	29 098	5 446	300	47	835	64 488
11 999	1 547	1 430	50 766	8 279	996	268	1 265	111 532
3 278	301	277	12 365	1 641	79	118	252	27 160
2 847	188	238	10 309	1 230	42	18	128	22 381
6 137	750	729	24 358	2 815	9	2	334	54 249
26 549	6 066	2 684	118 277	12 243	70	152	2 667	219 101
12 232	1 719	1 481	47 872	6 244	444	102	1 886	97 586
3 398	275	303	11 961	1 765	71	6	275	25 217
2 649	274	323	10 255	1 709	73	30	551	21 987
1 153	72	146	4 796	815	11	2	111	9 843
1 492	62	152	5 665	786	23	7	121	11 532
3 794	310	393	13 655	2 655	44	12	303	31 875
6 138	488	590	22 280	5 017	153	104	694	49 499
3 851	414	444	14 119	3 475	155	28	420	30 934
1 535	133	173	6 558	1 147	39	26	163	14 091
2 371	194	232	8 650	1 886	68	28	160	20 006
3 790	352	438	12 877	2 775	94	4	576	29 922
2 586	258	209	8 107	1 863	10	0	263	17 936
9 221	1 276	1 415	42 058	10 835	462	11	1 574	87 905
1 621	142	167	6 092	1 874	89	9	130	14 302
3 045	220	346	12 160	3 899	102	80	787	25 870
3 244	291	391	13 479	3 201	131	13	331	29 067
2 493	187	259	9 087	3 196	170	60	230	20 771
1 712	196	284	7 666	2 756	129	13	231	17 663
3 259	333	418	13 685	4 521	173	11	1 035	30 246
3 369	590	390	13 052	2 527	3	0	540	25 896
281 635	36 139	30 358	1 129 725	190 855	9 387	3 141	30 326	2 345 907

附属資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	238	4	116	20 002	1 825
青森	62	3	48	5 331	308
岩手	40	3	26	4 702	375
宮城	70	3	42	7 275	413
秋田	23	4	21	3 330	314
山形	55	2	30	4 014	363
福島	51	2	61	8 642	544
茨城	106	13	89	16 310	777
栃木	68	6	15	11 034	468
群馬	60	2	12	11 328	674
埼玉	248	3	39	33 699	2 147
千叶	207	4	84	29 560	1 596
東京	899	10	156	74 412	4 659
奈川	329	3	149	45 024	2 775
新潟	75	13	94	10 402	991
富山	24	0	24	4 212	414
石川	34	4	26	4 453	376
福井	27	2	44	3 852	320
山梨	41	0	16	5 157	324
長野	69	0	29	8 919	658
岐阜	82	0	41	11 671	864
静岡	185	6	124	20 182	1 436
愛知	265	0	86	34 812	2 395
三重	43	3	48	9 239	627
滋贺	44	0	38	7 487	650
京都	131	2	42	19 154	754
大阪	511	0	76	44 950	3 871
兵庫	209	2	96	24 857	1 735
奈良	59	2	11	7 202	569
和歌山	32	0	35	5 789	405
鳥取	29	0	25	2 665	191
島根	15	0	25	3 011	303
岡山	70	2	52	10 596	655
広島	95	2	61	13 518	1 001
山口	57	3	38	7 566	499
徳島	15	0	31	4 242	297
香川	49	0	35	6 336	357
愛媛	53	3	30	8 776	642
高松	32	0	39	4 134	398
福井	173	2	129	20 213	1 228
佐賀	36	1	36	4 198	234
長崎	37	3	65	4 658	446
熊本	53	1	46	7 345	455
大分	31	1	23	4 893	307
宮崎	34	1	23	4 359	240
鹿児島	65	28	56	5 992	429
沖縄	27	2	67	4 623	306
合計	5 158	145	2 499	614 126	41 615

種別救急搬送人員

(昭和61年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 270	11 274	1 042	1 237	48 084	16 269	101 361
256	2 391	214	237	10 591	3 289	22 730
255	2 277	168	214	9 493	2 465	20 018
249	2 598	326	324	12 094	4 537	27 931
206	1 748	89	193	7 720	1 467	15 115
171	1 864	130	175	8 451	1 600	16 855
417	3 753	309	355	15 998	3 016	33 148
456	4 191	539	527	18 666	3 634	45 308
307	2 535	287	361	12 300	2 721	30 102
388	3 306	318	403	14 018	2 818	33 327
1 241	11 148	1 652	1 034	47 332	6 751	105 294
922	11 591	1 874	922	45 134	9 304	101 198
3 187	43 141	7 193	2 979	158 445	16 546	311 627
1 616	21 275	2 956	1 400	82 706	12 428	170 661
429	4 910	269	411	16 443	4 629	38 666
152	1 621	105	127	6 637	1 231	14 547
206	2 071	143	160	7 006	1 254	15 733
158	1 608	85	126	5 224	810	12 256
361	1 987	127	198	7 210	1 247	16 668
524	4 242	234	276	14 686	3 256	32 893
478	3 534	266	334	13 381	2 775	33 426
637	6 540	689	630	27 424	5 942	63 795
1 010	11 394	1 509	1 007	46 802	8 679	107 959
306	3 163	303	233	11 741	1 709	27 415
314	2 764	189	167	9 838	1 299	22 790
609	5 863	758	613	22 821	2 947	53 694
1 650	24 742	5 900	2 107	110 615	12 796	207 218
926	11 428	1 736	1 111	44 797	6 668	93 565
265	3 298	286	251	11 403	1 967	25 313
268	2 531	256	266	9 651	1 893	21 126
137	1 084	71	124	4 544	830	9 700
174	1 447	59	120	5 362	831	11 347
288	3 667	302	326	13 000	2 794	31 752
535	5 913	489	462	21 115	5 139	48 330
347	3 654	399	330	13 396	3 627	29 916
174	1 466	143	134	6 211	1 203	13 916
327	2 283	194	198	8 303	1 936	20 018
412	3 641	365	370	12 227	3 068	29 587
186	2 464	242	167	7 682	1 977	17 321
763	8 569	1 179	1 061	39 009	11 416	83 742
208	1 517	142	131	5 655	1 925	14 083
267	2 887	209	258	11 321	4 509	24 660
399	3 017	278	289	12 453	3 255	27 591
255	2 368	174	188	8 408	3 267	19 915
241	1 564	191	201	7 046	2 910	16 810
362	3 021	317	303	12 580	5 289	28 442
305	3 137	531	331	12 318	2 869	24 516
24 614	266 487	35 237	23 371	1 057 341	202 792	2 273 385

附属資料25 都道府県別経営主体別救

区分 都道府県	病 院	診 療 所	計	国 及	
				病	
				国	国に準ずるもの
北海道	241	129	370	7	2
青森	59	36	95	2	—
岩手	62	10	72	1	—
宮城	38	14	52	2	—
秋田	30	2	32	1	1
山形	21	8	29	—	—
福島	46	—	46	1	—
茨城	102	35	137	3	—
栃木	67	60	127	2	—
群馬	64	57	121	3	—
埼玉	183	54	237	3	—
千葉	132	39	171	5	1
東京都	406	109	515	9	1
神奈川県	172	75	247	5	—
新潟	55	35	90	2	—
富山	61	43	104	—	—
石川	68	48	116	3	—
福井	52	29	81	2	—
山梨	31	39	70	1	—
長野	92	36	128	4	—
岐阜	74	29	103	—	—
静岡県	86	211	297	7	—
愛知県	256	187	443	4	—
三重	71	35	106	4	—
滋賀	26	1	27	1	—
京都	97	3	100	4	—
大阪	209	11	220	4	—
兵庫県	141	37	178	5	—
奈良	33	2	35	1	—
和歌山	48	24	72	1	1
鳥取	19	7	26	2	1
島根	22	4	26	2	—
岡山	80	11	91	3	1
広島	118	103	221	5	1
山口	66	32	98	5	—
徳島	43	5	48	1	—
香川	52	41	93	1	—
愛媛	44	4	48	1	1
高知	31	9	40	1	—
福井	89	37	126	5	—
佐賀	32	19	51	3	—
長崎	46	—	46	5	—
熊本	68	38	106	3	—
大分	42	8	50	3	—
宮崎	49	2	51	1	—
鹿児島	110	63	173	3	—
沖縄	13	—	13	1	—
計	3 947	1 781	5 728	132	10

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭62.4.1現在)

地区 公共 団 体	公 的 等			私 的		
	院	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
68	25	—	102	139	129	268
27	1	1	31	29	35	64
37	3	—	41	21	10	31
16	2	1	21	18	13	31
9	10	—	21	9	2	11
10	2	—	12	9	8	17
7	5	—	13	33	—	33
6	9	—	18	84	35	119
2	11	—	15	52	60	112
9	5	—	17	47	57	104
10	8	—	21	162	54	216
24	3	—	33	99	39	138
19	10	—	39	367	109	476
15	16	—	36	136	75	211
15	10	—	27	28	35	63
11	6	—	17	44	43	87
16	3	—	22	46	48	94
5	2	—	9	43	29	72
9	6	1	17	15	38	53
21	15	1	41	52	35	87
15	9	—	24	50	29	79
20	13	—	40	46	211	257
28	17	—	49	207	187	394
13	9	—	26	45	35	80
8	7	—	16	10	7	11
14	6	—	24	73	3	76
10	7	—	21	188	11	199
24	6	—	35	106	37	143
8	4	—	13	20	2	22
9	3	—	14	34	24	58
7	3	—	13	6	7	13
6	5	—	13	9	4	13
12	2	—	18	62	11	73
17	6	1	30	89	102	191
13	8	—	26	40	32	72
6	6	—	13	30	5	35
11	6	—	18	34	41	75
7	5	—	14	30	4	34
6	3	—	10	21	9	30
7	5	—	17	72	37	109
7	3	—	13	19	19	38
16	2	—	23	23	—	23
8	7	—	18	50	38	88
5	2	—	10	32	8	40
17	2	—	20	29	2	31
9	2	—	14	96	63	159
7	1	—	9	4	—	4
646	301	5	1 094	2 858	1 776	4 634

附屬資料26 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	428	59	373	436	37	19	11	7	29	26
青森	9	11	63	74	10	7	3	1	4	4
岩手	112	16	59	66	10	4	1	1	2	1
宮城	120	10	146	200	21	13	184	730	10	22
秋田	28	2	53	70	10	6	1	—	2	4
山形	12	9	78	96	5	6	1	2	6	6
福島	8	8	146	178	12	10	43	769	10	21
茨城	51	8	172	203	24	26	63	1 219	7	10
栃木	58	10	144	182	6	4	18	140	9	9
群馬	15	8	106	141	17	13	16	1	11	11
埼玉	142	16	370	442	32	20	21	111	29	40
千葉	249	54	367	470	32	23	5	109	20	22
東京都	892	107	968	1 680	61	57	4	5	110	184
神奈川県	438	150	337	438	60	57	6	37	46	56
新潟	39	7	132	156	17	8	5	37	18	33
富山	22	6	62	75	4	6	—	—	7	9
石川	12	4	67	83	3	3	—	—	7	7
福井	32	9	75	127	4	3	—	—	10	9
山梨	47	2	93	98	2	3	—	—	1	1
長野	18	5	118	152	6	10	—	—	13	13
岐阜	41	15	148	320	23	14	1	1	12	12
静岡県	88	14	270	350	39	48	5	14	19	21
愛知県	296	38	351	421	30	24	—	—	34	45
三重	72	12	147	193	18	14	1	1	5	4
滋賀	12	3	95	112	1	1	—	—	4	5
京都	91	7	137	160	18	19	1	—	15	16
大阪	860	107	313	371	43	48	—	—	51	80
兵庫県	339	51	291	385	22	16	—	—	30	40
奈良	19	10	265	323	3	2	3	6	6	18
和歌山	41	5	106	131	20	19	1	—	7	7
鳥取	34	7	38	42	1	1	—	—	4	4
島根	3	2	74	91	2	1	—	—	8	11
岡山	74	11	171	208	11	6	2	3	10	10
広島	94	14	183	211	25	18	—	—	12	13
山口	120	14	107	136	21	24	—	—	12	17
徳島	11	1	22	29	5	12	3	7	5	7
香川県	34	4	78	101	9	7	—	—	4	3
愛媛	47	15	82	96	9	5	1	1	6	6
高知県	1	—	43	53	12	11	—	—	1	1
福岡	146	36	271	398	65	50	3	2	32	40
佐賀	2	1	58	66	6	3	—	—	4	4
長門	25	2	70	90	7	7	3	4	7	9
熊野	121	2	89	107	13	9	—	—	10	11
大分	26	8	83	123	9	9	—	—	6	7
宮崎	1	2	64	72	11	9	—	—	4	3
鹿児島	36	11	89	102	20	33	15	7	7	7
沖縄	4	4	43	47	16	12	3	3	4	15
計	5 370	897	7 617	10 105	832	720	424	3 218	670	904

動件数及び救助人員

(昭和61年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
24	19	142	19	1	2	128	104	1 173	691
2	2	2	2	—	—	13	11	106	112
1	1	—	—	—	—	10	10	195	99
5	4	30	20	1	2	69	62	586	1 063
—	—	3	3	—	—	7	4	104	89
—	—	1	1	—	—	15	15	118	135
2	2	—	—	1	1	20	22	242	1 011
6	6	—	—	—	—	23	25	346	1 497
2	2	2	8	—	—	20	25	259	380
5	5	9	—	—	—	20	15	199	194
27	27	6	9	—	—	79	72	706	737
22	23	14	15	—	—	77	78	786	794
382	419	37	51	—	—	279	289	2 733	2 792
45	46	8	5	2	5	99	97	1 041	891
3	3	1	2	—	—	52	46	267	292
1	1	1	1	—	—	12	11	109	109
2	2	3	5	—	—	8	8	102	112
3	4	6	6	—	—	12	13	142	171
—	—	4	—	1	2	27	27	175	133
1	3	—	—	—	—	24	22	180	205
2	2	—	—	2	1	20	21	249	386
5	4	15	12	1	2	67	66	509	531
18	18	22	24	2	5	48	44	801	619
4	4	1	—	—	—	20	20	268	248
4	4	1	1	—	—	12	9	129	135
14	15	1	1	1	3	59	70	337	291
78	81	31	44	4	6	120	103	1 500	840
49	50	8	8	—	—	81	86	820	636
1	2	1	1	—	—	88	86	386	448
6	6	—	—	—	—	36	37	217	205
—	—	1	1	—	—	2	2	80	57
1	1	—	—	—	—	9	10	97	116
2	2	2	1	1	1	14	15	287	257
5	4	2	2	—	—	51	41	372	303
4	4	6	5	1	—	24	18	295	218
3	3	—	—	—	—	10	20	59	79
3	3	—	—	1	—	4	4	133	122
3	3	3	3	—	—	36	26	187	155
2	2	1	1	1	1	16	15	77	84
17	18	7	4	2	4	89	93	632	645
2	2	—	—	—	—	12	9	84	85
7	5	2	3	—	—	29	33	150	153
4	9	2	8	1	1	26	24	266	171
2	2	1	1	—	—	18	18	145	168
4	4	—	—	—	—	13	13	97	103
1	1	12	12	—	—	54	58	234	231
4	4	1	1	—	—	24	39	99	125
778	822	389	280	23	36	1 976	1 936	18 079	18 918

附属資料27 1986年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
ソウル (大韓民国)	605	980	2 683	3 190
東京(23区) (日本)	598	822	17 949	5 405
ロンドン (イギリス)	1 606	678	8 401	46 057
ホンコン (イギリス)	1 070	559	7 151	11 373
横浜 (日本)	431	301	3 009	1 048
グレーター・マンチェスター (イギリス)	1 282	260	2 834	23 075
大阪 (日本)	213	254	3 553	1 604
名古屋 (日本)	328	208	2 274	1 234
ベルリン (西ドイツ)	480	186	3 161	6 239
ヒューストン (アメリカ)	1 501	170	3 177	29 874
リバプール (イギリス)	671	160	1 845	18 092
札幌 (日本)	1 118	153	1 598	513
エセックス (イギリス)	3 671	151	1 305	15 688
ケンブリッジ (イギリス)	3 792	150	1 096	5 701
東京都 (日本)	611	147	1 753	221
仁川 (大韓民国)	207	144	375	360
神戸 (日本)	544	140	1 237	873
福岡 (日本)	337	113	938	456
川崎 (日本)	136	108	1 384	417
北九州 (日本)	481	105	907	414
広島 (日本)	737	102	1 075	623
モントリオール (カナダ)	192	102	1 910	4 324
ハートフォードシャー (イギリス)	1 634	98	866	3 912
ケルン (西ドイツ)	405	97	852	3 069
ダラス (アメリカ)	979	94	1 779	11 506
ブリスベーン (オーストラリア)	1 220	73	725	2 716
フランクフルト (西ドイツ)	241	62	932	2 184
ロッテルダム (オランダ)	273	57	490	2 462
エドモントン (カナダ)	681	57	932	2 631
シアトル (アメリカ)	236	50	983	3 664
バンクーバー (カナダ)	114	43	832	1 299
ハミルトン (カナダ)	140	31	452	1 547

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都 市 の 火 災 状 況

出火率 (人口1万人 当たり) の 出火件数	死者数 (人)	人口100万 人当りの 死者数 (人)	死者1人当 りの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
3.3	117	11.9	27.3	電 気	油 脂	た ば こ
6.6	106	12.9	51.0	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
67.9	125	18.4	368.4	—	—	—
20.3	45	8.1	252.7	た ば こ	電 気 故 障	調 理 過 熱
3.5	32	10.6	32.8	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
88.8	67	25.8	344.4	子供の火遊 び	マ ッ チ	た ば こ
6.3	56	22.0	28.6	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
5.9	19	9.1	64.9	た ば こ	放火(疑含)	火 遊 び
33.5	36	19.4	173.3	マ ッ チ	電 気 こんろ	可 燃 物
175.7	48	28.2	622.3	放 火	機 器 故 障	電 気 短 絡
113.1	35	21.9	516.9	放火(疑含)	調 理 過 熱	電 気 故 障
3.4	31	20.2	16.5	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
103.9	22	14.6	713.1	—	—	—
38.0	31	20.7	183.9	放火(疑含)	電 気 故 障	石 油 類
1.5	14	9.5	15.8	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
2.5	19	13.2	18.9	電 気	火 遊 び	た ば こ
6.2	29	20.7	30.1	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
4.0	22	19.5	20.7	放火(疑含)	こ ん ろ	ス ト ー プ
3.9	14	13.0	29.8	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
3.9	25	23.8	16.6	放火(疑含)	こ ん ろ	た ば こ
6.1	23	22.5	27.1	放火(疑含)	こ ん ろ	火 遊 び
42.4	39	38.2	110.9	放火(疑含)	調 理 過 熱	電 気
39.9	6	6.1	652.0	—	—	—
31.6	7	7.2	438.4	放 火	不 注 意	電 気
122.4	35	37.2	328.7	放 火	火 遊 び	機 器 故 障
37.2	32	43.8	84.9	火気設備以 外	マ ッ チ	火 気 設 備 (不明含む)
35.2	7	11.3	312.0	不 注 意	機 器 故 障	放 火
43.2	8	14.0	307.8	子供の火遊 び	不 明	電 気
46.2	10	17.5	263.1	放 火	ガソリン洩れ	電 気 機 器
73.3	13	26.0	281.8	機 器 故 障	火 気 の 取 扱 不 適	放 火 の 疑 い
30.2	7	16.3	185.6	機 械 ・ 電 気 の 故 障	放 火	た ば こ
49.9	12	38.7	128.9	機 械 ・ 電 気 の 故 障	火 気 の 取 扱 不 適	不 慮 の 出 火